

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年6月29日

【事業年度】

自 2017年1月2日 至 2017年12月31日

【会社名】

ジョンソン・エンド・ジョンソン
(Johnson & Johnson)

【代表者の役職氏名】

アシスタント・ジェネラル・カウンセル兼会社秘書役
(Assistant General Counsel & Corporate Secretary)
トーマス・J・スペルマン3世
(Thomas J. Spellman)

【本店の所在の場所】

アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933
ニューブランズウィック
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, New Jersey
08933, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 安部健介

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】

03-6213-8124

【事務連絡者氏名】

弁護士 峯岸健太郎
弁護士 中条咲耶子
弁護士 森田理早

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】

03-6213-8124

【縦覧に供する場所】

該当なし

第一部 【企業情報】

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「ジョンソン・エンド・ジョンソン」は、文脈に応じてジョンソン・エンド・ジョンソン、又はジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社を指す。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「米ドル」、「ドル」、「U.S.\$」又は「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を表している。株式会社三菱UFJ銀行の2018年6月1日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は1米ドル=108.94円であった。本書において記載されている米ドル金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

2017年6月30日提出の有価証券報告書の記載から変更された箇所は下線が付されている。

- (注) 本項における変更は、本項の記載を明確にするため又は関連する法律又は規則により沿う記載とするためになされている。

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社は、ニュージャージー州事業会社法(New Jersey Business Corporation Act)(以下「事業会社法」という。)に基づく会社として設立され、事業会社法の規定に従う。以下は、事業会社法の一定の規定を要約したものである。当該法律上、かかる規定の一部の適用は、当社の基本定款又は付属定款の規定により修正されることがある。この概要は、包括的又は完全なものとなるものではなく、当該法律上の一定の事項のみをカバーするものである。当社についてこれが当てはまる範囲で、後記「(2) 提出会社の定款等に規定する制度」においてこれを説明する。さらに、ニューヨーク証券取引所及び米国連邦証券取引委員会(以下「証券取引委員会」又は「SEC」ということがある。)の関連する一定の規則について以下に要約又は引用する。

()活動範囲及び有効期間

事業会社法に基づき設立された会社の有効期間は、その基本定款に別段の記載がない限り、永久であり、かかる会社は、一般的に、その会社の目的を促進するあらゆる合法的な事業活動に従事することができる。さらに、ニュージャージー州の会社は、一定の制限(自己株式の取得により会社は支払不能に陥ってはならないという制限を含む。)に従い、自己株式を自由に取得、保有及び処分することができる。

()基本定款及び付属定款

(A) 基本定款

事業会社法に基づき設立された会社は、その授權株式の数及び種類等の一定の基本的な事項をその基本定款に規定しなければならない。基本定款には、会社の事業経営及び業務遂行又は会社、その取締役及び株主の権限の設定、規定、制限若しくは管理に関して、事業会社法その他ニュージャージー州の法律に反しない多くの追加的な事項を規定することができる。基本定款の修正は、通常、修正部分のみを規定した「修正定款条項」によってなされる。しかし、取締役会は随時、従前組み込まれていなかった修正定款条項を、「書換済基本定款」という単一の更新された基本定款に組み込むことができる。

(B) 付属定款

基本定款に加え、会社はまた、付属定款を定めなければならない。付属定款には、会社の事業遂行並びにその株主、取締役及び役員の権利、権限、義務及び役割に関し、望ましいと考えられる全ての事項を規定することができる。但し、それらは基本定款及び適用ある法律の規定に合致するものでなければならない。

()株主総会

(A) 定時総会及び臨時総会

定時株主総会は、年に1度、付属定款に規定される時、又は付属定款において付与される権限に基づき取締役会が決定する時に開催しなければならない。さらに、社長若しくは取締役会又は基本定款若しくは付属定款に規定されるその他の役員、取締役若しくは株主は、臨時株主総会を随時招集することができる。株主総会は、付属定款の規定に従い、ニュージャージー州内外のいずれかの場所において開催される。事業会社法に別段の定めがある場合を除き、各株主総会の日時、場所及び目的に関する書面による通知は、総会で議決権を有する株主名簿上の各株主(かかる招集通知を受領する権利を放棄した株主を除く。)に対し、総会の前10日以上60日以内に送付されなければならない。

(B) 議決権を有する株主

個別の株主総会において通知する権利又は議決権を有する株主を決定するために、会社は、付属定款において又は取締役会決議により、基準日を定めることができる。基準日は、かかる総会の前10日以上60日以内でなければならない。かかる基準日現在の株主名簿上の株主が議決権を有する。かかる基準日の指定がなされなかった場合、株主総会の招集通知がなされる日の直前の営業日の終了時現在の株主名簿上の株主、又は通知がなされない場合には、株主総会の開催日現在の株主名簿上の株主が議決権を有する。さらに後記の通り基本定款に別段の規定のない限り、各発行済株式は株主総会で提議される各事項につき1議決権を有する。

(C) 定足数

基本定款又は事業会社法の規定による場合を除き、株主総会における法定定足数は、株主総会で議決権の過半数を有する株主の出席(自ら又は代理人による。)により充たされる。定足数要件は、基本定款又は付属定款により一定の範囲内で修正することができる。代理人は株主である必要はない。会社により所有される株式には議決権はなく、定足数要件の決定及び定足数が充たされているか否かの決定においては算入されない。

(D) 株主の承認を必要とする一定の事項

以下の事項は、事業会社法に基づき、株主総会における株主の投票による決定又は承認を必要とする。

- (a) 基本定款又は付属定款に別段の記載がある場合を除き、取締役は、定足数を充たした株主の議決権の相対多数で選任される。基本定款に別段の定めがない限り、累積投票にはよらない。
- (b) 株主の承認を得ることなく取締役会又は登録代理人の行為により行うことができる一定の修正を除き、基本定款の修正は、当該修正に関して議決権を有する株式の株主が投じた議決権の過半数(又は、1969年1月1日以前に設立された会社の場合はかかる議決権の3分の2)による承認が必要である(但し、基本定款においてより高い割合の株主の承認が要求される場合にはかかる割合が要求される。)。
- (c) 付属定款の修正は、かかる権限が基本定款において株主に留保されない限り、取締役会により修正することができる。但し、株主は、取締役会が制定した付属定款を修正又は廃止し、新たな付属定款を制定することができる。
- (d) 吸収合併又は新設合併の計画案は、当該事項に関して議決権を有する株式の株主が投じた議決権の過半数の承認によるものとする。但し、1969年1月1日以前に設立された会社の場合、吸収合併案又は新設合併案は、投じられた議決権の3分の2によって承認されなければならない。
- (e) 通常の営業過程外での会社資産の全部若しくは実質上全部の売却、賃貸その他の処分、又は会社の自発的な解散は、合併と同様の株主による承認が必要である。

(E) 種類別投票

株主による議決に関する上記の一般的な規定にかかわらず、会社が2種類以上の株式を発行している場合、基本定款に規定することにより、1種類を除き全ての種類の議決権を制限することができ、また議題に関して1乃至複数の種類の株式を1つの種類として投票させることも可能である。さらに、基本定款において、特定の議題につき種類別投票を要する旨を規定することができる。この場合、株主全体の承認のみならず、当該種類株主の承認も要求される。基本定款の修正、吸収合併又は新設合併の提案、一定の状況下における株主による取締役の解任、その他一定の行為で、当該種類株主の権利が制限され、又は悪影響を受けることとなる場合には、かかる種類別投票が法律上規定されている。

() 取締役及び取締役会

会社の取締役は、一体として取締役会を構成する。取締役会は、上記の通り必要な株主の承認を得ることを条件に、また、事業会社法又は基本定款に別段の記載がない限り、会社の事業の経営を委ねられている。

(A) 員数

ニュージャージー州法人の取締役会は1名以上の取締役で構成される。取締役会を構成する取締役の数は付属定款又は基本定款により決定することができる。取締役の数は、付属定款又は基本定款の修正により増減することができる。

(B) 選任

取締役は、各定時株主総会(年次株主総会)において選任される。基本定款において、2種類以上の種類株式間での取締役選任権の配分について規定することができる。

(C) 任期

取締役の任期は、その者が選任された株主総会から次回の定時株主総会までである。但し、基本定款に規定がある場合には、取締役を、クラスに分割し、各クラスの任期満了を同時とするのではなくその後のいくつかの定時株主総会までとすることができる。

(D) 欠員

基本定款又は付属定款に別段の記載がない限り、任期満了以外により随時発生する取締役の欠員は、在任取締役が取締役会の定足数に満たない場合であっても、在任取締役の過半数の賛成票により、又は唯一の在任取締役により補充することができる。株主により定められた基本定款又は付属定款は、かかる欠員が株主による選任によって補充されることを要求することができる。

(E) 解任

取締役は、正当事由のある場合、株主総会の決議により、又は基本定款若しくは株主により定められた付属定款にその旨の規定がある場合には取締役会により、解任することができる。また、基本定款又は付属定款に別段の記載がある場合を除き、株主は、取締役を正当な事由がなくとも解任することができる。

(F) 定足数

事業又は特定の事業の遂行に関する定足数は、基本定款又は付属定款により加重される場合を除き、取締役会全体の過半数とされる。但し、基本定款又は付属定款において取締役会全体の3分の1以上、過半数未満の定足数を定めることができる。

(G) 委員会

基本定款又は付属定款にその旨の規定がある場合、取締役会は、1名以上の取締役からなる執行委員会又はその他の1以上の委員会に対して権限を委任することができる。但し、かかる委員会に、株主の承認を要する行為を株主に提議する権限、取締役の欠員を補充し又は役員若しくは取締役を解任する権限、付属定款を制定、修正又は廃止する権限、その他一定の事項について行為する権限を委任することはできない。

() 役員

(A) 任命

会社の役員は、社長1名、秘書役1名、財務役1名、会長1名(必要な場合)、副社長若干名及び付属定款に規定される他の役員で構成される。付属定款において別段の定めがない限り、役員は取締役会により選任される。役員が取締役と兼任しなければならないという要件はない。

(B) 解任

取締役会によって選任された各役員は、正当事由の有無を問わず、取締役会によって解任することができる。株主によって選任された役員は、正当事由の有無を問わず、株主の投票によってのみ解任することができる。但し、役員として行為する権限は、正当な理由がある場合には、取締役会によって停止することができる。役員の解任は、当該役員の契約上の権利(もしあれば)に影響を与えないものとする。役員の選任は、それ自体では、契約上の権利を生じさせるものではない。

(C) 権限

会社の内部関係については、会社の役員は、付属定款により、又は付属定款に反しない限りにおいて取締役会により付与された権限及び会社の運営に関する職務を有する。役員に対して与えられる権限は、包括的なものとすることもでき、又は特定事項に限定することもできる。役員に対して与えられる権限は、包括的なものとすることもでき、又は特定事項に限定することもできる。

(D) 義務及び責任

基本定款は、取締役又は役員が、会社又はその株主に対して負う義務の違反に関する損害賠償について、会社又はその株主に対し個人的に責任を負わないこと、又は基本定款に規定される範囲でのみ責任を負うことを規定することができる。但し、かかる規定は、取締役又は役員を、(a)かかる者の会社若しくはその株主に対する忠実義務に違反する作為若しくは不作為、(b)不誠実な作為若しくは不作為若しくは故意の法律違反を含む作為若しくは不作為、又は(c)かかる者に不適切な個人的利益をもたらす作為又は不作為に基づく義務の違反に対する責任から免除するものではない。本項において使用される場合、ある者の忠実義務に違反する作為又は不作為とは、かかる者が重大な利益相反を有する事項に関連して、会社又はその株主の最善の利益に反しているとかかる者が知り又は信じる作為又は不作為をいう。

() 会社の資金調達及び株式に関する事項

(A) 株式の種類

会社は、取締役会の決定により、その基本定款により授權された限度内で株式を発行することができる。基本定款に定めがある場合には、かかる授權株式を複数の種類に分割することができる。かかる種類には、額面株式及び無額面株式、優先株式、会社又は株主の選択にて償還可能な株式並びに他の種類の株式に転換可能な株式が含まれる。基本定款に含まれる制限に従うことを条件として、株式は、取締役会が随時設定し若しくは一般的方式に従って決定される対価、又は取締役が承認する最低対価以上の対価で発行することができる。

(B) 新株引受権及びオプション

株式自体の発行に加え、会社は第三者に対し、取締役会が設定する対価で、かつ、取締役会が設定する要項に従い、会社から株式を買い取る新株引受権を発行することができる。かかる権利の発行は、株式発行に伴って行うことも、又は株式発行とは別個に行うこともできる。取締役会は、詐欺的な行為を行わないことを条件に、かかる権利の要項及びそれにつき受領する対価の決定につき、絶対的裁量を有する。但し、額面株式の買取権は、額面金額未満で行使可能なものであってはならない。

(C) 自己株式

会社を買取又は償還株式の償還を通じて自社株式を再取得した場合、当該株式はかかる再取得により消却されるものとする(但し、取締役会が当該株式を自己株式とすることを決定する場合又は付属定款が当該株式を自己株式とする旨を定める場合はこの限りではない。)。取締役会は、いつでも自己株式を消却することができる。

(D) 株券

2以上の種類の株式を発行することを授權された会社については、株券に一定の法定事項(当該株券の当該種類に関連する権利、優先権及び制限の記載を含む。)を記載することが要求される。

()個別又は少数株主の権利

(A) 配当

配当支払は会社がその通常の営業において期限の到来した負債を支払うことができなくなるであろう場合又は会社の資産の総額が負債の総額より少なくなるであろう場合には行ってはならないという制限に従うことを条件に、配当は、取締役会が決定した時期及び金額により支払われる。現金配当に加え、証券その他の財産による分配が認められている。配当を受領する権利を有する株主を決定する目的上、会社は、付属定款において又は取締役会決議により、配当支払日の前10日以上60日以内の基準日を定めることができる。かかる基準日現在の名簿上の株主が、配当を受領する権利を有する。かかる基準日の指定がなされなかった場合、配当を行うことを決定する取締役会決議が可決された営業日の終了時現在の名簿上の株主が配当を受領する権利を有する。

(B) 株主の新株引受権

基本定款に別段の規定がある場合を除き、1969年1月1日以前に設立された会社の株主は、株主の新株引受権を有する。当社の基本定款は、新株引受権が存在しない旨を明確に規定している。

(C) 議決権行使契約

議決権の行使方法に関する株主間の書面による合意は、事業会社法に基づき有効かつ強制執行可能である。

(D) 株主名簿等を閲覧する権利

閲覧請求の直前の少なくとも6ヶ月間株主名簿上に記載された株主、又はあらゆる種類若しくはシリーズの発行済株式の少なくとも5%を保有する株主若しくはかかる株主により書面にて権限を与えられた者は、本人又は代理人若しくは弁護士により、会社の事務所において、会社の株主総会の議事録及び会社の株主名簿を適切な目的のために閲覧し、抄本を作成する権利を有する。

(E) 財務書類

事業会社法は会社に特定の会計手続きに従うことを要求していない。但し、株式をニューヨーク証券取引所に上場している会社(当社を含む。)は、会計記録並びに財政状態及び営業成績の継続的報告について、ニューヨーク証券取引所及び証券取引委員会の要件に従わなければならない。かかる要件には、四半期毎の未監査要約連結財務書類の提出及び独立の公認会計士による監査済年次連結財務書類の提出が含まれる。財務上その他の取引につき追加的な証券取引委員会に対する報告もなされる。かかる財務書類は全て、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)に従って作成される。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の会社の制度は、書換済基本定款及び付属定款(その後の改正を含む。)に規定されている。その要約及びそれに関連する事項は以下に記載の通りである。前記「(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度」に記載の一般的に適用ある法律上の規定に追加して規定されている事項及びかかる法律上の規定を修正する事項について主に説明する。株主の権利に関する事項についても以下に記載する。

()株主総会

定時株主総会は毎年開催されるものとし、開催される営業日、時間及びニュージャージー州内外における場所は、当社の取締役会によって指定され、総会開催通知に記載されるものとする。その開催の目的は、取締役の選出及び付属定款に従って総会に適切に提議された他の議案の決議である。

臨時株主総会は、取締役会会長、取締役会副会長、執行委員会会長、執行委員会副会長、社長若しくは取締役会の過半数により又は事業会社法(改正を含む。)において規定されるその他の方法によりいつでも招集することができ、総会開催通知に記載される営業日、時間及びニュージャージー州内外における場所において開催されるものとする。付属定款第2項(B)に定める手続要件に従うことを条件として、臨時株主総会は、当社の発行済議決権株式の少なくとも25%を保有する登録株主により、秘書役に対して書面により要求することで、招集することができる。

いかなる株主総会においても、定足数の充足には議決権を有する発行済株式の過半数を保有する株主が、本人又は代理人によって出席していることが必要であるものとする。

事業会社法に従い、株主の決議により行われる行為(取締役の選任を除く。)は、基本定款又は事業会社法の他の条項によりこれを上回る相対多数が要求される場合を除き、株主総会で当該事項について議決権を有する株主の議決権の過半数により授權される。かかる投票基準は、当社の付属定款に定められる投票基準(法律、基本定款又は付属定款に別段の明白な規定がある場合を除き、株主総会で決定される全ての議案は、かかる株主総会に本人又は代理人が出席し、議決権を有する発行済株式の過半数を保有する株主の投票によって決定される旨を規定する。)に優先する。

各株主は、基本定款又は法律によって定められるところに従い議決権を有し、かつ基準日現在において当社の株主名簿に登録されている株式1株につき1議決権を有するものとする。

()取締役及び取締役会

(A) 取締役の員数、選任及び任期

当社の取締役の員数は、9名以上18名以下とし、取締役会によって随時決定される。

各取締役の任期は1年間とし、後任がいる場合には後任が正式に選出されその資格を有するまでとする。但し、いかなる取締役も、正当な理由がある場合、議決権を有する株主の過半数の投票によっていつでも解任することができる。

(B) 取締役会

定時株主総会の開催地において総会の直後に、かかる総会の最終閉会時に構成されていた取締役会は、役員の選出及び適切に提議された議案の決議のため、さらなる通知を行わず取締役会を開催するものとする。

取締役会は、役員の選出及び適切に提議された議案の決議のため、定時取締役会を開催するものとする。

臨時取締役会は、取締役会会長、取締役会副会長、執行委員会会長、執行委員会副会長、社長、副社長、秘書役又は取締役の過半数によって招集され、随時、いかなる場所においても開催することができる。

全ての取締役会は、いかなる目的であっても、その過半数によって定足数が満たされるものとする。

定足数が満たされた取締役会に出席した取締役の過半数による行為は、取締役会の行為であるものとする。

取締役会において投票によって与えられた権限に従い要請された行為又は許可された行為は、取締役会の開催なく行うことができる。但し、かかる行為の前又は後に、取締役会の構成員全員の書面による同意があり、かかる同意書が取締役会議事録と共に保管されている場合に限る。

(C) 取締役会の権限

一般的権限

当社の事業、財産及び業務は取締役会により、又はその指示によって運営されるものとする。当社の財産、事業及び業務の運営並びに管理に関し、取締役会は、当社が有する全ての権限を付与される(但し、かかる権限の委任がニュージャージー州法、当社の基本定款又は付属定款(それぞれ、その後の改正を含む。)に反しない範囲に限る。)。取締役会は、純利益、収益、剰余金を構成するもの、運転資金及びその他の目的の引当金及び配当金額を決定する自由裁量権を有するものとする。取締役会によるかかる決定は、最終的かつ確定的なものとする。

特別な権限

(a) 付属定款を制定及び修正する権限

付属定款第11条の制限に従い、取締役会は、付属定款を制定、改正、修正及び廃止する権限を有する。かかる付属定款には取締役の員数を規定する付属定款が含まれるが、当該時において在任中の取締役会の構成員の資格又は任期を規定する付属定款は除くものとする。

(b) 役員選出の権限

取締役会は当社の全ての役員を選出するものとする。

(c) 役員解任の権限

取締役会は、当社の利益となると独自に判断した場合はいつでも、正当な理由の有無にかかわらず、役員、部門別役員、取締役会の代理人又は委員会若しくは重役会の構成員を解任することができる。

(d) 欠員補充の権限

取締役会に欠員のある場合は、その理由の如何にかかわらず、在任しているその他の取締役の過半数の任命によって補充されるものとする。取締役会は、いかなる役員に欠員が出た場合でもその欠員を補充する権限を有するものとする。

(e) 基準日設定の権限

取締役会は、何らかの会社の行動又は行事に関連し、当社の株主、特に配当の支払又は何らかの権利の割当てを受ける資格を有する株主を決定するために、事前に基準日を設定することができる。但し、かかる基準日は、いかなる場合であっても、関連する会社の行動又は行事の60日より前の日に設定することはできない。

(D) 取締役委員会

取締役会は、その構成員の中から、1つ若しくは複数の委員会を随時任命することができる。各委員会は、取締役会が随時決定する名称、権限及び義務を有し、全ての委員会は取締役会に報告を行うものとする。取締役会は、委員会の欠員の補充、構成員の変更又は解散を行う権限を有する。各委員会は、議案の決議のため会議を開き規則を定めることができ、必要であるときにいつでも小委員会及び補佐を任命することができる。全ての会議の定足数は、いかなる目的に関するものであっても、かかる委員会の構成員の過半数によって構成されるものとする。

() 役員

当社の役員は、取締役会会長1名、執行委員会会長1名、社長1名、財務役1名及び秘書役1名とする。また、当社の役員には、取締役会副会長1名又は複数名、執行委員会副会長1名又は複数名、執行委員会の構成員1名又は複数名、副社長1名又は複数名、財務役補佐1名又は複数名、秘書役補佐1名又は複数名及び取締役会が随時指名し選出するその他の役員を含むものとする。

当社の全ての役員は、毎年、取締役の選出後に行われる最初の取締役会で選出されるものとする。その任期は1年間とし、後任がいる場合には後任が正式に選出されその資格を有するまでとする。但し、当社の役員、代理人及び従業員の全ては、正当な理由の有無にかかわらず、取締役会の過半数の賛成票によりいつでも解任されるものとする。取締役会は、その裁量によって、適切であると考えられる期間、社長、財務役及び秘書役以外の役員を欠員のままにすることができる。かかる欠員を補充しないことは、当該自由裁量権を行使しているものとみなされる。

取締役会会長、取締役会副会長及び社長は取締役会の構成員から選出されるものとする。その他の役員は、取締役又は株主である必要はない。また、一人の役員が複数の役職を同時に兼任することができる。

() 株式に関わる事項

(A) 一般授権

当社の全ての種類株式の授権株式数は4,322,000,000株であり、その内訳は以下の通りである。

- (a) 1株当たり額面1.00米ドルの普通株式4,320,000,000株、及び
- (b) 無額面優先株式2,000,000株。

(B) 優先株式

優先株式は、当社の書換済基本定款に記載する通り、1以上のシリーズの優先株式として、あらゆる金額で取締役会が適宜発行することができる。但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。あるシリーズの創設時には、その名称、権利、優先権、制限、概要、要項及び株式数が、当社の書換済基本定款第四条の要項に従うことを条件として、当社の書換済基本定款の修正書に記載されるものとする。取締役会は、ニュージャージー州法に従い、かかる修正書を作成する権限を明示的に与えられる。当該シリーズの創設時に有効なニュージャージー州法に基づき定めることが認められる、当社の書換済基本定款に反しない他の権利、優先権及び順位を定める一般的な権限を制限することなく、当社取締役会は、特に以下のような優先株式のシリーズを創設し、その発行を図る権限を明示的に与えられる。

- (a) 株主が、累積、非累積又は一部累積の配当を受ける権利を与えられるもの
- (b) 株主が、当社の他の種類又はシリーズの資本株式について支払われる配当と同順位で又はそれに優先して支払われる配当を受ける権利を与えられるもの
- (c) 株主が、当社の清算又は資産分配に際して優先的な権利を与えられるもの
- (d) 株主若しくは当社、又はその両方の選択により、当社の他の種類(複数であってもよい。)の株式、又は同一若しくは他の種類(複数であってもよい。)のいずれかのシリーズの株式に転換することが可能であるもの
- (e) 当社の選択により、その全部又は一部を、現金、社債その他の財産により、取締役会が定める価格、期間及び条件(その償還のための償還積立金の創設の規定を含む。)で償還することが可能であるもの、及び
- (f) 議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するもの。

取締役会は、株式がいまだ発行されていないシリーズにつき、その名称、権利、優先権、制限、概要、要項及び株式数を変更することができる。

(C) 普通株式

当社の普通株式の株主は、当社の普通株式の株主に提議される全ての事項について、普通株式1株当たり1個の議決権を有するものとする。

(D) 一般事項

当社の現在又は将来発行が授権されるあらゆる種類の株式の株主は、株主として、当社の現在若しくは将来発行が授権されるあらゆる種類の株式、かかる株式に関する一部払込受領証若しくは割当証書、かかる株式に転換若しくは交換可能な有価証券、又はかかる株式を引受、買取その他により取得する権利若しくはオプションを証するワラントその他の証書を買取、引受その他により取得する権利(取締役会がその裁量により決定する権利がある場合には、かかる権利を除く。)を、かかる株式、受領証、証書、有価証券、ワラントその他の証書が発行されない場合又は発行後当社が取得する場合を問わず、有しないものとする。

当社の書換済基本定款第四条の規定に従うことを条件として、取締役会はその裁量により、当社のあらゆる種類の株式につき、配当の支払のために適法に利用可能な当社のあらゆる資産から配当を宣言し、支払う権限を有するものとする。基本定款の異なる規定にかかわらず、当社のあらゆる種類の株式の株主は、上記に従い配当が取締役会により宣言されない限り、配当を受ける権利を有しないものとする。

取締役会は、子会社による、取締役会が定める条件での(1)所持人、当該子会社及び/又は当社の選択により、当社のいずれか1つ若しくは複数の種類の株式、又はいずれか1つ若しくは複数の種類のいずれかのシリーズの株式に転換可能な資本株式又は社債その他の債務、あるいは(2)かかる株式を取得するその他一切の権利又はオプションの発行を認める権限を有するものとする。基本定款において、「子会社」とは、当社が発行済議決権株式の過半数を直接又は間接的に所有する会社をいう。

(E) 株式の株券及び株式の譲渡

当社の株式は、株券によって表章されるか、又は株券が発行されないものとする。当社の各株主は、当社へ要求することによって、株券を入手できるものとする。かかる株券は、社長若しくは副社長、財務役若しくは財務役補佐又は秘書役若しくは秘書役補佐によって署名されているものとし、かかる署名は全て複写で行うことができるものとする。株券の様式は、取締役会で定められた様式とする。発行済株券を紛失、毀損又は滅失した場合、取締役会の定めた条件により再発行することができる。

当社の名簿上において、当社の株式の譲渡は、(1)登録株主が、本人若しくは正式に授権された代理人又はかかる株式の相続、譲渡若しくは移転の権限及びこれらの場合における対応する株式数の株券の消却の正式な証明となるものを提示する者による適切な株券の提示及び引渡しによるか、又は(2)株券の発行されない株式の場合、登録株主又は正式に授権された代理人により適切な譲渡指示を受領するか若しくは当該株式の相続、譲渡あるいは移転の権限の正式な証明となるものを提示することによってのみ行われるものとする。

2 【外国為替管理制度】

米国では、非居住者が内国法人の株式を取得することにつき、又は清算が生じ資産の分配に伴って配当金若しくは売却金を送金することにつき、外国為替上の制限はない。

3 【課税上の取扱い】

(1) 米国における課税上の取扱い

本項における記載は、日本の居住者(以下に定義される。)による当社普通株式の保有及び処分に係る米国における主要な課税上の取扱いである。かかる記載は、特定の投資家の個々の状況に応じて当該投資家に関連し得る全ての税制に係るあらゆる事項を包括的に記載するものではない。従って、当社普通株式の保有者は、以下に記載される事項の自己の状況への適用について、自己の税務顧問に相談することを推奨する。

以下において、「日本の条約適用居住者」とは、2004年3月30日に発効した「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」及び2013年1月24日にワシントンにおいて調印された、当該条約の不可欠の一部をなす議定書(以下「2004年日米租税条約」と総称する。)上日本の居住者であり、当社普通株式に関連して得た所得及び利益に関して同約上の恩典を享受する資格を有しており、かつ、同約上の恩典を要求するための所定の手続き及び書類提出の要件を遵守している保有者を意味する。「日本の条約非適用居住者」とは、日本の国税の対象となる日本の居住者であり、日本の条約適用居住者ではなく、かつ、その世界中における所得が米国連邦所得税の課税対象となっていない保有者を意味する。以下、日本の条約適用居住者及び日本の条約非適用居住者を「日本の居住者」と総称する。

(a) 当社普通株式に対して支払われた配当に対する連邦所得税

当社普通株式に対して支払われた現金配当からは、かかる配当が日本の条約適用居住者が有する米国内の恒久的施設(以下「米国内の恒久的施設」という。)及び日本の条約非適用居住者が米国内で行う取引又は事業(以下「米国内の取引・事業」という。)と実質的関連を有していない限り、日本の条約適用居住者の場合は最大で10%の税率により、また、日本の条約非適用居住者の場合は30%の税率により、米国連邦所得税が源泉徴収される。その所得が米国内の恒久的施設又は米国内の取引・事業と実質的関連を有している日本の居住者は、かかる所得に対して米国の居住者と同様の方法及び同じ税率で米国連邦所得税を課され、米国連邦所得税申告書を提出しなければならない。さらに、法人である日本の居住者は、かかる所得に対して、日本の条約適用居住者の場合は最大で10%の税率により、また、日本の条約非適用居住者の場合は30%の税率により、「支店収益税」を課せられることがある。

(b) 当社普通株式の売却益に対する連邦所得税

日本の居住者は、当社普通株式の売却によって得た譲渡所得については、かかる譲渡所得が当該日本の居住者の米国内の恒久的施設又は米国内の取引・事業と実質的関連を有していない限り、原則として米国連邦所得税を課されない(譲渡損を控除することも認められない。)。

(c) 当社普通株式に対して支払われた配当及び譲渡所得に対する州及び地方の所得税

上記(a)及び(b)に記載する米国連邦所得税に加えて、日本の居住者が米国内の1以上の州において事業を行っている場合又は住所を保持する場合、当該居住者が当社普通株式について支払を受けた配当及び譲渡所得については、一定の条件のもとで、かかる事業又は住所を管轄する州又は地方の税務当局によって、当該州又は地方の所得税を課せられることがある。

(d) 遺産税

現行法によれば、当社普通株式の実質株主である日本人が死亡した場合、その所有する当社普通株式は米国内にある財産とみなされ、米国連邦遺産税の課税対象となる可能性がある。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本の所得税法、相続税法及びその他の関係法令並びに適用ある租税条約に従い、かつこれらの法令に定める制限に服することを条件として、日本の居住者である個人は、前記「(1) 米国における課税上の取扱い」の(a)、(b)、(c)及び(d)に記載される個人の所得(遺産を含む。)に対して支払った米国の租税の額につき、日本において納付すべき租税からの外国税額控除の適用を受けることができる。後記「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

当社のアシスタント・ジェネラル・カウンセル兼会社秘書役であるトーマス・J・スペルマン3世から以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- () 当社は、アメリカ合衆国ニュージャージー州の法令に基づき設立され、会社として有効に存続しており、
- () 有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されているアメリカ合衆国及びニュージャージー州の法令に関する記載は、私の知る限りにおいて、全ての重要な点において真実かつ正確である。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

以下は、当社及び子会社の2013年度から2017年度における営業の概要及び統計データである。

	(百万米ドル(1 株当たり単位：米ドル))				
	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度
売上高(米国内)	39,863	37,811	35,687	34,782	31,910
売上高(米国外)	36,587	34,079	34,387	39,549	39,402
総売上高	76,450	71,890	70,074	74,331	71,312
売上原価	25,354	21,685	21,536	22,746	22,342
販売費及び一般管理費	21,420	19,945	21,203	21,954	21,830
研究開発費	10,554	9,095	9,046	8,494	8,183
進行中の研究開発費	408	29	224	178	580
受取利息	(385)	(368)	(128)	(67)	(74)
支払利息 - 資産計上額控除後	934	726	552	533	482
その他(収益)費用 - 純額	183	484	(2,064)	(70)	2,498
再編費用	309	491	509	-	-
	58,777	52,087	50,878	53,768	55,841
税引前利益	17,673	19,803	19,196	20,563	15,471
法人税等	16,373	3,263	3,787	4,240	1,640
当期純利益	1,300	16,540	15,409	16,323	13,831
加算:非支配持分に帰属する 当期純損失	-	-	-	-	-
ジョンソン・エンド・ジョンソンに帰属する当期純利益	1,300	16,540	15,409	16,323	13,831
売上高の割合(%)	1.7%	23.0%	22.0%	22.0%	19.4%
希薄化後 1 株当たり当期純利益 (注 1)	0.47	5.93	5.48	5.70	4.81
株主資本利益率 - 平均(%)	2.0%	23.4%	21.9%	22.7%	19.9%
前年度比伸び(減少)率(%) :					
売上高	6.3%	2.6%	(5.7)%	4.2%	6.1%
希薄化後 1 株当たり当期純利益	(92.1)%	8.2%	(3.9)%	18.5%	24.6%

(百万米ドル(1株当たり単位:米ドル))

	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度
補足的貸借対照表データ:					
有形固定資産 - 純額	17,005	15,912	15,905	16,126	16,710
有形固定資産の取得	3,279	3,226	3,463	3,714	3,595
資産合計	157,303	141,208	133,411	130,358	131,754
長期債務	30,675	22,442	12,857	15,122	13,328
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,056	18,767	19,569	18,710	17,414
普通株式の情報					
1株当たり配当	3.32	3.15	2.95	2.76	2.59
1株当たり株主資本	22.43	26.02	25.82	25.06	26.25
1株当たり市場価格 (年度末終値)	139.72	115.21	102.72	105.06	92.35
平均発行済株式数 (単位:百万株)					
- 基本的	2,692.0	2,737.3	2,711.8	2,815.2	2,809.2
- 希薄化後	2,745.3	2,788.9	2,812.9	2,863.9	2,877.0
従業員数(単位:千名)	134.0	126.4	127.1	126.5	128.1

(注1) ジョンソン・エンド・ジョンソンに帰属する。

2 【沿革】

当社の子会社は、世界中の多数の国において、ヘルスケア分野の広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事している。従来及び現在にわたり、当社は、主に、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品に関心を持ってきた。当社は、事業会社法に基づき、1887年にニュージャージー州で設立された。

当社の事業グループに関する重要な事項は以下の通りである。

1919年のジョンソン・エンド・ジョンソン・カナダ(Johnson & Johnson Canada)を始めとして国外進出を開始した。

外科縫合製品及び関連する処方外科製品の製造業者であるエチコン(Ethicon)を1941年に独立部門として組織し、1949年に会社とした。エチコンは、1992年にエチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery, Inc.)及びエチコン・インク(Ethicon, Inc.)の2社に分割された。

処方医薬品の生産業者であるマクニール・ラボラトリーズ・インク(McNeil Laboratories, Inc.)を1959年に買収した。マクニールは、1977年にマクニール・ファーマスーティカル(McNeil Pharmaceutical)及びマクニール・コンシューマー・プロダクツ(McNeil Consumer Products)の2部門を組織した。マクニール・ファーマスーティカル及びオーソ・ファーマスーティカル(Ortho Pharmaceutical)の事業部門を保有するオーソ・マクニール・ファーマスーティカル(Ortho-McNeil Pharmaceutical)部門が1993年に組織された。

ベルギーのヤンセン・ファーマスーティカ(Janssen Pharmaceutica)を1961年に買収した。その米国部門は、現在、オーソ・マクニール・ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc.)と称している。

フロンティア・コンタクトレンズ(Frontier Contact Lenses)を1981年に買収し、ACUVUE[®]コンタクトレンズの製造者であるジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク(Johnson & Johnson Vision Care, Inc.)とした。

広範囲の非処方薬を開発及び市販するために、折半出資の合併企業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・メルク・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・コー(Johnson & Johnson - Merck Consumer Pharmaceuticals Co.)を1989年に組織した。

主要なヘルスケア製造業者の子会社として発展及び営業している最初のバイオ会社であるオーソ・バイオテック(Ortho Biotech)を1990年に組織した。現在は、セントコア・オーソ・バイオテック・プロダクツ・エルピー(Centocor Ortho Biotech Products, L.P.)と称している。

当社のスキンケア事業は、1993年におけるフランスのロック・S.A.(RoC, S.A.)の買収、さらに1994年におけるニュートロジーナ・コーポレーション(Neutrogena Corporation)の買収により拡大した。

1994年におけるコダック(Kodak)からのクリニカル・ダイアグノスティックス(Clinical Diagnostics)部門の買収により、当社の既存の臨床診断用製品事業が拡大した。オーソ・ダイアグノスティック・システムズ(Ortho Diagnostic Systems)及びクリニカル・ダイアグノスティック・システムズ(Clinical Diagnostic Systems)は、1997年に合併し、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・インク(Ortho-Clinical Diagnostics, Inc.)となった。オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・インクは、2014年6月に売却された。

ジョンソン・エンド・ジョンソン・ホスピタル・サービスズ(Johnson & Johnson Hospital Services)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・アドバンスド・ビヘイビアル・テクノロジーズ(Johnson & Johnson Advanced Behavioral Technologies)の合併によりジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルスケア・システムズ・インク(Johnson & Johnson Health Care Systems Inc.)を1995年に設立した。

コーディス・コーポレーション(Cordis Corporation)を1996年に買収し、コーディスは現在、循環器系疾患の管理製品における大手企業である。

整形外科製品の大手製造業者であるデピュー・インク(DePuy, Inc.)を1998年に買収した。

ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・プロダクツ・カンパニー(Johnson & Johnson Consumer Products Company)は、エスシー・ジョンソン・エンド・ソン・インク(S.C. Johnson & Son, Inc.)からコロイド・オートミール及びその他スキンケア製品のAVEENO[®]製品ラインを1999年に買収した。

大手生物薬剤会社であるセントコア・インク(Centocor, Inc.)は、1999年に当社の完全子会社となった。現在は、セントコア・オーソ・バイオテック・インク(Centocor Ortho Biotech Inc.)と称している。

親及びこれから親になる人々の需要を専門に供給するインターネット情報及びコマース会社であるベビーセンター・エルエルシー(BabyCenter, L.L.C.)を2001年に買収した。

薬物送達に基づく医薬品の大手開発・製造業者であるアルザ・コーポレーション(ALZA Corporation)を2001年に買収した。

当社の糖尿病用製品フランチャイズを拡大するためにインバーネス・メディカル(Inverness Medical)を2001年に買収した。

生物薬剤会社であるチボテック・ヴィルコ・コム・VA(Tibotec-Virco Comm. VA)を2002年に買収した。

独自の治療法の開発及び商品化に特化した専門製薬会社であるオーラ・ファーマ・インク(OraPharma, Inc.)を2003年に買収した。

心臓血管疾患及び炎症性疾患の画期的な治療薬を開発している生物薬剤会社であるサイオス・インク(Scios Inc.)を2003年に買収した。

ヨーロッパにおける非処方医薬品合併事業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・メルク・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・コーに対するメルク(Merck)の50%の持分(当該ヨーロッパ合併事業が管理していた全ての基盤及び資産を含む。)を2004年に取得した。

高速度及び高精度のDNA配列の合成、遺伝子組み立て及び大規模な合成遺伝子ライブラリーの構築を可能にするジーン・ライター(Gene Writer)という特許技術基盤の開発業者であるイージア・バイオサイエンス・インク(Egea Biosciences, Inc.)を2004年に買収した。

超音波及びX線による可視生検における胸部マーカー及びハイブリッド型マーカーを有するアルテミス・メディカル・インク(Artemis Medical, Inc.)を2004年に買収した。

フランスのスキンケア製品製造・販売業者であるピアファーム(Biapharm)を2004年に買収した。当該会社が軸として展開していたブランドは、ピアファイン(BIAFINE)である。

生命にかかわる感染症を治療するための抗生物質の開発及び商品化に特化している生物薬剤会社であるペニンシュラ・ファーマスーティカルズ・インク(Peninsula Pharmaceuticals, Inc.)を2005年に買収した。

バイオ外科手術市場における専門知識及び知的財産を有する会社であるクロージャー・メディカル・コーポレーション(Closure Medical Corporation)を2005年に買収した。

薬物分子の卓越した製剤化及び新規結晶化の発見を専門とするトランスフォーム・ファーマスーティカルズ・インク(TransForm Pharmaceuticals, Inc.)を2005年に買収した。

上肢の骨折固定用製品の株式非公開製造業者であるハンド・イノベーションズ・エルエルシー(Hand Innovations LLC)を2006年1月に買収した。

フランスを拠点として関節鏡視下流体管理システムを開発、製造及び販売する会社であるフューチャー・メディカル・システムズ・S.A.(Future Medical Systems S.A.)を2006年に買収した。

インスリン注入ポンプの大手製造業者であるアニマス・コーポレーション(Animas Corporation)を2006年2月に買収した。

成人用及びベビー用スキンケア製品を販売するフランスの販売業者であるグループ・バンドーム(Group Vendome)を2006年5月に買収した。

子宮筋腫を治療し産婦人科領域感染症における出血を抑制する医療機器を開発する会社であるバスキュラー・コントロール・システムズ・インク(Vascular Control Systems Inc.)を2006年5月に買収した。

再建医薬品及び再生医療に特化している会社であるコルバー・ライフサイエンス・リミテッド(ColBar LifeScience Ltd.)を2006年7月に買収した。

ファイザー・インク(Pfizer Inc.)のコンシューマー・ヘルスケア事業の買収を2006年12月に完了した。

心臓血管装置の会社であるコナー・メドシステムズ・インク(Conor Medsystems, Inc.)を2007年2月に買収した。

ソーシャルメディア会社であるマヤズ・mam・インク(Maya's Mom, Inc.)を2007年8月に買収した。

糖尿病を患う子供がいる家庭に教育及び支援を行う事業に従事している会社であるチルドレン・ウィズ・ダイアベティス・インク(Children With Diabetes, Inc.)を2008年3月に買収した。

スウェーデンの体外診断技術(その技術は、ポイント・オブ・ケア(point-of-care)やニア・ペイシエント(near-patient)で用いられる。)の開発会社であるアミック・AB(Amic AB)を2008年6月に買収した。

中国でパーソナルケア・ブランドを販売する会社である北京・ダバオ・コスメティックス・カンパニー・リミテッド(Beijing Dabao Cosmetics Co., Ltd.)を2008年7月に買収した。

ENSEAL[®]の一連の装置に使用される高度バイポーラ組織シーリング・システムの株式非公開の開発会社であるサージレックス・インク(SurgRx, Inc.)を2008年10月に買収した。

インターネットを使用した行動変容診療を開発する株式非公開の会社であるヘルスメディア・インク(HealthMedia, Inc.)を2008年10月に買収した。

従業員の業務及び生産性を改善するための科学に基づく研修プログラムを開発する株式非公開の会社であるLGE・パフォーマンス・システムズ・インク(LGE Performance Systems, Inc.)を2008年12月に買収した。現在は、ヒューマン・パフォーマンス・インスティテュート・インク(Human Performance Institute, Inc.)と称している。

バイオ外科及び免疫療法製品を開発し販売する、完全に統合された生物薬剤会社であるオムリックス・バイオフィーマスーティカルズ・インク(Omrix Biopharmaceuticals, Inc.)を2008年12月に買収した。

世界的な審美市場向けの医療製品の大手供給業者であるメンター・コーポレーション(Mentor Corporation)を2009年1月に買収した。

発展段階の生物薬剤会社であり、腫瘍学に特に重点を置いているクーガー・バイオテクノロジー・インク(Cougar Biotechnology, Inc.)を2009年7月に買収した。

2009年9月に、当社は、エラン・コーポレーション・ピーエルシー(Elan Corporation, plc)のアルツハイマー病免疫療法プログラムに係る実質上全ての資産及び権利を取得した。

医療関連感染を防止する革新的な消毒プロセス及び技術の株式非公開の開発会社であるグロスター・ヨーロッパ(Gloster Europe)を2009年11月に買収した。

2009年12月に、当社は、英国を拠点とする整形外科用インプラントの製造業者・世界的販売業者で株式非公開のフィンズベリー・オーソペディックス・リミテッド(Finsbury Orthopaedics Limited)を買収した。

2010年の買収には、耳鼻咽喉疾患の治療機器の設計、開発及び商品化に専念している医療技術会社で株式非公開のアクラレント・インク(Acclarent, Inc.)、肺疾患の治療のための小分子、吸入療法の開発に注力している創薬会社で株式非公開のレスピバート・リミテッド(RespiVert Ltd.)、並びに出血性及び虚血性脳卒中に関する低侵襲機器の世界的な開発・製造会社であるミクラス・エンドバスキュラー・コーポレーション(Micrus Endovascular Corporation)があった。

2011年度の買収には、世界規模の感染症に対するワクチン及び抗体の研究開発、製造及び販売に注力している世界的な生物薬剤会社であるクルセル・N.V.(Crucell N.V.)(以下「クルセル」という。)、ロシアで売上第1位の咳・風邪総合薬であるRINZA[®]及びロシアの売上第2位の咳止め薬であるDOKTOR MOM[®]その他いくつかのブランドを含むJ.B.・ケミカルズ・アンド・ファーマスーティカルズ・リミテッド(J.B. Chemicals & Pharmaceuticals Limited)の市販薬ブランド、メルク・シャープ・アンド・ドーム・コーポレーション(Merck Sharp & Dohme Corp)からの米国における合併事業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・メルク・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・コーの完全所有権、並びに米国の医療器具の再処理及び再製造における主要企業であるスタリルメッド・インク(SterilMed, Inc.)があった。

2012年度の買収には、世界的な整形外科機器の開発・製造会社であるシンセス・インク(Synthes Inc.)、中度から重度の止血に対処する生物学的合剤の開発会社である広州・バイオシール・バイオテック・カンパニー・リミテッド(Guangzhou Bioseal Biotech Co. Ltd)、QuillTM無結節組織閉鎖装置(QuillTM Knotless Tissue-Closure Device)に関連する知的所有権及びノウハウのアンギオテック・ファーマスーティカルズ・インク(Angiotech Pharmaceuticals, Inc.)、うっ血性心不全のフェーズ Ⅲ の治療薬の開発会社であるコールマン・インク(Corlmmun Inc.)、1日に複数回インスリン注射を受ける糖尿病患者にとって便利かつ目立たない食事時における投薬のための3日間装着可能な独自のインスリン・パッチの開発会社であるカリブラ・メディカル・インク(Calibra Medical, Inc.)、ロシアでのフルサービスのコンタクトレンズ販売業者であり、ウクライナ及びカザフスタンに施設を所有しているスペクトラム・ビジョン・エルエルシー(Spectrum Vision LLC)、並びにオーストラリア及びカナダにおけるZYRTEC[®]関連の販売権を広げる販売承認、商標及び特許があった。

2013年度の買収には、画期的で柔軟な抹消動脈、静脈及び胆管ステントの開発を行う大手のフレキシブル・ステンティング・ソリューションズ・インク(Flexible Stenting Solutions, Inc.)、中国のベビーケア用品を扱う会社である上海・エルスカー・マザー＆ベビー・カンパニー・リミテッド(Shanghai Elsker Mother & Baby Co., Ltd)、並びにホルモンに影響される癌の治療薬に重点を置いて薬剤の発見及び開発を行う株式非公開の会社であるアラゴン・ファーマシューティカルズ・インク(Aragon Pharmaceuticals, Inc.)があった。

2014年度の買収には、FynomAb[®]の技術基盤による多特異性タンパク質療法の開発に特化している株式非公開の生物薬剤会社であるコバゲン・アーゲー(Covagen AG)、ウイルス性疾患の治療開発に注力している臨床段階の生物薬剤会社であり、株式非公開の会社であるアリオス・バイオフーマ・インク(Alios BioPharma, Inc.)、及びジャグデール・インダストリーズ・リミテッド(Jagdale Industries Ltd.)からの容器入り電解質飲料ブランドORSLTMがあった。

2015年度の買収には、主に、抗トロンピン抗体を開発する株式非公開の生物薬剤会社であるエックスオーワン・リミテッド(X01 Limited)、及び慢性B型肝炎ウイルス感染の治療処置のための革新的な療法を開発する株式非公開の臨床段階の生物薬剤会社であるノヴィラ・セラピューティクス・インク(Novira Therapeutics, Inc.)があった。

2016年度の買収には、主に、サロン系自然派ヘアケア及びその他のパーソナル製品の販売、開発及び流通に注力している株式非公開会社であるヴォーグ・インターナショナル・エルエルシー(Vogue International LLC)、最小侵襲軟部組織マイクロ波アブレーションシステムを製造及び販売する株式非公開の医療機器会社であるニューウェーブ・メディカル・インク(NeuWave Medical, Inc.)、ダーマコスメティックの世界的リーダーであるネオストラータ・カンパニー・インク(NeoStrata Company, Inc.)、及び米国外でのRHINOCORT[®]アレルギー・スプレー商品化のための世界的な権利の取得があった。

2017年度の買収には、主に、肺動脈性肺高血圧症(PAH)のための差別化された革新的な製品の大手フランチャイズを設立しているアクテリオン・リミテッド(Actelion Ltd.)、アボット・ラボラトリーズ(Abbott Laboratories)の完全子会社であり、白内障手術、レーザー屈折矯正手術及び一般消費者向け眼科医療に関連する眼科製品を含むアボット・メディカル・オブティクス・インク(AMO)、神経インターベンション治療用の医療機器を開発及び販売する株式非公開の医療機器会社であるネウラヴィ・リミテッド(Newuravi Limited)、マイボーム腺機能不全の治療を専門とする製品の製造業者であるティアサイエンス・インク(TearScience Inc.)、一般消費者とアイケア専門医をつなぐ定期視力ケアサービスの開発及びコンタクトレンズの販売を展開した株式非公開会社であるサイトボックス・インク(Sightbox, Inc.)、胃食道逆流症の外科的治療のためのLINXTM逆流管理システム(LINXTM Reflux Management System)を製造及び販売する株式非公開の医療機器会社であるトーラックス・メディカル・インク(Torax Medical, Inc.)、並びに電気手術器を開発、製造及び販売する株式非公開の医療機器会社であるメガダイン・メディカル・プロダクツ・インク(Megadyne Medical Products, Inc.)があった。

3 【事業の内容】

概要

当社及びその子会社（以下「当社」という。）は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約134,000名の従業員を世界中に有する。当社は、世界中のほぼ全ての国において事業を行っている260以上の事業会社を有している持ち株会社である。当社が最も重視しているのは、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品である。当社は、1887年にニュージャージー州で設立された。

当社の執行委員会は、当社の財源の戦略的な運営及び割当てを担う主たる経営グループである。この執行委員会は、当社の3つの事業セグメントである一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療機器セグメントの活動を監督し、調整している。執行委員会が定める戦略的パラメータの範囲内で、米国内及び米国外の事業会社の上級経営陣は、それぞれ、当該事業会社の独自の戦略計画及び当該事業会社の日常業務に対して責任を負っている。各事業セグメントの各子会社は、限られた例外を除き、現地の居住者により運営されている。

事業別セグメント

当社は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療機器セグメントの3つの事業セグメントにより組織されている。本項目に記載されるべき追加情報として、後記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要」及び後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記18「事業別セグメント及び地域別セグメント」に記載のセグメント及び経営成績に関する説明及び表を参照することによりここに組み入れる。

一般消費者向け製品

一般消費者向け製品セグメントには、ベビーケア、オーラルケア、美容品、市販薬、女性用ヘルスケア及び創傷ケアの市場において用いられる広範囲の製品がある。ベビーケアには、JOHNSON'S[®]の製品ラインがある。オーラルケアには、LISTERINE[®]の製品ラインがある。美容品の主なブランドには、AVEENO[®]、CLEAN & CLEAR[®]、DABAO[™]、JOHNSON'S[®]の成人用、LE PETITE MARSEILLAIS[®]、NEUTROGENA[®]、RoC[®]及びOGX[®]の製品ラインがある。市販薬には、アセトアミノフェン製品であるTYLENOL[®]の幅広い製品群、風邪、流感及びアレルギー製品のSUDAFED[®]、アレルギー製品のBENADRYL[®]及びZYRTEC[®]、イブプロフェン製品であるMOTRIN[®] IB、並びに胃酸の逆流用の製品ラインであるPEPCID[®]がある。北米外における女性用ヘルスケアの主なブランドには、STAYFREE[®]及びCAREFREE[®]の生理用ナプキン並びにo.b.[®]のタンポンブランドがある。創傷ケアのブランドには、BAND-AID[®]絆創膏ブランド及びNEOSPORIN[®]応急手当製品の製品ラインがある。これらの製品は、一般大衆に市販されており、世界中の小売店及び流通業者に販売されている。

医薬品

医薬品セグメントは、免疫（関節リウマチ、炎症性腸疾患及び乾癬等）、感染症及びワクチン（HIV/AIDS等）、神経病（気分障害及び統合失調症等）、腫瘍（前立腺癌及び血液系腫瘍等）、心臓血管及び代謝（血栓症及び糖尿病等）、並びに2017年6月のアクテリオン買収により設立された新しい治療分野である肺高血圧症（肺動脈性肺高血圧症等）の6つの治療分野に重点を置いている。このセグメントの薬は、処方薬用として、小売業者、卸売業者、病院及びヘルスケア専門家に直接流通している。医薬品セグメントにおける重要な製品には、多数の免疫介在性炎症性疾患の治療薬であるREMICADE[®]（一般名、インフリキシマブ）、中度から重度の関節リウマチ、活動性乾癬性関節炎、活動性強直性脊椎炎及び中度から重度の活動性潰瘍性大腸炎の成人の皮下注射治療薬であるSIMPONI[®]（一般名、ゴリムマブ）、中度から重度の関節リウマチの成人の静脈注射治療薬であるSIMPONI ARIA[®]（一般名、ゴリムマブ）、中度から重度の慢性尋常性乾癬及び活動性乾癬性関節炎の成人及び中度から重度の活動性クローン病の成人の治療薬であるSTELARA[®]（一般名、ウステキヌマブ）、ヒト免疫不全ウイルス（HIV-1）の治療のためにその他の抗レトロウイルス製品と併用する抗レトロウイルス薬であるEDURANT[®]（一般名、リルピビルン）及びPREZISTA[®]（一般名、ダルナビル）並びにPREZCOBIX[®] / REZOLSTA[®]（一般名、ダルナビル・コビスタット）、注意欠陥多動性障害の治療薬であるCONCERTA[®]（一般名、メチルフェニデート HCl）徐放性錠剤 CII、成人の統合失調症及び統合失調症感情障害の治療のためのINVEGA SUSTENNA[®] / XEPLION[®]（一般名、パリペリドン・パルミチン酸）、少なくとも4ヶ月間はINVEGA SUSTENNA[®]で適切に治療された後の患者の統合失調症の治療のためのINVEGA TRINZA[®] / TREVICTA[®]（一般名、パリペリドン・パルミチン酸）、成人の統合失調症の治療及び双極性I型障害の維持治療のための治療薬であるRISPERDAL CONSTA[®]（一般名、リスペリドン長時間作用型注射）、多発性骨髄腫の治療薬であり、治療を受けていないマントル細胞リンパ腫の成人患者の治療のためにリツキシマブ、シクロホスファミド、ドキソルビシン及びブレドニゾンと併用して使用するVELCADE[®]（一般名、ボルテゾミブ）、転移性去勢抵抗性前立腺癌の治療薬としてブレドニゾンと併用して使用するZYTIGA[®]（一般名、アピラテロン酢酸エステル）、特定のB細胞性悪性腫瘍又は白血病及びワルデンストレムマクログロブリン血症の治療用に承認された1日1回経口投与の治療薬であるIMBRUVICA[®]（一般名、イブルチニブ）、再発又は難治性の多発性骨髄腫の治療のためのDARZALEX[®]（一般名、ダラツムマブ）、赤血球の生成を促すためのPROCIT[®] / EPREX[®]、股関節及び膝置換手術を受ける患者が肺塞栓を引き起こす可能性のある深部静脈血栓症の予防、非弁膜症性心房細動の患者の発作及び全身性塞栓のリスクの低減、並びに深部静脈血栓症及び肺塞栓の治療及び再発のリスクの低減のための経口抗凝固剤であるXARELTO[®]（一般名、リバロキサバン）、2型糖尿病の成人の治療薬であるINVOKANA[®]（一般名、カナグリフロジン）、2型糖尿病の成人の治療のためのカナグリフロジン及びメトホルミン塩酸塩の固定用量併用療法であるINVOKAMET[®] / VOKANAMET[®]（一般名、カナグリフロジン / メトホルミンHCl）、2型糖尿病の成人の治療のためのカナグリフロジン及びメトホルミン塩酸塩徐放性の一剤の固定用量併用療法であるINVOKAMET[®] XR（一般名、カナグリフロジン / メトホルミン塩酸塩徐放性）、肺動脈性肺高血圧症（PAH）の長期治療に処方される単独療法又は併用療法であるOPSUMIT[®]（一般名、マシテンタン）、並びに肺動脈性肺高血圧症（PAH）においてプロスタサイクリン受容体（IP受容体）作動薬であり唯一の承認経口薬であるUPTRAVI[®]（一般名、セレキシバグ）がある。これらの薬剤の多くは、戦略的パートナーと共同で開発されたものであり、又は他の会社からライセンスを受けたものであり、積極的なライフサイクル開発プログラムを継続するものである。

医療機器

医療機器セグメントには、整形外科、外科、心臓血管、糖尿病ケア及び目の健康の分野において用いられる幅広い製品がある。これらの製品は、卸売業者、病院及び小売業者に流通し、医師、看護師、病院、アイケア専門家及び診療所により、主に専門的分野において使用されている。これらには、整形外科製品、一般外科、バイオ外科手術、エンドメカニカル及びエネルギー製品、心臓血管疾患を治療するための電気生理学製品、外科感染症を低減するための滅菌及び消毒製品、血糖測定等の糖尿病ケア製品並びに使い捨てコンタクトレンズ並びに白内障手術及びレーザー屈折矯正手術に関する眼科製品等のビジョンケア製品がある。

買収及び事業売却の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記20を参照のこと。

地理的区分

当社の事業は、世界中のほぼ全ての国において製品を販売する、米国を含む60を超える国に所在する260以上の事業会社により行われている。米国外事業において製造及び販売される製品には、前記「事業別セグメント - 一般消費者向け製品」、「 - 医薬品」及び「 - 医療機器」に記載されるものの多くが含まれる。しかしながら、米国外事業における主な市場、製品及び販売方法は、国及び文化によって多様である。米国外事業において販売される製品には、米国で開発されたもの及び米国外の子会社によって開発されたものが含まれる。

米国外の一部の国における投資及び活動は、投資及び商業環境が国際経済の金融不安、制限的な経済政策並びに政治情勢及び法制度の不透明さの影響を受ける可能性があるため、米国内での同様の活動と比較して高いリスクが伴う。

原材料

当社の事業に不可欠な原材料は、一般的に、複数の供給業者から容易に入手できるものである。例外的にかかる原材料の一時的な供給不足が発生する場合であっても、それが当社の財務成績に重要な悪影響を及ぼす可能性は高くないと考えられる。

特許

当社の子会社は、その製品及び製法について可能な限り特許による保護を取得することになっている。当社の子会社は、全体として当社の事業において当社にとって非常に重要であると思われる製品、製品利用、調合法、及び製法に関連する多数の特許を米国内外で有しているか、又はその使用許諾を受けている。当社の子会社は、当社の主要な医薬品に適用ある特許が満了する前に、これらの製品のジェネリック版及びバイオ後続品を製造及び販売を求める異議申立てを含む、第三者による特許異議申立てに直面している。当社の特許及びその他の知的所有権に関する多数の訴訟及び請求の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記21「訴訟 - 知的所有権」を参照のこと。

当社の最大の製品であるREMICADE[®]の売上高は、2017年度の当社の売上高純額の約8.3%を占めた。

REMICADE[®](一般名、インフリキシマブ)に特に関連する2組の特許がある。1組目の特許は当社の完全子会社であるヤンセン・バイオテック・インク(Janssen Biotech, Inc.)とニューヨーク大学ランゴーン・メディカル・センター(NYU Langone Medical Center)(以下「NYU」という。)が共同で保有している。ヤンセン・バイオテック・インクは、NYUの特許に対する持分に対し独占的ライセンスを有している。これらの特許は米国外の全ての国で失効している。米国では、2018年9月に残りの特許が失効し、当該特許は、米国特許商標局(以下「USPTO」という。)において第三者により提起された再審手続き後に拒絶された状態にある。当該特許は、マサチューセッツ地区の米国連邦裁判所においても無効とされた。2018年1月に、米国連邦巡回控訴裁判所は残りの特許が無効であることを確認した。

REMICADE[®]に特に関連する2組目の特許は、欧州、カナダ、オーストラリア及び米国においてケネディ・リウマチ研究所(The Kennedy Institute of Rheumatology)に付与されている。ヤンセン・バイオテック・インクは、当該特許に対しライセンス(ヒト抗TNF抗体については独占的ライセンスであり、非ヒト抗TNF抗体については半独占的ライセンスである。)を有し、当該特許は米国外では2017年に失効しており、米国では2018年8月に失効する。一定の特許については、異議申し立てが認められ無効とされており、他の請求については、世界中の様々な特許庁で再審理中であり、また、カナダでは訴訟の対象となっている。

当社は、REMICADE[®]に特に関連する上記特許について延長が可能になるとは考えていない。REMICADE[®]のバイオ後続品が2016年に米国市場に導入され、さらなる競合会社が市場に参入し続けている。REMICADE[®]に関連する特許に係る法的事項の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記21「訴訟」の「知的所有権 - 医薬品 - REMICADE[®]関連訴訟」を参照のこと。

REMICADE[®]に関する免疫市場での競争に加え、当社は現在、次世代の免疫製品であり特許が最大6年残っているSTELARA[®](一般名、ウステキヌマブ)、SIMPONI[®](一般名、ゴリムマブ)、SIMPONI ARIA[®](一般名、ゴリムマブ)及び(一般名、グセルクマブ)を販売している。

商標

当社の子会社は、その製品を商標の下で販売し、利用可能なあらゆる手段を用いてこれらの商標に対する保護を取得することになっている。かかる商標は米国及び当該製品が販売されるその他の国々における登録により保護されている。当社は、これらの商標が全体として当社の事業に非常に重要であると考えている。

季節性

全世界での売上は、著しい季節性を反映していない。しかしながら、毎年度第4四半期は他の四半期よりも支出が多い。これは、主に宣伝及び研究開発活動への支出の決定が増えることを反映したものである。

競争

全ての製品ラインにおいて、当社の子会社は、米国内外の会社と競合している。競合会社の数及び大きさに関係なく、全ての製品ラインにおいて、競争が存在する。新製品の開発、新製法の考案並びに既存製品及び既存製法の改良に関する国内外の研究における競争は、特に重要である。新しく、かつ画期的な製品の開発及び当社の製品ポートフォリオの基礎となる知的財産の保護は、当社が全ての事業分野において成功を収めるために重要なものである。競争的な環境により、継続的な研究に対する相当量の投資が必要とされている。さらに、当社の一般消費者向け製品に対する顧客の需要を開拓し維持し続けるために、多大な広告及び宣伝費が必要とされている。

研究開発

研究活動は、当社の事業の重要な部分を占めるものである。研究開発に関する支出は、新製品の発見、テスト及び開発、前払金及び目標達成報奨金、既存製品の改良、並びに発売前の製品の有効性及び法令遵守の実証の過程に関連するものである。当社は、高品質で革新的な製品を供給することを目的として、研究開発への投資に注力し続けている。全世界における研究開発活動費は、2017年度、2016年度及び2015年度において、それぞれ106億米ドル、91億米ドル及び90億米ドルであった。研究施設は、米国、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、イスラエル、日本、オランダ、スイス及び英国に所在しており、さらに研究開発サポートがその他30を超える国に所在している。

環境

当社は様々な米国内外の環境保護措置の適用を受けている。当社は、当社の事業があらゆる重要な点において当社に適用される環境法令を遵守していると考えている。当社は、過去1年間において変わらずかかる要件を遵守しており、当該遵守により、当社の資本支出、キャッシュ・フロー、収益又は競争力に重要な影響が今後及ぶことはないものと予想している。

規制

当社の事業は、事業が行われている国において、様々な程度の政府の規制を受けており、一般的に規制は強まる傾向にある。米国においては、薬品、機器及び化粧品産業は、主に製品の安全性、効能、製造、宣伝、表示及び安全報告について、様々な連邦及び州当局の規制を長い間受けてきた。米国食品医薬品局(以下「FDA」という。)が広範囲の規制権力を行使することにより、新規の薬品及び機器に関するFDAの承認手続きのために要求される試験及び書類作成の費用が増し、それに伴って製品導入の費用が上がり続けている。同様の傾向は、米国外の主要な市場においても顕著である。ヨーロッパにおける新しい医療機器規制の枠組み及び新しいプライバシー規制が、かかる規制の例である。

ヒューマン・ヘルスケアの費用は、世界中の政府当局及び立法機関による検討、調査及び規制の対象となっており、また今後もなり続ける。米国においては、薬価及び利益、並びに医師が特定の薬品の処方箋を書き、又は特定の医療機器を推薦、使用若しくは購入することを奨励するプログラムが注目されている。支払人が市場においてより大きな勢力となっており、薬品及び医療機器の価格付け、適切な薬品及び医療機器の利用、並びにヘルスケア全般の質及び費用に対する注目が増している。

米国の政府機関は、患者保護及び医療費負担適正化法(Patient Protection and Affordable Care Act)(以下「ACA」という。)の広範な条件を実施し続けている。これは、米国のヘルスケア業界に対してプラスとマイナス両方の影響を及ぼしているが、ACAの様々な規定及びACA規定の将来ありうる修正又は廃止が最終的に業界にどのような影響を及ぼすかについては多くが不確定なままである。

当社の事業を管轄する規制当局の有する行政権により、当社は製品撤退、製品回収、製品差押え及びその他の民法・刑法上の制裁等の処分を受ける可能性がある。場合によっては、当社の子会社は製品回収を行うことが得策であると判断することがある。

さらに、ヘルスケア業界における事業活動は、特に米国において、政府機関及び州司法長官によるさらなる監督の対象となっており、その結果として行われる調査及び訴訟により民法・刑法上の重大な処罰が課されるリスクを抱えている。

また、当社は、国際的な供給網並びに製造及び流通過程(当社の製品に使用される材料の調達、供給及び価格設定に影響を及ぼす可能性のある、複雑であり、増大しつつある規制要件に服し、BrexIt等を原因とする予想外の変化に直面するもの)に依存している。これらの過程は、長期にわたる規制当局の承認を必要とする可能性がある。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社は親会社を有しない。

(2) 当社の子会社及び関連会社

ニュージャージー州法人であるジョンソン・エンド・ジョンソンは、2017年12月31日現在、以下に記載する米国内及び米国外の子会社を有していた。一部の米国内及び米国外の子会社は、全体として重要でないため、記載していない。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、他の事業体の子会社ではない。

子会社の名称	組織の管轄区域
米国内の子会社：	
アボット・メディカル・オブティクス・インク	デラウェア州
アクラレント・インク	デラウェア州
アクテリオン・ファーマシューティカルズ・ユーエス・インク	デラウェア州
アクテリオン・ユーエス・ホールディング・カンパニー	デラウェア州
アドバンスト・ステリライゼーション・プロダクツ・サービシズ・インク	ニュージャージー州
アリオス・バイオフィーマ・インク	デラウェア州
アルザ・コーポレーション	デラウェア州
エイエムオー・デベロップメント・エルエルシー	デラウェア州
エイエムオー・ホールディングス・インク	デラウェア州
エイエムオー・マニュファクチャリング・ユーエスエー・エルエルシー	デラウェア州
エイエムオー・セールス・アンド・サービス・インク	デラウェア州
エイエムオー・ユーエスエー・エルエルシー	デラウェア州
エイエムオー・ユーエスエー・セールス・ホールディングス・インク	デラウェア州
エイエムオー・ユーエス・ホールディングス・インク	デラウェア州
アラゴン・ファーマシューティカルズ・インク	デラウェア州
バイオメディカル・エンタープライズ・インク	テキサス州
バイオセンス・ウェブスター・インク	カリフォルニア州
セントコア・リサーチ&デベロップメント・インク	ペンシルベニア州
コッドマン&シュルトレフ・インク	ニュージャージー州
コヒレックス・メディカル・インク	デラウェア州
コーディス・エルエルシー	デラウェア州
コセリックス・インク	デラウェア州
デピュー・マイテック・エルエルシー	マサチューセッツ州
デピュー・プロダクツ・インク	インディアナ州
デピュー・スパイン・エルエルシー	オハイオ州
デピュー・シンセス・プロダクツ・インク	デラウェア州

デピュー・シンセス・セールス・インク	マサチューセッツ州
デピュー・シンセス・インク	デラウェア州
ダイアベティス・ダイアグノスティックス・インク	デラウェア州
エチコン・エンドサージェリー・インク	オハイオ州
エチコン・エンドサージェリー・エルエルシー	デラウェア州
エチコン・エルエルシー	デラウェア州
エチコン・US・エルエルシー	テキサス州
エチコン・インク	ニュージャージー州
ハートポート・インク	デラウェア州
ヤンセン・バイオテック・インク	ペンシルベニア州
ヤンセン・グローバル・サービスズ・エルエルシー	ニュージャージー州
ヤンセン・オンコロジー・インク	デラウェア州
ヤンセン・オーソ・エルエルシー	デラウェア州
ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク	ペンシルベニア州
ヤンセン・プロダクツ・エルピー	ニュージャージー州
ヤンセン・リサーチ&デベロップメント・エルエルシー	ニュージャージー州
ヤンセン・サイエンティフィック・アフェアーズ・エルエルシー	ニュージャージー州
ヤンセン・サプライ・グループ・エルエルシー	ペンシルベニア州
ヤンセン・シラグ・マニュファクチャリング・エルエルシー	デラウェア州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(ミドル・イースト)・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファイナンス・コーポレーション	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルス・アンド・ウェルネス・ソリューションズ・インク	ミシガン州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルスケア・システムズ・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・イノベーション - JJDC・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インターナショナル	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ジャパン・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・サービスズ・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・アーバン・リニューアル・アソシエイツ	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク	フロリダ州
JOM・ファーマスーティカル・サービスズ・インク	デラウェア州
ライフスキャン・インク	カリフォルニア州
ライフスキャン・エルエルシー	デラウェア州
ライフスキャン・プロダクツ・エルエルシー	デラウェア州
マクニール・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・カンパニー	ニュージャージー州
マクニール・ヘルスケア・エルエルシー	デラウェア州

メディカル・デバイス・ビジネス・サービシズ・インク	インディアナ州
メガダイン・メディカル・プロダクツ・インク	ユタ州
メンター・テキサス・エルピー	デラウェア州
メンター・ワールドワイド・エルエルシー	デラウェア州
ミクラス・エンドバスキュラー・エルエルシー	デラウェア州
ネオストラータ・カンパニー・インク	デラウェア州
ニューウェーブ・メディカル・インク	デラウェア州
ノヴィラ・セラピューティック・インク	デラウェア州
オーソ・バイオリジックス・エルエルシー	デラウェア州
オーソ・バイオテック・ホールディング・エルエルシー	デラウェア州
パトリオット・ファーマスーティカル・エルエルシー	ペンシルベニア州
パルサー・バスキュラー・インク	デラウェア州
ルタン・リアルティ・エルエルシー	ニュージャージー州
スタリルメッド・インク	ミネソタ州
シンセス・USA・プロダクツ・エルエルシー	デラウェア州
シンセス・USA・エルエルシー	デラウェア州
シンセス・インク	デラウェア州
ティアサイエンス・インク	デラウェア州
ジ・アンスパック・エフォート・エルエルシー	フロリダ州
トーラックス・メディカル・インク	デラウェア州
ヴォーグ・インターナショナル・エルエルシー	デラウェア州
米国外の子会社：	
アクテリオン・リミテッド	スイス
アブシス	フランス
アブシス・ジャーマニー・GmbH	ドイツ
北京・ダバオ・コスメティックス・カンパニー・リミテッド	中華人民共和国
ベルナ・レイン・B.V.	オランダ
バイオセンス・ウェブスター・(イスラエル)・リミテッド	イスラエル
シラグ・アーゲー	スイス
シラグ・GmbH・インターナショナル	スイス
シラグ・ホールディング・アーゲー	スイス
シラグ・ホールディング・ファイナンス・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
CNA・デベロップメント・GmbH	スイス
コーディス・デ・メキシコ・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
コバゲン・アーゲー	スイス
クルセル・N.V.	オランダ

デピュー・フランス	フランス
デピュー・インターナショナル・リミテッド	英国
デピュー・アイルランド・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
デピュー・シンセズ・エオス・リミテッド	アイルランド
デピュー・シンセズ・ゴーガン・リミテッド	アイルランド
デピュー・シンセズ・ジェイソン・リミテッド	アイルランド
デピュー・シンセズ・レト・S.A.R.L.	ルクセンブルグ
EES・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
エチコン・アイルランド・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
エチコン・PR・ホールディングス・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
エスノア・デル・イツモ・S.A.	パナマ
グローバル・インベストメント・パーティシペーション・B.V.	オランダ
GMED・ヘルスケア・BVBA	ベルギー
J.C.・ジェネラル・サービシズ・CVBA	ベルギー
ヤンセン・バイオロジックス・(アイルランド)	アイルランド
ヤンセン・バイオロジックス・B.V.	オランダ
ヤンセン・シラグ・ファーマスーティカ・S.A.	アルゼンチン
ヤンセン・エジプト	エジプト
ヤンセン・ホールディング・GmbH	スイス
ヤンセン・インク	カナダ
ヤンセン・アイリッシュ・ファイナンス・カンパニー・ユーシー	アイルランド
ヤンセン・コリア・リミテッド	大韓民国
ヤンセン・ファーマスーティカ・NV	ベルギー
ヤンセン・ファーマスーティカ・(プロプライエタリー)・リミテッド	南アフリカ
ヤンセン・ファーマスーティカル	アイルランド
ヤンセンファーマ株式会社	日本
ヤンセン・ファーマスーティカル・サイエンス・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
ヤンセン・R&D・アイルランド	アイルランド
ヤンセン・サイエンス・アイルランド・ユーシー	アイルランド
ヤンセン・ワクチンズ&プリベンション・B.V.	オランダ
ヤンセン・ワクチンズ・アーゲー	スイス
ヤンセン・ワクチンズ・コープ	大韓民国
ヤンセン・シラグ	フランス
ヤンセン・シラグ・A/S	デンマーク
ヤンセン・シラグ・AB	スウェーデン
ヤンセン・シラグ・アーゲー	スイス

ヤンセン・シラグ・B.V.	オランダ
ヤンセン・シラグ・デ・メキシコ・S・デ・R.L.・デ・C.V.	メキシコ
ヤンセン・シラグ・ファーマスーティカ・Ltda.	ブラジル
ヤンセン・シラグ・ファーマスーティカ・Lda.	ポルトガル
ヤンセン・シラグ・GmbH	ドイツ
ヤンセン・シラグ・Kft.	ハンガリー
ヤンセン・シラグ・リミテッド	タイ
ヤンセン・シラグ・リミテッド	英国
ヤンセン・シラグ・NV	ベルギー
ヤンセン・シラグ・OY	フィンランド
ヤンセン・シラグ・ファーマ・GmbH	オーストリア
ヤンセン・シラグ・Pty・リミテッド	オーストラリア
ヤンセン・シラグ・S.A.	コロンビア
ヤンセン・シラグ・S.p.A.	イタリア
ヤンセン・シラグ・C.A.	ベネズエラ
ヤンセン・シラグ・S.A.	スペイン
ヤンセン・シラグ・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
JJC・アクイジション・カンパニー・B.V.	オランダ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(中国)・インベストメント・リミテッド	中華人民共和国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(アイルランド)・リミテッド	アイルランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(ニュージーランド)・リミテッド	ニュージーランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(フィリピン)・インク	フィリピン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(プロプリエタリー)・リミテッド	南アフリカ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(タイランド)・リミテッド	タイ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・AB	スウェーデン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・アーゲー	スイス
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ベルギー・ファイナンス・カンパニー	ベルギー
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・ホールディングス・フランス	フランス
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・NV	ベルギー
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・サービス・EAME・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・アルゼンチン・S.A.C.e.I.	アルゼンチン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・チリ・S.A.	チリ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・コロンビア・S.A.	コロンビア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・ベネズエラ・S.A.	ベネズエラ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デル・エクアドル・S.A.	エクアドル

ジョンソン・エンド・ジョンソン・デル・ペルー・S.A.	ペルー
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ド・ブラジル・インダストリア・エ・ コマーシオ・デ・プロダトス・パラ・サウージ・Ltda.	ブラジル
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヨーロピアン・トレジュリー・カンパ ニー	アイルランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファイナンス・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファイナンシャル・サービスズ・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・フォー・エクスポート&インポート・ エルエルシー	エジプト
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ゲゼルシャフト・m.b.H.	オーストリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・グループ・ホールディングス・GmbH	オーストリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘラス・コマーシャル・アンド・イン ダストリアル・S.A.	ギリシャ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘラス・コンシューマー・プロダク ツ・コマーシャル・ソシエテ・アノニム	ギリシャ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ホールディング・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ホールディングス株式会社	日本
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インク	カナダ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インダストリアル・Ltda.	ブラジル
ジョンソン・エンド・ジョンソン・イノベーション・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インターナショナル・ファイナンシャル ・サービスズ・カンパニー	アイルランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	日本
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コリア・セリング&ディストリビュー ション・リミテッド・ライアビリティー・カンパニー	大韓民国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・Limitada	ポルトガル
ジョンソン・エンド・ジョンソン・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・エルエルシー	ロシア連邦
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ルクセンブルグ・ファイナンス・カン パニー・Sarl	ルクセンブルグ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・マネジメント・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル	フランス
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・(上海)・リミテッド	中華人民共和国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・B.V.	オランダ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・コリア・リミテッド	大韓民国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・メキシコ・S.A.・デ・ C.V.	メキシコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・NV	ベルギー
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・(Pty) ・リミテッド	南アフリカ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・Pty・リミテッド	オーストラリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・S.A.	アルゼンチン

ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・S.p.A.	イタリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・台湾・Ltd.	台湾
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・S.C.S.	ベネズエラ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・サナイ・ヴェ・ティカレット・リミテッド・シルケティ	トルコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ミドル・イースト・FZ・エルエルシー	アラブ首長国連邦
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ノルディック・AB	スウェーデン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・パシフィック・Pty.・リミテッド	オーストラリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ポーランド・Sp. z o.o.	ポーランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プライベート・リミテッド	インド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッド	シンガポール
ジョンソン・エンド・ジョンソン・Pty.・リミテッド	オーストラリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ルーマニア・S.R.L.	ルーマニア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・S.p.A.	イタリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・サンテ・ボーティエ・フランス	フランス
ジョンソン・エンド・ジョンソン・シッヒ・マルゼメ・サナイ・ヴェ・ティカレット・リミテッド・シルケティ	トルコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・スイス・ファイナンス・カンパニー・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・台湾・リミテッド	台湾
ジョンソン・エンド・ジョンソン・UK・トレジャリー・カンパニー・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・(アイルランド)	アイルランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・S.A.	スペイン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・s.r.o.	チェコ共和国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・s.r.o.	スロバキア
ラタム・インターナショナル・インベストメント・カンパニー・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
ラタム・プロパティーズ・ホールディングス・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
ライフスキャン	フランス
ライフスキャン・スコットランド・リミテッド	英国
マクニール・AB	スウェーデン
マクニール・デンマーク・APS	デンマーク
マクニール・ヘルスケア・(UK)・リミテッド	英国
マクニール・スウェーデン・AB	スウェーデン
メドス・インターナショナル・Sar l	スイス
メドス・Sar l	スイス
メンターB.V.	オランダ
メンター・ホールディング・PP	フランス
メンター・メディカル・システムズ・B.V.	オランダ

オブテック・メディカル・Sar l	スイス
OMJ・アイルランド・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
OMJ・PR・ホールディングス・リミテッド	アイルランド
オムリックス・バイオフーマスーティカルズ・リミテッド	イスラエル
オブティメディカ・コーポレーション	デラウェア州
上海・ジョンソン・エンド・ジョンソン・リミテッド	中華人民共和国
上海・ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファーマスーティカルズ・リミテッド	中華人民共和国
シンセス・GmbH	スイス
シンセス・ホールディング・アーゲー	スイス
シンセス・メディカル・イモビリエン・GmbH	ドイツ
シンセス・プロダクションズ・GmbH	スイス
ターンバックル・インベストメント・アンリミテッド・カンパニー	アイルランド
西安・ヤンセン・ファーマスーティカル・リミテッド	中華人民共和国

当社は、2017年12月31日現在、580の子会社及び関連会社を有していた。

5 【従業員の状況】

当社及びその子会社(以下「当社」という。)は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約134,000名の従業員を世界中に有する。当社は、世界中のほぼ全ての国において事業を行っている260以上の事業会社を有している持ち株会社である。当社が最も重視しているのは、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品である。

(注)当社及びその子会社は、2017年12月31日現在、約134,000名の従業員を有する。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

組織及び事業セグメント

当社及び事業セグメントの概要

当社及びその子会社(以下「当社」という。)は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約134,000名の従業員を世界中に有する。当社は、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品に最も重点を置いて、世界中のほぼ全ての国において事業を行っている。

当社は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療機器セグメントの3つの事業セグメントにより組織されている。一般消費者向け製品セグメントには、ベビーケア、オーラルケア、美容品、市販薬、女性用ヘルスケア及び創傷ケアの市場において用いられる広範囲の製品がある。これらの製品は、一般大衆に市販されており、世界中の小売店及び流通業者に販売されている。医薬品セグメントは、免疫、感染症、神経病、腫瘍、肺高血圧症、心臓血管疾患及び代謝性疾患を含む6つの治療分野に重点を置いている。このセグメントの製品は、処方薬用として、小売業者、卸売業者、病院及びヘルスケア専門家に直接流通している。医療機器セグメントには、整形外科、外科、心臓血管、糖尿病ケア及びビジョンケアの分野において用いられる幅広い製品があり、これらは、卸売業者、病院、眼科医療専門家及び小売業者に流通し、医師、看護師、病院及び診療所により、主に専門的分野において使用されている。

当社の執行委員会は、当社の財源の戦略的な運営及び割当てを担う主たる経営グループである。この執行委員会は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療機器セグメントの活動を監督し、調整している。

全ての製品ラインにおいて、当社は、米国内外を問わず、世界中の会社と競合している。競合会社の数及び大きさに関係なく、全ての製品ラインにおいて、競争が存在する。新製品の開発、新製法の考案並びに既存製品及び既存製法の改良に関する研究における競争は、特に重要である。新しく、かつ画期的な製品の開発は、当社の製品ポートフォリオの基礎となる知的財産を保護することを含む、当社が全ての事業分野において成功を収めるために重要なものである。競争的な環境により、継続的な研究に対する相当量の投資が必要とされている。さらに、当社の一般消費者向け製品に対する顧客の需要を開拓し維持し続けるために、多大な広告及び宣伝費が必要とされている。

経営目標

「我が信条(Our Credo)」を基盤とする当社の目的は、心、科学及び独創力を融合し、人類のために健康の軌跡を最大限変更することである。当社は、今日の、そして未来の人々の健康を確保するために、寛容さ及び深遠さを伴うことに取り組んでいる。この共通の目的を核に、当社は、この目的を満たし、当社が競争している急速に発展する市場の需要を十分に満たす構えである。

当社は、ヒューマン・ヘルスケアの事業に幅広く基づいており、入手可能で高品質の画期的な製品及びサービスを開発することにより価値を創出するために全力を注いでいる。過去5年以内に発売された新製品は、2017年度の売上高の約22%を占めた。2017年度においては106億米ドルが研究及び開発に投資され、352億米ドルが買収に費やされた。この投資は、人生を充実させる革新を生み出し、人類の健康の軌跡を最大限変更するパートナーシップを通じた価値を創造することを経営陣が重要視していることを反映している。

60を超える国々の260以上の事業会社で働く134,000人の多種多様な従業員が、当社が成功するための主要な原動力である。従業員は、当社の「我が信条(Our Credo)」及び目的を道しるべに主導することが委ねられ、奨励されている。これにより、全ての従業員が、当社の目的に近づくため、また、機敏さ及び緊急性をもって牽引できるよう、当社の範囲及び規模を使用できるようになっている。企業の広範囲にわたる資源を有効利用することで、当社は卓越した革新及び実行が可能となっている。これにより、当社は日々の社会の未対応ニーズに取り組み、永続的な影響に投資し、最終的には当社の患者、消費者及びヘルスケア専門家並びに顧客、従業員、地域社会及び株主に価値を届けることに集中し続けることができる。



経営成績

連結売上高の分析

2017年度における世界中の売上高は、2016年度の2.6%増、2015年度の5.7%減に比べ、6.3%増の765億米ドルとなった。かかる売上高増減の構成は、以下の通りである。

売上高増加 / (減少)の要因：	2017年度	2016年度	2015年度
販売量	8.0%	3.2%	1.2%
価格	(2.0)%	0.7%	0.6%
為替変動	0.3%	(1.3)%	(7.5)%
合計	6.3%	2.6%	(5.7)%

2017年度において、買収及び売却の純影響により、世界中の営業成長は3.6%の好影響を受けた。2016年度において、買収及び事業売却が世界中での営業成長に1.1%の悪影響を及ぼし、当社のC型肝炎製品であるOLYSIO[®] / SOVRIAD[®] (一般名、シメプレビル)及びINCIVO[®] (一般名、テラプレビル)の競合製品が発売されたことにより、世界中の営業成長が0.8%の悪影響を受けた。ベネズエラでの事業により、世界中の営業成長は0.3%の悪影響を受けた。

2015年度において、当社のC型肝炎製品であるOLYSIO[®] / SOVRIAD[®] (一般名、シメプレビル)及びINCIVO[®] (一般名、テラプレビル)の競合製品が発売されたことにより、世界中の営業成長が2.7%の悪影響を受けた。2015年度において、買収及び事業売却により世界中の営業成長が2.0%の悪影響を受けた。

米国内の会社による売上高は、2017年度は5.4%増の399億米ドル、2016年度は6%増の378億米ドル、2015年度は2.6%増の357億米ドルとなった。米国外の会社による売上高は、2017年度は7.4%増の366億米ドル、2016年度は0.9%減の341億米ドル、2015年度は13.1%減の344億米ドルとなった。

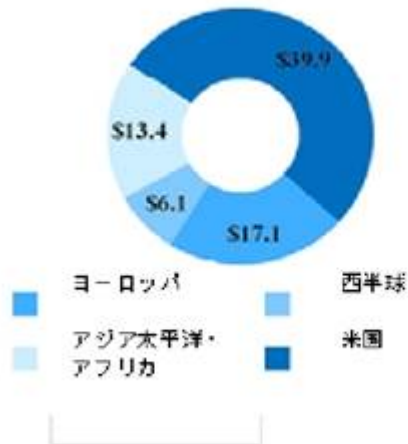
世界中の売上高、米国内の会社による売上高及び米国外の会社による売上高の5年間の年次複合成長率は、それぞれ2.6%、6%及び(0.4)%であった。世界中の売上高、米国内の会社による売上高及び米国外の会社による売上高の10年間の年次複合成長率は、それぞれ2.3%、2.1%及び2.5%であった。

2017年度において、ヨーロッパでのカンパニー毎の売上高は、7.2%の営業成長が1.4%の為替変動の好影響により、前年度より8.6%増を達成した。西半球(米国を除く。)でのカンパニー毎の売上高は、2.8%の営業成長が2.6%の為替変動の好影響により、前年度より5.4%増を達成した。アジア太平洋・アフリカでのカンパニー毎の売上高は、7.5%の営業成長及び0.8%の為替変動の悪影響により一部相殺され、前年度より6.7%増となった。

2015年度には追加の発送日があったことにより、2016年度の売上高成長は前年度と比較して約1.3%の悪影響を受けた。(決算日の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (6) 連結財務書類に対する注記」の注記1を参照のこと。)当社は、2015年度の成長率は約1.0%向上と予測した。2015年度には追加の週により数日分の売上が増えたが、それと同時に一週間分の運営費も加わった。よって、当期純利益への影響は微々たるものであった。

2017年度において、当社には3つの全てのセグメント全てについて製品を販売し、総連結収益のそれぞれ約14.0%及び約10.0%を占める二社の卸売業者があった。2016年度において、当社には3つの全てのセグメントについて製品を販売し、総連結収益のそれぞれ約13.5%及び約10.7%を占める二社の卸売業者があった。2015年度において、当社には3つの全てのセグメントについて製品を販売し、総連結収益の約12.5%を占める一社の卸売業者があった。

2017年度地理的區域別売上（単位：十億米ドル）



2017年度セグメント別売上（単位：十億米ドル）



事業セグメント別売上高の分析

一般消費者向け製品セグメント

2017年度における一般消費者向け製品セグメントの売上高は、1.3%の営業成長及び0.9%の為替変動の好影響により、2016年度より2.2%増の136億米ドルとなった。米国内の一般消費者向け製品セグメントの売上高は、2.7%増の56億米ドルとなった。米国外の売上高は、0.4%の営業成長及び1.5%の為替変動の好影響により、1.9%増の80億米ドルとなった。2017年度において、買収及び事業売却の純好影響により米国外一般消費者向け製品セグメントの営業成長が1.8%増となった。

主要な一般消費者向け製品フランチャイズの売上高

(百万米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度	増減率(%)	
				2017年度対 2016年度	2016年度対 2015年度
美容品	4,200	3,897	3,633	7.8%	7.3%
市販薬	4,126	3,977	3,895	3.7%	2.1%
ベビーケア	1,916	2,001	2,157	(4.2)%	(7.2)%
オーラルケア	1,531	1,568	1,580	(2.4)%	(0.8)%
女性用ヘルスケア	1,050	1,067	1,200	(1.6)%	(11.1)%
創傷ケア / その他	779	797	1,042	(2.3)%	(23.5)%
一般消費者向け製品 売上高合計	13,602	13,307	13,507	2.2%	(1.5)%

美容品フランチャイズの売上高は、前年度より7.8%増の42億米ドルとなった。成長は、主に、直近のヴォーグ・インターナショナル・エルエルシー(Vogue International LLC)及びドクターシーラボ(Dr.Ci:Labo)の買収による売上を含んだこと、また、NEUTROGENA[®]製品の販売成長に起因していた。

市販薬フランチャイズの売上高は、前年度より3.7%増の41億米ドルとなった。売上高が増加したのは、主に、米国内での鎮痛剤、米国外での上気道製品、直近のリノコート(Rhinocort)の買収による売上及び禁煙補助剤に起因していた。

2017年度におけるベビーケア・フランチャイズの売上高は、主に、競争圧力により、前年度より4.2%減の19億米ドルとなった。

2017年度におけるオーラルケア・フランチャイズの売上高は、前年度より2.4%減の15億米ドルとなった。これは主に部門の衰退及び競争圧力に起因するものであり、米国外での新製品の発売により一部相殺された。

2017年度における女性用ヘルスケア・フランチャイズの売上高は、EMEA(ヨーロッパ、中東及びアフリカ)における部門の衰退及びブラジルにおいてシェアを失ったことを主な原因として、前年度より1.6%減の11億米ドルとなった。

2017年度における創傷ケア / その他・フランチャイズの売上高は、自社ブランド競争圧力によるものであり、米国外におけるBAND-AID[®]の新製品発売により一部相殺され、前年度より2.3%減の8億米ドルとなった。

2016年度における一般消費者向け製品セグメントの売上高は、1.5%の営業成長が3.0%の為替変動の悪影響により相殺され、2015年度より1.5%減の133億米ドルとなった。米国内の一般消費者向け製品セグメントの売上高は、3.8%増の54億米ドルとなった。米国外の売上高は、0.1%の営業成長が4.9%の為替変動の悪影響により相殺され、4.8%減の79億米ドルとなった。2016年度において、買収及び事業売却の影響により一般消費者向け製品セグメントの営業成長が0.5%減となった。2016年度において、一般消費者向け製品セグメントの営業成長は、ベネズエラでの事業により1.2%の悪影響を受け、2015年度には追加の発送日があったことにより1.1%の悪影響を受けた。

医薬品セグメント

医薬品セグメントの売上高は、2017年度において、8%の営業成長及び0.3%の為替変動の好影響により、2016年度より8.3%増の363億米ドルであった。米国内の売上高は、6.7%増の215億米ドルとなった。米国外の売上高は、10.1%の営業成長及び0.7%の為替変動の好影響により、10.8%増の148億米ドルとなった。2017年度において、買収及び事業売却が世界中での医薬品セグメントの営業成長に3.8%の純好影響を及ぼした。前年度と比較して、以前の見積に調整を行ったことが、主に心臓血管 / 代謝 / その他治療分野において、報告された医薬品セグメントの経済成長に約1.8%の悪影響を及ぼした。

主要な医薬品治療分野の売上高(注1)

(百万米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度	増減率(%)	
				2017年度対 2016年度	2016年度対 2015年度
免疫合計	12,244	11,968	10,402	2.3%	15.1%
REMICADE [®]	6,315	6,966	6,561	(9.3)%	6.2%
SIMPONI [®] /SIMPONI ARIA [®]	1,833	1,745	1,328	5.0%	31.4%
STELARA [®]	4,011	3,232	2,474	24.1%	30.6%
その他免疫	85	25	39	(注2)	(35.9)%
感染症合計	3,154	3,208	3,656	(1.7)%	(12.3)%
EDURANT [®] /リルピピリン	714	573	410	24.6%	39.8%
PREZISTA [®] /PREZCOBIX [®] /REZOLSTA [®]	1,821	1,851	1,810	(1.6)%	2.3%
その他感染症	619	784	1,436	(21.0)%	(45.4)%
神経科学合計	5,986	6,085	6,259	(1.6)%	(2.8)%
CONCERTA [®] /メチルフェニデート	791	863	821	(8.3)%	5.1%
INVEGA [®] SUSTENNA [®] /XEPLION [®] /TRINZA [®]	2,569	2,214	1,830	16.0%	21.0%
RISPERDAL [®] CONSTA [®]	805	893	970	(9.9)%	(7.9)%
その他神経科学	1,821	2,115	2,638	(13.9)%	(19.8)%
腫瘍合計	7,258	5,807	4,695	25.0%	23.7%
DARZALEX [®]	1,242	572	20	(注2)	(注2)
IMBRUVICA [®]	1,893	1,251	689	51.3%	81.6%
VELCADE [®]	1,114	1,224	1,333	(9.0)%	(8.2)%
ZYTIGA [®]	2,505	2,260	2,231	10.8%	1.3%
その他腫瘍	504	500	422	0.8%	18.5%
肺高血圧症	1,327	-	-	(注3)	(注3)
OPSUMIT [®]	573	-	-	(注3)	(注3)
TRACLEER [®]	403	-	-	(注3)	(注3)
UPTRAVI [®]	263	-	-	(注3)	(注3)
その他	88	-	-	(注3)	(注3)
心臓血管/代謝/その他	6,287	6,396	6,418	(1.7)%	(0.3)%
XARELTO [®]	2,500	2,288	1,868	9.3%	22.5%
INVOKANA [®] /INVOKAMET [®]	1,111	1,407	1,308	(21.0)%	7.6%
PROCRIT [®] /EPREX [®]	972	1,105	1,068	(12.0)%	3.5%
その他	1,704	1,596	2,174	6.8%	(26.6)%
医薬品売上高合計	36,256	33,464	31,430	8.3%	6.5%

(注1) 過年度における金額は、当年度の表示方法に一致させるため組み替えられている。

(注2) 100%を超える率又は有意でないもの。

(注3) 2017年6月16日にアクテリオンから買収した製品。

免疫製品は、2017年度において、前年度より2.3%増の122億米ドルの売上高を達成した。成長は、主に、STELARA[®](一般名、ウステキヌマブ)の広い普及、TREMFA[®](一般名、グセルクマブ)の発売及び米国外におけるSIMPONI[®]/SIMPONI ARIA[®](一般名、ゴリムマブ)の売上成長に起因していた。REMICADE[®](一般名、インフリキシマブ)の売上減は、割引/割戻しが増えたこと及びバイオ後続品競争によるものであった。

欧州の一部の国では、REMICADE[®](一般名、インフリキシマブ)に関する特許が2015年2月に失効した。REMICADE[®]のバイオ後続品が米国外の一定の市場に導入され、これらの市場でREMICADE[®]の売上高が減少した。バイオ後続品のさらなる競争は、米国外における市場でのREMICADE[®]の売上減に拍車をかけるであろう。米国では、REMICADE[®]のバイオ後続が2016年に導入され、さらなる競合会社が市場に参入し続けている。米国市場におけるインフリキシマブのバイオ後続品の販売は、REMICADE[®]の米国内における売上高のさらなる減少につながる。当社は、REMICADE[®]に関する特許権を主張し続ける。REMICADE[®]の特許に関する法律問題の説明については、連結財務書類に対する注記21を参照のこと。

感染症製品は、2016年度より1.7%減の32億米ドルの売上高であった。OLYSIO[®](一般名、シメプレビル)、ワクチン及びPREZISTA[®](一般名、ダルナビル/コビスタット)の売上減が、EDURANT[®](一般名、リルピビリン)、PREZCOBIX[®]/REZOLSTA[®]及びSYMITUZA[®]の発売により一部相殺された。

神経科学製品の売上高は、2016年度より1.6%減の60億米ドルとなった。RISPERDAL CONSTA[®](一般名、リスペリドン)及びCONCERTA[®]/メチルフェニデートの売上減及び事業売却の影響は、INVEGA SUSTENNA[®]/XEPLION[®]/TRINZA[®]/TREVICTA[®](一般名、パリペリドン・パルミチン酸)長時間作用型注射の高い売上高により相殺された。

腫瘍製品は、2017年度において、前年度より25.0%増の73億米ドルの売上高を達成した。腫瘍製品の成長の要因は、市場シェア及び市場の拡大によるDARZALEX[®](一般名、ダラツムマブ)及びIMBRUVICA[®](一般名、イブルチニブ)の好調な売上、並びに市場の拡大によるZYTIGA[®](一般名、アピラテロン酢酸エステル)の売上によるものであった。複数のジェネリック会社が、ZYTIGA[®](一般名、アピラテロン酢酸エステル)の残りの特許につき、米国特許商標局(USPTO)及びニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所に異議を申し立てている。当社は、本特許を無効とした米国特許商標局(USPTO)の決定に対して上訴しており、当事者らは、ジェネリック会社が提起した非侵害の略式判決の申立にかかる決定を待っているところである。決定が当社にとって好ましくない場合、その後ジェネリック製品が発売されることと思われる。米国食品医薬品局(FDA)の承認後、ZYTIGA[®](一般名、アピラテロン酢酸エステル)のジェネリック版が発売される場合、米国内での売上は減少し、かかる減少は短期間で生じる可能性がある。2017年度において、当社は、米国内でZYTIGA[®](一般名、アピラテロン酢酸エステル)の12億米ドルの売上を報告した。ZYTIGA[®](一般名、アピラテロン酢酸エステル)に係る法的事項の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記21を参照のこと。

肺高血圧症は、2017年6月16日にアクテリオン・リミテッド(Actelion, Ltd.)を買収したことにより設立された新しい治療分野である。買収に関する追加の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記20を参照のこと。

心臓血管/代謝/その他製品の売上高は、前年度と比較して1.7%減の63億米ドルとなった。これは主に競争圧力による価格割引の増加及び市場シェアの喪失による米国内におけるINVOKANA[®]/INVOKAMET[®](一般名、カナグリフロジン)の販売減少によるものであった。これは、市場成長及び市場シェアの拡大によるXARELTO[®](一般名、リバロキサパン)の売上、並びにアクテリオンの買収による肺動脈性肺高血圧症(PAH)に関係しない製品の売上により一部相殺された。

2017年度中に、当社はいくつかの規制当局提出書類の経路を増強し、新薬及び既存薬の追加の効能の承認を受けた。

製品名(化学名)	適応症	US承認	EU承認	US申請	EU申請
apalutamide (一般名、アパルタミド)	去勢抵抗性前立腺癌に対する経口アンドロゲン受容体シグナル伝達阻害剤				
DARZALEX® (一般名、ダラツムマブ)	少なくとも一度は治療を受けたことがある多発性骨髄腫の患者のためにレナリドミド及びデキサメタゾン、又はボルテゾミブ及びデキサメタゾンと併用				
	少なくとも二度は治療を受けたことがある多発性骨髄腫の患者のためにボマリドミド及びデキサメタゾン、又はボルテゾミブ及びデキサメタゾンと併用				
	ボルテゾミブ、メルファラン及びプレドニゾロンと併用する移植非適用の多発性骨髄腫患者のフロントライン治療				
IMBRUVICA® (一般名、イブルチニブ)	1種類以上の全身療法が奏功しない移植片対宿主病 (GVHD) 成人患者の治療				
	辺縁帯リンパ腫				
INVOKAMET® (一般名、カナグリフロジン)	心血管疾患の既往がある、または心血管疾患リスクがある2型糖尿病における死亡リスク低減 (CANVAS/CANVAS-R)				
JULUCA® (一般名、リルピピリン及びドルテグラビル)	抗HIV治療におけるドルテグラビル及びリルピピリンのシングルタブレット2剤維持療法薬				
SIMPONI ARIA® (一般名、ゴリムマブ)	活動性乾癬性関節炎の成人の治療及び活動性強直性脊椎炎の成人の治療				
STELARA® (一般名、ウスチキヌマブ)	中度から重度の乾癬の青年 (12歳から17歳) の治療				
SYMTUZA® (一般名、ダルナビル/コピシスタット/エムトリシタビン/テノホビル/アラフェナミド)	治療未経験及び治療経験済のHIV患者のためのシングルタブレットレジメン				
TREMFYA® (一般名、グセルクマブ)	中度から重度の乾癬の成人の治療				
XARELTO® (一般名、リバロキサバン)	最初の抗凝血療法を最低6ヶ月完了した後、再発性静脈血栓症の継続リスクを下げるため10mgを1日1回服用				
	2つの新しい血管適応症：主な心血管イベントのリスクを下げることで及びPAD患者の急性下肢虚血リスクを下げることで				
ZYTIGA® (一般名、アピラテロン酢酸エステル)	ホルモン療法未治療転移性前立腺がん				

医薬品セグメントは、2016年度において、7.4%の営業成長及び0.9%の為替変動の悪影響により一部相殺され、2015年度より6.5%増の335億米ドルの売上高を達成した。米国内の売上高は、9.8%増の201億米ドルとなった。米国外の売上高は、4%の営業成長及び2.2%の為替変動の悪影響により一部相殺され、1.8%増の133億米ドルとなった。2016年度において、医薬品セグメントの営業成長は、買収、事業売却及び当社のC型肝炎製品であるOLYSIO[®] / SOVRIAD[®] (一般名、シメプレビル) 及びINCIVO[®] (一般名、テラプレビル) の競合製品により、2.5%の悪影響を受けた。2016年度において、医薬品セグメントの営業成長は、2015年度に追加の発送日があったことにより、1.5%の悪影響を受けた。2016年度における医薬品セグメントの営業成長は、前年度と比較して、両期間が約5億米ドルの調整を含むため、以前の見積に調整を行ったことによる影響を受けていない。

医療機器セグメント

2017年度における医療機器セグメントの売上高は、5.7%の営業成長及び0.2%の為替変動の好影響により、2016年度より5.9%増の266億米ドルとなった。米国内の売上高は、前年度より4.5%増の128億米ドルとなった。米国外の売上高は、6.7%の営業成長及び0.4%の為替変動の好影響により、前年度より7.1%増の138億米ドルとなった。2017年度において、買収及び事業売却は、医療機器セグメントの世界中の営業成長に2016年度と比べて4.2%の純好影響を及ぼした。

主要な医療機器フランチャイズの売上高

(百万米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度	増減率(%)	
				2017年度対 2016年度	2016年度対 2015年度
外科(Surgery)	9,559	9,296	9,217	2.8%	0.9%
高度	3,756	3,517	3,275	6.8%	7.4%
一般	4,463	4,362	4,482	2.3%	(2.7)%
専門	1,340	1,417	1,460	(5.4)%	(2.9)%
整形外科(Orthopaedics)	9,258	9,334	9,262	(0.8)%	0.8%
腰	1,394	1,361	1,332	2.4%	2.2%
膝	1,523	1,524	1,496	(0.1)%	1.9%
外傷	2,616	2,569	2,528	1.8%	1.6%
脊髄その他	3,725	3,880	3,906	(4.0)%	(0.7)%
ビジョンケア(Vision Care)	4,063	2,785	2,608	45.9%	6.8%
コンタクトレンズ/その他	3,036	2,785	2,608	9.0%	6.8%
手術	1,027	-	-	(注1)	(注1)
心臓血管 (Cardiovascular)	2,096	1,849	2,036	13.4%	(9.2)%
糖尿病ケア(Diabetes Care)	1,615	1,789	1,928	(9.7)%	(7.2)%
診断(Diagnostics)	1	66	86	(注2)	(注2)
医療機器 売上高合計	26,592	25,119	25,137	5.9%	(0.1)%

(注1)2017年2月27日にアボット・メディカル・オプティクス(AMO)から買収した製品。

(注2)2014年6月30日に、当社は、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス事業(診断フランチャイズ)を事業売却した。

外科的ケア・フランチャイズの売上高は、2017年度において、2016年度より2.8%増の96億米ドルとなった。高度外科的ケアにおける成長は、主に、エンドカッター、メガダイン・メディカル・プロダクツ・インク(Megadyne Medical Products, Inc.)の買収を含むエネルギー及びバイオ外科手術製品によるものであった。一般外科における成長は、主に、縫合及びトーラックス・メディカル・インク(Torax Medical, Inc.)の買収による売上によるものであった。専門外科的ケアにおける営業成長の低下は、主に、審美、アドバンスト・ステリライゼーション(Advanced Sterilization)及びスタリルメッド(SterilMed)製品の売上減少によるものであった。

整形外科フランチャイズは、2017年度において、2016年度より0.8%減の93億米ドルとなった。脊髄その他の減少は、主に、コッドマン・ニューロサージェリーの事業売却、脊髄の米国内シェアの喪失、価格及び競争圧力によるものであった。これは、外傷、スポーツ医学製品及び米国内の腰の営業成長により一部相殺された。

ビジョンケア・フランチャイズの売上高は、2017年度において、2016年度より45.9%増の41億米ドルを達成した。成長は、AMOの買収による売上（その大部分は外科的ケアにおけるAMOの売上である。）及びコンタクトレンズ分野における新製品の発売によるものであった。

心臓血管ケア・フランチャイズは、2016年度より13.4%増の21億米ドルの売上高であった。電気生理事業における高い成長は、サーモクール スマートタッチ コンタクトフォース センシング カテーテル(THERMOCOOL SMARTTOUCH[®] Contact Force Sensing Catheter)の市場拡大及び患者への広い普及によるものであった。

糖尿病ケア・フランチャイズの売上高は、2016年度より9.7%減の16億米ドルとなった。営業成長の低下は、主に、価格の低下及び競争圧力によるものであった。さらに、2017年度第4四半期に、当社はアニマス(Animas)インスリン注入ポンプ事業からの撤退決定を発表した。アニマスは、患者、介護者及びヘルスケアプロバイダーの円滑な移行のために、メドトロニック・ピーエルシー(Medtronic plc)を選定した。当社は、引き続き、ライフスキャン・インク(LifeScan, Inc.)のために可能性のある戦略的選択を評価し、将来の成長を促進し株主価値を最大化するための最善の機会を判断する。

2016年度における医療機器セグメントの売上高は、0.9%の営業成長及び1.0%の為替変動の悪影響により、2015年度より0.1%減の251億米ドルとなった。米国内の売上高は、前年度より1.1%増の123億米ドルとなった。米国外の売上高は、0.7%の営業成長及び1.9%の為替変動の悪影響により、前年度より1.2%減の129億米ドルとなった。2016年度において、買収及び事業売却は、医療機器セグメントの世界中の営業成長に2015年度と比べて1.8%の悪影響を及ぼした。2016年度において、医療機器セグメントの営業成長は、2015年に追加の発送日があったことにより0.9%の悪影響を受けた。

連結税引前利益の分析

2017年度における連結税引前利益は、2016年度の198億米ドルより10.8%減の177億米ドルとなった。税引前利益の減少は、主に、直近の買収に関連する償却費及びその他の費用の増加、新製品発売への投資による販売費、マーケティング費及び一般管理費の増加並びに一般的なポートフォリオの向上及び提携による研究開発費の増加によるものであった。

2016年度における連結税引前利益は、2015年度の192億米ドルより3.2%増の198億米ドルとなった。税引前利益の増加は、主に、売上高の増加、好ましい事業構成並びに販売費、マーケティング費及び一般管理費の減少によるものであった。これは、2015年度と比べて、純訴訟費用の7億米ドルの増加及び再編費用の1億米ドルの増加により一部相殺された。さらに、2015年度には、2016年度と比べて資産/事業の売却による利益が増加した。

2017年度の連結税引前利益が売上高に占める割合は、2016年度の27.5%に対して、23.1%であった。

売上原価、並びに販売費、マーケティング費及び一般管理費 売上原価、並びに販売費、マーケティング費及び一般管理費が売上高に占める割合は以下の通りである。

売上高に占める割合(%)	2017年度	2016年度	2015年度
売上原価	33.2	30.2	30.7
前年度比増加率/(減少率)	3.0	(0.5)	0.1
販売費及び一般管理費	28.0	27.7	30.3
前年度比増加率/(減少率)	0.3	(2.6)	0.8

2017年度において、売上原価が売上高に占める割合は、前年の同じ時期と比べて30.2%から33.2%に増加した。かかる好ましくない割合の増加は、主に、直近の買収（主にアクテリオン（Actelion）の買収）に関連する償却費及び棚卸資産の時価評価に関する費用の23億米ドルの増加によるものである。無形固定資産の償却費30億米ドル（2016年度は12億米ドル）は、2017年度にかかる売上原価に含まれている。2017年度において、販売費、マーケティング費及び一般管理費が売上高に占める割合は、前年度と比べて増加した。これは、主に、好ましい事業構成により一部相殺された新製品発売への投資によるものである。

2016年度において、売上原価が売上高に占める割合は、前年の同じ時期と比べて30.7%から30.2%に減少した。好ましい事業構成及びコスト改善プログラムは、取引通貨の悪影響により一部相殺された。無形固定資産の償却費12億米ドルは、2016年度及び2015年度にかかる売上原価に含まれている。2016年度において、販売費、マーケティング費及び一般管理費が売上高に占める割合は、前年度と比べて減少した。これは、主に、全てのセグメントにおけるコスト管理及び好ましい事業構成によるものであった。

研究開発費 事業セグメント別研究開発費は、以下の通りである。

(百万米ドル)	2017年度		2016年度		2015年度	
	金額	売上高に占める割合 (注)	金額	売上高に占める割合 (注)	金額	売上高に占める割合 (注)
一般消費者向け製品	584	4.3%	580	4.4%	625	4.6%
医薬品	8,360	23.1%	6,967	20.8%	6,821	21.7%
医療機器	1,610	6.1%	1,548	6.2%	1,600	6.4%
研究開発費合計	10,554	13.8%	9,095	12.7%	9,046	12.9%
前年度比 増加率/(減少率)	16.0%		0.5%		6.5%	

(注)セグメントの売上高に占める割合である。

研究開発活動は、当社の事業の重要な部分を占めるものである。これらの支出は、新製品の発見、テスト及び開発、前払金及び目標達成報奨金、既存製品の改良、並びに発売前の製品の有効性及び法令遵守の確保の過程に関連するものである。当社は、高品質かつ画期的な製品を供給することを目的として、研究開発への投資に注力し続けている。2017年における全世界における研究開発活動費は、2016年度と比べて16.0%増加した。売上高に占める割合の増加は、主に、医薬品セグメントにおける一般的なポートフォリオの向上並びにイドルシア・リミテッド (Idorsia Ltd.) 及びレジェンド・バイオテック (Legend Biotech) との間で締結された提携契約によるものである。2016年度における全世界における研究開発活動費は、2015年度と比べて0.5%増加したが、売上高に占める割合は減少した。売上高に占める割合の減少は、医薬品セグメントにおける全体的な売上増加によるものであった。医薬品セグメントにおける支出増加は、流通経路を改善するために費やした投資支出の増加によるものであった。

進行中の研究開発 2017年度に、当社は、主に2015年に買収したノヴィラ (Novira) に関連する特定の開発プロジェクトの中止のために4億米ドルの進行中の研究開発費を計上した。当該製品開発は、安全上の理由により中止された。2016年度に、当社は、クルセル (CruceII) に関連する開発プログラム中止のために29百万米ドルの進行中の研究開発費を計上した。2015年度に、当社は、コバゲンに関連する特定の開発プロジェクトの中止のために2億米ドルの進行中の研究開発費を計上した。

その他(収益)費用 - 純額 その他(収益)費用 - 純額は、ジョンソン・エンド・ジョンソン・イノベーション - JJDC・インコーポレイテッド (Johnson & Johnson Innovation - JJDC, Inc.)(JJDC)が保有するエクイティ証券に対する一定の投資の売却及び評価損に係る損益、事業売却に係る損益、取引上の為替差損益、買収関連費用、訴訟引当金及び和解金並びに特許権実施料収益を当社が計上する勘定である。2017年度のその他(収益)費用 - 純額の変動は、資産/事業の売却(主にコッドマン・ニューロサージェリー(Codman Neurosurgery)及びCOMPEED[®]の事業売却)による7億米ドルの収益の増加、将来のロイヤリティー債権の現金化に関する2億米ドルの収益の増加、エクイティ証券に対する一定の投資の売却に関連する3億米ドルの収益の増加により、前年度と比べて3億米ドルの好ましい変動であった。これは、4億米ドルの訴訟費用の増加、アクテリオン(Actelion)及びエーエムオー(AMO)に関連する取得費用3億米ドル、主にインスリンポンプ事業に関連する2億米ドルの資産の減損費用並びに前年度と比較して増加した2億米ドルの再編関連費用により一部相殺された。

2016年度のその他の(収益)費用 - 純額の変動は、前年度と比べて25億米ドルの好ましくない変動であった。これは主に、2016年度と比べて2015年度では資産/事業の売却による収益増があったためである。コーディス事業の売却、米国におけるNUCYNTA[®]の事業売却及びSPLENDA[®]ブランドの売却により2015年度に計上された26億米ドルの収益に対し、2016年度には、規制物質原材料及び医薬品有効成分(API)事業、ヨーロッパにおける特定の麻酔製品、一定の非戦略的な一般消費者向けブランドの売却による6億米ドルの収益があった。さらに、2016年度には、2015年度と比べて訴訟費用が7億米ドル増加した。これは、2015年度に含まれたアクラレント(Acclarent)に関連する3億米ドルの無形固形資産の評価減により一部相殺された。

受取利息・支払利息 2017年度における受取利息は、期間中に上昇した平均金利が現金、現金同等物及び市場性のある有価証券の減少により一部相殺されたことにより、2016年度よりわずかに増加した。2017年度末における現金、現金同等物及び市場性のある有価証券は、合計で183億米ドルであり、平均現金残高は、301億米ドル(2016年度は401億米ドル)であった。現金、現金同等物及び市場性のある有価証券の残高の減少は、買収(主に296億米ドル(取得現金控除後)でのアクテリオン(Actelion)の買収)を含む一般事業目的の現金使用によるものであった。

2017年度における支払利息は、2016年度と比べて増加した。2017年度における平均債務残高は、2016年度の235億米ドルに対して309億米ドルであった。2017年度末における債務残高合計は、2016年度末の271億米ドルに比べ346億米ドルであった。債務が約75億米ドル増加したのは、主に、借入金が増加したことによるものであった。当社は、2017年2月及び11月において、資本市場において有利な条件を利用して借入金を増加させた。借入金により調達した資金は、一般事業目的(自社株買いプログラムを含む。)で使用された。

2016年度における受取利息は、現金、現金同等物及び市場性のある有価証券の残高の増加並びに高金利により、2015年度より2億米ドル増加した。2016年度末における現金、現金同等物及び市場性のある有価証券は、合計で419億米ドルであり、平均現金残高は、401億米ドル(2015年度は357億米ドル)であった。

2016年度における支払利息は、2015年度と比べて増加した。2016年度における平均債務残高は、2015年度の193億米ドルに対して235億米ドルであった。2016年度末における債務残高合計は、2015年度末の199億米ドルに比べ271億米ドルであった。債務が約72億米ドル増加したのは、主に、2016年2月及び2016年5月に借入金が増加したことによるものであった。当社は、資本市場において有利な条件を利用して借入金を増加させた。借入金により調達した資金は、一般事業目的(主に自社株買いプログラム)で使用された。

セグメント別税引前利益

事業セグメント別税引前利益は以下の通りである。

(百万米ドル)	税引前利益		セグメントの売上高		セグメントの売上高に占める割合	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
一般消費者向け製品	2,524	2,441	13,602	13,307	18.6%	18.3%
医薬品	11,083	12,827	36,256	33,464	30.6%	38.3%
医療機器	5,392	5,578	26,592	25,119	20.3%	22.2%
合計(注1)	18,999	20,846	76,450	71,890	24.9%	29.0%
控除： セグメントに計上されない支出(注2)	1,326	1,043				
税引前利益	17,673	19,803	76,450	71,890	23.1%	27.5%

(注1) 詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記18を参照のこと。

(注2) セグメントに計上されない金額には、(受取利息)/支払利息及び共通(収益)費用が含まれる。2017年の増加は、主に、債務残高の増加にかかる2億米ドルの受取利息の増加によるものであった。

一般消費者向け製品セグメント 2017年度における一般消費者向け製品セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、2016年度の18.3%に対し、18.6%であった。2017年度における税引前利益の売上高に占める割合が2016年度と比べて増加したのは、事業売却(主に、2017年度におけるCOMPEED[®]の事業売却)により収益が増加したことによるものであった。これは、前年度と比較して、広告宣伝費の増加及び買収に関連する2017年度における償却費の微増による販売費、マーケティング費及び一般管理費の増加によって一部相殺された。さらに、2016年度は、ベネズエラでの事業により悪影響を受けた。

2016年度における一般消費者向け製品セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、2015年度の13.2%に対し、18.3%であった。これは、主に、原価管理による好調な販売費、マーケティング費及び一般管理費、コスト改善プロジェクトによる売上総利益幅の増加並びに好ましい構成によるものであった。これは、主に、SPLENDA[®]ブランドの事業売却による、事業売却に関連する2015年度における収益増により一部相殺された。さらに、2015年度と比べて、ベネズエラでの事業が2016年度における一般消費者向け製品セグメントの税引前利益に悪影響を及ぼした。

医薬品セグメント 2017年度における医薬品セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、2016年度の38.3%に対し、30.6%であった。税引前利益が売上高に占める割合の減少は、主に、前年度と比べて、アクテリオン(Actelion)の買収に関連する23億米ドルの償却費及びその他の費用の増加、研究開発費の増加、ノヴィラ(Novira)に関連する4億米ドルの進行中の研究開発費の増加、並びに事業売却による利益の減少によるものであった。さらに、2016年度においては、従前の引当金の見積りに対する5億米ドルのプラスの調整額が含まれていた。これは、将来のロイヤリティ債権の現金化に関する2億米ドルの収益、エクイティ証券に対する一定の投資の売却に関連する2億米ドルの収益の増加及び2017年度における好ましい製品構成により一部相殺された。

2016年度における医薬品セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、2015年度の37.3%に対し、38.3%であった。税引前利益の増加は、主に、売上高の増加並びに原価管理による好調な販売費、マーケティング費及び一般管理費によるものであった。さらに、2015年度においては、2016年度と比べて、事業売却に関連する7億米ドルの収益の増加があり、これは2億米ドルの進行中の研究開発費の増加により一部相殺された。米国におけるNUCYNTA[®]の事業売却により2015年度に計上された収益に対し、2016年度には、規制物質原材料及び医薬品有効成分(API)事業並びにヨーロッパにおける特定の麻酔製品の事業売却からの収益があった。

医療機器セグメント 2017年度における医療機器セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、2016年度の22.2%に対し、20.3%であった。税引前利益が売上高に占める割合の減少は、主に、2016年度と比べて、エイムオー(AMO)に関連する償却費及びその他の取得費用の3億米ドルの増加、3億米ドルの訴訟費用の増加、主にインスリンポンプ事業に関連する2億米ドルの資産の減損費用、1億米ドルの再編費用の増加、並びに新製品発売への投資によるものであった。これは、事業売却(主にコッドマン・ニューロサージェリー(Codman Neurosurgery)の事業売却)に関連する2017年度における8億米ドルの収益の増加により一部相殺された。

2016年度における医療機器セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、2015年度の27.2%に対し、22.2%であった。税引前利益が売上高に占める割合の減少は、主に、2015年度と比べて、事業売却に関連する14億米ドルの収益の減少、8億米ドルの訴訟費用の増加及び1億米ドルの再編費用の増加によるものであった。これは、2015年度のアクラレント(Acclarent)に関する3億米ドルの無形固定資産の評価減並びに2016年度の好調な販売費、マーケティング費及び一般管理費により一部相殺された。

再編 2016年第1四半期において、当社は、医療機器セグメントにおける再編活動を公表した。再編活動により、年換算税引前費用が800百万米ドルから10億米ドルの経費削減が見込まれ、その大部分は2018年度末までに実現される削減である。2017年度において約500百万米ドルの削減が実現された。この削減は、当社に、新規成長機会へのさらなる柔軟性及び投資財源、並びに顧客及び患者のための革新的な解決策を与えるものである。当社は、本計画に関連して、約20億米ドルから24億米ドルの税引前再編関連費用を計上することを見込んでいる。2017年度において、当社は760百万米ドル(そのうち88百万米ドルは売上費用に含まれ、363百万米ドルはその他(収益)費用に含まれる。)の税引前費用を計上した。2016年度において、当社は685百万米ドル(そのうち45百万米ドルは売上費用に含まれ、149百万米ドルはその他(収益)費用に含まれる。)の税引前費用を計上した。2015年度において、当社は590百万米ドル(そのうち81百万米ドルは売上費用に含まれる。)の税引前費用を計上した。再編が公表されてから、20億米ドルの再編関連費用が計上された。再編に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記22を参照のこと。

法人税等 2017年度、2016年度及び2015年度の全世界における実効所得税率は、それぞれ、92.6%、16.5%及び19.7%であった。2016年度と比較して、主に、2017年12月における米国の減税及び雇用法(Tax Cuts and Jobs Act)(以下「TCJA」という。)の制定により、2017年度の実行税率は76.1%上がった。TCJAの制定により、2017年第4四半期において、約130億米ドルの暫定的な税負担(又は約73.3%の実行税率の上昇)が生じた。TCJAに関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記1を参照のこと。

2017年度における税率の残る増加分は、2017年12月に制定されたベルギーの法定法人税率の変更により、ベルギーにおける当社の繰延税金資産が再評価されたことに関係するものであり、これは当社のアニマス(Animas)のインスリンポンプ事業の閉鎖による税制優遇により相殺された。

スイス政府は現在、税改革法案を検討中であり、法制化すれば当社の実行税率に重大な影響を及ぼす可能性がある。

2015年度と比較して2016年度の実行税率が下がったのは、主に、当社が会計年度中に付与又は行使された株式に基づく報酬の追加の税制優遇措置を報告するために新しい会計基準を採用したことに起因する。実効税率の変更の残りは、主に、2015年度に対し、2016年度の米国における税引前利益の減少及び一定の未確定な税務ポジションの解決に関するものであった。

2014年度と比較して2015年度に実行税率が下がったのは、主に、高税率の課税管轄と比較して低税率の課税管轄における課税所得の増加、及び米国外の関連会社の再編による税制優遇に起因する。

流動性及び資金

流動性及びキャッシュ・フロー

2017年度末における現金及び現金同等物は、2016年度末の190億米ドルに比べて178億米ドルであった。12億米ドルの減少をもたらした主な現金の源泉及び使用は、営業活動から得た現金約211億米ドル並びに現金及び現金同等物に対する為替レートの影響による3億米ドル(これらは、投資活動に使用した正味現金149億米ドル及び財務活動に使用した正味現金77億米ドルによって相殺された。)であった。また、当社は、2017年度末において5億米ドル、2016年度末において229億米ドルの市場性のある有価証券を有していた。現金、現金同等物及び市場性のある有価証券に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記1を参照のこと。

211億米ドルの営業活動によるキャッシュ・フローは、13億米ドルの純利益並びに減価償却、株式に基づく報酬、資産の評価損及び繰延税金引当金に関連する98億米ドルの非現金費用及びその他の調整額から、資産/事業売却による純利益13億米ドル並びに売掛金の増加及びその他流動資産及び固定資産の増加に関連する10億米ドルを控除したものであった。追加の123億米ドルの営業活動によるキャッシュ・フローは、買掛金及び未払費用の増加、棚卸資産の減少、並びにその他流動負債及び固定負債の増加によるものであった。未払費用及び固定負債の増加は、主に、2017年度における米国税制(TCJA)によるものであった。101億米ドルの米国税は、8年にわたり支払われる。さらに、正味34億米ドルの外国税が繰延税金引当金に計上された。

投資活動に使用された149億米ドルは、352億米ドル(取得現金控除後)の買収(主に、アクテリオン(Actelion)の296億米ドル及びエイエムオー(AMO)の43億米ドルでの買収)及び33億米ドルの有形固定資産の取得であった。これらは、220億米ドルの主に市場性のある有価証券の投資純売却益18億米ドルの資産/事業の処分(主に、コッドマン・ニューロサージェリー(Codman Neurosurgery)及びCOMPEED[®]の事業売却)による収入によって一部相殺された。

財務活動に使用された77億米ドルは、主に、89億米ドルの株主への配当、64億米ドルの普通株式の買戻し及び2億米ドルのその他の財務活動であった。財務活動には、68億米ドルの短期及び長期債務による収入並びに11億米ドルのストック・オプションの行使/株式報酬に係る従業員源泉徴収税(純額)による収入も含まれる。

2015年10月13日に、当社は、当社の普通株式を上限100億米ドルまで買付ける権限を当社に付与する自社株買いプログラムについて、取締役会が承認したことを発表した。2017年7月2日現在、同プログラムに基づき100億米ドルが買い付けられ、プログラムは完了した。取得した株式は、一般的な事業目的に利用することができる。

2017年12月31日現在、当社の支払手形及び長期債務の額は、現金、現金同等物及び市場性のある有価証券の額を上回っていた。2017年度において、当社は、コマーシャルペーパー市場を通して引き続き流動性へのアクセスを有していた。さらに、TCJAにより、当社は、大幅に削減されたコストで米国外の当社の現金を利用することができる。今後12ヶ月の営業活動に必要な財源は、営業活動によるキャッシュ・フロー、外部から資金調達できる能力、既存の信用供与枠からの借入能力及びコマーシャルペーパー市場を利用する機会から引き続き十分に供給されると当社は見込んでいる。当社は、世界資本市場を継続的に観察しており、市場の状況が良好であるときに適宜資金を調達する可能性がある。当社は、適時に負債証券を発行するための一括登録を2017年2月27日に行った。2017年度第1四半期及び第4四半期において、当社は、自社株買いプログラムの完了を含む一般的な事業目的で合計90億米ドルの社債を発行した。借入金に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (6)」の連結財務書類に対する注記7を参照のこと。

資金調達及び市場リスク

当社は、キャッシュ・フローに対する外国為替レート変動の影響に対処するために金融商品を利用している。この目的に応じて、当社は、一定の外貨資産及び負債の価値を保護し、主に製品コストに関連する将来の外貨取引の変動リスクを回避するために先物為替契約を締結している。これらの契約による損益は、ベースとなる取引における損益により相殺される。2017年12月31日の市場レートから米ドルが10%高騰した場合、当社の先物取引契約の評価価値は167百万米ドル上昇するであろう。その反対に、2017年12月31日の市場レートから米ドルが10%下落した場合、当社の先物取引契約の評価価値は197百万米ドル減少するであろう。いずれの場合においても、先物取引契約による損益は、ベースとなる取引の損益により相殺されるため、将来の予想される利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼすことはないであろう。

当社は、当社がさらされている為替レート変動リスク、並びに一定の外貨建ての資産及び負債に対する影響を回避するために通貨スワップ契約を締結している。金利の影響を受けやすい当社の金融商品に対する米国及び米国外の金利差の1%の変動により、当社のスワップ契約の評価価値は約69百万米ドル増減するであろう。いずれの場合においても、満期時におけるスワップ契約による損益は、ベースとなる取引における損益により相殺されるため、将来の予想されるキャッシュ・フローに影響を及ぼすことはないであろう。

当社は、取引目的又は投機的目的で金融商品を締結していない。さらに、当社は、最低でも投資適格信用格付を有する当事者のみと契約を締結する方針をとっている。これらの契約の相手方は主要な金融機関であり、いずれか1つの相手方に著しく集中していない。経営陣は、損失を被る危険性は薄いと考えている。

当社は、金利変動リスクを伴う確定利付債及び変動利付債の両方に投資している。確定利付債の公正市場価格は金利の上昇の悪影響を受けることがあり、変動利付債は金利が下落した場合に予測よりも収入が減ることがある。金利の影響を受けやすい当社の投資に対するスプレッドの1%(100ポイントベースで)の変動により、現金同等物及び市場性のある有価証券の評価価値は約8百万米ドル増減するであろう。

当社は、世界中の数多くの銀行から十分な資金を調達することができる。2017年9月に、当社は、新規の364日間の信用供与枠を確保した。当社が利用できる借入枠の合計は約100億米ドルであり、これは2018年9月13日に期限が到来する。信用供与枠契約の下での借入金に係る利息は、銀行から提供されるレート、プライム・レート又はロンドン銀行間出し手金利(LIBOR)に適切なマージンを上乗せした率のいずれかを基にしている。契約手数料に重要性はない。

2017年度末及び2016年度末における借入金の総額は、それぞれ346億米ドル及び271億米ドルであった。2017年度から2016年度の間借入金が増加したのは、当社の自社株買いプログラムの資金調達及び一般的な事業目的によるものであった。2017年度における純負債(債務控除後の現金及び流動有価証券)は、2016年度の正味現金が148億米ドルであったのに比べ163億米ドルであった。債務の総額が資本の総額(株主持分及び債務の総額)に占める割合は、2017年度においては36.5%、及び2016年度においては27.8%であった。2017年度末における1株当たり株主資本は、26.02米ドルとなった2016年度末より13.8%減の22.43米ドルとなった。

借入金の概要については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記7を参照のこと。

契約上の債務及び義務

当社の契約上の債務は、主に、最近制定された税制改革法、営業リース、債務及び非積立式退職金制度に関するものである。その他に重要な契約上の債務は保有していない。これらの債務を返済するために、当社は、営業活動から得た現金を使用する予定である。以下の表は、2017年12月31日現在における当社の契約上の債務及びその満期額の総額を要約したものである(詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」連結財務書類に対する注記7、8、10及び16を参照のこと。)

(百万米ドル)	税制改革法 (TCJA)	債務証券	債務証券の利息	非積立式退職金制度	営業リース	合計
2018年度	1,614	1,499	1,002	88	227	4,430
2019年度	807	2,752	949	89	184	4,781
2020年度	807	1,105	883	94	143	3,032
2021年度	807	1,797	840	100	106	3,650
2022年度	1,513	2,189	796	108	76	4,682
2022年度後	4,538	22,832	9,659	651	103	37,783
合計	10,086	32,174	14,129	1,130	839	58,358

税金に関する事項については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記8を参照のこと。その他の退職金制度及び退職後医療手当情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記10を参照のこと。本表は、企業結合に関する活動を含まない。

配当

当社の2017年度における配当は増加し、55年連続の増加となった。2017年度における現金配当は、2016年度の1株当たり3.15米ドル、2015年度の1株当たり2.95米ドルに比べ、1株当たり3.32米ドルとなった。配当金は、以下の通り分配された。

(米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度
第1四半期	0.80	0.75	0.70
第2四半期	0.84	0.80	0.75
第3四半期	0.84	0.80	0.75
第4四半期	0.84	0.80	0.75
合計	3.32	3.15	2.95

2018年1月2日に、取締役会は、2018年2月27日現在の株主名簿上の株主に対して2018年3月13日に1株当たり0.84米ドルの定期四半期現金配当を行うことを発表した。当社は、定期現金配当の支払を今後も続ける見込みである。

その他の情報

重要な会計方針及び概算

経営陣による経営成績及び財政状態の検討及び分析は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)に従い作成された当社の連結財務書類に基づくものである。これらの財務書類の作成において、経営陣は、収益、支出、資産、負債及びその他開示に関連する事項に記載される額に影響を与える概算並びに見積の作成を要求される。実際の結果は、概算と異なる場合があり得る。当社は、重要な会計方針及び会計上の見積をある程度理解することは、当社の経営成績及び財政状態をより深く洞察するために重要であると考え。これらの重要な会計方針には、収益認識、法人税等、訴訟費用及び自己保険費用、長期性資産評価、年金及びその他の従業員報酬制度に計上される額を決定するために使用される前提、並びに株式に基づく報酬の会計が含まれる。

収益認識 当社は、製品が出荷又は引渡された時点、並びに所有権及び損失のリスクが顧客に移転した時点で製品売上による収益を認識している。顧客に対する特定の割戻し、販売奨励金、販売促進費、クーポン、返品及び割引に対する引当金は、関連する売上が計上される期間に、売上高に対する減額として会計処理される。2018年に採用される収益に関する会計基準の改正については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記1を参照のこと。提供される割引は、直接、間接及びその他の市場参加者との契約条件、並びに市況(競合会社による価格を含む。)に基づいている。割戻し(メディケイド(医療扶助制度)上の割戻しを含む。)は、様々な市場における契約条件、過去の実績、患者の状況、トレンド分析及び予想される市況に基づき見積もられる。当社は、主に卸売業者及びその他の第三者小売業者の分析、市場調査情報、並びに内部情報を通じて、製品又は製品グループに関する市況を評価している。

返品は、過去の売上高及び返品情報に基づき見積もられ、計上される。日付、競争又はその他のマーケティング事項により異常な売上高又は返品パターンを示す製品については、返品引当金の会計処理の一環として、特に調査され、分析される。

返品引当金は、期限切れ、現場又は特定分野における破棄、製品回収によって返品される製品に関する引当金を示している。返品引当金は総売上に対する製品毎及び市場毎に過去の返品傾向の割合に基づいている。当社の会計方針に従い、当社は、返品に対し通常顧客に返金する。当社の返品引当金は、返却権が存在する際の収益認識に関する米国GAAP指針に従い、会計処理される。返品引当金は、売却価格の全額で計上される。一般消費者向け製品セグメント及び医薬品セグメントの返品は、ほぼ例外なく再販売できない。医療機器セグメントの特定のフランチャイズの返品は、通常再販売できるが、重要性はない。当社が棚卸資産からの製品を返品された製品と交換することはまれである。当社全体の返品引当金は、2017年度、2016年度及び2015年度の間に、年間売上高純額の約1.0%であった。

製品リスト引当金及び共同広告契約のような販売促進プログラムは、発生年度に計上されている。継続的な販売促進プログラムには、クーポン及び数量奨励付プログラムが含まれる。顧客クーポンの買戻し費用は製品及び価値毎に過去の買戻し実績に基づいている。数量奨励付プログラムは奨励期間における見積売上数量に基づいており、製品が売れた時点で計上されている。また、当社は、特定の製品の共同プロモーションに関してサービス収益を認識している。表示されている全ての年度において、サービス収益は、総収益の約1%以下であり、売上高に含まれている。これらの契約は、繰り延べるべき又は収益の減少として計上されるべき適切な額を決定するために評価される。

さらに、当社は、収益を上げる複数の活動を含む共同契約を締結している。当該契約の共同パートナーから受け取ることになっている金額は、各活動が実施されるか又は提供された場合に、対応する販売価格に基づいて認識される。共同契約の一部として受け取った手付金は、繰り延べられ、履行期間にわたり認識される。共同契約に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記1を参照のこと。

売上割戻しに対する引当金、返品引当金及び販売促進に対する引当金の計算に使用された前提が合理的に予想される範囲で変更されても財務書類に重要な影響が及ぼされることはないと予測される。当社は現在、四半期又は年次報告において前提の変更により財務書類に重要な影響が及ぼされる場合、その財務書類においてかかる影響を開示している。

下表は、2017年12月31日及び2017年 1 月 1 日に終了した年度につき、事業セグメント別の売上割戻しに対する引当金、返品に対する引当金、販売促進に対する引当金、貸倒引当金及び現金割引引当金の経過を示している。

一般消費者向け製品セグメント

(百万米ドル)	期首残高	繰入額	支払額 / 払込額	期末残高
2017年度				
売上割戻しに対する引当金 (注 1)	136	638	(588)	186
返品に対する引当金	65	128	(125)	68
販売促進に対する引当金	358	2,148	(2,025)	481
小計	559	2,914	(2,738)	735
貸倒引当金	24	10	(3)	31
現金割引引当金	25	205	(207)	23
合計	608	3,129	(2,948)	789
2016年度				
売上割戻しに対する引当金 (注 1)	139	615	(618)	136
返品に対する引当金	54	111	(100)	65
販売促進に対する引当金	412	1,908	(1,962)	358
小計	605	2,634	(2,680)	559
貸倒引当金	18	12	(6)	24
現金割引引当金	17	209	(201)	25
合計	640	2,855	(2,887)	608

(注 1) 資産控除として計上されている顧客に対する売上割戻引当金を2017年12月31日及び2017年 1 月 1 日現在で、それぞれ48百万米ドル及び37百万米ドル含む。

医薬品セグメント

(百万米ドル)

支払額 / 払込額

	期首残高	繰入額	(注 2)	期末残高
2017年度				
売上割戻しに対する引当金 (注 1)	3,420	16,447	(15,005)	4,862
返品に対する引当金	334	256	(228)	362
販売促進に対する引当金	-	69	(34)	35
小計	3,754	16,772	(15,267)	5,259
貸倒引当金	38	40	(1)	77
現金割引引当金	58	714	(717)	55
合計	3,850	17,526	(15,985)	5,391
2016年度				
売上割戻しに対する引当金 (注 1)	3,451	12,306	(12,337)	3,420
返品に対する引当金	404	140	(210)	334
販売促進に対する引当金	11	10	(21)	—
小計	3,866	12,456	(12,568)	3,754
貸倒引当金	46	2	(10)	38
現金割引引当金	63	613	(618)	58
合計	3,975	13,071	(13,196)	3,850

(注 1) 資産控除として計上されている顧客に対する売上割戻引当金を2017年12月31日及び2017年 1 月 1 日現在で、それぞれ90百万米ドル及び102百万米ドル(注)含む。

(注 2) 調整を含む。

医療機器セグメント

(百万米ドル)	期首残高	繰入額	支払額 / 払込額	期末残高
2017年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)	1,500	6,407	(6,287)	1,620
返品に対する引当金	127	729	(704)	152
販売促進に対する引当金	32	135	(84)	83
小計	1,659	7,271	(7,075)	1,855
貸倒引当金	190	27	(34)	183
現金割引引当金	16	389	(390)	15
合計	1,865	7,687	(7,499)	2,053

2016年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)	1,189	5,700	(5,389)	1,500
返品に対する引当金	239	518	(630)	127
販売促進に対する引当金	47	78	(93)	32
小計	1,475	6,296	(6,112)	1,659
貸倒引当金	204	21	(35)	190
現金割引引当金	20	430	(434)	16
合計	1,699	6,747	(6,581)	1,865

(注1) 資産控除として計上されている顧客に対する売上割戻引当金を2017年12月31日及び2017年1月1日現在で、それぞれ501百万米ドル及び430百万米ドル含む。

法人税等 法人税等は、当該年度に関して還付されるべき又は支払うべき額に基づき計上され、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上される、米国GAAPに基づく会計処理と申告した税金の差額による影響が含まれる。当社は、繰延税金資産及び繰延税金負債を制定された税法及び税率に基づき見積もっている。税法及び税率の将来における変更により、計上済みの繰延税金資産及び繰延税金負債に影響が及ぼされる可能性がある。

当社は、不確実な税務ポジションに係る未認識税額控除を有している。当社は、納税申告においてとる又はとると予想される税務ポジションの財務書類における認識と測定のための認識基準及び測定属性を規定する米国GAAPに従っている。経営陣は、これらの見積りが変更されても当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響を及ぼすことはないと考えている。

2017年度第4四半期に、米国は、外国における従前の未分配の利益全てにかかる税金の見積計上を含む、TCJAを制定した。当社は、2017年度にこれら未分配の利益につき101億米ドルの費用を暫定的に記帳した。さらに、当社は、未分配の米国外利益の実質的に全てのリパトリエーションのため、米国外税額控除の繰延税金資産11億米ドルが相殺された、45億米ドルの米国外の地方及び源泉税にかかる繰延税金負債を暫定的に計上した。当社は現在、外国地方及び源泉税にかかる繰延税金を見積計上していない、残りの未分配の外国利益を評価中である。これは、かかる利益が無期限に再投資されたとみなされるためである。未計上の繰延税金は多額ではないと予測されている。

法人税等に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」連結財務書類に対する注記8を参照のこと。

訴訟費用及び自己保険費用 当社は、通常の業務の中で起こる訴訟及び製造物責任に基づく請求を含む様々な偶発事象を対象に予備費の見込額を計上している。見込額は、敗訴の可能性及び適用ある場合には、保険数理的に決定された概算についての経営陣の判断に基づき決定される。当社は、完全所有の専属保険会社を通じて自己保険に加入している。自己保険プログラムにおける未払費用に加え、保険の補償範囲を超える請求は、損失が発生する可能性が高く、かつ合理的に見積もることが可能な場合に未払計上される。

当社は、訴訟に関連する偶発債務を計上する際には、米国GAAPの規定に従っている。債務は、損失が発生する可能性が高く、かつ合理的に見積もることが可能な場合に計上される。見積に幅がある場合には最善の見積額が引き当てられる。しかしながら、見積の範囲内の特定金額の発生の可能性が他の金額よりも高いとは言えない場合、最低額が計上される。

製造物責任及び訴訟に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記1及び21を参照のこと。

長期性資産及び無形固定資産 当社は、経済状況の変化を査定し、当社の有形固定資産、のれん及び無形固定資産の価値を評価する際に、将来予定しているキャッシュ・フローに関する見積を決定する。これらの見積及び概算はいずれ変化する可能性があるので、当社が減損費用を計上する必要があるか否かは定かではない。

従業員報酬制度 当社は、世界中の従業員の大部分を対象とした様々な退職給付及び年金制度を支援しており、確定給付制度、確定拠出制度及び特別退職給付制度が含まれる。これらの制度は、公定歩合、制度資産収益見込率、死亡率、昇給見込率、医療費趨勢率及び退職率の見積に基づくものである。これらの率及び医療費趨勢率の変更が当社の経営成績に及ぼす影響に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記10を参照のこと。

株式に基づく報酬 当社は、従業員の役務に関して従業員に対して発行するエクイティー証券に関連する報酬費用を認識している。エクイティー証券の種類に基づき、公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション価格モデル又はブラック・ショールズ・オプション価格モデル及びモンテ・カルロ価格モデルの組み合わせを使用して付与日に見積もられ、在職期間にわたって財務書類において費用処理される。公正価値の決定に使用される仮定は、予想期間、予想ボラティリティ、無リスク金利及び予想配当利回りである。業績連動株式ユニットについては、公正市場価格は付与日における3つの目標のそれぞれについて計算される。各業績連動株式ユニットの売上高及び1株当たり利益の目標の公正価値は、付与日に付与時点の公正市場価格を用いて見積もられ、権利確定期間中には支払われない業績連動株式ユニットの配当について割り引かれている。各業績連動株式ユニットの相対的な株主総利回りの公正価値は、モンテ・カルロ評価モデルを使用し付与日に見積もられている。詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記17を参照のこと。

新しい会計基準

最近適用された会計基準及び最近公表された会計基準で2017年12月31日現在において適用されていなかった会計基準については、連結財務書類に対する注記1を参照のこと。

経済要因及び市場要因

当社は、10年以上にわたり、政策立案者、一般消費者及び財界が医療費の高騰に対する懸念を表明している状況の下で当社の製品が使用されているということを認識している。これらの懸念に応えて、当社には、製品の価格設定責任に関する長期方針がある。2007年度から2017年度において、米国における当社のヘルスケア製品(処方薬、市販薬、並びに病院用製品及び専門家用製品)の卸値上昇の年複合成長率の加重平均は、米国消費者物価指数(以下「CPI」という。)を下回った。

当社は、経済状況が引き続き重大な課題となっている一定の国において営業を行っている。当社は、引き続き、この状況を監視し、適切な措置を講じていく。物価上昇率は、世界経済、ひいては会社の営業方法に引き続き影響を与えている。当社は、ベネズエラの過去3年間の累積物価上昇率が100%を上回ったため、ベネズエラでの営業活動について高インフレとして考慮した。増加する経費に直面して、当社は、経費削減プログラム、生産性の向上及び定期的な価格の値上げにより、利幅を維持しようと努めている。

2016年6月に英国(UK)において国民投票が行われ、国民は欧州連合(EU)からの離脱を支持し(いわゆる「Brexit」)、2017年3月に英国(UK)は、欧州連合(EU)離脱に向けた正式なプロセスを開始した。比較できる前例がないため、英国がEUから離脱することによる経済的、取引上及び法的な影響は不明である。Brexitは政治的及び経済的な不確実性を生み出し、他の影響の中でも特に為替レート及び利率の不安定さ、第三者支払人による追加費用抑制、及び規制の変更を引き起こす可能性がある。しかしながら、当社は現在のところ、これら及びその他の関連する効果が当社の連結財政状態又は経営成績に重大な影響を及ぼすとは考えていない。2017年12月31日現在、当社英国子会社の業務が当社の連結資産及び上半期収益の両方に占める割合はそれぞれ3%未満である。

当社は、為替レートの変動リスクにさらされている。2017年度に当社の売上、収入又は支出があった全ての外貨に比べて米ドルが1%変動した場合、米国外での売上高の換算が約360百万米ドル、また、収入の換算が105百万米ドル増減するであろう。

世界中の政府は、税法を改正する各種提案を検討しており、これには既存の法定税率の引上げ又は引下げを含むことがある。いかなる国においても法定税率が変更される場合、新しい税法が制定された期間における当該管轄区域に関する当社の繰延税金資産及び負債の再評価につながることもあり、かかる期間中における当社の連結損益計算書に計上される重大な経費又は利益になる可能性がある。当社は、運営する国においてこれらの提案が行われる場合、これを注意深く監視する。法定税率の変更はいつでも発生しうるものであり、関連する計上経費又は利益は、法改正が採択された会計四半期及び会計年度において重要となる場合がある。

当社は、医療費の抑制、並びに医療製品の販売、宣伝及び補償に関連する法案を含む物価への圧力となり続け得る様々な世界的な医療制度の変化に直面している。

現在の世界的不況によるヘルスケア製品及びサービスの購入者の行動及び消費パターンの変化(治療を受けるのを先延ばしにすること、処方薬の使用を控えること、受診の頻度を減らすこと及び医療保険をやめることを含む。)は、引き続き、当社の事業に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社は、知的財産権に対してますます厳しい状況の下で営業している。他社は、当社の重要な医薬品製品の多くの部分を保護している適用特許が失効する前に、かかる製品のジェネリック版又はバイオ後続品を販売しようとして、FDAに簡略医薬品承認申請又はバイオ後続品生物学的製剤承認申請を提出し、あるいは当社の特許の保護範囲及び/若しくは有効性に対する異議申立てをしている。当社がその結果生じた訴訟において異議を申し立てられた特許請求の防衛が不成功に終わった場合には、当該製品のジェネリック版又はバイオ後続品が発売され、結果として、当該製品に関する大きな市場シェア及び収益を喪失するおそれがあり、関連する無形固定資産における非現金減損費用が生じる可能性がある。また、1件以上の有効な特許が整っていても、規制当局の承認後に、1社又は複数の競合会社が当該製品ジェネリック版又はバイオ後続品を発売する可能性があるというリスクがある。さらに詳細な情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (6) 連結財務書類に対する注記」の注記21「訴訟 - REMICADE[®] 関連訴訟及び簡略医薬品承認申請の提出者に対する訴訟」を参照のこと。

訴訟

当社及びその一定の子会社は、製造物責任、知的財産権、商業的及びその他の事項に関する様々な訴訟及び請求、政府による調査、並びに通常の営業過程において随時生じるその他の訴訟に関与している。

当社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、これら法的事項に関する偶発損失引当金を計上している。当社は、一定の訴訟事項に関する引当金を計上しており、会計基準成文化(以下「ASC」という。)450-20-25に従い、関連する各法的问题の監視を継続し、新たな情報が明らかとなった場合や進展があった場合に引当金を調整する。これらの事項並びに現在開示されているその他の訴訟及び規制上の事項で損失が発生する可能性が高いか、損失が合理的に見積可能なものについて、当社は、既に引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲を見積することはできない。法的偶発事象に対する引当金計上額は、多くの場合、見積りや仮定に大きく依存する将来の事象及び不確実性について複雑な一連の判断を行使することにより算定される。これらの見積り及び判断を行う能力は、様々な要因(要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、また、多数の当事者が関与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。

これらの事項の検討、これまでの経験及び専門家との討議に基づき、当社の意見として、当社の貸借対照表に引当計上されている債務を控除した訴訟の最終的な結果が当社の財政状態に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、いずれかの報告期間中にこれら事項のうち1件以上が解決した場合、又は引当金が増加した場合、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な悪影響が及ぶ可能性はある。

訴訟に関するさらに詳細な情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記21を参照のこと。

普通株式の市場価格

当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所に「JNJ」の標識記号で上場されている。2018年2月16日現在、当社普通株式の株主名簿上の株主は147,484名であった。2017年度及び2016年度中の当社の普通株式の各市場価格の高値と安値は以下の通りである。

(米ドル)	2017年度		2016年度	
	高値	安値	高値	安値
第1四半期	129.00	110.76	109.56	94.28
第2四半期	137.00	120.95	121.54	107.88
第3四半期	137.08	129.05	126.07	117.04
第4四半期	144.35	130.02	122.50	109.32
年度末終値	139.72		115.21	

2 【生産、受注及び販売の状況】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

将来に関する事項は、2017年12月31日時点で当社により判断される。

4 【事業等のリスク】

(1) リスクファクター

本書は、1995年米国民訴訟改革法のセーフハーバー条項における「将来の予測に関する記載」を含んでいる。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社(以下「当社」という。)の経営陣及び代表者は、その時々において、将来の予測に関する記載を行うことがある。将来の予測に関する記載は、過去又は現在の事実 zu 正確に関連するものではなく、経営陣による将来に関する予想、見通し、計画、目的及び予測を反映している。将来の予測に関する記載には、「計画している」、「予測する」、「予定である」、「予想する」及び「推定する」等の文言、並びに将来の経営、予想業績及び財政実績、計画された買収及び売却の影響、当社の成長戦略、製品開発、規制当局の承認、市場での地位及び支出にとりわけ関連する類似の意味の文言が使用されている。

将来の予測に関する記載は、現在における将来の事項に関する考え、予測及び予想に基づくものであるため、これらの記載は、予測が困難で、かつその多くが当社の支配が及ばない不確実性、リスク及び変動にさらされている。基礎となる予想が不正確なものであったと判明した場合又は既知若しくは未知のリスク若しくは不確実性が現実化した場合には、当社の実際の経営成績及び財務状態は、将来の予測に関する記載における明示又は黙示の予測及び見込みと著しく異なるものになる可能性があるということを、投資家は理解すべきである。従って、投資家は、将来の予測に関する記載に依拠しないよう注意すべきである。リスク及び不確実性には、次のものが含まれるがこれらに限られない。

製品開発、市場での成功及び競争に関するリスク

- 当社の継続した成長及び成功が依拠する、新規の及び改良された製品・技術の革新及び開発に伴う課題及び不確実性(臨床実験結果、規制当局の承認、医療保険の補償範囲及び顧客の医療保険へのアクセス、並びに継続的な商業的成功に関する不確実性を含む。)
- 米国及びその他の重要な市場において、当社が新製品及び既存製品・技術に係る適切な特許その他の知的財産権を取得し保護する能力に関する課題
- 特許失効の影響。典型的には、失効後、競合するバイオ後続品及びジェネリック製品が導入されることによる、収益及び市場シェアの喪失
- 競合するジェネリック製品、バイオ後続品又はその他の製品の販売を検討している競合会社その他による当社の特許に対するさらに積極的かつ頻繁な異議申立て及び裁判所、米国特許商標庁その他の裁決者による積極的な当該異議申立ての受理。これにより、市場の独占性を失い、該当製品の売上高が急速に減少する可能性がある。

- 製品及び製法の陳腐化につながりうる、新しい又は改良した製品、製法及び技術の研究開発に関する競争
- 製品及び技術に関する協力、ライセンス、開発及びマーケティング契約について第三者と合意に達するための競争
- 競合会社が達成した費用対効果、製品性能、技術的進歩及び特許に基づいた競争
- 当社の製品が第三者の特許その他の知的財産権を侵害しているという主張。これは、当社が該当製品を販売する能力に悪影響を与え、損害賠償金及び将来の特許実施料の支払いが要求される可能性がある。

製造物責任、訴訟及び規制措置に関するリスク

- 製品の効能又は安全上の懸念(科学的証拠に基づくものであるか否かを問わない。)。これらは、製品撤退、製品回収、米国FDA(U.S Food and Drug Administration、米国食品医薬品局)(若しくは米国外の同等の機関)による規制措置、売上高の減少及びイメージ低下につながる可能性がある。
- 当社にとって不利な重要な訴訟又は政府措置(製造物責任請求及び医薬品販売活動及び契約方法に関する申立てを含む。)の影響
- 重大な民事上及び刑事上の制裁(政府との取引禁止を含むがこれに限られない。)のリスクを伴う、調査及び訴追の原因となる政府機関及び州司法長官によるヘルスケア業界の監督強化
- マクニールPPC・インクの同意判決若しくはジョンソン・エンド・ジョンソン・ファーマスーティカル関連会社の企業誠実性協定又はその他政府若しくは政府機関との遵守協定における遵守義務を果たさない場合における、重大な制裁を受ける可能性。
- 米国内外の事業に影響を及ぼす適用法令(新製品の承認、ライセンス供与及び特許権、ヘルスケア製品の販売及び販売促進、ヘルスケア製品及びサービスへのアクセス、補償及び価格設定、環境保護並びに原材料の入手に関するものを含む。)が変更される可能性
- 世界各国の税務当局による監査が強化され、準備金を超えうる追加の税負担にさらされることとなる租税法令の変更
- 財務会計基準審議会及び証券取引委員会による新しい会計基準又は会計基準の改正の公表

当社の戦略的取組及びヘルスケア市場の傾向に関するリスク

- 医療費の抑制傾向に起因する価格圧力(ヘルスケア供給者間の継続的な統合、管理型医療の傾向、医療費の主要な支払者が政府へと移行することを含む。)及びコスト削減に努めるヘルスケア市場への重要な新規参入者
- 経済的困難及び予算的制約によって、ヘルスケア製品・サービスに関して個人、組織及び政府購入者の消費パターンに加わる制約
- 開発協力、戦略的買収、ライセンスング及びマーケティング契約等の社外に由来するイノベーションや、競争圧力に起因する社外調整の費用増の可能性を含む、成長戦略を実現する当社の能力に関する課題
- 当社が計画する又は完了した買収又は事業売却(アクテリオン・リミテッド(Acterion Ltd.)の統合を含む。)により期待される戦略上の利益及び機会が、実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性
- 過去又は将来の事業再編活動に関して期待される利益及び機会が実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性(人員の再編にあたって要請される協議手続によるものを含む。)

米国外における財政状態、金融市場及び事業に関するリスク

- インフレ及び金利及び為替レート変動の影響、並びにかかる変動が収益、費用及び利益に与える潜在的影響
- 米国、イギリス及びその他の国における、輸出入及び貿易法、規制及びポリシーの変更の可能性(貿易制限の強化及び医薬品の再輸入に関する立法がされる可能性を含む。)
- 国際経済の金融不安、ソブリン・リスク、政府規制及び緊縮経済政策の可能性、並びに不安定な米国外の政府及び法制度による国際事業への影響
- 地球の気候の変化、異常気象及び自然災害で、当社の製品及びサービスへの需要に影響を及ぼし、製造及び流通ネットワークに混乱を引き起こし、供給網内の商品及びサービスの供給力を変化させ、また当社の製品及び事業の全体的な計画及び完全性に影響を及ぼす可能性のあるもの
- 米国内外における武力衝突及びテロ攻撃の影響(社会混乱、経済混乱及び金融市場その他市場の不安定を含む。)

供給網及び事業に関するリスク

- 内部又は供給網内における製造上の問題及び遅延で、自主的な若しくは強制的な事業中断若しくは事業停止、製品不足、製品の市場撤退若しくは販売停止、又は規制措置の可能性を引き起こすもの
- 当社及び当社の業者の情報技術システムの障害及び侵害により、信用、競争力、事業その他ビジネスを損なうおそれがあり、財務費用の負担及び規制措置を受けることとなりうるもの。
- 国際的な供給網並びに製造及び流通過程(複雑であり、当社の製品に使用される材料の調達、供給及び価格設定に悪影響を及ぼす可能性のある、増大しつつある規制要件に服するもの)への依存

投資家は、(とりわけ、当社の実際の経営成績が、将来の予測に関する記載において示されるものと大きく異なることがある)一定のリスクの詳細について、下記リスクファクターも熟読すべきである。投資家は、かかる要因の全てを予測又は特定するのは不可能であることを理解し、本4に記載されるリスクが全ての潜在的なリスク及び不確実性に関する完全な記載であると考えるべきではない。当社は、新しい情報又は将来の出来事若しくは開発の結果によるものかを問わず、随時行う可能性のある将来の予測に関する記載を公に更新することを約束しない。

リスクファクター

当社は、予測が困難であり、その多くが当社の支配を超えた数々の不確実性に直面している。本書及び当社がSECに提出するその他一切のものにおける情報に加え、投資家は、以下に記載する要因を慎重に検討すべきである。投資家は、全ての要因を予測し特定することは不可能であり、以下の記載は全ての潜在的なリスク又は不確実性を完全に検討したものではないことを認識すべきである。既知若しくは未知のリスク若しくは不確実性が現実化した場合には、当社の事業、経営成績又は財政状態に重要な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の最大の製品であるREMICADE®(一般名、インフリキシマブ)はバイオ後続品競争に直面しており、これにより米国内におけるREMICADE®の売上高減少につながる可能性があること

当社は、最大の製品であるREMICADE®(一般名、インフリキシマブ)(2017年度の当社の総売上高純額の約8.3%を占めた)関連の特許に対する重大な異議申立てを受けており、当社は本製品に関する一定の特許を主張し続ける。米国では、REMICADE®のバイオ後続品が2016年に導入され、さらなる競合他社が市場に参入している。米国市場におけるインフリキシマブのバイオ後続品の販売は、REMICADE®の米国内における売上高の継続的減少につながる可能性がある。

当社の医薬品及び医療機器セグメントの全世界における売上高は、医療保険制度改革及び価格圧力の増大により悪影響を受ける可能性があること

当社の医薬品及び医療機器製品の売上高は、政府ヘルスケア・プログラム、民間保険、管理医療組織等の第三者である支払者の補償の影響を大きく受ける。医療費を抑制する数々の努力の一環として、これらの支払者は、補償の対象となる製品の価格を引き下げよう圧力をかけている。米国では、メディケア、メディケイド及び民間の受益者を代理して交渉する事業体の購買力増加が、ある部分はヘルスケア専門家間の継続的な統合により、さらなる価格圧力となりうる。加えて、行政の監督増加がさらなる価格圧力となりうる。米国外では、EUや日本を含む数々の主要な市場において、医療への財政的支援につき全面的な政府介入がなされており、その関係で、直接又は間接的に当社の製品につき価格統制が行われ、アクセスが制限され、補償がされ、又はその知的財産保護の価値を下げられている。

当社は相当の費用、罰金及び信用の低下につながりうる重大な訴訟に服していること

通常の業務の過程において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社は、特許紛争、製造物責任、並びに自社の製品販売、マーケティング及び価格設定慣行が各種反トラスト法、不公正取引慣行法及び/又は消費者保護法に違反しているという主張等様々な問題を含む多くの請求及び訴訟の対象となっている。これらの手続きの中でも最も重要なものに関しては、本書第8項に含まれる連結財務書類に対する注記21「訴訟」に記載されている。当社はこれらの事項について十分な反論を有していると考えるが、訴訟の最終的な結果を予測することは不可能である。当社は、これらの問題の和解又は判決の結果、訴訟引当金を超える膨大な金額を支払う必要があることがある。任意の報告期間中にこれらの問題が複数解決すること又は引当金が増えることは、かかる期間中の当社の営業成績及びキャッシュ・フローに悪影響を与えることがある。さらに、費用及び利用可能な要素の理由により、2015年11月1日から当社は第三者による製造物責任保険の購入を取りやめた。

売上高及び営業成績に悪影響を与え、訴訟及び信用の低下につながりうる製品の信頼性、安全上の懸念及び有効性の懸念

社内で提起されたか、訴訟当事者、規制当局又は消費者保護団体により提起されたかを問わず、また、科学的証拠に基づくものであるか否かに関わらず、製品の安全性に関する懸念は、安全警報、製品回収、政府による調査、FDA(又は米国外において対応する機関)による規制措置、民事請求及び訴訟、罰金及び解決金の支払い、売上高の減少及び信用の低下につながることがありうる。また、これらの状況は、当社の製品におけるブランド・イメージ、ブランドの資産価値及び消費者の信頼を傷つけることもありうる。製品回収は、過去に、政府の即時調査及び検査、製造施設の運転停止、製品不足の継続及び関連する売上高の減少、膨大な改善費用、信用の低下、潜在的な民事上の罰金及び刑事訴追をもたらし、また将来においてもたらす可能性がある。

税法の改正又は追加的な税金負債にさらされることは、当社の営業成績に悪影響を与えうること

税法又は租税規制の変更は、当社の実効税率及び営業成績に悪影響を与える可能性がある。2017年12月22日、米国では減税及び雇用に関する法(The Tax Cuts and Jobs Act、TCJA)が制定され、同法は、当社の米国関連繰延税金資産及び負債の再評価につながり、当社の連結損益計算書に影響を与えた。TCJAは、米国法人税法の重大な改正をもたらすものであり、当社の法人税引当金に重要な影響を与える。TCJAの法人税の税効果会計処理については、その規定の解釈において重要な判断を行う必要がある。なお、TCJAの制定時期及び適用方法の複雑性から、2017年度の財務諸表の作成に当たっては、合理的な見積りを行い、暫定的な金額を計上している。この暫定的な金額は、当社が2018年1月18日付でTCJAについて行った当初の分析に基づくものである。TCJAの導入に関する米国財務省の予期される指針及びTCJAに関連する米国証券取引委員会又は米国財務会計基準審議会からの追加的な指針により、これらの見積りが修正される可能性があり、その結果、当社の財政状態及び経営成績並びに当該修正が行われた期間における実効税率に重大な影響を及ぼす可能性がある。

スイス政府は現在、税制改革法案を検討中であり、法制化すれば当社の実効税率に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は多くの国々において事業を行い、納税申告をしており、多くの税務当局との税務監査及び税務争訟に対応している。経済協力開発機構の税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting、BEPS)プロジェクトに関連して、企業は、税務当局に対し、世界各地の事業につきさらに多くの情報を開示することが要請され、これにより米国外での収益の監査強化につながる可能性がある。当社は、納税引当金の適切さを判断するために、定期的に税務監査及び税務争訟の結果を評価している。しかしながら、税務当局は当社の期待とは反対の租税措置の立場を取ることがあり、これにより引当金を超える税金負債が生じる可能性がある。

当社の事業に重要な知的財産権を保護及び防御できない可能性があること

当社は、多くの国々において特許庁、裁判所及び立法者により査定される当社の製品及び製法に関する多数の特許及びその他の財産権を所有又はライセンスしている。これらの権利は当社の事業に欠くことができないものであり、当社の営業成績に非常に重要である。米国内外の公共政策は、知的財産権に対してさらに不利になってきている。当社は、米国及びその他重要な市場において新製品及び新技術について十分な特許保護を取得できるとは確信できず、また、かかる保護が一度付与された後、当初の予測と同程度継続することも確信できない。

競合会社は、当社が所有する又はライセンスする特許及び財産権の有効性又は範囲について、訴訟、干渉、反対及びその他の手続きを通して日常的に異議申立てを行っている。これらの手続きは経営資源を奪い、長期に渡ることや、予測できないことがある。さらに、当社の製品が第三者の特許を侵害するという異議申立ての結果、過去の損害賠償金及び将来のロイヤリティーを支払う必要性が生じる場合もありえ、また、問題となっている製品の競争力及び売上高に悪影響を与える可能性がある。

当社は、当社の主要な医薬品のジェネリック版及びバイオ後続版を、これら製品に適用ある特許が失効する前に、製造し、マーケティングを狙う第三者からの特許異議申立ての増加に直面している。米国においては、革新的な人用医薬品のジェネリック版の製造業者が、FDAの手続きである簡略医薬品承認申請(Abbreviated New Drug Application、ANDA)を通じた先行製品の有効性に異議を申し立て、又は不侵害を主張する可能性がある。2010年に制定された生物製剤価格競争・イノベーション法(The Biologics Price Competition and Innovation Act、BPCIA)は、FDAによる先発企業が開発した生物学的製剤のバイオシミラー代替品の承認に関して新しい規制上の道筋を作り出し、バイオ後続品申請者が先発企業の生物学製品の特許に異議を申し立てるメカニズムも作り出した。

2011年米国特許改正法(2011 America Invents Act)に基づき作成された米国特許商標局(USPTO)における当事者系レビュープロセスは、競合会社が当社の子会社が保有する特許に異議申立てを行うためにも使われている。例えば、ZYTIGA®の主要特許は現在、特許訴訟の対象となっており、USPTOは、関連する当事者系レビューの対象となった当該特許を無効化する決定を下した。

当社がかかる異議申立てに対して特許を防御できない場合、又は製品のジェネリック若しくはバイオ後続品会社による(特許侵害訴訟が未確定であるにもかかわらずなされる)「リスクのある新製品発売(“at-risk” launch)」時に、当社は参照されている製品について非常に短期間で収益の大部分を失うことがある。当社の特許及びその他の知的財産権が関係する現在の訴訟に関しては、本書第8項に含まれる連結財務書類に対する注記21「訴訟 - 知的財産」に記載されている。

当社は競争の厳しい製品市場で事業を行っており、競争圧力が当社の収益に悪影響を与えうること

当社は、3つの事業セグメント及び全ての地理的市場において激しい競争に直面している。当社の事業は、費用対効果、技術革新、知的財産権、製品性能、現実の又は認識される製品優位性、価格設定及び利用可能性並びに補償率をベースに、あらゆる規模の会社と競合する。当社は、第三者の買収、第三者との協力及びライセンス契約の権利を確保する際に、他の市場参加者とも競合する。候補製品及び技術の権利に関する競争は、多額の投資及び取得費用並びに当社にとって負担となる契約条件を招くことがある。競合会社がさらに有効な製品若しくは低コストな製品を開発し、及び/又は競合会社が特許及びその他の知的財産権を確保でき、当社よりも早く製品を市場に出すことができれば、当社が関連製品の開発に過去多額の投資を行っていたとしても、当社の既存製品の売上高に悪影響を与え、当社が新製品を市場に出す能力に悪影響を与える可能性がある。

当社の製薬事業については、製品の独占的な特許を失うと、競合会社がジェネリック及びその他の競合する製品の規制当局の承認を取得し市場に参入してくるため、売上高の減少につながるが多い。同様の競争は、生物学的製剤に対する独占権の喪失によっても引き起こされることがある。当社の医療機器事業については、技術革新、製品品質、評判及び顧客サービスが、競争上特に重要である。他社が製品、製法及び技術を新しく開発又は改良することは、当社の製品又は技術の魅力を下げ、経済的ではなくなり、時代遅れにするおそれがある。当社の一般消費者向け事業は、他のブランド製品及び小売業者のプライベートレーベル・ブランドとの激しい競争に直面している。当社が自社ブランドの一般消費者向け製品を差別化して販売することができない場合、これら製品の収入及び収益性に悪影響が生じる可能性がある。

当社の新製品、新技術及び新効能の革新及び開発に課題又は遅延がある場合、当社の長期的成功に悪影響が生じる可能性があること

当社の継続した成長及び成功は、患者、販売業者及び消費者の進化する医療ニーズに対応する新しく、かつ、差別化された製品及びサービスを革新し開発する能力に依存している。成功する製品及び技術の開発は、当社の既存製品が競争や独占的な特許の喪失などの各種要因により市場シェアを失った際の収益損失を埋め合わせるするためにも必要である。過去5年間に導入された新製品は、2017年度の売上の約22%を占める。当社は、製品及び技術をいつ開発し、ライセンス供与し、あるいは会社を買収するか、又はそれを行えるかについて確信できず、また、特定の候補製品が規制当局の承認を受けられるか、そしてもし承認される場合、製品が商業的に成功するかについても、確信できない。

当社は、内部研究開発を通じ、また、第三者との協力、買収、合併及びライセンスその他の取決めを通じて製品開発を推進している。これらとの関係において、新製品の開発、特に医薬品及びバイオテクノロジー製品並びに医療機器の開発は、何年にもわたって多大な投資を必要とするものである。バイオ医薬品研究開発プログラムのうち、商業的に実現可能な製品となるのは、ごくわずかである。このプロセスは、患者及び医療従事者の将来のニーズを見抜く能力、有望な新しい加合物、戦略及び技術の開発、臨床実験の成功、効果的な知的財産権の確保、規制当局の承認の適時取得、そして開発した製品が市場に導入される場合は当社の製品を競合する製品及び治療方法との差別化等のいくつかの要因に依存する。新製品又は既存製品の改良品は、製品及び価格競争、消費者の好み又はヘルスケア購入パターンの変化、医療従事者の抵抗又は第三者補償の不確実性等により、市場ですぐに又は広く受け入れられないことがある。最初に規制当局の承認を受けた後も、製品の成功は、より多数の実際の患者を対象とした安全性及び効き目の調査結果や、競争力のある商品の市場参入により、悪影響を受けることがある。

当社が、規制当局による監督強化に直面しており、それにより多大なコンプライアンス費の負担や、政府調査、訴訟及び制裁金にさらされていること

ヘルスケア業界における他の企業と同様に、当社は、事業が行われている米国内外における国家、州及び地方政府機関による広範囲な規制、調査及び訴訟の対象となっている。薬、機器及び一般消費者向け製品の製造業者による医薬品適正製造基準(Good Manufacturing Practices)(及びそれに準ずる外国の品質規則)の遵守に関する規制上の問題は、罰金及び制裁金、製品回収、製品不足、製造中断、新製品承認の遅延及び訴訟につながることもある。さらに、当社製品のマーケティング、価格設定及び販売は、連邦食品医薬品化粧品法、メディケイド・リポート・プログラム、連邦及び州の虚偽請求取締法、州の不正取引慣行法及び消費者保護法に基づく規制、調査及び訴訟の対象である。米国内の政府機関及び州司法長官によるヘルスケア業界事業慣行に対する近年の監督強化、並びにその結果としての調査及び訴追は、民事・刑事上の罰則(政府の医療プログラムへの参加禁止を含むがこれに限られない)を受けるリスクを伴う。これらの禁止は、当社の事業及び営業成績に悪影響を与える可能性がある。政府機関による最も重大な現在の調査及び訴訟に関しては、本書第8項に含まれる連結財務書類に対する注記21「訴訟 - 政府手続き」に記載されている。

当社が、国際的な事業実施に関連する各種リスクに直面していること

当社の米国外の広範囲に及ぶ営業及び事業活動は、以下に記載のものを含む一定の財務、経済及び政治的リスクを伴う。

外国為替：2017年度には、当社の売上高の約48%が米国外で発生し、そのうちヨーロッパが約22%、西半球(米国を除く)で8%、アジア太平洋及びアフリカ地域で18%であった。米ドルに対する非米国通貨の変動は、当社の収益及び費用に影響を与える。当社はキャッシュ・フローにおける外国為替レート変動の影響を軽減するために金融商品を使用するが、ヘッジされていないエクスポージャーは、為替変動の影響を受け続ける。さらに、米ドルの弱化又は強化は、米国外事業活動での営業成績を米ドルに換算する際に、有利又は不利な換算効果が発生する。

インフレ及び通貨切下げリスク：当社は、高インフレ率を経験している経済において営業の収益性を維持するという課題に直面している。当社は、ベネズエラの過去3年間の累積物価上昇率が100%を上回ったため、ベネズエラでの営業活動について高インフレとして報告した。経費削減プログラム、生産性の向上及び定期的な価格の値上げにより当社はこれらの地域における利幅を維持しようと努めているが、インフレの継続により、営業損失となる可能性がある。さらに、高インフレ率又は激しい為替変動を経験している国における通貨切下げは、当社の営業成績に悪影響を与える可能性がある。

医薬品の違法輸入：政府の価格制御又はその他市場力学により価格が抑えられる国からの医薬品の違法輸入は、当社が事業を行う米国内外における売上高及び収益性に悪影響を与える可能性がある。個人使用のための処方薬を限られた数量輸入することを除き、医薬品の外国からの輸入は、現行米国法では違法である。しかしながら、患者及びその他の顧客が低価格の輸入品を入手する能力が大幅に向上したため、違法輸入は増え続けている。

賄賂防止及びその他の規制：当社は、政府職員への支払いに関して国際取引慣行を律する各種の連邦及び外国の法律の制限を受ける。これらの法律には、米国上場企業が、会社が事業を取得若しくは維持、又は不適切に優位な立場を得る目的で外国の政府職員に影響を与える腐敗の意思を持って、外国の政府職員に対して価値のあるものを約束、申し出又は提供することを禁ずる米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act、FCPA)が含まれる。当社の事業は厳しく規制されているため、海外の規制当局とのやり取りが多い。また、米国外の多くの国では、ヒト用医薬品を処方する医療従事者は政府により雇用され、ヒト用医薬品の購入者は政府機関である。よって、当社とこれらの処方者たちとのやり取りは、FCPAに基づく規制の対象である。FCPAの米国での適用及び実施に加え、当社が事業を行う様々な管轄区域には、腐敗及び反競争的な行動を防止し罰則を適用する目的の2010年英国贈収賄防止法を含む法規制がある。これらの法律の規定の執行により、当社が追加的な行政上及び法律上の手続き及び行為(民事上の罰金、刑事制裁及びヘルスケア・プログラムからの排除を含む行政救済を含む。)の対象となる可能性がある。

その他の法的、社会上及び政治上のリスク：世界中で事業を行うことに伴うその他のリスクは、次のものを含む。

- 貿易保護策及び輸入／輸出許可要請等の政府が行う保護的な経済ポリシー
- (いくつかの国では、当社が該当市場において自社製品を製造又は販売する能力を制限する規制上の要件を含む)現地の法規制の遵守
- 一定の管轄区域において、知的財産及び契約上の権利の保護減少
- 当社の外国資産の国有化又は収用の可能性
- 戦争、武装衝突、テロ、社会変動又は世界的流行病による市場の混乱

製造運転の中断及び遅延が、当社の事業、売上高及び信用に悪影響を与える可能性があること

当社の製品製造には、十分な量の複雑で高品質な部品及び材料が時宜を得て納品されることが必要である。当社の子会社は125の製造施設を運営しており、世界中の供給業者から仕入れている。当社は、過去に、社内の又は外部の供給網を通じた予期しない製造の中断及び遅延に直面しており、また将来において直面する可能性がある。製造の中断は、規制当局の行為、製品の品質ばらつき又は製品の安全上の問題、労働紛争、特定施設での事故(火災等)、ハリケーンその他の異常気象等の自然災害、原材料不足、政情不安及びテロ攻撃等の多くの理由により発生しうる。製造の遅延及び困難は、製品不足、売上高の減少及び信用の低下となり、不足に対応するための改善費用及び関連費用が発生することがある。

サイバーセキュリティ違反を含む情報セキュリティ事故が、当社の事業又は信用に悪影響を与える可能性があること

事業目的を達成するために、当社は、法的保護の対象となりうる、秘密研究、事業計画、財務情報、知的財産及び個人情報を含む極秘データを処理及び保存するために、社内の(並びに第三者及びその業者の)情報技術(IT)システム及びネットワークの両方に依存している。世界中の会社に影響を与える広範な情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの脅威は、ITシステム及びネットワークのセキュリティ及び利用可能性、また、当社の極秘データの秘密性、正確性及び利用可能性をリスクにさらすこととなる。当社は、これらの脅威を継続的に評価し、社内保護、検知及び対応能力を上げるための投資を行うとともに、当社の第三者プロバイダーがこのリスクに対応するために必要な能力及び管理体制を有していることを確保する。現在まで、当社は事業又は営業について、情報攻撃又はサイバーセキュリティ攻撃による重大な影響を受けていない。しかしながら、攻撃技法が頻繁に変わること、そして攻撃の回数が増加しており複雑化していることから、当社が悪影響を受ける可能性がある。この影響により、信用、競争力、営業その他事業に被害が及び、また財務費用の負担及び規制措置を受けることがある。

その他の事業等のリスクについては、前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

(2) 2017年度の市場リスクの定量的及び定性的開示

前記「1 業績等の概要 - 流動性及び資金 - 資金調達及び市場リスク」及び後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (6) 連結財務書類に対する注記」の注記1「重要な会計方針の要約 - 金融商品」を参照のこと。

(3) 2017年度の訴訟手続き

前記「1 業績等の概要 - その他の情報 - 訴訟」及び後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (6) 連結財務書類に対する注記」の注記21「訴訟」を参照のこと。

さらに、当社及びその子会社は、その時々において、環境問題(適用ある環境保護の法令の遵守を含む。)に関連する政府調査、検査又はその他の手続きの当事者となる。

5 【経営上の重要な契約等】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

6 【研究開発活動】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

前記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

2 【主要な設備の状況】

当社の子会社は、125の製造施設を運営しており、その占有床面積は、約21.9百万平方フィートである。

当社の事業セグメント別に使用されている製造施設は、概ね以下の通りである。

セグメント	(千平方フィート)
一般消費者向け製品.....	6,787
医薬品.....	7,304
医療機器.....	7,782
世界合計.....	21,873

米国内において、7の施設が一般消費者向け製品セグメントに、6の施設が医薬品セグメントに、そして27の施設が医療機器セグメントによって使用されている。米国外において、30の施設が一般消費者向け製品セグメントに、16の施設が医薬品セグメントに、そして39の施設が医療機器セグメントによって使用されている。

世界の主要な地域別の製造施設の分布は、以下の通りである。

地域	施設数	(千平方フィート)
米国.....	40	6,300
ヨーロッパ.....	37	7,939
西半球(米国を除く).....	14	2,800
アフリカ・アジア太平洋.....	34	4,834
世界合計.....	125	21,873

上記の製造施設に加え、当社は、世界中に多数の事務所及び倉庫施設を保持している。また、研究施設に関しては、本書「第2 企業の概況 - 3 事業の内容 - 研究開発」に記載されている。

当社の子会社は、自己の製造施設を所有しようと努めているが、主に米国外のいくつかの製造施設は賃借しているものである。事務所及び倉庫施設は、たいてい賃借しているものである。また、当社は委託製造業者を雇っている。

当社は、その全ての資産を良好な稼動状況に保つよう尽力している。

マクニールPPC・インク(現在のジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク(Johnson & Johnson Consumer Inc.))(以下「マクニールPPC」という。)は、2011年にFDAとの間で署名された同意判決に基づき運営を継続しており、当該判決は、一定のマクニール・コンシューマー・ヘルスケアの製造作業を規律し、マクニールPPCがペンシルベニア州ランカスター、ペンシルベニア州フォート・ワシントン及びプエルトリコのラスピエドラスにおいて運営する施設を改善するようマクニールPPCに要求している(以下「同意判決」という。)。2015年におけるFDAによる調査後、マクニールPPCは、3つの全ての製造施設が適用される法律及び規制を遵守している旨の通知をFDAから受領し、製品生産は再開された。

同意判決に基づき、適用される法律及び規制を遵守している旨の通知をFDAから受領した後、3つの施設はそれぞれ、第三者たるcGMPの専門家によって5年間にわたり監査を受けることとなる。そのため、第三者たる専門家は、引き続き少なくとも2020年までは様々な時点において施設の再評価を行う。

リース債務に関する情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記16「賃借料及びリース契約」を参照のこと。不動産、工場及び設備の取得に関するセグメント別の情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記18「事業別セグメント及び地域別セグメント」を参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

前記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

2017年12月31日現在

	授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
普通株式	4,320,000千株	3,119,843千株 (注1)	1,200,157千株
優先株式	2,000千株	0株	2,000千株

(注1) 自己株式437,317,648株を含む。

【発行済株式】

2017年12月31日現在

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面1.00米ドル)	普通株式	3,119,843千株 (注1)	ニューヨーク 証券取引所	下記(注2)を 参照のこと。
記名式無額面株式	優先株式	0株	該当なし	下記(注3)を 参照のこと。
計	—	3,119,843千株 (注1)	—	—

(注1) 自己株式437,317,648株を含む。

(注2) 当社の普通株式は、当社の普通株式の株主に提議される全ての事項について、1株当たり1個の議決権が付されている。

(注3) 当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額（但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。）で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を有するものとする。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式総数		資本金	
	増減数	残高	増減額	残高
2001年12月30日	50,000千株 (注1)	3,119,842千株 (注2)	50百万米ドル (5,447百万円)	3,120百万米ドル (339,893百万円)
2012年1月1日	—	3,119,843千株 (注2)	—	3,120百万米ドル (339,893百万円)
2012年12月30日	—	3,119,843千株 (注2)	—	3,120百万米ドル (339,893百万円)
2013年12月29日	—	3,119,843千株 (注2)	—	3,120百万米ドル (339,893百万円)
2014年12月28日	—	3,119,843千株 (注2)	—	3,120百万米ドル (339,893百万円)
2016年1月3日	—	3,119,843千株 (注2)	—	3,120百万米ドル (339,893百万円)
2017年1月1日	—	3,119,843千株 (注2)	—	3,120百万米ドル (339,893百万円)
2017年12月31日	—	3,119,843千株 (注2)	—	3,120百万米ドル (339,893百万円)

(注1) 企業結合により発行した株式。

(注2) 自己株式を含む。

(注3) 当社により発行された新株予約権の当事業年度末における状況については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (6) 連結財務書類に対する注記」の注記17「普通株式、ストック・オプション・プラン及び株式報酬契約」を参照のこと。

優先株式

該当なし。

(4) 【所有者別状況】

当社は、全実質株主に関する情報を知る手段はなく、実質株主に関する所有者別状況を示す表を作成できない。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

当社は、当社普通株式の発行済株式総数の5%以上を保有する実質株主による1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)に基づく報告がなされない限り、当社の大株主に関する情報を知る手段はない。かかる報告は、下記(注1)、(注2)及び(注3)に記載の日に証券取引委員会に対してなされ、2017年12月31日時点の数値が報告された。2017年12月31日現在、当社が知るところで当社普通株式の5%以上を実質的に所有する者により実質的に所有される当社普通株式の状況は、以下の通りである。

2017年12月31日現在

実質株主の名称及び住所	株式の種類	実質的に所有する株式数及び性質	株式所有割合
ザ・バンガード・グループ ペンシルベニア州19355、モルバーン、 バンガード・ブルバード100	普通株式	204,466,526株 (注1)	7.61% (注1)
ブラックロック・インク ニューヨーク州10055、ニューヨーク、 イースト・52・ストリート55	普通株式	167,535,883株 (注2)	6.2% (注2)
ステート・ストリート・コーポレーション マサチューセッツ州02111、ボストン、リンカーン・スト リート1、ステート・ストリート・フィナンシャル・セン ター	普通株式	156,126,923株 (注3)	5.81% (注3)

- (注1) 2018年2月9日にSECに提出された付表13Gへの修正のみによると、ザ・バンガード・グループは、2017年12月31日現在、合計で当社普通株式の約7.61%である204,466,526株を実質的に所有していると報告した。バンガードは、200,188,755株について単独の処分権を、3,781,587株について単独の議決権を、4,277,771株について共有の処分権を、また593,263株について共有の議決権を有していると報告した。
- (注2) 2018年2月8日にSECに提出された付表13Gへの修正のみによると、ブラックロック・インクは、2017年12月31日現在、合計で当社普通株式の約6.2%である167,535,883株を実質的に所有していると報告した。ブラックロックは、143,538,105株について単独の議決権を、また167,535,883株について単独の処分権を有していると報告した。また、実質的に所有する全ての株式について共有している議決権又は処分権はないと報告した。
- (注3) 2018年2月14日にSECに提出された付表13Gのみによると、ステート・ストリート・コーポレーションは、2017年12月31日現在、合計で当社普通株式の約5.81%である156,126,923株を実質的に所有していると報告した。ステート・ストリートは、148,782,523株について共有の議決権を、156,126,923株について共有の処分権を、また7,344,400株について単独の議決権を有していると報告した。また、実質的に所有する全ての株式について単独の処分権は有していないと報告した。

優先株式

該当なし。

2 【配当政策】

当社の2017年度における配当は増加し、55年連続の増加となった。2017年度における現金配当は、2016年度の1株当たり3.15米ドル、2015年度の1株当たり2.95米ドルに比べ、1株当たり3.32米ドルとなった。配当金は、以下の通り分配された。

(米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度
第1四半期	0.80	0.75	0.70
第2四半期	0.84	0.80	0.75
第3四半期	0.84	0.80	0.75
第4四半期	0.84	0.80	0.75
合計	3.32	3.15	2.95

2018年1月2日に、取締役会は、2018年2月27日現在の名簿上の株主に対して2018年3月13日に1株当たり0.84米ドルの定期四半期現金配当を行うことを発表した。

2018年4月26日に、取締役会は、2018年5月29日の営業終了時現在の株主名簿上の株主に対して2018年6月12日に1株当たり額面1.00米ドルの当社の普通株式1株につき0.90米ドルの定期四半期現金配当を行うことを発表した。当社は、定期現金配当の支払を今後も続ける見込みである。

3 【株価の推移】

下表は、ニューヨーク証券取引所において取引された当社株式の最高・最低株価を示したものである。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

会計年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
決算年月日	2013年 12月29日	2014年 12月28日	2016年 1月3日	2017年 1月1日	2017年 12月31日
最高(米ドル)	95.99	109.49	106.50	126.07	144.35
(円)	10,457	11,928	11,602	13,734	15,725
最低(米ドル)	69.18	86.09	81.79	94.28	110.76
(円)	7,536	9,379	8,910	10,271	12,066

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年12月	2017年11月	2017年10月	2017年9月	2017年8月	2017年7月
最高(米ドル)	143.80	141.87	144.35	135.79	134.97	137.08
(円)	15,666	15,455	15,725	14,793	14,704	14,934
最低(米ドル)	137.48	136.60	130.02	129.05	131.40	129.57
(円)	14,977	14,881	14,164	14,059	14,315	14,115

4 【役員の状況】

(1) 取締役

下表は当社の取締役に関する情報を示している。

男性取締役の人数：8名

女性取締役の人数：3名

女性取締役比率：27%

2018年6月29日現在

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
メアリー・C・ベックリー (63歳)	独立取締役 ユタ大学ハンツマン癌機構のCEO及び取締役、ユタ大学理学部生物学特別教授	ヘルスケア業界の科学研究及び組織運営における専門知識を有し、米国内及び国際的な科学業務に活発に参加しており、世界的なヘルスケア会社にとって極めて重要な視点を提供している。 2006年からハンツマン癌機構(Huntsman Cancer Institute)のCEO及び取締役を務め、2009年にユタ大学の癌部門(Cancer Affairs at the University of Utah)のアソシエイト・ヴァイス・プレジデントとして追加的に主要なヘルス・サイエンスのリーダーの地位に任命された。ユタ大学の教授団に1986年に加入し、生物学と腫瘍科学の特別教授であり、ラルフ・E・アンド・ウィリア・T・メイン・プレジデンシャル・プロフェッサーシップ(Ralph E. and Willia T. Main Presidential Professorship)を保有する。国立衛生研究所(NIH)の取締役に対する助言委員会(Advisory Committee to the Director)のメンバーを務め、アメリカ癌研究協会(American Association for Cancer Research)の取締役、アメリカ細胞生物学会(American Society for Cell Biology)の会長及び学外補助金のためのアメリカ癌学会評議会(American Cancer Society Council for Extramural Grants)の議長を務める。現在、ハワード・ヒューズ医療機構(Howard Hughes Medical Institute)の医療諮問会議(Medical Advisory Board)並びにインドのタタ基礎研究機構(Tata Institute of Fundamental Research)の生物科学国立センター(National Center for Biological Sciences)、シンガポールのメカノバイオロジー機構(Mechanobiology Institute)及びダナ・ファーマー/ハーバード癌研究所(Dana Farber/Harvard Cancer Center)の科学諮問会議(Scientific Advisory Boards)を含む複数の科学諮問会議のメンバーを務める。パリのキュリー機構(Curie Institute)でグッゲンハイム特別研究員(Guggenheim Fellowship)の地位にあり、2001年には科学技術部門のユタ州知事メダル(Utah Governor's Medal)を授与された。2004年にはアメリカ癌委員会(American Cancer Society)よりスウード・オブ・ホープ賞(Sword of Hope Award)を授与され、アメリカ学芸アカデミー(American Academy of Arts and Sciences)及びアメリカ哲学協会(American Philosophical Society)の選出特別研究員(elected Fellow)である。また、2012年に全米取締役協会(National Association of Corporate Directors)(NACD)のガバナンス・フェローに任命された。 他の株式公開会社における取締役就任状況： ハンツマン・コーポレーション(Huntsman Corporation)(2011年から現在)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 0株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
D・スコット・デービス (66歳)	独立取締役 ユナイテッド・パーセル・サービス・インクの元会長兼最高経営責任者	世界最大の株式公開物流会社の会長兼最高経営責任者を務め、また、新興市場及び国際事業に関する知識及び情熱、公共政策及び国際経済指標に対する深い理解並びに管理、戦略、金融及び運営の専門知識を有しており、ヘルスケア業界の急速なグローバル展開の時代においてサプライ・チェーン物流に関する独特の専門知識を当社取締役会に提供している。 ユナイテッド・パーセル・サービス・インク(United Parcel Service, Inc.)(UPS)(出荷及び物流業)において、2008年から2014年まで会長兼最高経営責任者を務め、2014年から2016年まで会長を務める。それ以前は、主に財務及び会計分野においてUPSで様々な指導的地位(副会長及び最高財務責任者を含む。)を務めた。UPSに入社する前は、汎用航空及び航海の計器の開発業者であるII・ムロー・インク(II Morrow Inc.)の最高経営責任者を務める。公認会計士。以前は、2003年から2009年までアトランタ連邦準備銀行の取締役を務め、2009年には会長を務めた。アニー・E・ケーシー財団(Annie E. Casey Foundation)の理事及びカーター・センター(The Carter Center)審議会のメンバー。 他の株式公開会社における取締役就任状況： ハネウェル・インターナショナル・インク(Honeywell International, Inc.)(2005年から現在) 最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：ユナイテッド・パーセル・サービス・インク(2008年から2016年)、エンド・チョイス・インク(EndoChoice, Inc.)(2014年から2016年)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 0株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
イアン・E・L・デ ビス (67歳)	独立取締役 ロールスロイス・ホールディングス・ピーエルシーの会長、マッキンゼー・アンド・カンパニーの元会長兼ワールドワイド・マネージング・ディレクター	世界で有数の経営コンサルティング企業の1つの会長兼ワールドワイド・マネージング・ディレクター、並びに公共部門、民間部門及び非営利部門にわたる様々なグローバル組織の顧問を務めており、多くの国際経験、経営見識及びビジネスに関する知識を当社取締役会に提供している。 現在は、ロールスロイス・ホールディングス・ピーエルシー(Rolls-Royce Holdings plc.)の非業務執行会長。2003年から2009年までマッキンゼー・アンド・カンパニー(McKinsey & Company)(経営コンサルティング業)の会長兼ワールドワイド・マネージング・ディレクターを務め、2010年に同社のシニア・パートナーを退任。マッキンゼーにおける30年以上の職歴において、公共部門、民間部門及び非営利部門にわたる様々なグローバル組織に対する顧問を務めた。会長兼ワールドワイド・マネージング・ディレクターの前は、英国及びアイルランドにおけるマッキンゼーの業務のマネージング・パートナーであった。アジア、ヨーロッパ、中東やアフリカにおけるマッキンゼーの顧客及びサービスに関する監督も経験し、消費者製品及び小売業界の専門知識も有している。各国における教育の機会の拡大に取り組んでいる独立社会事業の世界的ネットワークであるティーチ・フォー・オール・インク(Teach for All, Inc.)の理事、世界的なエネルギー関連企業であるビーピー・ピーエルシー(BP plc.)、及びマジド・アル・フタイム・ホールディング・エルエルシー(Majid Al Futtaim Holding LLC)の取締役、並びにプライベート・エクイティー会社であるエイパックス・パートナーズ(Apax Partners)のシニア・アドバイザー。 他の株式公開会社における取締役就任状況： ビーピー・ピーエルシー(2010年から現在)、 ロールスロイス・ホールディングス・ピーエルシー(2013年から現在)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任される資格を有するまで	普通株式 4,193株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ジェニファー・A・ダウドナ (54歳)	独立取締役 化学教授、生化学・分子生物学教授、カリフォルニア大学バークレー校李嘉誠センター生物医学・保健学教授	生化学分野の先駆者として、単純化されたゲノム編集技術Crispr-Cas9を共同発見し、また、豊富な学術的経験及び科学倫理への確固たる関心を有しているため、国際的、倫理的及び科学的な視点を当社取締役会に提供する。 生化学・分子生物学教授としてカリフォルニア大学バークレー校(University of California (UC), Berkeley)の教授団に2002年に加入。UCバークレー校とUCサンフランシスコ校(UC San Francisco)の共同施設である革新的ゲノミクス研究所(Innovative Genomics Institute)の理事、李嘉誠センター生物医学・保健学教授(Li Ka Shing Chancellor's Professorship in Biomedicine and Health)及びUCバークレー校の生物学に関する学長諮問委員会(Chancellor's Advisory Committee on Biology)の議長である。UCバークレー校ダウドナ研究室の主任研究員を務め、CRISPRゲノム工学の大手企業であるカリブー・バイオサイエンス・インク(Caribou Biosciences, Inc.)及びインテリア・セラピューティクス・インク(Intellia Therapeutics, Inc.)を設立し、これらの科学諮問委員会の委員を務める。1997年からハワード・ヒューズ医学研究所(Howard Hughes Medical Institute)の研究員。アラン・T・ウォーターマン賞(Alan T. Waterman Award)(2000年)、アメリカ化学会イーライ・リリー生物化学賞(Eli Lilly Award in Biological Chemistry of the American Chemical Society)(2001年)、生命科学ブレイクスルー賞(Breakthrough Prize in Life Sciences)の共同受賞(2015年)、グルーバー賞遺伝学部門(Gruber Prize in Genetics)の共同受賞(2015年)、カナダ・ガードナー国際賞(Canada Gairdner International Award)の共同受賞(2016年)、ハイネケン賞生物化学・生物物理学部門(Heineken Prize for Biochemistry and Biophysics)(2016年)、唐奨(Tang Prize)(2016年)、日本国際賞(Japan Prize)(2017年)及びオールバニ・メディカルセンター賞(Albany Medical Center Prize)(2017年)を含む多数の生化学及び遺伝子学部門の科学賞の受賞者。米国科学アカデミー(National Academy of Sciences)(2002年)、アメリカ学芸アカデミー(American Academy of Arts and Sciences)(2003年)、米国医学アカデミー(National Academy of Medicine)(2010年)及び米国発明家アカデミー(National Academy of Inventors)(2014年)の会員、並びに王立協会の外国人会員(Foreign Member of the Royal Society)(2016年)に選ばれる。ポモナ大学(Pomona College)の理事であり、癌患者向けの治療アクセスプラットフォームであるドライバー・インク(Driver Inc.)の取締役を務める。 他の株式公開会社における取締役就任状況：なし	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 0株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
アレックス・ゴルスキー (57歳)	取締役会会長 兼最高経営責任者兼執行委員会会長	1988年に当社における職歴を開始し、事業セグメントを横断してより責任のある役職に昇進しており(2012年における最高経営責任者への任命及び当社取締役への選任が最頂点である。)、戦略的な管理経験、ヘルスケア業界における多国籍企業が抱える問題に対する幅広い知識、並びに当社の事業、歴史及び文化に関する深い知識の全てを当社取締役会及び会長の職に提供している。 2012年12月に取締役会会長として就任。2012年4月に最高経営責任者兼執行委員会会長に指名され、取締役となった。1988年にヤンセン・ファーマスーティカ・インク(Janssen Pharmaceutica Inc.)で当社での職歴を開始。以後15年にわたり、販売、マーケティング及び管理においてより責任のある役職に昇進した。2001年にヤンセン・ファーマスーティカル・インクの社長に任命。2003年にヨーロッパ、中東及びアフリカにおける当社の医薬品事業のカンパニー・グループ・チェアマンに指名。2004年に当社を退社してノバルティス・ファーマスーティカルズ・コーポレーション(Novartis Pharmaceuticals Corporation)に入社し、同社の北米医薬品事業部長を務めた。2008年にエチコン(Ethicon)のカンパニー・グループ・チェアマンとして当社に復帰。2009年初めに執行委員会委員兼外科的ケア・グループのワールドワイド・チェアマンに任命。2009年9月に医療機器・診断薬製品グループのワールドワイド・チェアマンに任命。2011年1月に執行委員会副会長に就任。トラビス・マニオン財団(Travis Manion Foundation)、議会名誉勲章財団(Congressional Medal of Honor Foundation)及びナショナル・アカデミー財団(National Academy Foundation)の理事、ウォートン校監督委員会(Wharton Board of Overseers)の委員、並びにビジネス・ラウンドテーブル(Business Roundtable)の取締役及びコーポレート・ガバナンス委員会議長も務めている。 他の株式公開会社における取締役就任状況： インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション(IBM)(2014年から現在)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 338,118株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
マーク・B・マクレラン (54歳)	独立取締役 デューク・ロバート・J・マルゴリス医学博士健康政策センター所長	米国食品医薬品局長官及びメディケア・メディケイド・サービス・センター所長を含め、公衆衛生政策において豊富な経験を有し、ヘルスケア業界の広範な知識とヘルスケア業界が直面する課題に対する独自の洞察力を有していることで、広範囲に亘るヘルスケア会社の取締役会の貴重なメンバーとなっている。 2016年1月、デューク・ロバート・J・マルゴリス医学博士健康政策センター(Duke-Robert J. Margolis, MD, Center for Health Policy)の初代所長並びにデューク大学(Duke University)の経営学、内科及び政策のマルゴリス教授(Margolis Professor of Business, Medicine and Policy)に就任。また、テキサス大学オースティン校デル・メディカルスクール(Dell Medical School at The University of Texas in Austin)の教授団の一員。以前には、2007年から2015年までブルッキングス研究所(Brookings Institution)において、エコノミック・スタディーズ(Economic Studies)の上級研究員及びヘルスケアの価値及び革新に関するイニシアチブ(Initiatives on Value and Innovation in Health Care)の所長を務めた。2004年から2006年まで保健社会福祉省のメディケア・メディケイド・サービス・センター所長、また、2002年から2004年まで米国食品医薬品局長官を務める。2001年から2002年まで、大統領経済諮問委員会の委員を務め、ホワイトハウスのヘルスケア政策のシニア・ディレクターを務める。ビル・クリントンの大統領就任中、財務省経済政策担当副次官補を務めた。スタンフォード大学在職中、経済・医学の准教授を務め、保健成果研究に関するプログラム(Program on Health Outcomes Research)を指揮した。食品医薬品局のためのレーガン・ユダール財団(Reagan-Udall Foundation)の初代会長及び現在の理事、並びに米国医学アカデミー(National Academy of Medicine)のメンバーであり、同アカデミーの価値及び科学主導のヘルスケアに関するリーダーシップ・コンソーシアム(Leadership Consortium for Value and Science-Driven Health Care)の議長を務め、また、ヘルスケア支払学習及び行動ネットワーク(Health Care Payment Learning and Action Network)の運営委員会の副議長を務める。 他の株式公開会社における取締役就任状況： なし 最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：アビブ・リート・インク(Aviv REIT, Inc.)(2013年から2015年)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 0株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
アン・M・ムルカイ (65歳)	主席取締役 ゼロックス・コーポレーションの元会長兼最高経営責任者	世界で最も知名度の高いブランドを有する世界的な製造及びサービス業の大手会社の会長兼最高経営責任者を務めており、事業革新及び能力開発におけるリーダーシップを高く評価されるとともに、大手株式公開会社にとって極めて重要な組織及び運営管理に関する問題に対する貴重な見識を当社取締役会に提供している。 2009年7月までゼロックス・コーポレーション(Xerox Corporation)(事務機器及び企業向けサービス業)の会長兼最高経営責任者(8年間務めた最高経営責任者の役職を2009年7月に退任した。)。最高経営責任者に就任する前は、ゼロックスの社長兼最高執行責任者。再販業者、販売店及び小売販路のための製品を開発し販売するゼロックスのジェネラル・マーケット・オペレーションズ(General Markets Operations)の社長も歴任。1976年に開始したゼロックスでの経歴の当初において、報酬、福祉手当、人事戦略、労使関係、管理職養成及び従業員教育の職責を担う人事担当ヴァイス・プレジデント、並びに南米、中米、ヨーロッパ、アジア及びアフリカを担当するカスタマー・オペレーションズ(Customer Operations)担当ヴァイス・プレジデント兼スタッフ・オフィサーを歴任。2010年3月から2017年2月までセーブ・ザ・チルドレン(Save the Children)の米国理事長を務め、2018年2月に理事に再任された。 他の株式公開会社における取締役就任状況： グラハム・ホールディングス・カンパニー(Graham Holdings Company)(2008年から現在)、LPL・ファイナンシャル・ホールディングス・インク(LPL Financial Holdings Inc.)(2013年から現在) 最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：ターゲット・コーポレーション(Target Corporation)(1997年から2017年)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 5,789株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ウィリアム・D・ペレス (70歳)	独立取締役 Wm.・リグレイ・ジュニア・カンパニーの元社長兼最高経営責任者	多種多様な業界において顧客重視の大手会社数社の最高経営責任者としての経験を有しており、重要な組織及び運営管理技術、並びに消費者製品を扱う大手株式公開会社にとって不可欠である顧客重視の世界的ビジネスに対する豊富な知識で当社取締役会に貢献している。 2006年から2008年までWm.・リグレイ・ジュニア・カンパニー(Wm. Wrigley Jr. Company)(菓子及びチューインガム製造業)の社長兼最高経営責任者を務めた。2010年から2017年までグリーンヒル・アンド・カンパニー・インク(Greenhill & Co., Inc.)の上級顧問。リグレイに入社する前は、ナイキ・インク(Nike, Inc.)の社長兼最高経営責任者を務めた。以前には、エスシー・ジョンソン・エンド・ソン・インク(S.C. Johnson & Son, Inc.)に34年間勤務し、そのうち8年間は社長兼最高経営責任者を務めた。ノースウエスタン記念病院(Northwestern Memorial Hospital)の取締役。 他の株式公開会社における取締役就任状況： ワールプール・コーポレーション(Whirlpool Corporation)(2009年から現在)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 17,222株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
チャールズ・プリンス (68歳)	独立取締役 シティグループ・インクの元会長兼最高経営責任者	米国で有数の大手総合金融機関の会長兼最高経営責任者を務めており、組織及び運営管理に関する確かな技術、大手株式公開会社にとって絶対不可欠である法律、世界的ビジネス及び金融に関する充実した洞察力を当社取締役会に提供している。 2003年から2007年までシティグループ・インク(Citigroup Inc.)(金融サービス業)の最高経営責任者、2006年から2007年まで同社の会長。以前には、2002年から2003年までシティグループのグローバル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(Citigroup's Global Corporate and Investment Bank)の会長兼最高経営責任者、2001年から2002年まで最高執行責任者を務めた。1975年にU.S. スチール・コーポレーション(U.S. Steel Corporation)にて弁護士として勤務を開始。外交問題評議会(Council on Foreign Relations)及び経営者評議会(Council of Chief Executives)のメンバー。 他の株式公開会社における取締役就任状況： なし 最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：ゼロックス・コーポレーション(Xerox Corporation)(2008年から2018年)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 27,320株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
A・ユージン・ワシントン (67歳)	独立取締役 デューク大学の健康関係分野の総長、デューク大学ヘルス・システムの社長兼最高経営責任者	学界における上席、熟練した臨床研究者、ヘルスケア分野での革新者及び国民健康保険の形成における指導者としての重要な成果から生じる確かな専門知識を当社取締役会に提供している。組織管理、医学研究、患者の治療及び公共衛生政策における知識、技術及び経験という独自の組み合わせにより、ヘルスケア業界の会社にとって非常に有益な視点を提供している。 現在、デューク大学(Duke University)の健康関係分野の総長及びデューク大学ヘルス・システム(Duke University Health System)の社長兼最高経営責任者。以前は、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(University of California, Los Angeles)(UCLA)の健康科学分野の副総長、UCLAのデービッド・ゲフィン医科大学院(David Geffen School of Medicine)の学部長、UCLAヘルス・システム(UCLA Health System)の最高経営責任者、並びにUCLAの婦人科及び健康政策の特別教授を務めていた。UCLAの前は、2004年から2010年までカリフォルニア大学サンフランシスコ校(University of California, San Francisco)(UCSF)の副総長及び学長。1993年にUCSFの多種多様な人々に関する医学的効果研究センター(Medical Effectiveness Research Center for Diverse Populations)を共同設立し、2005年まで理事を務めた。1996年から2004年までUCSFの産科、婦人科及び生殖科学学部(Department of Obstetrics, Gynecology, and Reproductive Sciences)の学部長。UCSF - スタンフォードの根拠に基づく診療センター(UCSF-Stanford Evidence-based Practice Center)も共同設立し、1997年から2002年まで初代理事を務めた。UCSFの前は、疾病対策予防センター(Centers for Disease Control and Prevention)に勤務。1997年に米国科学アカデミー医学研究所(National Academy of Sciences' Institute of Medicine)の会員に選ばれ、その運営審議会の委員を務めた。患者中心のアウトカム研究所(Patient-Centered Outcomes Research Institute)の発起人兼理事長、米国立衛生研究所(NIH)の科学的管理審査委員会(Scientific Management Review Board)のメンバー、並びにカリフォルニア州ヘルスケア財団(California HealthCare Foundation)及びカリフォルニア州ウェルネス財団(California Wellness Foundation)の理事長も務めた。現在、カイザー財団病院(Kaiser Foundation Hospitals)及びカイザー財団ヘルスプラン・インク(Kaiser Foundation Health Plan, Inc.)の取締役を務める。 他の株式公開会社における取締役就任状況： なし	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 0株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ロナルド・A・ウィリアムズ (68歳)	独立取締役 エトナ・インクの元会長兼最高経営責任者	フォーチュン誌(Fortune)の最も賞賛されるヘルスケア企業のうちの1つを率いた経験から、意義のある医療保険制度改革の提唱者としての長期の役割を果たし、ヘルスケア業界における長期にわたる輝かしい経歴を有しており、ヘルスケア業界の大手株式公開会社にとって絶対不可欠である、運営管理に関する専門知識及び公共医療保険政策とヘルスケア業界の両方に関する洞察力という非常に優れた組み合わせを当社取締役会に提供している。 2006年から2010年までエトナ・インク(Aetna Inc.)(管理医療及び健康保険業)の会長兼最高経営責任者。2010年から同社の会長を務め、2011年4月に退任した。また、非公開投資会社であるクレイトン・ダビリア・アンド・ライス・エルエルシー(Clayton, Dubilier & Rice, LLC)の顧問も務めている。MITコーポレーション(The MIT Corporation)の取締役、ピーターソン国際経済研究所(Peterson Institute for International Economics)の理事及びピーターソン・ヘルスケア・センター(Peterson Center on Healthcare)の諮問委員会のメンバーを務めており、カンファレンス・ボード理事会(Board of Trustees of the Conference Board)の副会長である。以前は、2011年から2017年1月までオバマ大統領の運営諮問委員会のメンバーを務め、2007年から2010年までアフォーダブルな(手頃な価格の)ヘルスケアに関する評議会(Council for Affordable Quality Healthcare)の会長、2008年から2010年までザ・ビジネス・カウンシル(The Business Council)の副会長を務めていた。 他の株式公開会社における取締役就任状況： ザ・ボーイング・カンパニー(The Boeing Company)(2010年から現在)、アメリカン・エクスプレス・カンパニー(American Express Company)(2007年から現在) 最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：エンビジョン・ヘルスケア・ホールディングス・インク(2011年から2017年)	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 3,650株

(2) 執行役員

下表は当社の執行役員に関する情報を記載している。

男性執行役員の人数：7名

女性執行役員の人数：1名

女性執行役員比率：13%

2018年6月29日現在

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ドミニク・J・カルーソー (60歳)	執行委員会委員兼エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者	当社がセントコア・インク(Centocor, Inc.)を買収した1999年に当社に入社。セントコアでは財務担当シニア・ヴァイス・プレジデントであった。2001年に当社の子会社であるオーソ・マクニール・ファーマースーティカル・インク(Ortho-McNeil Pharmaceutical, Inc.)の財務担当ヴァイス・プレジデントに指名され、2003年に当社の医療機器・診断薬製品グループのグループ財務担当ヴァイス・プレジデントに指名される。2005年に当社のグループ財務機関のヴァイス・プレジデントに指名。2007年に執行委員会委員兼財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者に就任。2016年4月にエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者に指名。財務及び投資家向け広報活動並びに当社の調達組織の責任者。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 171,989株
ホアキン・デュアト (55歳)	執行委員会委員兼エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼医薬品部門ワールドワイド・チェアマン	1989年にヤンセン・ファーマースーティカ・S.A.(Janssen-Farmaceutica S.A.)(スペイン)に入社し、1997年にヤンセン・シラグ・S.p.A.(Janssen-Cilag S.p.A.)(イタリア)のマネージング・ディレクターに就任。2000年にオーソ・バイオテック・ヨーロッパ(Ortho Biotech Europe)を指揮した後、2002年に米国に移り同社のヴァイス・プレジデントに就任。2005年にオーソ・バイオテック・インク(Ortho Biotech Inc.)のプレジデントに就任。2008年にオーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス(Ortho-Clinical Diagnostics)のカンパニー・グループ・チェアマンに指名される。2009年には医薬品部門のカンパニー・グループ・チェアマンに指名され、医薬品の発売並びにカナダ、米国及びラテンアメリカにおける主要な治療フランチャイズを監督。2011年にヤンセン・ファーマースーティカル・カンパニーズ(Janssen Pharmaceutical Companies)の国際営利事業(研究開発機関への機能的支援を含む。)を担当する医薬品部門ワールドワイド・チェアマンに指名される。2016年4月に執行委員会の委員に就任し、エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼医薬品部門ワールドワイド・チェアマンに指名される。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 94,186株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ピーター・M・ファソ 口 (55歳)	執行委員会委員兼エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高人事責任者	2004年に当社の子会社であるコーディス・コーポレーション(Cordis Corporation)のワールドワイド人事担当ヴァイス・プレジデントとして当社に入社し、その後、当社のグローバル人材マネジメント担当ヴァイス・プレジデントに指名。2007年に当社を退社し、最高人材責任者(Chief Talent Officer)としてコールバーグ・クラビス・ロバーツ・アンド・コー(Kohlberg Kravis Roberts & Co.)に入社。2010年にグローバル人事担当ヴァイス・プレジデントとして当社に復帰し、2011年に執行委員会委員に就任。2016年4月にエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高人事責任者に指名。当社のグローバル人材、採用、多様性、報酬、福利厚生、社内向け広報及び人事に関する全ての事項の責任者。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 78,327株
アレックス・ゴルス キー (57歳)	上記(1)を参照。	上記(1)を参照。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	上記(1)を参照。
ホルヘ・メスキータ (56歳)	執行委員会委員兼エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼一般消費者向け製品部門ワールドワイド・チェアマン	2014年に一般消費者向け製品部門のワールドワイド・チェアマンとして当社に入社。当社に入社する前は、1984年から2013年までザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー(The Procter & Gamble Company)のオーラルケア及び美容品部門での役職を含め、ラテンアメリカで様々なマーケティング業務及び指導的役割を担う。2016年4月に執行委員会の委員に就任し、エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼一般消費者向け製品部門ワールドワイド・チェアマンに任命される。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 15,392株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
サンドラ・E・ピーターソン (59歳)	執行委員会委員兼エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼グループ・ワールドワイド・チェアマン	2012年に執行委員会委員兼グループ・ワールドワイド・チェアマンとして当社に入社。当社に入社する前は、ドイツのバイエル・クロップサイエンス・アーゲー (Bayer CropScience AG)の会長兼最高経営責任者を務め、それ以前は、バイエル・メディカル・ケア (Bayer Medical Care)の社長兼最高経営責任者及びバイエル・ヘルスケア・アーゲー (Bayer HealthCare AG)の糖尿病ケア部門長を務めた。2005年にバイエルに入社する前は、メドコ・ヘルス・ソリューションズ (Medco Health Solutions)(以前はメルク・メドコ (Merck-Medco)として知られていた。)において数多くの指導的役割を果たした。2016年4月に当社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼グループ・ワールドワイド・チェアマンに指名。当社の一般消費者向け事業(一般消費者向け製品企業グループ及び一般消費者向け医療機器事業を含む。)、当社の医療機器事業、並びに会社全体の供給網、品質、情報技術及び設計の責任者。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 83,349株
パウルス・ストッフェルズ (56歳)	執行委員会委員兼エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高科学責任者	チボテック・ヴィルコ・NV(Tibotec Virco NV)の買収に伴い2002年に当社に入社。ヴィルコ・NV(Virco NV)では最高経営責任者を、チボテック・NV(Tibotec NV)では会長を務めていた。2005年にグローバル・ヴィロロジー (Global Virology)のカンパニー・グループ・チェアマンに任命。2006年に医薬品部門カンパニー・グループ・チェアマンに就任し、中枢神経系及び内科フランチャイズに関する世界中の研究開発に対する職責を担った。2009年に医薬品部門研究開発担当のグローバル・ヘッドに任命され、2011年に医薬品部門のワールドワイド・チェアマンに就任し、世界的研究開発及び戦略的事業開発を通じた当社の治療パイプラインに対する職責を担った。2012年に企業規模の革新及び製品の安全性に職責を有する最高科学責任者及び執行委員会委員に任命された。2016年4月にエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高科学責任者に指名。医薬品セグメント、医療機器セグメント及び一般消費者向けセグメント全体における当社のイノベーション・パイプラインの責任者であり、当社の国際公衆衛生戦略を指導する。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 202,564株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
マイケル・H・ウルマン (59歳)	執行委員会委員兼エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセル	1989年に法務部の社内弁護士として当社に入社。1999年に会社秘書役に任命され、2006年まで同職を務めた。この間、法務部の様々な管理職も務めた。2006年に医療機器・診断薬製品部門のジェネラル・カウンセルに指名され、2012年にヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセルに任命され、執行委員会の委員に就任した。2016年4月にエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセルに指名。法務、政府業務及びポリシー、グローバルセキュリティ、航空、並びにヘルスケア・コンプライアンス及びプライバシー部門の全世界の責任者。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 124,553株

(3) 役員の報酬等

取締役報酬

当社の報酬委員会は、その憲章において、1年毎に非従業員取締役の報酬(報酬の総額及び当社の非従業員取締役の報酬プログラムの各要素を含む。)の精査を行うことが要求されている。

報酬委員会は、1年毎に行われる当該精査の際に、同業他社の幹部の報酬に対して用いられるプログラムとの比較により、当社の非従業員取締役の報酬プログラムの競争力及び当該プログラムの各要素を分析する(同業他社の役員に関する情報については、議決権行使参考書類を参照のこと。)。報酬委員会の独立コンサルタントであるフレデリック・W・クック・アンド・コー・インク(Frederic W. Cook & Co., Inc.)は、同委員会から提供された競争データの独立評価を提供し、非従業員取締役の報酬につき同委員会に助言する。非従業員取締役の報酬プログラムは、報酬委員会の推奨に基づき、当社の取締役全員により承認されている。

2017年度非従業員取締役の報酬

2016年における報酬委員会による当社の非従業員取締役の報酬プログラムの競争力に関する分析により、非従業員取締役の報酬全体及び主席取締役の報酬が同業他社の中央値を下回っていることが判明した。これを受けて、当社の報酬委員会は、報酬制度全体を同業他社の中央値まで引き上げるよう、以下の2017年度非従業員執行役の報酬プログラムを推奨し、当社の取締役会は2016年9月13日付でこれを承認した。

2017年度非従業員取締役報酬(注1)	(米ドル)
現金報酬	110,000
主席取締役現金報酬	35,000
監査委員会議長現金報酬	25,000
議長現金報酬(監査委員会議長を除く)	20,000
繰延株式ユニット価値	175,000

(注1)下表のC列及びD列を参照のこと。

2017年度の当社の非従業員取締役の報酬は下表の通りである。ゴルスキー氏は、当社の従業員であるため、取締役としての役務に対する付加的な報酬を受けなかった。表を完全に理解するためには、付随する補足及び説明を参照のこと。

2017年度の非従業員取締役報酬の総額					
A	B	C	D	E	F
氏名	追加的な現金報酬を得る職務	現金報酬 (米ドル)	株式報酬(繰延株式 ユニット) (米ドル)	その他全ての報酬 (米ドル)	合計 (米ドル)
M・C・ベックリー	委員会議長	130,000	174,893	20,000	324,893
D・S・デービス	監査委員会議長	135,000	174,893	0	309,893
I・E・L・デービス		110,000	174,893	0	284,893
M・B・マクレラン		110,000	174,893	0	284,893
A・M・ムルカイ	主席取締役	145,000	174,893	0	319,893
W・D・ベレス	委員会議長	130,000	174,893	20,000	324,893
C・プリンス	委員会議長	130,000	174,893	20,000	324,893
A・E・ワシントン		110,000	174,893	0	284,893
R・A・ウィリアムズ	委員会議長	130,000	174,893	20,000	324,893

株式報酬(上記の取締役報酬表D列)

繰延株式ユニット—強制繰延 上記表D列の数値は全て、2017年2月14日に各非従業員取締役に付与された繰延株式ユニットの付与日時点における公正価値を表示している。取締役会は、175,000米ドルの価値を有する2017年度の繰延株式ユニットの付与を承認した。これにより、非従業員取締役のための繰延報酬制度に基づき、各非従業員取締役は、1,512個の繰延株式ユニット(1株未満の端数は切り捨てる。)を付与された。繰延株式ユニットは直ちに権利確定するが、当該ユニットは取締役としての役務を完了する時まで繰り延べられなければならない。報酬を繰り延べた場合、当社の普通株式への仮想投資に基づき加算金(当社の普通株式に対する配当と同額でかつ同時期に発生する配当相当額を含む。)が発生する。繰延株式ユニットは、取締役の退任時に現金で清算される。

その他全ての報酬(上記の取締役報酬表E列)

寄付金マッチング拠出 上記表E列に記載の金額は、各非従業員取締役についての寄付金マッチング拠出の米ドルによる総額を表示している。非従業員取締役は、従業員と同じ基準で当社の寄付金マッチング・ギフト制度に参加する権利を有する。かかる寄付金マッチング・ギフト制度では、当社は、一定の慈善施設に対して、1米ドルの寄付につき2対1ベースで、1名につき1年当たり最大20,000米ドルを拠出する。

取締役のための繰延報酬制度

選択的報酬繰延 取締役のための繰延報酬制度に基づき、非従業員取締役は、その現金報酬の全部又は一部の支払を自身の取締役の退任時まで繰り延べることを選択できる。報酬を繰り延べた場合、繰延報酬は繰延株式ユニットに転換され、当社の普通株式への仮想投資に基づき加算金(当社の普通株式に対する配当と同額でかつ同時期に発生する配当相当額を含む。)が発生する。繰延株式ユニットは、取締役の退任時に現金で清算される。2017年度に、ワシントン氏、ペレス氏及びウィリアムズ氏は、自身の2017年度の現金報酬の全てを繰り延べることを選択した。

繰延報酬の残高 2017年12月31日現在、各非従業員取締役の繰延報酬勘定に保有されている繰延株式ユニット(強制繰延分及び選択的報酬繰延分の両方並びに配当相当分を含む。)の総数は以下の通りである。

氏名	繰延株式ユニット数(個)
M・C・ベックリー	3,267
D・S・デービス	4,922
I・E・L・デービス	9,876
M・B・マクレラン	6,834
A・M・ムルカイ	9,876
W・D・ペレス	20,831
C・プリンス	16,275
A・E・ワシントン	14,873
R・A・ウィリアムズ	16,049

付加的な取決め

当社は、取締役会及び取締役委員会の会議並びに取締役向けオリエンテーション又はその他の関連ある教育プログラム若しくは社内会議への出席に関連する交通費、宿泊費、食費及びその他付帯費用を支払う(又は、取締役が自己負担したかかる費用を払い戻す。)。

非従業員取締役のための株式保有ガイドライン

当社の非従業員取締役のための株式保有ガイドラインは、取締役の利益を当社の株主の利益とより一層一致させるために設定されている。株式保有ガイドラインにおける株式保有には、取締役が直接保有する株式、取締役が実質的に所有している間接的に保有される株式及び繰延株式ユニットが含まれる。非従業員取締役は、当社の証券の実績に連動するデリバティブ商品の取引を禁止されている。

氏名	株式保有ガイドラインの対 年間現金報酬比	2017年における株式 保有ガイドラインの 遵守の有無	保有基準達成の 有無(注1)
M・C・ベックリー(注2)	5倍	有	無
D・S・デービス	5倍	有	有
I・E・L・デービス	5倍	有	有
M・B・マクレラン	5倍	有	有
A・M・ムルカイ	5倍	有	有
W・D・ペレス	5倍	有	有
C・プリンス	5倍	有	有
A・E・ワシントン	5倍	有	有
R・A・ウィリアムズ	5倍	有	有

(注1) 非従業員取締役には、最初にガイドラインが適用されてから要求された保有基準を達成するまでに5年間の猶予が与えられている。

(注2) 過去5年以内に取締役に就任した。2018年2月現在、保有基準を達成している。

2018年度非従業員取締役の報酬

2017年における報酬委員会による当社の非従業員取締役の報酬プログラムの競争力に関する分析により、非従業員取締役の報酬全体及び主席取締役の報酬が同業他社の中央値を下回っていることが判明した。これを受けて、当社の報酬委員会は、報酬制度全体を同業他社の中央値まで引き上げるよう、以下の2018年度非従業員執行役の報酬プログラムを推奨し、当社の取締役会は2017年9月12日付でこれを承認した。

2018年度非従業員取締役報酬	(米ドル)
現金報酬(注1)	115,000
主席取締役現金報酬	35,000
監査委員会議長現金報酬	25,000
議長現金報酬(監査委員会議長を除く)	20,000
繰延株式ユニット価値(注2)	185,000

(注1) 5,000米ドルの増額

(注2) 10,000米ドルの増額

要約報酬表

下表において、2017年度につき、当社の最高経営責任者、最高財務責任者及びそれ以外で最も多く報酬を受けた執行役員3名の報酬を示している。2017年度及び2016年度の議決権行使参考書類において名前を挙げられた執行役員については、2016年度及び2015年度の報酬も示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く各列の説明を参照のこと。

年金金額の変更にに関する注記

下表において、G列に記載される2017年度の年金金額の変更にに対する死亡率及び利率の仮定の変更の影響を示している。2017年度には、かかる仮定の変更により、当社の最高経営責任者の報酬総額が約290万米ドル増加した。かかる増加額は、当該最高経営責任者の報酬総額に係る2017年-2018年の前年差の98%に相当する。

A	B	C	D	E	F	G	H	I
氏名及び 主要な役職名	年度	給与 (米ドル)	株式報酬 (米ドル)	オプション 報酬 (米ドル)	非株式イン センティ ブ・プラン 報酬 (米ドル)	年金金額及び 非適格繰延報 酬による収入 の変更 (米ドル)	その他 全ての 報酬 (米ドル)	合計 (米ドル)
アレックス・ ゴルスキー 会長兼最高経営 責任者	2017	1,600,000	12,354,361	5,054,398	3,598,382	6,959,144	236,279	29,802,564
	2016	1,600,000	10,608,901	4,118,398	4,652,556	5,663,771	228,094	26,871,720
	2015	1,613,462	10,693,427	4,562,998	4,009,536	2,714,268	202,175	23,795,866
ドミニク・ カルーソー エグゼクティ ブ・ヴァイス・ プレジデント兼 最高財務責任者	2017	932,600	4,263,779	1,756,706	2,156,680	2,467,265	159,172	11,736,202
	2016	909,500	3,624,523	1,425,643	2,758,967	2,475,956	110,240	11,304,829
	2015	922,577	3,497,099	1,458,603	2,772,796	925,536	112,789	9,689,400
サンドラ・ ピーターソン エグゼクティ ブ・ヴァイス・ プレジデント兼 グループ・ワー ルドワイド・ チェアマン	2017	1,057,500	12,027,780	1,859,996	1,270,000	832,000	128,780	17,176,056
	2016	963,462	3,897,074	1,539,002	1,600,000	592,000	141,246	8,732,784
	2015	908,654	3,504,177	1,574,621	1,125,000	367,000	147,000	7,626,452
ホアキン・デュ アト エグゼクティ ブ・ヴァイス・ プレジデント兼 医薬品部門ワー ルドワイド・ チェアマン	2017	897,254	11,483,016	1,650,003	1,928,262	3,329,047	71,726	19,359,308
	2016	875,000	3,198,483	1,260,002	2,158,006	2,535,760	77,278	10,104,529
パウルス・ ストッフフェルズ エグゼクティ ブ・ヴァイス・ プレジデント兼 最高科学責任者	2017	1,173,023	4,630,306	1,859,996	2,139,188	3,335,134	443,139	13,580,786
	2016	1,144,000	4,383,454	1,750,317	2,425,461	2,642,012	380,232	12,725,476
	2015	1,158,385	4,208,874	1,823,246	2,172,098	1,022,024	401,118	10,785,745

給与(上記の要約報酬表C列)

C列には、各年度に支払われた基本給与が記載されている。

米国で給与が支払われる従業員は、給与が隔週で支払われる。2015年度においては、通常の26回の給与期間でなく27回の給与期間があった。したがって、かかる追加的な給与期間により、2015年度に得られた給与は各役員の年間基本給与を上回っていた。

株式報奨(上記の要約報酬表D列)

D列には、業績連動株式ユニット(以下「PSU」という。)及び制限付株式ユニット(以下「RSU」という。)報奨の付与日の公正価値が記載されている。2017年度の詳細については、後記の「プランに基づく報奨の付与」を参照のこと。

PSUは、米国会計規則に従い、業績目標が認められた場合に付与されたとみなされる。当社は3つの1年間の販売目標を用いるため、以下の表に示す通り、2017年の報奨の9分の7及び過去2年の報奨のそれぞれ9分の1の報奨が2017年に付与されたとみなされる。

PSU報奨	2017年に付与されたとみなされる報奨の割合			
	2017年の営業売上	2017年から2019年の累計調整後オペレーショナルEPS	2017年から2019年の相対的TSR	合計
2017年 - 2019年	1/9	3/9	3/9	7/9
2016年 - 2018年	1/9	該当なし	該当なし	1/9
2015年 - 2017年	1/9	該当なし	該当なし	1/9

下表は、(i)最低業績、(ii)目標業績及び(iii)最高業績(200%)の達成を仮定した場合のPSUの数及び価値を記載している。

氏名	報奨	業績連動株式ユニット					
		ユニット			付与日の公正価値		
		最低業績 (個)	目標業績 (個)	最高業績 (個)	最低業績 (米ドル)	目標業績 (米ドル)	最高業績 (米ドル)
A・ゴルスキー	2017年 - 2019年PSU	0	61,792	123,584	0	7,052,445	14,104,889
	2016年 - 2018年PSU	0	8,216	16,432	0	896,793	1,793,586
	2015年 - 2017年PSU	0	9,213	18,426	0	1,035,532	2,071,064
D・カルーソー	2017年 - 2019年PSU	0	21,477	42,954	0	2,451,213	4,902,426
	2016年 - 2018年PSU	0	2,844	5,688	0	310,428	620,857
	2015年 - 2017年PSU	0	2,945	5,890	0	331,015	662,030
S・ピーターソン	2017年 - 2019年PSU	0	22,740	45,480	0	2,595,362	5,190,723
	2016年 - 2018年PSU	0	3,070	6,140	0	335,097	670,193
	2015年 - 2017年PSU	0	3,179	6,358	0	357,316	714,633
J・デュアト	2017年 - 2019年PSU	0	20,172	40,344	0	2,302,271	4,604,541
	2016年 - 2018年PSU	0	2,514	5,028	0	274,408	548,816
	2015年 - 2017年PSU	0	2,726	5,452	0	306,400	612,799
P・ストッフェルズ	2017年 - 2019年PSU	0	22,740	45,480	0	2,595,362	5,190,723
	2016年 - 2018年PSU	0	3,492	6,984	0	381,159	762,318
	2015年 - 2017年PSU	0	3,681	7,362	0	413,741	827,481

オプション報奨(上記の要約報酬表E列)

E列には、ストック・オプション報奨の付与日の公正価値が記載されている。2017年度の詳細については、後記の「プランに基づく報奨の付与」を参照のこと。

非株式インセンティブ・プラン報酬(上記の要約報酬表F列)

F列には、年次業績賞与、権利確定済みの長期業績証書(以下「CLP」という。)、並びに権利確定済みの長期報酬証書(以下「CLC」という。)及びCLPに関して受領した配当相当額が含まれる。

- ・年次業績賞与：取締役会及び委員会は、該当年度の業績を検討した後、年次業績賞与を承認した。当社は、該当年度の業績につき翌年度第1四半期に賞与の金額を決定し、支払を行う。
- ・CLC及びCLP：当社は、2012年にCLC及びCLPの付与を終了した。現金が主体のこれらの長期インセンティブは、全て権利確定済みであり、当初の条件に従って支払が行われる予定である。CLC及びCLPの価値は、議決権行使参考書類の以下の複数の表に含まれる。
- ・「非株式インセンティブ・プラン報酬」の列には、権利確定済みのCLC及びCLPが権利確定した時点での価値及びこれらに関して支払われた配当相当額が含まれている。

- ・ 「年金金額及び非適格繰延報酬による収入の変更」の列には、権利確定済みCLC及びCLPの価値の年次変動が含まれているが、参照利益率を超える率でユニットの価値が上昇した範囲に限る。
- ・ 上記の「非適格繰延報酬」の表には、支払われていない権利確定済みCLC及びCLPの価値が含まれている。

下表は、F列に含まれる金額を記載している。

非株式インセンティブ・プラン報酬						
氏名	年度	年次業績賞与 (米ドル)	当該年度に 権利確定した CLPユニットの価値 (米ドル)	当該年度中に 受領した CLC配当相当額 (米ドル)	当該年度中に 受領した CLP配当相当額 (米ドル)	合計 (米ドル)
A・ゴルスキー	2017	3,080,000	0	398,400	119,982	3,598,382
	2016	3,780,000	378,529	378,000	116,027	4,652,556
	2015	2,800,000	761,427	354,000	94,109	4,009,536
D・カルーソー	2017	1,230,000	0	796,800	129,880	2,156,680
	2016	1,534,800	342,568	756,000	125,599	2,758,967
	2015	1,136,900	824,240	708,000	103,656	2,772,796
S・ピーターソン	2017	1,270,000	0	0	0	1,270,000
	2016	1,600,000	0	0	0	1,600,000
	2015	1,125,000	0	0	0	1,125,000
J・デュアト	2017	1,350,000	0	514,600	63,662	1,928,262
	2016	1,400,000	208,193	488,250	61,563	2,158,006
P・ストッフェルズ	2017	1,530,000	0	531,200	77,988	2,139,188
	2016	1,600,000	246,044	504,000	75,417	2,425,461
	2015	1,144,000	494,927	472,000	61,171	2,172,098

年金金額及び非適格繰延報酬による収入の変更(上記の要約報酬表G列)

G列には、未払年金給付の現在価値の増加額及び参照利益率を上回る非適格繰延報酬による収入が含まれる。

年金金額の変更

年金金額の現在価値の変動額は、現時点において現金で支払われない。年金は、定年退職後にのみ支払われる。

- ・勤務年数、給与及び年齢の影響：以下の要因により、現在価値が増加した。
 - ・勤務年数：給付金の算出に含まれる勤務年数が1年追加されたこと
 - ・5年間の平均給与：5年間の平均給与が前年度末日時点から増加したこと
 - ・年齢：各役員が当社の予定する給付の支払開始年齢に1年近づくこと
- ・仮定の変更の影響：現在価値の変動は、死亡率及び利率の仮定の変更の影響を非常に受けやすく、かかる仮定の変更により現在価値が増減する可能性がある。下表は、保険数理上の仮定の変更及び当該変更による年金金額の変更への正味の影響を記載している。

保険数理上の仮定の変更による年金の現在価値への影響			
年度	生命表	割引率	変更による年金現在価値への正味の影響
2017	RP-2014ホワイトカラー表、MMP-2016スケールを用いた世代別死亡率予測	3.74%	増加
2016	RP-2014表、世代別死亡率予測	4.41%	増加
2015	RP-2014表、世代別死亡率予測	4.73%	減少
2014	RP-2014表、世代別死亡率予測	4.28%	該当なし

年金の詳細については、後記「年金給付」を参照のこと。割引率の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の連結財務書類に対する注記10を参照のこと。

下表において、2017年度の年金金額の変更及び以下の事項による影響を示している。

- ・勤務年数、給与及び年齢
- ・仮定の変更

年金金額の変更			
氏名	勤務年数、給与及び年齢による影響額 (米ドル)	仮定の変更による影響額 (米ドル)	年金金額の変動額合計 (米ドル)
A・ゴルスキー	3,936,000	2,871,000	6,807,000
D・カルーソー	1,390,000	829,000	2,219,000
S・ピーターソン	577,000	255,000	832,000
J・デュアト	1,660,000	1,519,000	3,179,000
P・ストッフエルズ	1,648,000	1,526,000	3,174,000

参照利益率を上回る非適格繰延報酬による収入

権利確定済みCLC及びCLPに関する参照利益率を上回る利益は、当該年度に支払われない。かかる利益は繰り延べられる。

- ・ CLC及びCLPの価値の変動は、当社の長期営業成績に左右される。
- ・ 当社は、参照金利として、12月の適用連邦長期金利(以下「AFR」という。)の120%を使用している。
- ・ SEC規則に従い、マイナスの値は要約報酬表に含まれていない。

下表は、CLC及びCLPに関する参照利益率を上回る利益の計算結果を記載している。「CLCユニット価値及びCLPユニット価値の詳細」については、議決権行使参考書類を参照のこと。

参照利益率を上回る利益	CLC	CLP
期首時点でのユニットの価値	46.55米ドル	5.25米ドル
期末時点でのユニットの価値	48.78米ドル	5.49米ドル
ユニットの価値の変動額(米ドル)	2.23米ドル	0.24米ドル
ユニットの価値の変動率(%)	4.79%	4.57%
参照利益率	3.16%	3.16%
参照利益率を上回る利益	1.63%	1.41%
要約報酬表に含まれる参照利益率を上回る利益	1.63%	1.41%

下表は、G列に含まれる年金金額の変更並びに権利確定済みCLC及びCLPIに関する参照利益率を上回る利益の金額を示したものである。

氏名	年度	年金金額の変更 (米ドル)	権利確定済み CLCに関する 参照利益率を 上回る利益 (米ドル)	権利確定済み CLPIに関する 参照利益率を 上回る利益 (米ドル)	合計(米ドル)
A・ゴルスキー	2017	6,807,000	91,082	61,062	6,959,144
	2016	5,012,000	354,676	297,095	5,663,771
	2015	2,667,000	47,268	0	2,714,268
D・カルーソー	2017	2,219,000	182,165	66,100	2,467,265
	2016	1,445,000	709,352	321,604	2,475,956
	2015	831,000	94,536	0	925,536
S・ピーターソン	2017	832,000	0	0	832,000
	2016	592,000	0	0	592,000
	2015	367,000	0	0	367,000
J・デュアト	2017	3,179,000	117,648	32,339	3,329,047
	2016	1,920,000	458,123	157,637	2,535,760
P・ストッフエルズ	2017	3,174,000	121,443	39,691	3,335,134
	2016	1,976,000	472,901	193,111	2,642,012
	2015	959,000	63,024	0	1,022,024

その他全ての報酬(上記の要約報酬表H列)

H列には、臨時手当及びその他個人報酬、税金還付金、当社の401(k)貯蓄制度及び超過貯蓄制度への当社拠出、保険料、並びに給付金の金額が含まれている。

氏名	年度	臨時手当及び その他 個人報酬 (米ドル)	税金還付金 (米ドル)	確定拠出制度への 登録者拠出 (米ドル)	保険料 (米ドル)	給付金 (米ドル)	合計 (米ドル)
A・ゴルスキー	2017	156,187	0	72,000	8,092	0	236,279
	2016	147,865	0	72,000	8,229	0	228,094
	2015	120,941	0	73,904	7,330	0	202,175
D・カルーソー	2017	108,753	0	41,967	8,452	0	159,172
	2016	60,824	0	40,927	8,489	0	110,240
	2015	63,179	0	42,281	7,329	0	112,789
S・ピーターソン	2017	81,193	0	47,587	0	0	128,780
	2016	97,890	0	43,356	0	0	141,246
	2015	105,375	0	41,625	0	0	147,000
J・デュアト	2017	31,350	0	40,376	0	0	71,726
	2016	37,903	0	39,375	0	0	77,278
P・ストッフェルズ	2017	61,542	0	52,786	8,811	320,000	443,139
	2016	0	0	51,480	8,752	320,000	380,232
	2015	20,178	0	53,079	7,861	320,000	401,118

その他全ての報酬の詳細

- ・2017年度の臨時手当及びその他個人報酬の詳細

氏名	社用機の 個人使用 (米ドル)	個人移動に係る自動 車及び 運転手の価格 (米ドル)	ホームセキュリ ティー関連費用 (米ドル)	合計 (米ドル)
A・ゴルスキー	95,804	60,118	265	156,187
D・カルーソー	59,484	49,269	0	108,753
S・ピーターソン	57,386	23,807	0	81,193
J・デュアト	30,488	862	0	31,350
P・ストッフェルズ	61,356	186	0	61,542

- ・当社は、当社に係る追加費用に基づき臨時手当及びその他個人報酬を評価する。
- ・当社は、社用機の個人使用につき、乗組員の宿泊費及び食費、機内食及び機内飲料の費用、離着陸料金及び地上業務費用、格納庫又は駐機場費用、1マイル飛行当たりの年平均燃料費に基づく燃料費、並びにその他少額の変動費を合計して、追加費用を算出する。固定費(航空機購入費、個人使用に関連しない維持費及び乗組員の給与等)は含まれない。

- ・ 当社は、通勤及びその他個人移動に係る社用車及び運転手の使用につき、燃料費、運転手の残業手当及びその他少額の変動費を合計して、追加費用を算出する。固定費(自動車購入費、個人使用に関連しない維持費及び運転手の給与等)は含まれない。
- ・ 指定執行役員は、社用機及び社用車の個人使用に帰属する所得について課税されているが、かかる税金に関して当社から補助を受けていない。
 - ・ 税金還付金：2013年度において、委員会は、執行役員に関する全ての転居に関連のない税金還付金を中止した。
 - ・ 給付金：当社は、ストッフエルズ氏に対し、外国税額の支払の補助として320,000米ドルの年間給付金を支給している。同氏は、執行委員会委員を務めている間、米国の非居住者であっても、米国における被雇用者であるとみなされる。その結果、同氏は、米国課税及び外国課税の両方の対象となる。同氏は、その他の税負担均等化の補助を受けていない。

[次へ](#)

プランに基づく報奨の付与

下表において、2017年度の年次業績賞与及び2017年度に付与されたとみなされるPSUのとりうる範囲を示している。また、2017年度に付与されたRSU及びオプションも示している。前記の「要約報酬表」のD列及びE列に記載される株式報奨及びオプション報奨の付与日の公正価値を下表に記載している。

表を完全に理解するためには、表の後に続く各列の説明を参照のこと。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
氏名	報奨	付与日	非株式インセンティブ・プラン 報奨 (年次業績賞与) に基づく将来の支払見積			株式インセンティブ・プラン 報奨 (業績連動株式ユニット) に基づく将来の支払見積			その他全ての 株式報奨： 株式数又は ユニット数 (株／個)	その他全ての オプション 報奨： オプションの 基礎となる 証券数 (個)	オプション 報奨の行使 又は基本価 格 (米ドル/ 1株当た り)	付与日の 株価終値 (米ドル)	株式報奨 及び オプション 報奨の 付与日の 公正価値 (米ドル)
			最低額 (米ドル)	目標額 (米ドル)	最高額 (米ドル)	最低数 (個)	目標数 (個)	最高数 (個)					
A・ ゴルスキー	賞与		0	2,800,000	5,600,000								
	2017年 - 2019 年PSU	2017年 2月13 日				0	61,792	123,584					7,052,445
	2016年 - 2018 年PSU	2017年 2月13 日				0	8,216	16,432					896,793
	2015年 - 2017 年PSU	2017年 2月13 日				0	9,213	18,426					1,035,532
	RSU	2017年 2月13 日							31,779				<u>3,369,591</u>
	株式報酬 合計 オブ ション 報酬	2017年 2月13 日								377,673	115.67	115.88	12,354,361
													5,054,398
D・ カローソー	賞与		0	1,171,000	2,342,000								
	2017年 - 2019 年PSU	2017年 2月13 日				0	21,477	42,954					2,451,213
	2016年 - 2018 年PSU	2017年 2月13 日				0	2,844	5,688					310,428
	2015年 - 2017 年PSU	2017年 2月13 日				0	2,945	5,890					331,015
	RSU	2017年 2月13 日							11,045				<u>1,171,123</u>
	株式報酬 合計 オブ ション 報酬	2017年 2月13 日								131,264	115.67	115.88	4,263,779
													1,756,706

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
氏名	報奨	付与日	非株式インセンティブ・プラン 報奨 (年次業績賞与) に基づく将来の支払見積			株式インセンティブ・プラン 報奨 (業績連動株式ユニット) に基づく将来の支払見積			その他全ての 株式報奨又は ユニット数 (株/個)	その他全ての オプション 報奨： オプションの 基礎となる 証券数 (個)	オプション 報奨の行使 又は基本価 格 (米ドル/ 1株当たり)	付与日の 株価終値 (米ドル)	株式報奨 及び オプション 報奨の 付与日の 公正価値 (米ドル)
			最低額 (米ドル)	目標額 (米ドル)	最高額 (米ドル)	最低数 (個)	目標数 (個)	最高数 (個)					
S・ ピ タ ー ソ ン	賞与		0	1,340,625	2,681,250								
	2017年 - 2019 年PSU	2017 年 2月 13日				0	22,740	45,480					2,595,362
	2016年 - 2018 年PSU	2017 年 2月 13日				0	3,070	6,140					335,097
	2015年 - 2017 年PSU	2017 年 2月 13日				0	3,179	6,358					357,316
	RSU	2017 年 2月 13日							82,428				8,740,005
	株式報酬 合計												12,027,780
	オプション 報酬	2017 年 2月 13日								138,982	115.67	115.88	1,859,996
J・ デ ュ ア ト	賞与		0	901,300	1,802,600								
	2017年 - 2019 年PSU	2017 年 2月 13日				0	20,172	40,344					2,302,271
	2016年 - 2018 年PSU	2017 年 2月 13日				0	2,514	5,028					274,408
	2015年 - 2017 年PSU	2017 年 2月 13日				0	2,726	5,452					306,400
	RSU	2017 年 2月 13日							81,107				8,599,937
	株式報酬 合計												11,483,016
	オプション 報酬	2017 年 2月 13日								123,291	115.67	115.88	1,650,003

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
氏名	報奨	付与日	非株式インセンティブ・プラン 報奨 (年次業績賞与) に基づく将来の支払見積			株式インセンティブ・プラン 報奨 (業績連動株式ユニット) に基づく将来の支払見積			その他全ての 株式報奨： 株式数又は ユニット数 (株／個)	その他全ての オプション 報奨： オプション の 基礎となる 証券数 (個)	オプション 報奨の行使 又は基本価 格 (米ドル/ 1株当た り)	付与日の 株価終値 (米ドル)	株式報奨 及び オプション 報奨の 付与日の 公正価値 (米ドル)
			最低額 (米ドル)	目標額 (米ドル)	最高額 (米ドル)	最低数 (個)	目標数 (個)	最高数 (個)					
P・ ストッ フェル ズ	賞与		0	1,178,300	2,356,600								
	2017年 - 2019 年PSU	2017年 2月13 日				0	22,740	45,480					2,595,362
	2016年 - 2018 年PSU	2017年 2月13 日				0	3,492	6,984					381,159
	2015年 - 2017 年PSU	2017年 2月13 日				0	3,681	7,362					413,741
	RSU	2017年 2月13 日							11,695				1,240,044
	株式報酬 合計 オプション 報酬	2017年 2月13 日								138,982	115.67	115.80	4,630,306 1,859,996

[次へ](#)

非株式インセンティブ・プラン報奨に基づく将来の支払見積(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表D列からF列)

D列からF列には、2017年度の業績に対する年次業績賞与金額の最低額、目標額及び最高額が記載されている。取締役会及び委員会は、実際の年次業績賞与(前記の「要約報酬表」のF列に含まれる。)を決定する際にかかる金額範囲を考慮した。

株式インセンティブ・プラン報奨に基づく将来の支払見積(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表G列からI列)

G列からI列には、2017年度に付与がなされたとみなされたPSUの最低数、目標数及び最高数が記載されている。米国会計規則に従い付与されたとみなされた報奨の詳細については、議決権行使参考書類を参照のこと。

現在までの実績については、議決権行使参考書類の「目標値に対する業績連動株式ユニット報奨の実績(2017年更新)」を参照のこと。

その他全ての株式報奨(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表J列)

J列には、2016年度の業績に基づき2017年2月に付与されたRSUの数が含まれている。さらに、J列には、委員会がピーターソン氏及びデュアト氏に付与した、付与日の公正価値がそれぞれ750万米ドルである70,733個のRSUによる特別残留報奨が含まれている。

その他全てのオプション報奨(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表K列からM列)

K列からM列には、2016年度の業績に基づき2017年2月に付与されたストック・オプションの数、それらの行使価格及び付与日の株価終値が記載されている。

行使価格は、付与日のニューヨーク証券取引所における株価の高値と安値の平均に相当する。付与日の終値は、行使価格より0.21米ドル高かった。

株式報奨及びオプション報奨の付与日の公正価値(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表N列)

N列には、2017年度に付与されたPSU、RSU及びストック・オプション報奨の付与日の公正価値が記載されている。株式報奨及びオプション報奨の付与日の公正価値については、前記の「要約報酬表」のD列及びE列に記載している。

2017年における長期インセンティブの付与日の公正価値の詳細

- ・ PSU、RSU及びオプションに使用した仮定：当社は、PSU、RSU及びオプションの公正価値の算出において、下表に示される付与日、普通株式の市場公正価格及び配当利回りと同じ付与日、普通株式の市場公正価格及び配当利回りを仮定として使用した。

PSU、RSU及びオプションの公正価値の算出において使用した仮定	
付与日	2017年2月13日
普通株式の市場公正価格(ニューヨーク証券取引所における高値と安値の平均)	115.67米ドル
配当利回り	2.90%

- ・ 2017年度の営業売上及び2017年 - 2019年度のEPSに連動するRSU及びPSUの公正価値：権利確定前に配当は支払われないため、当社は、普通株式の市場公正価格を予想配当利回りで割り引いた額に基づき、2017年度の営業売上及び2017年 - 2019年EPSに連動するRSU及びPSUの公正価値を算出した。権利確定までの期間が長い報奨は、権利確定期間の残存期間がより短い報奨と比べ、より長期にわたって配当を受け取ることができないため、前者の報奨に対する割引率の方が大きくなる。
- ・ PSU：
 - ・ 2017年 - 2019年PSU：当社は、以下の通り、2017年度に付与されたとみなされた報奨の各要素の公正価値の加重平均を用いて2017年 - 2019年PSUの公正価値を算出した。

2017年 - 2019年PSUの公正価値		
業績基準	加重	公正価値 (米ドル)
2017年度の営業売上	1/9	106.032
2017年 - 2019年度のEPS	3/9	106.032
2017年 - 2019年度の相対的なTSR	3/9	124.933
加重平均		114.132

- ・ 2017年度の営業売上及び2017年 - 2019年度のEPS：2017年度の営業売上及び2017年 - 2019年度のEPSに連動するPSUの公正価値は、106.032米ドルであった。
- ・ 2017年 - 2019年度の相対的なTSR：相対的なTSRに連動するPSUの公正価値は、124.933米ドルであった。モンテ・カルロ法を用いて、独立した第三者がこれを算出した。
- ・ 2016年 - 2018年PSU：2017年度の営業売上に連動するPSUの公正価値は、109.152米ドルであった。
- ・ 2015年 - 2017年PSU：2017年度の営業売上に連動するPSUの公正価値は、112.399米ドルであった。

- ・RSU：RSUの公正価値は106.032米ドルであった。
- ・オプション：オプションの公正価値は13.383米ドルであった。当社は、以下の表に示される追加の仮定を使用し、ブラック・ショールズ・オプション価格モデルを用いてオプションの公正価値を算出した。

2017年度のストック・オプションの公正価値に係る仮定	
行使価格	115.67米ドル
無リスク金利(7年物の米国国債利回りに基づき決定される。)	2.25%
予想ボラティリティ(アット・ザ・マネーで取引される権利行使期間2年のストック・オプションの平均ヒストリカル・ボラティリティ及びインプライド・ボラティリティを組み合わせる。)	15.30%
予想期間(過去のデータに基づき算出される。)	7年

年度末における株式報酬の残高

下表において、2017年度末における未行使のストック・オプション、RSU及びPSUに関する情報を示している。また、RSU及びPSUの価値も示している。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
氏名	付与日	権利確定日	オプション			株式報酬				
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報酬：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可分						
A・	ストック・オプション									
ゴルスキー	2010年2月8日	2013年2月9日	119,770		62.62	2020年2月7日				
	2011年1月10日	2014年1月11日	144,695		62.20	2021年1月8日				
	2012年1月17日	2015年1月18日	231,951		65.37	2022年1月17日				
	2013年1月16日	2016年1月17日	547,692		72.54	2023年1月13日				
	2014年2月10日	2017年2月11日	495,146		90.44	2024年2月9日				
	2015年2月9日	2018年2月10日		427,127	100.06	2025年2月9日				
	2016年2月8日	2019年2月8日		411,264	101.87	2026年2月8日				
	2017年2月13日	2020年2月13日		377,673	115.67	2027年2月13日				
	RSU									
	2015年2月9日	2018年2月9日					33,165	4,633,814		
	2016年2月8日	2019年2月8日					29,579	4,132,778		
	2017年2月13日	2020年2月13日					31,779	4,440,162		

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
氏名	付与日	権利確定日	オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分						
A・ ゴルスキー	2015年 - 2017年PSU報奨									
	2015年 2月9日	2018年 2月9日					93,120	13,010,726		
	2016年 2月8日	2018年 2月9日					10,890	1,521,551		
	2017年 2月13日	2018年 2月9日					8,752	1,222,829		
	2016年 - 2018年PSU報奨									
	2016年 2月8日	2019年 2月8日					9,712	1,356,961	49,298	6,887,917
	2017年 2月13日	2019年 2月8日					7,805	1,090,515		
	2017年 - 2019年PSU報奨									
	2017年 2月13日	2020年 2月8日					8,385	1,171,552	52,966	7,400,410

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
氏名	付与日	権利確定日	オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分						
D・カルーソー	ストック・オプション									
	2009年 2月9日	2012年 2月10日	110,578		58.33	2019年 2月8日				
	2010年 2月8日	2013年 2月9日	119,770		62.62	2020年 2月7日				
	2011年 1月10日	2014年 1月11日	145,447		62.20	2021年 1月8日				
	2012年 1月17日	2015年 1月18日	173,702		65.37	2022年 1月17日				
	2013年 1月16日	2016年 1月17日	233,846		72.54	2023年 1月13日				
	2014年 2月10日	2017年 2月11日	158,277		90.44	2024年 2月9日				
	2015年 2月9日	2018年 2月10日		136,535	100.06	2025年 2月9日				
	2016年 2月8日	2019年 2月9日		142,365	101.87	2026年 2月8日				
	2017年 2月13日	2020年 2月13日		131,264	115.67	2027年 2月13日				
	RSU									
	2015年 2月9日	2018年 2月9日					10,601	1,481,172		
	2016年 2月8日	2019年 2月8日					10,239	1,430,593		
	2017年 2月13日	2020年 2月13日					11,045	1,543,207		

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
氏名	付与日	権利確定日	オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分						
D・カルーソー	2015年 - 2017年PSU報奨									
	2015年2月9日	2018年2月9日					29,767	4,159,045		
	2016年2月8日	2018年2月9日					3,481	486,365		
	2017年2月13日	2018年2月9日					2,798	390,937		
	2016年 - 2018年PSU報奨									
	2016年2月8日	2019年2月8日					3,362	469,739	17,066	2,384,462
	2017年2月13日	2019年2月8日					2,702	377,523		
	2017年 - 2019年PSU報奨									
	2017年2月13日	2020年2月13日					2,916	407,424	18,408	2,571,966

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
			オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
氏名	付与日	権利確定日	行使可能分	行使不可能分						
S・ピーターソン	ストック・オプション									
	2013年1月16日	2016年1月17日	61,538		72.54	2023年1月13日				
	2014年2月10日	2017年2月11日	162,509		90.44	2024年2月9日				
	2015年2月9日	2018年2月10日		147,395	100.06	2025年2月9日				
	2016年2月8日	2019年2月9日		153,685	101.87	2026年2月8日				
	2017年2月13日	2020年2月13日		138,982	115.67	2027年2月13日				
	RSU									
	2015年2月9日	2018年2月9日					11,445	1,599,095		
	2016年2月8日	2019年2月8日					11,053	1,544,325		
	2017年2月13日	2020年2月13日					70,733	9,882,815		
	2017年2月13日	2020年2月13日					11,695	1,634,025		

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
氏名	付与日	権利確定日	オプション			株式報奨				
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分						
S・ピーターソン	2015年 - 2017年PSU報奨									
	2015年 2月9日	2018年 2月9日					32,134	4,489,762		
	2016年 2月8日	2018年 2月9日					3,758	525,068		
	2017年 2月13日	2018年 2月9日					3,020	421,954		
	2016年 - 2018年PSU報奨									
	2016年 2月8日	2019年 2月8日					3,630	507,184	18,422	2,573,922
	2017年 2月13日	2019年 2月8日					2,917	407,563		
	2017年 - 2019年PSU報奨									
	2017年 2月13日	2020年 2月13日					3,088	431,455	19,490	2,723,143

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
			オプション				株式報奨			
			未行使オプションの 基礎 となる証券の数 (個)		オプション 行使価 格 (米ドル)		権利未確定の株式 又は株式 ユニット の数 (株／個)	権利未確定 の株式又は 株式ユニッ トの市場価 格 (米ドル)	株式インセン ティブ・ プラン報 奨： 権利未確定 の未取得株 式、ユニッ ト又はその 他の権利の 数 (株／個)	株式インセン ティブ・ プラン： 権利未確定 の未取得株 式、ユニッ ト又はその 他の権利 の 市場価格又は 支払価値 (米ドル)
			行使可能 分	行使不可 能分						
氏名	付与日	権利確定日	行使可能分	行使不可能分	オプション行使価格 (米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式 又は株式 ユニット の数 (株／個)	権利未確定 の株式又は 株式ユニッ トの市場価 格 (米ドル)	株式インセン ティブ・ プラン報 奨： 権利未確定 の未取得株 式、ユニッ ト又はその 他の権利の 数 (株／個)	株式インセン ティブ・ プラン： 権利未確定 の未取得株 式、ユニッ ト又はその 他の権利 の 市場価格又は 支払価値 (米ドル)
J・デュアト	ストック・オプション									
	2009年 2月9日	2012年 2月10日	5,130		58.33	2019年 2月8日				
	2011年 1月10日	2014年 1月11日	19,293		62.20	2021年 1月8日				
	2012年 1月17日	2015年 1月18日	100,000		65.37	2022年 1月17日				
	2013年 1月16日	2016年 1月17日	148,538		72.54	2023年 1月13日				
	2014年 2月10日	2017年 2月11日	130,969		90.44	2024年 2月9日				
	2015年 2月9日	2018年 2月10日		126,369	100.06	2025年 2月9日				
	2016年 2月8日	2019年 2月9日		125,824	101.87	2026年 2月8日				
	2017年 2月13日	2020年 2月13日		123,291	115.67	2027年 2月13日				
	RSU									
	2015年 2月9日	2018年 2月9日					9,812	1,370,933		
	2016年 2月8日	2019年 2月8日					9,049	1,264,326		
	2017年 2月13日	2020年 2月13日					70,733	9,882,815		
	2017年 2月13日	2020年 2月13日					10,374	1,449,455		

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
氏名	付与日	権利確定日	オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分						
J・デュアト	2015年 - 2017年PSU報奨									
	2015年2月9日	2018年2月9日					27,549	3,849,146		
	2016年2月8日	2018年2月9日					3,222	450,178		
	2017年2月13日	2018年2月9日					2,590	361,875		
	2016年 - 2018年PSU報奨									
	2016年2月8日	2019年2月8日					2,972	415,248	15,082	2,107,257
	2017年2月13日	2019年2月8日					2,388	333,651		
	2017年 - 2019年PSU報奨									
	2017年2月13日	2020年2月13日					2,738	382,553	17,290	2,415,759

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
			オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)						株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分						
氏名	付与日	権利確定日	行使可能分	行使不可能分	オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)		
P・ストッフェルズ	ストック・オプション									
	2014年 2月10日	2017年 2月11日	155,342		90.44	2024年 2月9日				
	2015年 2月9日	2018年 2月10日		170,668	100.06	2025年 2月9日				
	2016年 2月8日	2019年 2月9日		174,787	101.87	2026年 2月8日				
	2017年 2月13日	2020年 2月13日		138,982	115.67	2027年 2月13日				
	RSU									
	2015年 2月9日	2018年 2月9日					13,252	1,851,569		
	2016年 2月8日	2019年 2月8日					12,571	1,756,420		
	2017年 2月13日	2020年 2月13日					11,695	1,634,025		

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
氏名	付与日	権利確定日	オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)	株式インセンティブ・プラン報奨：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の数(株/個)	株式インセンティブ・プラン：権利未確定の未取得株式、ユニット又はその他の権利の市場価格又は支払価値(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分						
P・ストッフェルズ	2015年 - 2017年PSU報奨									
	2015年2月9日	2018年2月9日					37,208	5,198,702		
	2016年2月8日	2018年2月9日					4,352	608,061		
	2017年2月13日	2018年2月9日					3,497	488,601		
	2016年 - 2018年PSU報奨									
	2016年2月8日	2018年2月9日					4,128	576,764	20,952	2,927,413
	2017年2月13日	2018年2月9日					3,317	463,451		
	2017年 - 2019年PSU報奨									
	2017年2月13日	2020年2月13日					3,088	431,455	19,490	2,723,143

(注記) 現在までの実績に基づき得られたPSUは、H列及びI列に含まれている。詳細については、議決権行使参考書類の「目標値に対する業績連動株式ユニット報奨の実績(2017年更新)」を参照のこと。

権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(上記の年度末における株式報奨の残高に関する表I列及びK列)

当社は、I列及びK列に含まれる権利未確定のPSU及びRSUの市場価格を、ニューヨーク証券取引所における当社の普通株式 1 株当たりの2017年12月29日(2017年度の最終営業日である。)の終値である139.72米ドルに基づき算出した。

オプションの行使及び権利確定した株式

下表において、各役員が2017年度に行使したストック・オプションの数及びストック・オプションの行使により受領した価値を示している。また、2017年度に権利確定したPSU及びRSUの数及びそれらの権利確定時の価値も示している。

氏名	オプション報奨		株式報奨	
	行使により 取得した株式数 (株)	行使による 実現価値 (米ドル)	権利確定により 取得した株式数 (株)	権利確定による 実現価値 (米ドル)
A・ゴルスキー	0	0	151,654	17,523,609
D・カルーソー	82,591	6,067,135	48,478	5,601,630
S・ピーターソン	0	0	49,773	5,751,267
J・デュアト	50,000	3,193,720	40,114	4,635,170
P・ストッフェルズ	102,692	6,445,977	123,070	16,031,788

年金給付

下表において、2017年度末の年金給付の現在価値を示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く年金給付の説明を参照のこと。

氏名	勤務年数 (年)	通常の 定年退職年齢 (歳)	累積給付の現在価値		
			定額給年金制度 (米ドル)	超過年金制度 (米ドル)	合計 (米ドル)
A・ゴルスキー	25.41	62	1,293,000	24,817,000	26,110,000
D・カルーソー	18.00	62	994,000	8,682,000	9,676,000
S・ピーターソン	5.08	62	268,000	2,248,000	2,516,000
J・デュアト	28.25	62	1,320,000	10,624,000	11,944,000
P・ストッフェルズ	24.33	62	1,134,000	10,998,000	12,132,000

当社は、当社の2017年度年次報告書に記載された年金債務について用いられているものと同じ仮定を用いて、表に含まれる現在価値を算出した。当社は、3.74%の割引率及びMMP-2016スケール(Scale MMP-2016)に従い世代別改善率を予測したRP-2014ホワイトカラー表に基づく死亡率の仮定を用いた。

指定執行役員は、2015年1月1日までに入社したその他の米国の非労働組合員従業員に提供されているものと同じ確定給付年金制度に参加している。当社は、2017年度において、当社の指定執行役員に対し、当社の年金制度に基づく支払を行わなかった。

当社の米国年金の計算式及び年金制度について以下に記載する。

- ・ 米国年金の計算式：当社の米国年金の計算式により、生存期間中に支払われる毎月の年金金額が決定される。
- ・ 定年：従業員は、62歳から年金を減額されずに受給し始めることができる。従業員は、減額された年金給付を55歳から受け始めることができる。従業員が62歳より前に年金を受給し始める場合、かかる年金は、62歳になるまでの年数につき、年4%の減額の対象となる。
- ・ 毎月の年金金額：当社は、毎月の年金金額を以下の通り算出する。
 - (1) 最終平均収入に1.667%を乗じた数に2005年度より前の勤務年数を乗じた数に、
 - (2) 最終平均収入に1.55%を乗じた数に2004年度より後の勤務年数を乗じた数を加算し、
 - (3) 65歳社会保障給付金に1.429%を乗じた数に総勤務年数を乗じた数を差し引く。
- ・ 最終平均収入：最終平均収入とは、最後の120ヶ月間の給与のうち、最も高い連続する60ヶ月間の給与の平均値である。給与には、基本給与、賞与及び2009年度より前に権利未確定のCLCに対して支払われた又は繰り延べられた配当相当額が含まれる。
- ・ 年金として支払われる給付：年金給付は年金の形式を取らなければならない。但し、ストッフエルズ氏の給付のうちベルギーに係る部分は、定年退職時に一括して支払われる。
- ・ 年金制度：当社は、定額給年金制度及び超過年金制度から当社の米国年金を以下の通り支払う。
 - ・ 定額給年金制度：定額給年金制度は、内国歳入庁の適用報酬制限を上限として支払を行うために米国年金の計算式を適用している。2017年度の適用報酬制限は270,000米ドルであった。
 - ・ 超過年金制度：超過年金制度は、内国歳入庁の支払制限を適用せずに米国年金の計算式を使用する。支払額は、定額給年金制度から支払われた金額だけ減額される。米国の非労働組合員従業員は、その適用報酬が内国歳入庁の制限を超過する場合、超過年金制度に参加する。
 - ・ 米国外の年金との相殺：ストッフエルズ氏は、ベルギー及び米国の両方で勤務してきたため、同氏の年金には、米国及びベルギーの両方の制度からの給付が含まれる。米国に係る部分は、全勤務について上記の米国の計算式を使用して計算され、ベルギーの制度により得た金額が差し引かれる。米国外で提供された役務に関するこの取扱いは、2015年1月1日までに入社し、かつ、2015年7月1日以前に米国の年金制度に加入する前に米国外で会社に役務提供をした定額給制度の全ての参加者に適用される。

非適格繰延報酬

下表において、当社の指定執行役員の年度末における非適格報酬繰延制度の残高を示している。また、非適格報酬繰延制度に対する指定執行役員及び当社の拠出金額並びに当該年度における繰延報酬による収入も示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く各列の説明を参照のこと。

A	B	C	D	E
氏名	前年度における 役員拠出 (米ドル)	前年度における 登録者拠出 (米ドル)	前年度における 総収入 (米ドル)	前年度末における 残高総額 (米ドル)
A・ゴルスキー	0	59,850	565,095	11,006,891
D・カルーソー	0	29,817	1,228,208	19,110,703
S・ピーターソン	0	35,437	27,605	188,123
J・デュアト	0	28,226	503,701	10,295,972
P・ストッフエルズ	0	40,636	545,505	11,129,104

前年度における役員拠出(上記の非適格繰延報酬に関する表B列)

B列には、役員所得繰延制度に基づき指定執行役員により繰り延べられた金額が含まれている。役員所得繰延制度においては、適格従業員は、その基本給与の50%及びその年次業績賞与の100%を上限として繰延を行うことができる。

前年度における登録者拠出(上記の非適格繰延報酬に関する表C列)

C列には、指定執行役員の超過貯蓄制度の勘定に対する当社の拠出が含まれている。

前年度における総収入(上記の非適格繰延報酬に関する表D列)

D列には、役員所得繰延制度及び超過貯蓄制度による収入が含まれている。また、D列には権利確定済みCLC及びCLPの価値の変動額も含まれている。下表において、各金額及び総収入を示している。CLCユニット価値及びCLPユニット価値の詳細については、後記を参照のこと。

氏名	役員所得繰延制度 による収入/(損失) (米ドル)	超過貯蓄制度 による収入/(損失) (米ドル)	権利確定済み CLCの価値の変動額 (米ドル)	権利確定済み CLPの価値の変動額 (米ドル)	合計 (米ドル)
A・ゴルスキー	0	99,722	267,600	197,773	565,095
D・カルーソー	388,891	90,029	535,200	214,088	1,228,208
S・ピーターソン	0	27,605	0	0	27,605
J・デュアト	0	53,113	345,650	104,938	503,701
P・ストッフエルズ	0	60,153	356,800	128,552	545,505

前年度末における残高総額(上記の非適格繰延報酬に関する表E列)

E列には、役員所得繰延制度及び超過貯蓄制度の残高が含まれている。また、E列には、全ての権利確定済みCLC及びCLPの価値(年度末におけるユニットの価値に基づき算出される。)も含まれている。CLCユニット価値及びCLPユニット価値の詳細については、後記を参照のこと。

氏名	役員所得繰延制度 の残高 (米ドル)	超過貯蓄制度 の残高 (米ドル)	権利確定済み CLCの価値 (米ドル)	権利確定済み CLPの価値 (米ドル)	合計 (米ドル)
A・ゴルスキー	0	629,229	5,853,600	4,524,062	11,006,891
D・カルーソー	1,951,996	554,235	11,707,200	4,897,272	19,110,703
S・ピーターソン	0	188,123	0	0	188,123
J・デュアト	0	334,624	7,560,900	2,400,448	10,295,972
P・ストッフェルズ	0	383,668	7,804,800	2,940,636	11,129,104

- ・ 2017年度における払戻金の不存在：2017年度において、いずれの指定執行役員も、当社の非適格繰延報酬制度から支払を受けなかった。
- ・ 役員所得繰延制度：役員所得繰延制度においては、当社の執行役員は、その基本給与の50%及びその業績賞与の100%を上限として繰り延べることができる。
 - ・ 収入：繰延金額には、当社の普通株式、1年物の短期国債又は当社の401(k)貯蓄制度における投資対象の収益に相当する収入が付与される。参加者は、これらの投資対象間の割当てを決定する。
 2017年度においては、当該参加者に係る当社の普通株式の収益率は24.88%であった。2017年度において、いずれの指定執行役員も1年物の短期国債に割り当てた金額はなかった。
 - ・ 分配：2004年度以降に繰り延べられた金額は、退職の6ヶ月後又は退職の翌年の1月のいずれか遅い方の時点で支払われる。2005年度より前に繰り延べられた金額は、退職後10年以内に、一括又は最大で15回の年賦で支払うことができる。
- ・ 超過貯蓄制度：当社の401(k)貯蓄制度は、基本給与の少なくとも6%を拠出している従業員に対して基本給与の4.5%のマッチング拠出を提供する。この制度の適用を受ける基本給与は内国歳入局の適用報酬制限により制限されている。2017年度における適用報酬制限は270,000米ドルであった。超過貯蓄制度は、各個人について、内国歳入局の制限を超える基本給与額の4.5%の未払勘定を貸記する。
 - ・ 収入：かかる勘定には、当社の401(k)貯蓄制度におけるバランス・ファンド投資対象の収益に相当する収入が貸記される。2017年度においては、収益率は20.31%であった。
 - ・ 分配：勘定残高は、退職の6ヶ月後に一括払いで支給される。但し、参加者が2008年12月15日より前に変更取消不能の繰延又は分割の選択を行っている場合はこの限りではない。

CLCユニット価値及びCLPユニット価値の詳細

下表には、期首時点及び期末時点でのCLCユニット価値及びCLPユニット価値が記載されている。また、当該年度におけるユニットの価値の変動額も記載されている。

ユニット価値及び価値の変動	CLC (米ドル)	CLP (米ドル)
期首時点でのユニットの価値	46.55	5.25
期末時点でのユニットの価値	48.78	5.49
ユニットの価値の変動額	2.23	0.24

- ・ 2017年税制の影響：取締役会は、2017年に制定された税制のCLC及びCLPの価値に対する影響を、内国歳入庁の支払期間に従って8年にわたり償却することを承認した(1年目から5年目までは年率8%、6年目は年率15%、7年目は年率20%、8年目は年率25%)。税制の影響を償却しなかった場合、2017年度末におけるCLCの価値は40.65米ドルであり、2017年度末におけるCLPの価値は4.59米ドルであった。

退職時の潜在的支払

当社は、下記の通り、当社の従業員に対し、退職時に発生済みの未払報酬を支払う。さらに、退職の状況並びに従業員の年齢及び勤務年数に応じて、当社は、下記の通り、退職金を支払い、医療給付保障を継続的に提供し、株式インセンティブの継続的な権利確定を行う。当社は、支配権の変更に伴う給付を行っていない。

- ・ 発生済みの未払報酬：従業員は、2017年度末時点で雇用が終了していた場合、その年次業績賞与及び権利確定した非適格繰延報酬を受領している。また、従業員は、定年退職した場合、年金給付を受領する権利を有する。指定執行役員は、2017年度末時点で退職していた場合、以下を受領している。
 - ・ 発生済みで未払いの2017年度の年次業績賞与：従業員は、賞与を比例配分方式によらずに受領する資格を有するためには、該当する年度末まで雇用されていなければならない。但し、正当な理由のある会社都合退職の場合、かかる金額を受け取る権利を失う。賞与の金額については、前記の「非株式インセンティブ・プラン報酬」の表を参照のこと。
 - ・ 権利確定した非適格繰延報酬の残高：年度末の残高については、前記の「非適格繰延報酬」の表を参照のこと。
 - ・ 定年退職時の年金給付：詳細については、前記の「年金給付」を参照のこと。
- ・ 退職金、医療保険及び株式インセンティブ：下表において、指定執行役員が2017年度末時点で以下に示される状況下で退職していた場合の現金退職金、継続的な医療保険及び株式インセンティブの継続的な権利確定による金額を示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く支払の種類の説明を参照のこと。
- ・ 支配権の変更に伴う給付の不存在：当社は、当社のいずれの指定執行役員についても、支配権の変更に関する契約又は取決めを結んでいない。さらに、当社のいずれの報酬制度又は証書にも支配権の変更に関する条項はない。

氏名	支払の種類	自己都合退職 (米ドル)	正当な理由の ない会社都合 退職 (米ドル)	正当な理由の ある会社都合 退職 (米ドル)	死亡 (米ドル)	障害 (米ドル)
A・ゴルスキー	現金退職金	0	1,600,000	0	0	0
	医療保険	248,000	251,000	248,000	128,000	292,000
	株式インセン ティブ	92,073,285	92,073,285	0	92,073,285	92,073,285
	計	92,321,285	93,924,285	248,000	92,201,285	92,365,285
D・カルーソー	現金退職金	0	1,152,985	0	0	0
	医療保険	172,000	176,000	172,000	90,000	211,000
	株式インセン ティブ	30,917,509	30,917,509	0	30,917,509	30,917,509
	計	31,089,509	32,246,494	172,000	31,007,509	31,128,509
S・ピーターソン	現金退職金	0	1,072,500	0	0	0
	医療保険	0	14,000	0	4,000	242,000
	株式インセン ティブ	0	0	0	43,082,053	43,082,053
	計	0	1,086,500	0	43,086,053	43,324,053
J・デュアト	現金退職金	0	970,631	0	0	0
	医療保険	243,000	251,000	243,000	123,000	293,000
	株式インセン ティブ	28,296,365	28,296,365	0	38,179,180	38,179,180
	計	28,539,365	29,517,996	243,000	38,302,180	38,472,180
P・ストッフェルズ	現金退職金	0	1,178,300	0	0	0
	医療保険	241,000	249,000	241,000	122,000	292,000
	株式インセン ティブ	36,782,026	36,782,026	0	36,782,026	36,782,026
	計	37,023,026	38,209,326	241,000	36,904,026	37,074,026

現金退職金

当社の退職手当制度は、会社都合により雇用が終了した一定の米国の常勤従業員に給付を支給する。当社は、1年間の勤務につき基本給の2週分を支給する(従業員の地位に応じて最低保証額を支給する。)。当社の指定執行役員の最低保証額は、基本給の52週分である。当社は、当社の通常の給与周期に従って退職金を支払う。当社は、退職金を一括して支払わない。

下表において、上記の表に含まれる「現金退職金」の金額の算出方法を示している。

氏名	期末における 給与額 (米ドル)	適格勤務年数 (年)	基本給の支給が継続する週数			現金退職金の 総額 (米ドル)
			発生済みの 支給週数 (週)	最低支給週数 (週)	最終支給週数 (週)	
A・ゴルスキー	1,600,000	9	18	52	52	1,600,000
D・カルーソー	936,800	32	64	52	64	1,152,985
S・ピーターソン	1,072,500	5	10	52	52	1,072,500
J・デュアト	901,300	28	56	52	56	970,631
P・ストッフェルズ	1,178,300	20	40	52	52	1,178,300

医療保険

雇用終了時に、全ての米国の非労働組合員従業員は、雇用が終了した状況に応じて異なる継続的な医療保障を受ける。前記の表に含まれる「医療保険」の金額は、継続的な医療保険の給付金の現在価値である。表中の価値は、雇用が終了した状況に応じて以下の通り異なる。

医療保険	適格性	適格性を有する 指定執行役員	自己都合 退職	正当な理由の ない会社都合 退職	正当な理由 のある会社 都合退職	死亡	障害
退職者	勤務年数10年以上 の55歳の従業員	ゴルスキー カルーソー デュアト ストッフェルズ	²⁷ ₁₄	²⁷ ₁₄ 現金退職金の 支給期間満了 時から	²⁷ ₁₄	²⁷ ₁₄ 配偶者が 支給対象	²⁷ ₁₄
離職者	正当な理由のない 会社都合により雇 用が終了した、勤 務年数10年以上の 50歳から54歳の従 業員		該当なし	²⁷ ₁₄ 現金退職金の 支給期間満了 時又は52週間 後のいずれか 早い時点から 65歳に達する まで		該当なし	該当なし
現役の従業員	全ての従業員	ピーターソン	継続的な 保険なし	²⁷ ₁₄ 退職金の支給 期間中、最大 52週間まで	継続的な 保険なし	²⁷ ₁₄ 配偶者が 6ヶ月間の 支給対象	²⁷ ₁₄ 長期障害 期間中

株式インセンティブ

前記の表中の「株式インセンティブ」の金額は、2017年度末における権利未確定の株式インセンティブの価値である。かかる価値は、議決権行使参考書類の「退職時の長期インセンティブの権利確定及び取扱い」に記載される通り、退職状況に応じて異なる。

2017年2月13日にデュアト氏に付与された70,733個のRSUによる特別残留報奨は、適格離職(qualifying separation)に該当する場合の取扱いを受けることができない。よって、その価値は、「自己都合退職」及び「正当な理由のない会社都合退職」の場合の金額には含まれていない。

CEOの年間報酬総額に対する中央値給与を得る従業員の年間報酬総額の比率

当社の世界中の従業員の中央値給与を得る従業員の2017年度における年間報酬総額は、66,000米ドルであった。当社の最高経営責任者の2017年度における年間報酬総額は、29,802,564米ドルであった。2017年度におけるこれらの金額の比率は、452対1である。これらの金額を完全に理解するためには、後記の説明を参照のこと。

当社は、中央値給与を得る従業員の年間報酬総額を算出するために、以下の方法及び仮定を用いた。

- ・ 当社は、当社の従業員の80%を占める世界20ヶ国から給与データを収集した。
- ・ 当社は、かかるデータベースに含まれない従業員の給与が中央値を下回っていると仮定した。これは控えめな仮定である。中央値を下回ると仮定された従業員の給与が算出された中央値を上回る場合、実際の中央値はより高くなる。
- ・ 当社は、2017年度中に得られた給与、賃金(基本給、時間給、時間外賃金、交替勤務手当)、歩合、賞与、その他の各種現金収入及び会社支給の年金の見積額(当社が会社支給の年金制度を有する各国について推定の対給与比率を使用する。)を含む当社の従業員の課税対象現金収入を用いて、年間報酬総額を計算し、当社の従業員の順位付けを行った。
- ・ 当社は、上位から順に数え、中央値の給与を得る従業員を特定した。当社の従業員の50%以上は、表に示される金額よりも高い年間報酬総額を得ている。
- ・ 当社は、中央値給与を得る従業員の年間報酬総額の千米ドル以下を四捨五入した。

当社の最高経営責任者の2017年度における年間報酬総額は、前記の要約報酬表において報告されている通りである。CEOの年間報酬総額に対する中央値給与を得る従業員の年間報酬総額の比率は、当社のCEOの年間報酬総額を当社の中央値給与を得る従業員の年間報酬総額で除することで算出される。上記の通り、中央値給与を得る従業員の年間報酬総額は控えめな見積りであるため、給与比率も控えめな見積りとなっており、実際の比率はより低い可能性はあるが、より高いという可能性はない。

[前へ](#)

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスの原則

当社は、1943年にジェネラル・ロバート・ウッド・ジョンソンが作成した「我が信条」に規定される価値観により統治されている。この価値観は、長年にわたり当社の指針となっており、今後も引き続き当社全体に関する誠実性の指標を設定する。当社の従業員、役員及び取締役は全て、「我が信条」に規定される倫理原則に専心している。

「我が信条」の価値観は、当社のコーポレート・ガバナンスにまで及んでいる。つまり、ジェネラル・ジョンソンは、60年以上前に、当社の顧客、当社の従業員、地域社会及び当社の株主という4グループの利害関係者に対する当社の責任を認識しており、以下に記載の当社のコーポレート・ガバナンスの原則(以下本項において「本原則」という。)は、「我が信条」に基づき構築されている。

優れたコーポレート・ガバナンスは、正確かつ時宜にかなった情報、十分な時間及び資金、並びに経営陣への自由な接触が当社の取締役に十分に提供されることを確保するような適切な手続きによりもたらされると当社は考えている。取締役会の経営判断は、独立してかつ当社株主の長期利益のために実行されなければならない。

また、倫理観及び誠実性は指令や政策により法制化又は義務化できるものではないと当社は考えている。従って、当社は、本原則を採用するが、当社取締役及び上級経営陣の倫理観、誠実性及び価値観が引き続き当社におけるコーポレート・ガバナンスの最も重要なセーフガードであり続けるという当社の信念を再確認する。

() 当社及び取締役会の義務及び責任

取締役会の責任 全ての取締役は、当社の運営を監督する株主の代表者として、株主により1年毎に選任される。取締役は、当社の日々の事業遂行に対する責任を負う上級経営陣の業務を選定、監督、監視する。取締役の基本的責任は、当社及び当社株主の最善の利益になると合理的に考えるものの増進のために、当社にとって重大かつ長期的に重要な事項に関する経営判断を行うことである。

取締役会議 取締役は、取締役会議及び担当する委員会の会議に出席すること、取締役の責任を適切に果たすために必要な時間を費やすこと及び必要な頻度で会合を開くことを求められている。かかる会議には、経営陣及び外部顧問又は外部コンサルタント(適切な場合)によるプレゼンテーションや十分な時間を費やして行われた徹底したかつ開かれた議論が含まれるものとする。

資料 取締役会議又は委員会の会議で話し合われる議題を取締役会が理解するために重要な資料は、取締役が準備を行うのに十分な時間を取ったうえで当該会議より前に、取締役に配布しなければならない。取締役は、当該会議の前にかかる資料を入念に検討することを求められている。

取締役会議の議題 取締役会会長は、適切な取締役会の監督に必要な一定の事項について精査、議論及び意思決定を行うため定期的に取り締役に提案するという理解の下、主席取締役の関与を得て取締役会議の議題を設定するものとする。主席取締役は、各取締役会議の議題を当該会議より前に精査した上で最終承認するものとし、独立取締役の利益及び要求が適切に取り扱われるよう当該主席取締役が適切であるとみなす変更を要求することができる。いずれの取締役も会議の議題となる事項を提案することができる。

独立取締役の非公開会議 独立取締役は、少なくとも年4回、非独立取締役及び経営陣のメンバーの出席なしに定例非公開会議を開催するものとする。主席取締役がこの非公開会議の議長を務めるものとする。また、独立取締役は、会長及び最高経営責任者と定期的に私的な会合を開催するものとする。

取締役会のリーダーシップの構造 指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、1年毎及び指名・コーポレート・ガバナンス委員会が適切とみなす時点（最高経営責任者の移動に関する場合を含む）において、議長及び最高経営責任者の役割を1人に集約させるべきか、又は分離させるべきかを含めて取締役会のリーダーシップの構造を見直すものとする。かかる見直しを実施するに当たり、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、その都度適切とみなされる事実及び状況を考慮するものとする。

取締役会会長 取締役会は、当社の付属定款に従い取締役会会長を務める者を取締役のメンバーの中から1年毎に選任するものとする。会長は、全ての株主総会及び取締役会議の議長を務めるものとする。会長は、取締役会が指図するその他の職務も遂行するものとする。

主席取締役 独立取締役は、主席取締役を務める者を独立取締役のメンバーの中から1年毎に選任するものとする。主席取締役は、独立取締役の非公開会議の議長を務め、取締役会が指図する職務を果たすものとする。取締役会により承認された主席取締役の現在の義務及び職責は、以下の「当社取締役会の独立主席取締役の義務及び職責」の項に記載されている。

利益相反 各従業員及び取締役は、当社の利益に相反するような、又は、当該従業員及び取締役の当社に対する忠誠心に影響を与えるような事業、経済的利害関係若しくは取引関係、又はその他直接・間接の利害関係若しくは取引関係を回避する義務がある。各取締役は、当社と一定の距離を置いて関係しなければならず、あらゆる利益相反又は利益相反の兆候を会長、副会長又は主席取締役に報告しなければならない。利益相反であると思われる活動は全て、回避又は終了しなければならない。但し、適切な報告及び協議の後に、当該活動が当社にとって悪影響を及ぼすものではない又は不適切なものではないと判断される場合を除く。

他の会社の取締役への就任 取締役は、他の株式公開会社の取締役に就任する前に、当社の会長と話し合いを持たなければならない。最高経営責任者又は類似の職務を務める取締役は、2社を超える株式公開会社の取締役を務めることはできない(当社の取締役会及び当該取締役自身の取締役会を含む。)。その他の取締役は、5社を超える株式公開会社の取締役を務めることはできない(当社の取締役会を含む。))。

()取締役への要件

独立性 ニューヨーク証券取引所により法的に定められている又は義務付けられている通り、かつ、取締役を務めることに法的抵触がないことを条件に、当社取締役のうち少なくとも3分の2の取締役が「独立」取締役であることが当社の目標である。本原則に基づき独立しているとみなされるには、取締役は当社と直接・間接の重要な関係を有していないと取締役会が判断する必要がある(当社の取締役であることを除く。)。当社は、取締役が直接・間接の重要な関係を有しているか否かを判断する際に役立つ指針を設定している。

取締役への指名に関する一般的基準 指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって採択された「取締役への指名に関する一般的基準」は、下記「当社の取締役会への指名に関する一般的基準」として本原則に添付されている。かかる一般的基準は、取締役会が取締役の選任に関して候補者を決定する際に求める特性、能力及び経験を規定している。取締役への任命は、取締役会が全体として有効に機能するために必要とする資格(多様性を含む。)に照らして、実績に基づいて行われる。

任期の制限 当社の取締役には任期の制限を付すべきでないと当社は考えている。当社の事業は複雑であるため、当社は取締役が長年をかけて高めることができる見識を重視している。当社は、取締役在任期間が長ければ取締役会への貢献度も高くなり、当社株主の利益になると考えている。しかしながら、取締役会への再指名は、各取締役の業績及び貢献度の評価に基づいてなされ、自動的に再指名されることはない。

辞任 取締役は、自己の状況に重要な変更(主要な職務の変更を含む。)がある場合には、辞任を申し出なければならない。

()取締役会の権利

取締役は、株主の代表者として選任された者として、責務をより効果的に遂行することができるよう一定の権利を有している。かかる権利には以下のものが含まれる。

役員及び従業員への接触 取締役は、当社の役員及び従業員に十分かつ自由に接触することができる。取締役は、かかる接触が当社の事業運営に悪影響を及ぼさないように分別をわきまえ、当社の取締役と役員又は従業員との間の重要なコミュニケーションについて、適切な範囲で、最高経営責任者に知らせるものとする。

報酬 非従業員取締役は、当社のために費やした時間及びその他当社への貢献に関して報酬を受け取るものとする。報酬委員会は1年毎に、取締役の報酬を精査、承認し、又は取締役の報酬の変更を提案するものとする。この責務を遂行する際に、報酬委員会の委員は、とりわけ、当社ほどの規模及び複雑性を有する会社の取締役を務める際に引き受ける責任及び義務に相当する報酬を取締役に支払うこと、取締役の利害と株主の長期的利益を一致させるような報酬にすること、及び非従業員取締役の報酬が当社の上級経営陣に適用される報酬理念に一致するようにすることを考慮しなければならない。さらに、取締役報酬(取締役としての職務に対して取締役に付与される全ての報酬、株式報奨、ストック・オプション及びその他の対価を含む。)は、監査委員会の委員が当社から受領することができる唯一の報酬である。当社の従業員である取締役は、取締役としての役務に対していかなる付加的な報酬も受けないものとする。

外部顧問 取締役会及び各委員会は、事前に当社の役員に相談すること又は当社の役員の承認を得ることなく、必要と考える法律顧問、財務顧問又はその他の顧問(いずれも独立顧問とする。)を雇う権限を有している。但し、各委員会は、かかる顧問を雇用した場合には、会長及び主席取締役に報告するものとする。当社の経営陣は、かかる顧問の雇用に協力し、当社が十分な資金を提供するよう確保するものとする。

()株主の権利

当社株主も一定の権利を有しており、その多くは証券取引委員会、ニューヨーク証券取引所や連邦及び州の法令により義務付けられているものである。当社は、当社株主はこれらの権利に加え以下の権利を有することを認識している。

当社の経営 当社の経営は、倫理的であり、最高水準の取引慣行の遵守を目指し、かつ、当社及び当社株主の長期利益のために行為するものでなければならない。

1年毎の取締役の選任 全ての取締役は、株主により1年毎に選任される。当社は、段階化された取締役任期を設けておらず、1年を超える任期で取締役を選任することはない。取締役会に欠員がある場合には、取締役会は、次回の定時株主総会までの間に補充するか新しい取締役を任命することができるものとする。但し、欠員補充のために任命された取締役の任期は、次回の定時株主総会までとし、その定時株主総会において株主によるかかる取締役の選任を求めるものとする。

定時総会における最高経営責任者への接触 株主は、定時株主総会中に最高経営責任者に直接意見を述べること又は質問を行うことができる。但し、時間及び話題に関して合理的な制約を受け、議事進行規則に従うことを条件とする。

取締役とのコミュニケーション 株主、従業員及びその他の者は、c/o Johnson & Johnson, One Johnson & Johnson Plaza, Room WH 2133, New Brunswick, NJ 08933 USA宛てに書面を送付することにより当社のいずれの取締役(当社の主席取締役を含む。)にも連絡を取ることができる。会計、内部会計統制、監査又はコーポレート・ガバナンスに関して苦情又は意見を述べるために取締役会(又は監査委員会の委員)に連絡を取ることを希望する従業員及びその他の者は、上記の住所を利用して匿名で苦情又は意見を述べるができる。また、株主、従業員及びその他の者は、LeadDirector@its.jnj.comに電子メールを送付することによりいずれの取締役にも連絡を取ることができる。当社に対する一般的な意見(製品に関する苦情又は質問を含む。)は、<https://secure-www.jnj.com/wps/wcm/jsp/contactUs.jsp>に送信することになっている。

()取締役の選任

取締役は、定時株主総会において株主により毎年選任される。取締役会は、候補者を株主に提案し、取締役への選任を求める。また、取締役会は取締役の員数を決定するが、かかる員数は9名以上18名以下とする。取締役会に欠員がある場合には、取締役会は、次回の定時株主総会までの間に補充するか新しい取締役を任命することができるものとする。但し、欠員補充のために任命された取締役の任期は、次回の定時株主総会までとし、その定時株主総会において株主によるかかる取締役の選任を求めるものとする。株主は、Office of the Corporate Secretary, Johnson & Johnson, One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, NJ 08933 USA宛てに取締役の候補者の氏名及び補足情報を提出することにより、指名・コーポレート・ガバナンス委員会に取締役の候補者を提案することができる。

()取締役会委員会

委員会の構成 当社は、主要な決定事項は全て取締役会がまとめて検討すべきであるという全般方針を有している。その結果、取締役会委員会の構成は、株式公開会社が設置を求められている委員会及び当社にとって極めて重要な分野(科学技術等)に重点を置き一定の取締役の特殊な能力や専門知識を活用する委員会に限られている。取締役会には現在、監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会、科学・技術・サステナビリティ委員会及び財務委員会がある。取締役会は、随時、必要又は適切であると考える範囲において、委員会を廃止すること又は新たな委員会を設置し維持することができる。

委員会の委員 これらの委員会の委員及び議長は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会の推薦に基づき、取締役会により1年毎に任命される。監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学・技術・サステナビリティ委員会は、独立取締役のみで構成される。

委員会の会議 各委員会の議長は、委員会の委員及び経営陣と協議の上、委員会の会議の議案を作成し、会議の頻度及び長さを決定するものとする。各委員会は、委員からの要求又は要望により、非公開会議を随時開催するものとする。但し、監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学・技術・サステナビリティ委員会は、それぞれ、経営陣の出席なしに非公開会議を少なくとも年1回開催するものとする。

委員会憲章 監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学・技術・サステナビリティ委員会は、それぞれ、取締役会により採択され修正される独自の憲章を有するものとする。

()年間業績の評価

取締役会並びに監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学・技術・サステナビリティ委員会はそれぞれ、1年毎に自己評価を行うものとする。かかる自己評価は、取締役会全体及び各委員会が憲章の要件やその他の責任を遂行する際のグループとしての効果、本原則に照らし合わせて評価される実績及び改善分野についての調査及び検討を円滑に行うためのものである。指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、各年次自己評価の形式を提案するものとする。

()取締役に対するオリエンテーション

当社は、新しく選任された非従業員取締役全てに対する総合的なオリエンテーション・プログラムを有している。新たに選任された取締役は全て、多数の資料を受領し、上級経営陣のメンバーと1対1で会合して、当社の事業セグメント、戦略計画、財務書類、財政上、会計上及び法律上の重要な課題、法令遵守プログラム、並びに業務行動方針について議論する。全ての取締役は、在職期間中を通して定期的に最新情報を得ることができる。

()執行役員の業績の評価及び後継者育成

執行委員会の業績の評価 独立取締役は、最高経営責任者の業績の評価を1年毎に行うものとする。また、会長、報酬委員会及び主席取締役は、その他の執行委員会委員の業績についてのデータを最高経営責任者に提供するものとする。

後継者育成 経営幹部のリーダーシップが当社の成功に対して極めて重要であるということを踏まえて、取締役会は、経営陣の後継に関して効果的な計画が確実に実施されるよう上級経営陣と協力するものとする。この手続きの一環として、最高経営責任者は、上級経営陣の後継者育成手続きを監督する指名・コーポレート・ガバナンス委員会とともに、執行委員会委員及びその他の重要な役職の後継者育成計画を定期的に精査するものとする。さらに、最高経営責任者は、後継者育成に関して少なくとも年1回取締役会全体に報告を行うものとする。取締役会は、最高経営責任者及び副会長並びにその他の一定の上級経営陣の後継者となる見込みの者を評価するものとする。

() 株式保有ガイドライン

当社の取締役及び上級経営陣と株主の利害をより一層一致させるために、取締役会は、全ての非従業員取締役及び特定の上級経営陣に適用される最低株式保有ガイドラインを設定している。各非従業員取締役は、当該取締役が取締役会に選任された際に発行された株式を保持し(該当する場合)、当該取締役の年間報酬の5倍の価値に相当する当社の株式又は株式ユニットを保有しなければならない。最高経営責任者は、その年間給与の6倍の価値に相当する株式又は株式ユニットを保有しなければならない。また、各執行委員会委員は、その年間給与の3倍の価値に相当する株式又は株式ユニットを保有しなければならない。その他の執行役員は、取締役会の決定により、かかるガイドラインの対象となる可能性がある。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、上記の原則を実施するために、随時、株式保有ガイドラインを作成、精査するものとする。また、かかるガイドラインの改定案を取締役会に提案し承認を得るものとする。

(xi) 本原則の定期的な精査

本原則は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会が1年毎に精査するものとし、取締役会が随時修正できるものとする。

当社取締役会の主席取締役の義務及び職責

取締役会の議題、情報及び日程	・ 取締役会に送られた情報を承認し、経営陣からの情報の流れの適時性を判断する。 ・ 経営陣からの情報の流れの質及び量に関する定期的なフィードバックを行う。 ・ 各取締役会議の議題の設定に参加し、最終的にかかる議題を承認する。 ・ 会議の日程を承認し、全ての議題を議論するのに十分な時間があるよう確保する。 ・ 会長兼最高経営責任者と共に、取締役会議の出席者(経営陣及び外部顧問を含む。)を決定する。
委員会の議題及び日程	・ 委員会の会議の日程を前もって精査する。 ・ 委員会議長から取締役全員への情報の流れを監視する。
取締役会の非公開会議	・ 独立取締役の会議及び非公開会議を招集する権限を有する。 ・ 会長兼最高経営責任者が出席していない全ての取締役会議(独立取締役の非公開会議を含む。)の議長を務める。
経営陣とのコミュニケーション	・ 独立取締役の各非公開会議の後に、会長兼最高経営責任者と連絡を取ってフィードバックを行い、独立取締役の決定及び勧告を達成させるようにする。 ・ 定期的に、また、特別の事情が存在するか、又は通常の過程外のコミュニケーションが必要となった場合に、独立取締役と会長兼最高経営責任者の間の連絡役として行為する。
利害関係者とのコミュニケーション	・ 必要に応じて、会長兼最高経営責任者と協議した後、主要株主又はその他の外部関係者と会う。 ・ 株主からの問い合わせを定期的に通知され、かかる問い合わせに対応するやりとりに関与する。 ・ 取締役会に対する株主及び従業員のコミュニケーションの取扱いに関する取締役会の指針に基づき、取締役会又は各取締役宛てのコミュニケーションで、経営陣の違法行為を申し立てるか、又は会社の方針若しくは慣行に関して法的、倫理的若しくは法令遵守に係る懸念を提起するものについて、速やかに通知される。
会長兼最高経営責任者の業績の評価	・ 必要に応じて会長としての業績と最高経営責任者としての業績を区別して、会長兼最高経営責任者の年次業績評価を指揮する。
取締役会の業績の評価	・ 取締役会の年次業績評価を指揮する。
新しい取締役の採用	・ 必要に応じて取締役候補者を面接する。
最高経営責任者の継承	・ 最高経営責任者の継承計画プロセスを指揮する。
危機管理	・ 必要に応じて危機管理の監督においてさらなる役割を果たす。
他社の取締役会の指導者の地位の制限	・ 指名・コーポレート・ガバナンス委員会からの提案を受けて取締役全員が承認した場合に、他の株式公開会社において、会長、主席取締役若しくは統括取締役若しくは類似の役職又は最高経営責任者若しくは類似の役職のみを務めることができる。

当社の取締役会の独立性に関する基準

ニューヨーク証券取引所規則に基づき企図されるとおり、ジョンソン・エンド・ジョンソン(以下「当社」という。)の取締役会は、独立性の決定を下すために、独立性に関する基準を採択した。

(A) 当社と重大な関係を持たないこと 取締役がジョンソン・エンド・ジョンソンと重大な関係(取締役としての資格を除く)を持っていないと取締役会が肯定的に決定しない限り、取締役は「独立している」とみなされない。かかる決定を下す際に、取締役会は全ての関連する事実及び状況を幅広く検討する。特に、取締役の当社との関係の重大性を評価する際に、取締役会は、取締役の観点からだけでなく、かかる取締役がつながりを有する者又は組織の観点からも問題を検討すべきである。

(B) 取引関係 ニューヨーク証券取引所は、取締役の独立性を自動的に除外する特定の関係を明記している。ニューヨーク証券取引所の要請事項に基づき、

(i) ジョンソン・エンド・ジョンソンの従業員である取締役、又は家族の中にジョンソン・エンド・ジョンソンの執行役員がいる取締役は、雇用関係の終了から3年が経過するまで独立性を有しない。

(ii) 取締役報酬及び委員会報酬並びに年金又はその他の形式の従前のサービス(但し、報酬はいかなる方法でも継続するサービスに付随しない)に対する繰延報酬を除き、ある12ヶ月間にジョンソン・エンド・ジョンソンから120,000米ドルを超える直接報酬を受領する取締役、又は家族の中にこれを受領する者がいる取締役は、報酬を12ヶ月間に120,000米ドルを超えて受領しなくなったときから3年が経過するまで、独立性を有しない(但し、本(B)(ii)項は、家族が執行役員ではない限り、当社の従業員としてのサービスにつき家族が受領する報酬を含まないものとする。)。

(iii) ジョンソン・エンド・ジョンソンの社内監査役又は社外監査役に現在雇用されている若しくはそのパートナーである取締役、又は家族の中に現在ジョンソン・エンド・ジョンソンの社内監査役又は社外監査役のパートナーである者がいる取締役は、「独立性」を有しない。家族の中にジョンソン・エンド・ジョンソンの社内監査役又は社外監査役に現在雇用されている者がいて、自ら当社の監査を行う取締役は、「独立性」を有しない。ジョンソン・エンド・ジョンソンの社内監査役若しくは社外監査役のパートナー若しくは従業員であった取締役、又は家族の中にジョンソン・エンド・ジョンソンの社内監査役若しくは社外監査役のパートナー若しくは従業員であった者がいる取締役で自ら当社の監査を行う取締役は、監査完了から3年を経過するまで「独立性」を有しない。

(iv) ジョンソン・エンド・ジョンソンの現執行役員が同じ時期に報酬委員を務める又は務めたことのある他社の執行役員として雇用されている取締役、又は家族の中に当該他社の執行役員として雇用されている者がいる取締役は、サービス又は雇用関係の終了から3年が経過するまで「独立性」を有しない。

(v) 財産又はサービスにつき、一会計年度において、1百万米ドル又は会社の連結粗利益の2%のいずれか大きい方を上回る金額をジョンソン・エンド・ジョンソンに支払いを行う会社又はジョンソン・エンド・ジョンソンからこの支払いを受ける会社の従業員である取締役、又は家族の中にかかる会社の執行役員である者がいる取締役は、かかる金額を下回ってから3年が経過するまで「独立性」を有しない。

(C) 慈善関係

(i) 取締役会は、当社及び取締役が執行役員、取締役又は理事を務める慈善(すなわち、非課税)組織間の関係が重大な関係とみなされ得ることを認識している。独立性に関する基準の目的において、過去3年間の会計年度それぞれに当社が当該組織に対して寄付した金額が当該組織の連結粗利益の2%(又は1百万米ドルのいずれか大きい方)以下である場合、かかる関係は重大な関係とはみなされない。(この目的において、当社の寄付金額の計算に、取締役の「マッチ」金額又は従業員慈善寄付金額は含まれない。)

(ii) 上記第(C)(i)項のガイドラインに該当しない慈善関係については、取締役が当社と重大な関係を有しているか否か、それゆえ独立性を有していないという決定は、独立性に関する基準の全てを満たすその他の取締役により誠実に行われる。たとえば、ある取締役がジョンソン・エンド・ジョンソンから自社の利益の2%を超える金額を受領する慈善基金の役員である場合、その他の独立取締役は、全ての関連状況を検討した後に、かかる関係がそれでも重大ではなく、よって取締役は独立しているとみなされると決定できる。慈善関係が重大ではなく、取締役の独立性又は判断を損なわないと独立取締役が決定する場合、当社はかかる決定の根拠を次の議決権行使参考書類にて開示する。

(D) その他の関係 上記第(B)項及び第(C)項に記載の取引及び慈善関係に加え、取締役会は、次の事項を含む、各取締役及び会社間の関係を検討すべきである。

- 取締役が当社に対して金融、コンサルティング、法律、会計又は同様のサービスを提供していること
- 取締役が上記サービスを提供する又はその他当社と重要な関係を有する組織の5%以上の持分を有するパートナー又は株主であること
- 当社及び取締役の家族間に同様の関係が存在すること

一定の距離が置いてある関係であり、関係が当社の利益に相反せず、関係が取締役の独立性又は判断を損なわない場合、関係は重大な関係とはみなされない。

(E) 定義 独立性に関する基準で使用される「当社」及び「ジョンソン・エンド・ジョンソン」という用語は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びジョンソン・エンド・ジョンソンの連結会社内の一切の子会社を含むとみなされる。但し、ジョンソン・エンド・ジョンソンの「執行役員」とは、親会社であるジョンソン・エンド・ジョンソンの執行役員である個人のみを言及するとみなされるものとする。取締役の「家族」という用語は、配偶者、両親、子、兄弟、義理の両親、義理の子供、義理の兄弟及び(家庭内労働者以外の)取締役と同居する誰でもいうが、ママ親と同居しない成人の継子又は継子の義理の両親は含まない。

当社の取締役会への指名に関する一般的基準

1. 取締役は、最も高い倫理観を有し、「我が信条」に示される当社の価値観を共有する者でなければならない。
2. 取締役は、当社のイメージ及び評判と合致する個人的及び職業的評判を得ている者でなければならない。
3. 取締役は、それぞれの分野において非常に洗練された者であり、優れた業績及び功績を有してなければならない。
4. 取締役の選定にあたり、取締役会は、一般に、株式公開会社の現在及び過去の最高経営責任者並びに主要な複合組織(科学機関、政府機関、教育機関及びその他の非営利機関を含む。)の指導者を求めるものとする。
5. 同時に、当社の基盤が医学及び医療技術にあることに鑑み、取締役会は、医療又は生物科学の分野の先導者として広く認識されている者(それぞれの分野で最も名誉ある賞及び栄典を受賞した者を含む。)を取締役に求めるものとする。
6. 各取締役は、関連性のある専門技術及び経験と有し、かかる専門技術及び経験に基づき最高経営責任者に助言及び指導を与えることができる者でなければならない。
7. 取締役会の全ての社外取締役は、SEC及びニューヨーク証券取引所の規則及び規制で法的に定められている通り、かつ、取締役を務めることに法的抵触がないことを条件に、いかなる時も「独立」であるものとする。また、取締役は、特定の支持者から独立し、当社の株主全員を代表することができる者でなければならない。
8. 各取締役は、正しい経営判断を行う能力を有する者でなければならない。
9. 取締役は、取締役会が多様性のある組織となるよう選定されるものとする。かかる多様性は、技能、地域的経験及び業界経験、経歴、人種、民族性、性別その他の固有の特性の違いを反映するものとする。したがって、取締役会は、各取締役を探す過程の一環として、高い技能を有する女性及びマイノリティーの候補者並びに多様な経歴、技能及び経験を有する候補者を探し出すよう尽力している。
10. 取締役会は、定年が72歳であることも再確認する。

コーポレート・ガバナンスの状況

取締役の指名方法及び取締役会の構成

取締役の指名方法

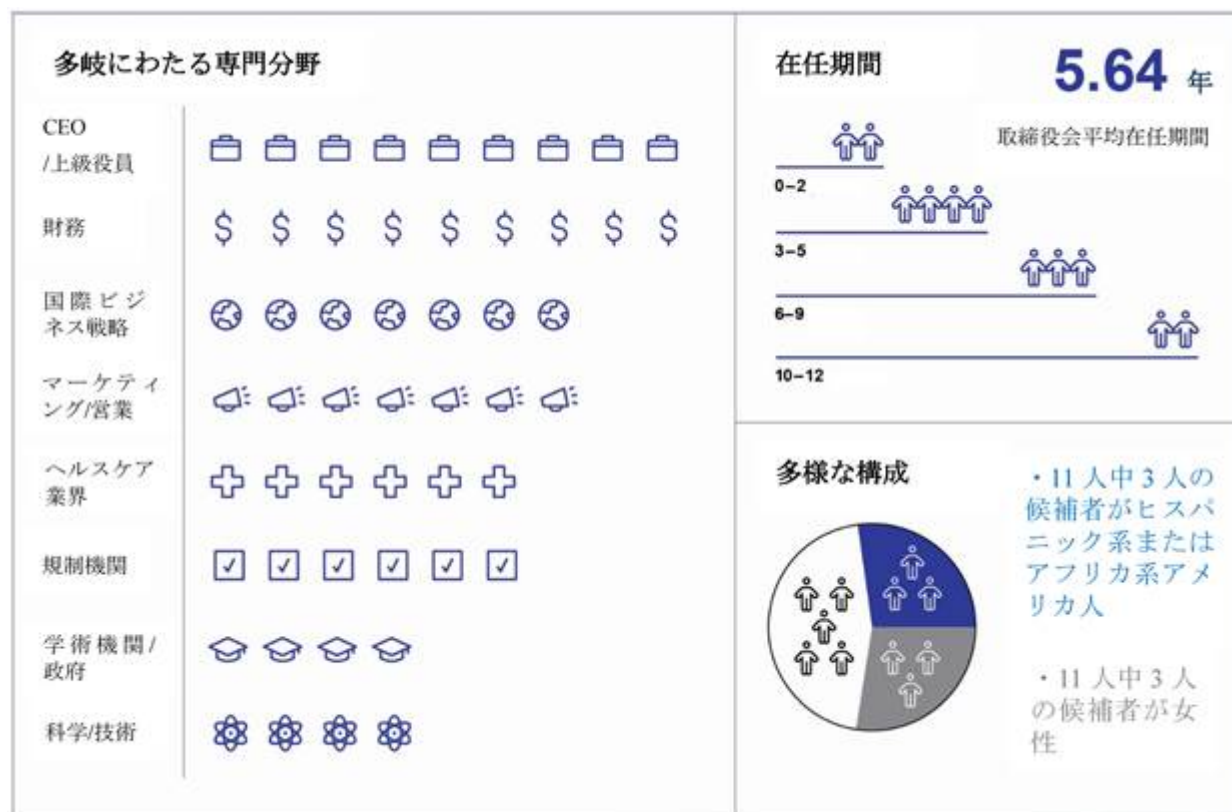
取締役会の指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、毎年、取締役会の規模、構成及びニーズを検討し、取締役の候補者を精査した上で取締役候補者を推薦し、取締役会の承認を得る。当該委員会は、株主を含む多くの情報源からの取締役候補者に関する提案を検討し、評価する。かかる提案は、適切な略歴とともに、当社の主たる事務所宛てで会社秘書役のオフィスに送付すべきである。

以下は、取締役会への指名に関する一般的基準であり、かかる基準は、コーポレート・ガバナンスの原則の一部としてwww.investor.jnj.com/gov.cfmに掲示されている。

- ・ 最も高い倫理観を有し、「我が信条」と共通の価値観を有する者であること。
- ・ 当社のイメージ及び評判と合致する個人的及び職業的評判を得ている者であること。
- ・ それぞれの分野において洗練された者であり、優れた業績及び功績を有する者であること。
- ・ 株式公開会社の現在若しくは過去の最高経営責任者又は主要な複合組織(科学機関、政府機関、教育機関及びその他の非営利機関を含む。)の指導者であること。
- ・ 医学又は生物科学の分野において広く認識されている先導者(それぞれの分野で最も名誉ある賞及び栄典を受賞した者を含む。)であること。
- ・ 関連性のある専門技術及び経験を有し、かかる専門技術及び経験に基づき最高経営責任者に助言及び指導を与えることができる者であること。
- ・ 取締役を務めることに法的抵触がない独立性を有する者であり、特定の支持者から独立し、株主全員を代表することができる者であること。
- ・ 正しい経営判断を行う能力を有する者であること。
- ・ 技能、地域的経験及び業界経験、経歴、人種、民族性、性別その他の固有の特性の違いを反映した多様性のある者であること。

取締役候補者の構成

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、効果的な監督のために取締役会の構成及び刷新が重要であることを理解しており、多様性のある取締役会を維持するよう努めている。かかる多様性は、技能、地域的経験及び業界経験、経歴、人種、民族性、性別その他の固有の特性の違いを反映するものとする。取締役会は、2009年から2015年までの期間に、毎年新しい取締役を迎えている。本年においては、取締役会の刷新、多様性の実現及び医学又は生物科学の分野において広く認識されている先導者である取締役を探し出すという取締役会の約束を遵守するため、指名・コーポレート・ガバナンス委員会によりジェニファー・A・ダウドナ氏の指名が推薦された(「4. 役員の状況—(1)取締役」を参照のこと。)。取締役会は、取締役会を刷新し、高い技能を有する女性及びマイノリティーの候補者並びに多様な経歴、技能及び経験を有する候補者を探し出すよう尽力し続けている。以下は、当社の取締役候補者の構成に関する概要である。



取締役会のリーダーシップの構造

- ・取締役会会長兼最高経営責任者：アレックス・ゴルスキー
- ・独立主席取締役：アン・M・ムルカイ
- ・両役職とも独立取締役によって年1回指名され、指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって年1回精査される。
- ・5つの主要な取締役会委員会は全て、独立取締役によって構成される。
- ・独立取締役は、2017年度中の8回の実行取締役会の各定例会議において非公開会議を開催した。

当社の取締役は、あらゆる考えられる取締役会のリーダーシップの構造には長所及び短所があり、特定の状況、文化及び会社が抱える課題に照らして検討しなければならないが、かかる検討は、多様な見解及び経験を有する会社の取締役会の肩に直接かかっていると考えている。上記「4. 役員の状況—(1)取締役」に記載される通り、当社の取締役は、様々な組織を出身母体としており、幅広いリーダーシップ及び経営の構造への直接的な経験を有する。さらに、当社の独立取締役は、経営陣に対し適切に異議を申し立て、今日の取締役に期待される自由な発想を実現している。このような構成を考慮すると、当社の取締役会は、「我が信条」(議決権行使参考書類の裏表紙裏に記載される。)に規定される通り、株主の視点を考慮して様々な種類の取締役会のリーダーシップの構造の賛否を評価し、最終的に当社の利害関係者の利益に最もかなうものを採択する非常に強い立場にある。

当社の取締役会は、ゴルスキー氏が当社の取締役会の会長を務めることが引き続き当社にとって最大の利益になると考えている。当社の最高経営責任者であるゴルスキー氏に会長を務めさせることにより、効果的な経営にとって不可欠である明確かつ明白な権限が与えられる。さらに、ゴルスキー氏が他の取締役と比べ当社の事業により緊密であること、またゴルスキー氏が20年以上にわたり当社のファミリー企業での運営及びリーダーシップの経験を有しているという利点があることを考慮すると、ゴルスキー氏は、効果的なリーダーシップを発揮するために最良の立場にいる。ゴルスキー氏は、その経歴における経験により卓越した業界知識を有しており、取締役会は、かかる知識はヘルスケア等の高度に規制された業界において運営を行っている会社の取締役会会長にとって不可欠であると考えている。

当社の取締役会は、ムルカイ氏が当社の取締役会の主席取締役を務めることが引き続き当社にとって最大の利益になると考えている。主席取締役としての役割には、独立取締役会会長とほぼ同様の、取締役会の運営及び意志決定に関する全ての重要な側面に影響を与える、以下に定める幅広い責任が含まれる。

主席取締役は、取締役会に強力かつ独立したリーダーシップを付与し、取締役会会長と頻繁に連絡を取る。

2017年度を通じて、取締役会会長及び主席取締役は、協働して以下を行った。

- ・取締役会議及び委員会会議の議題の作成
- ・これまでの会議における達成事項及びこれまでの会議から得た機会の評価
- ・取締役会の刷新及び後継者計画等の多岐にわたる取締役会のガバナンス課題への対処
- ・大株主及び議決権行使助言会社との面談
- ・主要な企業取引、資本配分及び人材管理への取組み
- ・「我が信条」の価値観と合致する取締役会 / 経営陣関係の効果的機能の確保

当社の取締役会は、そのリーダーシップの構造が当社にとって依然として適切であることを確保するために、指名・コーポレート・ガバナンス委員会を通じて、真剣かつ偏見のない態度で、かかる構造の定期的な再検討を続ける。

2018年2月において、当社の取締役会は、取締役会のリーダーシップ構造（会長及び最高経営責任者の役割を統合すべきか又は分離すべきかを含む。）に関して、年に1度及びその他の適切な時期に当社の指名・コーポレート・ガバナンス委員会により行われる審査において検討された内容を反映するために、当社のコーポレート・ガバナンスの原則を改訂した。コーポレート・ガバナンスの原則は、www.investor.jnj.com/gov.cfmで閲覧することができる。

当社の取締役会は、市場における観測、コーポレート・ガバナンス界における見解の発展、そしてとりわけ何が当社及び当社の利害関係者の最善の利益になると取締役会が考えるかを考慮し、本件の検討を継続する。

独立主席取締役の義務及び職責

取締役会の議題、情報及び日程	・取締役会に送られた情報を承認し、経営陣からの情報の流れの適時性を判断する。 ・経営陣からの情報の流れの質及び量に関する定期的なフィードバックを行う。 ・各取締役会議の議題の設定に参加し、最終的にかかる議題を承認する。 ・会議の日程を承認し、全ての議題を議論するのに十分な時間があるよう確保する。 ・会長兼最高経営責任者と共に、取締役会議の出席者(経営陣及び外部顧問を含む。)を決定する。
委員会の議題及び日程	・委員会の会議の日程を前もって精査する。 ・委員会議長から取締役全員への情報の流れを監視する。
取締役会の非公開会議	・独立取締役の会議及び非公開会議を招集する権限を有する。 ・会長兼最高経営責任者が出席していない全ての取締役会議(独立取締役の非公開会議を含む。)の議長を務める。
経営陣とのコミュニケーション	・独立取締役の各非公開会議の後に、会長兼最高経営責任者と連絡を取ってフィードバックを行い、独立取締役の決定及び勧告を達成させるようにする。 ・定期的に、また、特別の事情が存在するか、又は通常の過程外のコミュニケーションが必要となった場合に、独立取締役と会長兼最高経営責任者の間の連絡役として行為する。
利害関係者とのコミュニケーション	・必要に応じて、会長兼最高経営責任者と協議した後、主要株主又はその他の外部関係者と会う。 ・株主からの問い合わせを定期的に通知され、かかる問い合わせに対応するやりとりに関与する。 ・取締役会に対する株主及び従業員のコミュニケーションの取扱いに関する取締役会の指針に基づき、取締役会又は各取締役宛でのコミュニケーションで、経営陣の違法行為を申し立てるか、又は会社の方針若しくは慣行に関して法的、倫理的若しくは法令遵守に係る懸念を提起するものについて、速やかに通知される。
会長兼最高経営責任者の業績の評価	・必要に応じて会長としての業績と最高経営責任者としての業績を区別して、会長兼最高経営責任者の年次業績評価を指揮する。
取締役会の業績の評価	・取締役会の年次業績評価を指揮する。
新しい取締役の採用	・必要に応じて取締役候補者を面接する。
最高経営責任者の継承	・最高経営責任者の継承計画プロセスを指揮する。
危機管理	・必要に応じて危機管理の監督においてさらなる役割を果たす。
他社の取締役会の指導者の地位の制限	・指名・コーポレート・ガバナンス委員会からの提案を受けて取締役全員が承認した場合に、他の株式公開会社において、会長、主席取締役若しくは統括取締役若しくは類似の役職又は最高経営責任者若しくは類似の役職のみを務めることができる。

取締役の独立性

当社の最高経営責任者を除く全ての取締役は独立している。

ニューヨーク証券取引所により法的に定められている又は義務付けられている通り、かつ、独立取締役を務めることに法的抵触がないことを条件に、当社取締役のうち少なくとも3分の2の取締役が「独立」取締役であることが当社の目標である。取締役会は、新しい取締役の候補者と同様に、2017年度中に在職した全ての非従業員取締役(ベックリー氏、I・E・L・デービス氏、D・S・デービス氏、ダウドナ氏、マクレラン氏、ムルカイ氏、ペレス氏、プリンス氏、ワシントン氏及びウィリアムズ氏を含む。)が、ニューヨーク証券取引所の上場基準及び当社の独立性に関する基準に基づき「独立」していると判断している。取締役会がかかる判断を行う際の補助のため、取締役会は、当社のコーポレート・ガバナンスの原則の一部として、独立性に関する基準を採択しており、かかる基準は、www.investor.jnj.com/gov.cfmで閲覧することができる。かかる基準は、ニューヨーク証券取引所の独立性基準に適合し、又はニューヨーク証券取引所の独立性基準よりも厳格であり、とりわけ、取締役の利害関係から独立して判断を下す能力を妨げる可能性がある重大なビジネス上の関係、慈善関係及びその他の関係を特定している。

非従業員取締役及び取締役候補者は、それぞれの業種、分野及びコミュニティにおいて非常に洗練された個人として、多数の会社、教育機関、病院及び慈善団体、並びに市民組織及び専門職協会に所属しており、これらの多くは、当社とビジネス上の関係、慈善関係又はその他の関係を有している。取締役会は、当社の独立性に関する基準に照らしてかかる関係のそれぞれを検討し、かかる関係はいずれも、当社の利益に相反せず、当該非従業員取締役若しくは新しい取締役の候補者の独立性又は判断を害することはないと判断した。

以下の表は、この判断を下す際に検討された関係を示している。以下の表で要約されている取引及び関係の性質、並びに各取締役のそれぞれの組織における役割によって、いずれかの非従業員取締役又は新しい取締役の候補者が、2017年度に当社と直接のビジネス上の関係を有することはなく、また、かかる取引又は関係又はいずれからも直接に個人利得を受け取ることはなかった。

下記の種類の全ての取引及び関係は、当社又はそのいずれかの子会社によって、通常の業務の過程において、競争的な条件で、締結され、支払がなされ、支払が受領された。2015年度、2016年度及び2017年度において、各組織との当社の取引又は各組織に対する当社の任意慈善寄付(当社のマッチング・ギフト制度に基づいてなされた贈与は除く。)は、1百万米ドル又は当該組織の連結粗利益の1%のいずれか大きい方を上回らなかったため、当社の独立性に関する基準の範囲を超えなかった。

取締役の独立性 - 取引及び関係

取締役	組織	組織の種類	組織との関係	取引又は関係の種類	2017年度の 総規模
M・C・ベックリー	ハンツマン癌機構	ヘルスケア機関	執行役員	ヘルスケア製品の販売	1 %未満、 1 百万米ドル未 満
M・C・ベックリー	ユタ大学	教育機関	従業員	研究者への支払、ヘルス ケア製品の販売及び助成 金	1 %未満
J・A・ダウドナ	カリフォルニア 大学バークレー 校	教育機関	従業員	研究関係の支払金、資金 支援及び助成金	1 %未満、1 百 万米ドル未満
M・B・マクレラン	デューク大学	教育機関	従業員	ヘルスケア製品及びサー ビスの販売、研究関係の 支払金並びに助成金	1 %未満
M・B・マクレラン	リサーチ！アメ リカ (Research! America)	公教育及びアド ボカシー団体	理事	年間報酬、資金支援及び 寄付	1 百万米ドル未 満
A・M・ムルカイ	セーブ・ザ・チ ルドレン	非営利団体	理事	寄付	1 %未満
W・D・ペレス	コーネル大学	教育機関	理事	助成金及び奨励金	1 %未満、 1 百万米ドル未 満
W・D・ペレス	ノースウェスタ ンメモリアル病 院	ヘルスケア機関	理事	研究助成金	1 %未満、 1 百万米ドル未 満
A・E・ワシントン	デューク大学	教育機関	従業員	ヘルスケア製品及びサー ビスの販売、研究関係の 支払金、助成金並びに授 業料の返還	1 %未満
A・E・ワシントン	デューク大学ヘル ス・システム	ヘルスケア機関	役員	ヘルスケア製品及びサー ビスの販売並びに割戻し	1 %未満
R・A・ウィリアム ズ	クリーブランド・クリニッ ク・ファウン デーション	非営利団体	理事	助成金、資金支援及び研 究貢献	1 %未満、 1 百万米ドル未 満
R・A・ウィリアム ズ	全米産業審議会	非営利団体	理事	資金支援	1 %未満、 1 百万米ドル未 満
R・A・ウィリアム ズ	MITコーポレー ション / マサ チューセッツ工 科大学	教育機関	理事	資金支援	1 %未満、 1 百万米ドル未 満
R・A・ウィリアム ズ	ナショナル・ア カデミー財団	非営利団体	理事	寄付及び助成金	1 %未満、 1 百万米ドル未 満

(注記)25,000米ドル未満の取引又は関係は上記に記載されていない。

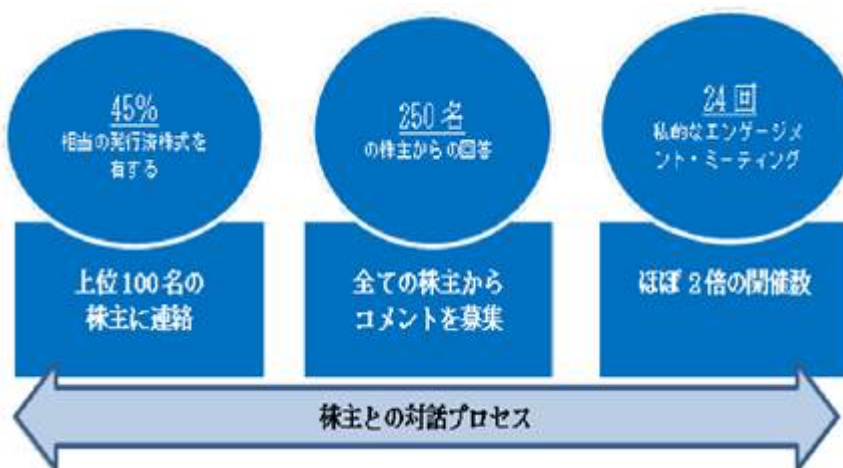
取締役が所属している組織に係る潜在的な取引又は関係に関して取締役会において検討が行われる場合には、当該取締役は、審議及び意思決定に関与しないよう求められる。また、以下に記載する当社の関連当事者との取引方針に基づく関連当事者との潜在的な取引の検討及び承認を除き、いずれの非従業員取締役も、組織への助成又は組織との研究契約を精査、承認又は拒否する権限を有していない。

株主とのエンゲージメント

当社は、懸念に耳を傾け、質問し、かつ、情報及び視点を共有するために、年間を通して当社の株主と関わりを持っている。

2017年において、当社のエンゲージメントは以下のいくつかの形式をとった。

- ・株主総会シーズンにおいて、当社は、当社の発行済株式の約45%に相当する株式を保有する上位100名の株主と連絡を図り、当社の2017年議決権行使参考書類において提起された課題に関する対話及びフィードバックを求めた。
- ・当社の全ての株主からコメントを得られるよう、議決権行使書面にコメント記入欄を設けた。250名以上の株主からコメントを得られたことを喜ばしく感じている。これにより、年間を通じていつでも当社の取締役会に連絡できるよう当社が提供する手段—及び議決権行使参考書類の概要—が補強された。
- ・当社の主席取締役の指示により、当社と株主及び主要な議決権行使助言会社との間で開催された個別の、私的なエンゲージメント・ミーティングの回数は、13回から24回へと大幅に増加した。



当社は、当社の会長及び主席取締役の両者が多数の主要なエンゲージメント・ミーティングに出席したことを特に喜ばしく感じている—両者の出席は、珍しいことであると当社は理解している。これらのミーティングにより、当社の株主が当社のリーダーシップと共に、コミュニケーションの頻度、取締役会議及び委員会会議の議題の作成における協働の方法、これまでの取締役会議及び委員会会議の内容及び当該会議から生じた提案の評価方法、取締役会の刷新及び後継者計画等の多岐にわたる取締役会のガバナンス課題への対処法並びに主要な企業取引、資本配分及び人材管理への対処法を協議するだけでなく、実際に目にすることが可能となった。

これらのミーティングにより、当社の株主は「我が信条」への私的な取組みを共有することが可能となった。
当社の2017年のエンゲージメント・ミーティング及びその他のガバナンスに関する意見交換は、重要なコーポレート・ガバナンス、環境的・社会的スチュワードシップ、報酬、公共政策及び業績に関する課題を広範囲にわたり網羅した。これらには、以下の事項を含む。

株主とのエンゲージメントのトピック

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・取締役会の技能及び技能指標・取締役会の構成及び多様性・取締役会の規模・取締役の在任期間・取締役の兼務・取締役会の株式保有要件・会長及びCEOの役割の分離・取締役会によるリスクの監督・取締役会の評価プロセス、評価結果及び刷新・オピオイドの販売活動 | <ul style="list-style-type: none">・取締役会・株主間のエンゲージメント・役員報酬及び報酬指標・株主提案のプロセス・サイバーセキュリティ・環境、サステナビリティ及びガバナンスに関する報告・重要性及び透明性・税金に関する方針・薬価の設定の透明性・薬価の設定及びアクセス |
|--|---|

当社は、これらの多くの協議内容を当社の取締役会全体及び主要な委員会に共有した。これらの株主との対話及びこれに続く取締役会における協議の結果、2017年において、当社の取締役会及び委員会は数々の措置を講じた（以下にその概要を記載する。 ）。

株主からのフィードバック

講じた措置

貴社の取締役会においては、引き続きより高い多様性を追求すべきである。

新しい取締役候補者であるジェニファー・A・ダウドナ氏を迎え入れることにより、取締役会の多様性を強化した。ダウドナ氏の科学分野における精通した経歴、豊富な学術経験及び科学倫理への絶え間ない関心は、当社の取締役会にグローバルな、倫理的な及び科学的な視点並びに多様性をもたらすだろう。

昨年の議決権行使参考書類における貴社の取締役会の技能及び多様性の指標は良好であったが、透明性をより高めることで、これらを一層良好な状態にすることはできないか。

取締役の特性、特質、技能及び経験を記載した個別のより詳細なグラフ（性別毎及び人種的多様性別に記載したグラフを含む。 ）を追加することにより、議決権行使参考書類における取締役候補者の構成及び技能に関する開示の度合いを高めた。

貴社は、会長及びCEOが兼務されている現在の取締役会の構造が貴社にとって最適に機能する理由について論じていたが、全体の状況に照らし、また、全体をベースとして考えた場合に、かかる課題を検討するために実際に適切な時間が割かれているのか否かを我々はどうすれば知ることができるのか。

当社は、当社の取締役会のリーダーシップ構造（会長及び最高経営責任者の役割を統合すべきか又は分離すべきを含む。 ）に関して、年に1度及びその他の適切な時期に当社の指名・コーポレート・ガバナンス委員会により行われる審査において検討された内容を反映するために、当社のコーポレート・ガバナンスの原則を改訂した。
www.investor.jnj.com/gov.cfmを参照のこと。

株主との対話において、当社のリーダーシップ構造について
主席取締役と会長の役割には、互いにどの て広範にわたって協議し、当社においてかかる 2 つの役割
ような相違点があるのか。また、これらは がどのように連携するかに関する透明性をより一層高める
併せてどのように作用するのか。 ことができるよう、開示の度合いを高めた。「取締役会の
リーダーシップ構造」を参照のこと。

取締役会の評価プロセス及び当社の取締役会の評価プロセス
貴社の取締役会の評価プロセスは、どのよ 全ての株主に対して、取締役会及び委員会の評価プロセス
うに機能しているのか。 及び評価結果に関する透明性を提供するために、議決権行
使参考書類において開示項目を追加した。「取締役会議及
び評価プロセス」を参照のこと。

2017年の初めにおいて、ジョンソン・エンド・ジョンソン
のヤンセン・ファーマスーティカル・カンパニーズ
(Janssen Pharmaceutical Companies) は、発見から医薬
品の商品化に至るまでの全ての事項を網羅し、薬価及びそ
の他の事業慣行に関する情報を記載した革新的な「2016年
度の米国における透明性に関する報告書」を公開した。
ヤンセンは、2018年3月に追跡調査報告
(Janssen.com/2017USTransparencyReportにおいて閲覧可
能)を公開している。

2016年9月において、当社は、持続可能かつ大規模に実現
可能な影響力を創出するために当社が独自の地位を有する
5つの主要分野(世界的な疾患の問題、必要不可欠な手
術、女性と子供の健康、保健医療及び環境保全)に焦点を
絞った包括的な国連の持続可能な開発目標(UN SDG)に関
するコミットメントを公表した。当社はまた、企業市民及
び持続可能性に関するコミットメントを記載した全人類の
健康に関するレポートの内容の改善及び拡充に努めた。全
人類の健康に関するレポート
(<http://healthforhumanityreport.jnj.com/downloads> に
おいて閲覧可能)を参照のこと。

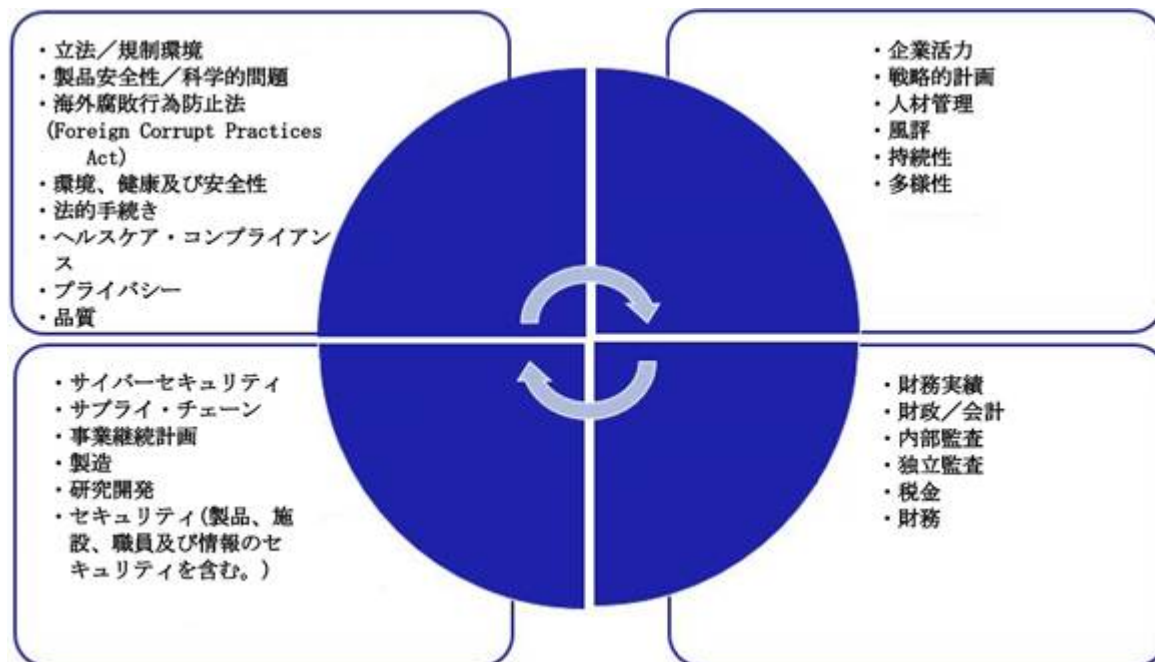
企業市民及びサステナビリティに関する貴
社の取組みを教えてください。

リスク管理

リスク管理に関する取締役会の監督

取締役会は、経営陣が当社の直面している様々なリスクを評価及び管理する過程を監督することは、取締役会が当社の利害関係者に対して負っている責任の中で最も重要なものの1つであると考えている。当社の企業リスク管理の枠組みは、当社の取締役会、経営陣及びその他の職員が、全社における戦略的な、計画上及び運営上の決定に対する継続的かつ厳格なリスク管理手法を適用する共同作業を反映したものである。かかるリスク管理手法は、会社リスクを引き起こす可能性のある潜在的な事象を特定するよう策定されている。ビジネスリーダーは、取締役会の監督の下に、これらのリスクを分析するため及び当該リスク要因を解消し、又は当該リスク要因の影響を緩和するための適切なアプローチを開発するために、該当するリスクマネジメントの役割を担うリーダーと協働する。品質及びヘルスケア・コンプライアンスといったリスク要因の中には、事業の最優先事項の最上位及び「我が信条」の価値の中核に位置するものもあり、当社は、適法な事業慣行及び高品質な製品を確保するために、強固な社内コンプライアンスプログラム並びに厳格かつ独立した品質及び安全審査プロセスを策定した。

取締役会は、リスク管理の監督は取締役会の責務の必須要素であると考えており、取締役会は、当社に関連するリスク要因について協議するために、ビジネスリーダー及びリスク管理の役割を担うリーダーと定期的に会合する。かかる会議の主題は、通常、以下の区分及びリスク分野にグループ分けすることができる。



また、取締役会は、当社の独立監査人の上級代表者から、当社のリスク管理の特定の要素に関する定期的な報告を受ける。さらに、監査委員会は、各定例会議の終わりに、最高財務責任者、ジェネラル・カウンセル、内部監査担当ヴァイス・プレジデント及び当社の独立監査人の代表者とリスク管理に関する課題の検討を行うための非公開会議を開催する。規制・コンプライアンス・政府業務委員会も、ジェネラル・カウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、最高品質責任者及び内部監査担当ヴァイス・プレジデントと非公開会議を開催し、かかる会議ではリスク管理に関する検討が行われる。

役員の報酬に関連するリスク

以下の当社の役員報酬プログラムの特徴は、過度なリスクを伴う経営上の意思決定(長期的な価値を犠牲にして短期的な業績を最大にし得るもの)を当社の執行役員(単独で行うのか、それとも複数名で共同で行うのかを問わない。)が行う可能性を減らすことを狙いとしている。

特徴	説明
バランスの取れた、業績に基づく報奨の方法	業績目標は、複数の財務指標（営業売上高の成長、フリー・キャッシュ・フロー、調整後1株当たり営業利益の成長及び長期的な総株主利益を含む。）に関係している。 業績に基づく報奨は、財務指標に加え、戦略的目標及び指導力目標の達成度に基づき決定されている。 「基本給与、年次業績賞与及び長期インセンティブ」を参照のこと。
業績期間及び権利確定スケジュール	長期インセンティブに関する業績期間及び権利確定スケジュールは、重複しているため、いずれかの1期間のみの業績を最大限に伸ばそうとする動機を抑制する。 業績連動株式ユニット、制限付株式ユニット及びストック・オプションは付与日から3年後に権利確定する。「長期インセンティブ」を参照のこと。
バランスの取れた報酬の構成要素	対象の報酬の構成は、年次インセンティブ報奨に過度に偏っておらず、現金及び3年にわたって権利確定する長期の株式に基づく報酬のバランスが取れている。「2017年における対象の報酬の構成」を参照のこと。
インセンティブ報奨の上限	年次業績賞与及び長期インセンティブ報奨は、上限が対象額の200%に定められている。「報酬と達成内容及び達成手段との連動」を参照のこと。
株式保有ガイドライン	当該ガイドラインでは、当社の最高経営責任者は給与の6倍相当、また、当社の執行委員会（主たる経営グループ）のその他の委員は給与の3倍相当の当社株式を直接又は間接的に保有し、執行委員会委員を務めている間は常にこの水準を維持することが要求されている。「指定執行役員の株式保有ガイドライン」を参照のこと。
役員報酬の取戻方針	当該方針は、当社の財務実績の重要な修正が行われた場合、及び当社の製品の製造、販売又はマーケティングに関する会社の方針の重大な違反を含む事象について、執行役員の過去の報酬を返還させる権限を当社取締役会に付与する。「役員報酬の取戻方針」を参照のこと。
支配権の変更に関する取決めがないこと	当社のいずれの執行役員も保証された給付が得られるような支配権の変更に関する取決めを結んでいない。「退職時の潜在的支払」を参照のこと。

追加のガバナンス機能

プロキシアクセス

2015年において、当社は、当社の長期にわたる株主へのアウトリーチ・プログラムの一環として、プロキシアクセス及び当社の株主がジョンソン・エンド・ジョンソンにとって適切であると考えるようなプロキシアクセス規定の条件について当社の多数の株主と協議を行った。これらの協議の中で提供されたフィードバックを勘案し、市場慣行の発展を考慮した結果、当社は、以下の主な条件でプロキシアクセスを導入するため、2016年1月に当社の付属定款を修正した。

保有基準： 当社の発行済普通株式の3%。

保有期間： 連続する3年間。

候補者の人数： 当社の取締役会の最大20%。候補者の最低人数は、取締役会の規模が10名未満である場合の最大2名。

指名団体の規模： 3%の保有基準に達するため、最大20名の株主が結集することができる。

かかるプロキシアクセスの枠組みは、当社の規模及び株主層の観点から意義のあるプロキシアクセス権を付与する一方で、濫用のリスクを軽減し、当社の株主全員の利益を保護する綿密に設計され、かつ、バランスの取れたプロキシアクセスへのアプローチを反映したものであると当社は考えている。当社の付属定款のプロキシアクセスに関する手続きに従い、当社の議決権行使参考書類に記載するために取締役を指名することを希望する株主は、議決権行使参考書類の「一般情報—通知及びアクセス」を参照のこと。

取締役の無競争選挙における多数決

当社の付属定款では、無競争選挙(候補者の数が選任される取締役の数を上回らない選挙)において、取締役候補者が、当社取締役として選任されるためには、投じられた議決権の過半数の賛成票を獲得することが要求されている。取締役の競争選挙(取締役の候補者の数が選任される取締役の数を上回る選挙)は、ニュージャージー州法に基づく過半数基準に準拠するものとする。

取締役会は、無競争選挙における現職の取締役の辞任方針を採択している。具体的には、現職の取締役が無競争選挙において選任への「賛成」票より「反対」票をより多く獲得する場合、かかる取締役は、株主投票の認証の後に自らの辞任を速やかに申し出なければならない。指名・コーポレート・ガバナンス委員会及び取締役会は、当該方針に従い、かかる辞任の申出に関して検討し、適切な措置を講じる。

当社の付属定款及びコーポレート・ガバナンスの原則(無競争選挙における現職の取締役の辞任方針を含む。)は、www.investor.jnj.com/gov.cfmにおいて閲覧することができる。

取締役の兼務に関する方針

当社のコーポレート・ガバナンスの原則では、当社又はその他の会社において最高経営責任者(又は類似の役職)を務める取締役は、2社を超える株式公開会社の取締役を務めることはできず(ジョンソン・エンド・ジョンソンの取締役会及び当該取締役自身の取締役会を含む。)、また、その他の取締役は、5社を超える株式公開会社の取締役を務めることはできない(ジョンソン・エンド・ジョンソンの取締役会を含む。)旨を記載している。現在、当社の全取締役は当該方針を遵守している。指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、株式非公開の企業の取締役の就任状況も監督している。

政治支出の監督及び開示

ジョンソン・エンド・ジョンソンは、ヘルスケア業界の先導者として、ヘルスケア分野の堅実な公共政策の発展を支援することに取り組んでいる。当社は、患者、消費者及び当社に影響を与える健康その他の問題に関する様々な政策課題について、様々な政治的立場にある多数の組織と協力している。当社は、当社の複数の機関投資家と建設的な取組みを行った結果、企業の政治支出及び活動の開示に早期に動くこととなり、この問題について当社の株主と対話を続けながら長年にわたり当該開示を拡大している。当社の政治活動及び支出に関する開示(かかる活動及び支出に適用される方針及び手続きを含む。)並びに取締役会の監督機能は、半年毎に更新され、www.investor.jnj.com/gov/contributions.cfmで閲覧することができる。

本件に関する株主の関心に応えるため、当社のウェブサイトにおいて、以下の事項を開示した。

- ・当社が50,000米ドル以上の年会費を支払った米国事業者団体に対する費用帯別(ドル)の事業者団体会費(連邦政府に対するロビー活動に利用される会費の割合を含む。)の内訳。
- ・ある問題について連携が取れない場合に、当社が構成員である事業者団体に影響を及ぼすために当社が採るアプローチ及び処置の説明。
- ・前年度の連邦政府に対するロビー活動の年間支出総額。
- ・様々な州の倫理監督機関のロビー活動規則に従って開示される金額に基づいた、前年度の州政府に対するロビー活動の年間支出総額。
- ・当社の政治活動委員会(Johnson & Johnson Political Action Committee)による連邦選挙運動につき提出された最新の財務報告書への直接リンク。
- ・当社の連邦政府に対するロビー活動につき提出された最新の四半期開示報告書への直接リンク。

当社の取締役会は、透明性に加え、政治活動及び支出の監督が重要であると考えている。当社の規制・コンプライアンス・政府業務委員会は、当社の政治献金並びにロビイング方針、慣行及び活動の年次報告を受けている。また、当社の政治活動委員会及び米国法人による政治支出は、当社の内部監査人により2年毎に監査されている。

取締役会委員会

取締役会には、常設の監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学・技術・サステナビリティ委員会があり、これらは、それぞれ、ニューヨーク証券取引所の上場基準及び当社の独立性に関する基準に基づき「独立」としていると判断された非従業員取締役のみで構成されている。取締役会が採択した当該委員会の憲章に基づき、当該各委員会は、外部のアドバイザー、コンサルタント及び顧問を雇い、これらに相談するために適切な資金を拠出する権限を有しており、かかる拠出を保証されている。また、取締役会には、取締役会会長及び主席取締役によって構成される常設の財務委員会があり、これは各取締役会議の間に取締役会の権限を行使する。

取締役会委員会の交替

2016年に、取締役会は、各取締役会委員会の委員(3つの委員会の議長を含む。)を交替することを決定した。取締役会は、当社の主要な5つの委員会の構成を変更し、各委員会に1名以上の新しい委員を置き、3つの委員会(報酬委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び化学・技術・サステナビリティ委員会)に新しい議長を置いた。財務委員会以外の各委員会は、引き続き独立取締役のみで構成される。

取締役会委員会の構成状況

以下の表は、常設の各取締役会委員会の現在の委員及び議長、並びに2017年度に開催された各委員会の会議の数を示している。

取締役			監査 委員会	報酬 委員会	指名・ コーポレート・ ガバナンス 委員会	規制・ コンプ ライアンス・ 政府業務 委員会	科学・ 技術・ サステナビリティ 委員会	財務 委員会
メアリー・C・ベックリー	I					a	C	
D・スコット・デービス (注1)	I		C	a				
イアン・E・L・デービス	I		a			a		
アレックス・ゴルスキー		CH						C
マーク・B・マクレラン	I					a	a	
アン・M・ムルカイ	I	LD	a		a			a
ウィリアム・D・ベレス	I		a		C			
チャールズ・プリンス	I				a	C		
A・ユージン・ワシントン	I			a			a	
ロナルド・A・ウィリアムズ	I			C	a			
2017年度に開催された会議の数			9(注2) (注3)	7	4	5(注3)	5	—

取締役会会長：CH 主席取締役：LD 独立取締役：I 議長：C 委員：a

(注1) 「監査委員会財務専門家」として指名された。

(注2) 各四半期の決算発表の前に開催された電話会議(合計4回)は含まない。

(注3) 監査委員会及び規制・コンプライアンス・政府業務委員会の年次合同会議を含む。

取締役会委員会の責務

監査委員会

- 当社の財務管理並びに会計報告及び財務報告のプロセス及び慣行の監督を行う。
- 独立監査人を任命し、雇い、その報酬を支払い、またこれを評価する。
- 当社の内部監査組織の監督を行い、その年次計画及び監査結果を精査する。
- 当社の内部監査統制及び手続きの質及び有効性を監督する。
- 当社の財務報告に係る法令遵守及び慣行、並びにその開示の管理及び手続きを精査及び監視する。
- リスクに対する当社のエクスポージャーの評価及び管理に用いられるプロセスについて経営陣と協議し、税金、財務、情報技術及びサイバーセキュリティに関するリスクを監視する。

これらの役割を履行する際に、監査委員会は、独立監査人、経営陣及び内部監査人と定期的に会談(非公開会議を含む。)して、これらの者の作業を精査し、これらの者がそれぞれの責任を適切に果たしていることを確認する。2017年の監査委員会の活動に関するさらなる情報については、議決権行使参考書類の監査委員会報告を参照のこと。

監査委員会の憲章は、www.investor.jnj.com/gov/committee.cfmで閲覧することができる。

取締役会は、監査委員会議長及び独立取締役であるD・S・デービス氏が米国証券取引委員会(SEC)の規則に基づく「監査委員会財務専門家」としての指名要件を満たしていると決定した後、同氏を監査委員会財務専門家として指名した。かかる判断は、同氏が公認会計士であること、及びユナイテッド・パーセル・サービス・インクの最高財務責任者としての同氏の経験に基づいてなされた。

財政上の不正又は内部会計統制若しくはその他の会計若しくは監査に関する事項についての苦情を報告するために監査委員会に連絡を取ることを希望する従業員又はその他の者は、当社の主たる事務所の住所(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, NJ 08933)宛てに監査委員会まで書面を送付するか、www.investor.jnj.com/communication.cfmにおいてオンラインの提出用紙を使用することにより、かかる報告を行うことができる。かかる報告は、匿名で行うことができる。

報酬委員会

- 当社の幹部の報酬に関する指針及び方針を策定する。
- 当社の最高経営責任者の報酬を精査し、当該報酬について取締役会の独立取締役による承認のため提言を行い、当社のその他の執行役員に関する報酬を承認する。
- 幹部の報酬の比較に使用される同業他社の構成を設定する。
- 当社の従業員を対象とする様々な年金制度、長期インセンティブ制度、貯蓄制度、保健制度及び福祉制度の計画及び運営を監督する。
- 当社の非従業員取締役に関する報酬を精査し、当該報酬について取締役全員による承認のため提言を行う。
- ゴルスキー氏(会長兼最高経営責任者)、ドミニク・J・カルーソー氏(エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者)及びピーター・M・ファソロ氏(エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高人事責任者)で構成される非取締役会委員会である経営陣報酬委員会(報酬委員会からの委任に基づき、経営陣の報酬を決定し、当社の執行役員以外の従業員に関する臨時手当及びその他の報酬の方針を設定する。)の報酬指針及び方針を監督する。

報酬委員会の憲章は、www.investor.jnj.com/gov/committee.cfmで閲覧することができる。

報酬委員会は、執行役員及び非従業員取締役の報酬に関する事項について、フレデリック・W・クック・アンド・コー・インク(Frederic W. Cook & Co., Inc.)を独立の報酬コンサルタントとして雇用している。幹部の報酬の決定プロセスにおける報酬委員会の役割に関する詳解及びコンサルタントの任務の性質及び範囲の説明については、議決権行使参考書類の「役員報酬の管理」を参照のこと。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会

- コーポレート・ガバナンスに関する事項を監督する(取締役会の方針及び実務の評価を含む。)。
- 取締役会及び取締役会委員会の業績評価に関する方法を監督する。
- 当社の幹部後継者育成計画を精査する。
- 利益相反の可能性の問題を検討する。
- 議決権行使参考書類に記載される通り、取締役候補者を精査し、取締役候補者の承認を取締役に提言する。
- 取締役に対するオリエンテーション及び取締役に対する継続的なオリエンテーション・プログラムを精査及び提言する。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会の憲章は、www.investor.jnj.com/gov/committee.cfmで閲覧することができる。

規制・コンプライアンス・政府業務委員会

- 法的要件及び規制要件に関する当社の主要な法令遵守プログラム及びシステムを監督する。
- 継続中の企業倫理協定又はその他当社と政府機関との類似の重要な約束の遵守を監督する。
- 当社の法令遵守及び品質プログラムの構築、実施及び有効性を精査する。
- 当社の業務行動規範並びに取締役及び執行役員のための業務行動倫理規範を監督する。
- 当社の政府業務に関する方針及び優先度を精査する。
- 当社の政治支出及びロビー活動に関する方針、慣習及び優先度を精査する。

規制・コンプライアンス・政府業務委員会の憲章は、www.investor.jnj.com/gov/committee.cfmで閲覧することができる。また、2017暦年の規制・コンプライアンス・政府業務委員会の報告書については、www.investor.jnj.com/gov.cfmを参照のこと。

科学・技術・サステナビリティ委員会

- 当社の研究開発体制の総合的な戦略、方向性及び有効性を監視及び精査する。
- 製品安全性に関する事項の科学的かつ技術的な側面に関して情報源となり、また必要に応じて情報・意見を提供する。
- 環境、健康及びサステナビリティに関する当社の方針、プログラム及び慣習を精査する。
- 当社の全体的な事業戦略に影響を及ぼす可能性のある重要かつ新規の科学技術政策及び公衆衛生の問題及び傾向の特定及び理解において取締役会を補佐する。
- 新しい科学技術の取得又は開発に関連する当社の主要な買収及び事業開発活動の監督において取締役会を補佐する。

科学・技術・サステナビリティ委員会の憲章は、www.investor.jnj.com/gov/committee.cfmで閲覧することができる。

財務委員会

- 取締役会会長及び主席取締役により構成される。
- 各取締役会議の間の期間に法律により認められた取締役会の権限を行使する。
- 通常、会議の代わりに全員一致の書面による同意により、必要に応じて各取締役会議の間の期間において随時行為する。
- いかなる行為も、取締役会による特定の事前の委任に基づきなされ、又は後に取締役会により追認される。

取締役会議及び経過

取締役会議及び出席

2017年度中に、取締役会は8回の定例会議及び1回の臨時会議を開催した。

各取締役は、取締役会及び当該取締役が所属する委員会の定例及び臨時の会議(当該取締役の在任期間中に開催されたもの)の合計の少なくとも75%に出席した。

全ての取締役が定時株主総会に出席することは、当社の長年にわたる慣習である。2017年度の定時総会において取締役に選任された10名の取締役全員が当該定時総会に出席していた。

非公開会議

2017年度中に、監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学・技術・サステナビリティ委員会は、それぞれ、経営陣のメンバーの出席なしの非公開会議を開催した。独立取締役は、2017年度中の取締役会の各定例会議において非公開会議を開催し、最高経営責任者兼会長の年次評価を実施するために臨時の非公開会議を開催した。主席取締役は、かかる非公開会議の全てにおいて議長を務めた。

取締役会及び委員会の評価

当社のコーポレート・ガバナンスの原則では、取締役会及び各委員会が1年毎に自己評価を行うことが要求されている。かかる自己評価は、取締役会及び各委員会が自らの責任を遂行する際のグループとしての効果、コーポレート・ガバナンスの原則に照らし合わせて評価される実績及び改善分野についての率直な評価及び検討を円滑に行うためのものである。

取締役会の評価：主席取締役及び経営陣のメンバーの何名かは、2016年度末において、取締役会の責任、構造、手続き、環境及び取組みに関するフィードバックを集めるため、各取締役と個別に面談を行った。2017年において、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会のフィードバックを集めるためのプロセスに2つの変更を加えた。一つ目は、各取締役からの匿名の率直なフィードバックを集めるために、テクノロジーと組み合わせた形で書面による質問が行われた点である。二つ目は、主席取締役の要望により、各非従業員取締役が匿名かつ書面により主席取締役の評価を行った点である。全ての場合において、評価はその後統合され、検討の際に派生した重要度の高くない行政上の措置に関する項目についても、取締役会全体で検討された。

委員会の評価：委員会の委員は、委員会の非公開会議中において検討を円滑に行うための質問票を与えられ、自己評価が完了すると、委員会の議長は、委員会全体に当該検討及び必要な事後措置について報告する。

関連当事者との取引

方針及び手続き

当社の関連当事者との取引方針では、当社が参加者であり、かつ、いずれかの関連当事者が直接又は間接の重要な利害関係を有している(取締役若しくは理事又は他の事業体の10%未満の所有者であることのみ起因する場合を除く。)120,000米ドルを超える取引又は一連の取引について、指名・コーポレート・ガバナンス委員会により承認又は追認されることが要求されている。関連当事者には、当社の取締役及び執行役員並びにそれらの近親者及び生計を共にする者が含まれる。また、関連当事者には5%を超えて当社の発行済普通株式を支配する者も含まれる。

当社のコーポレート・ガバナンスの原則及び取締役及び執行役員のための業務行動倫理規範に基づき、当社の全ての取締役及び執行役員は、関連当事者との取引を含む潜在的な利益相反を会長又は主席取締役に報告する義務がある。また、経営陣は、関連当事者との取引方針に基づき承認又は追認の対象となり得る取引を監視するための手続きを設定している。

関連当事者との取引が確認された場合、指名・コーポレート・ガバナンス委員会(以下「委員会」という。)は、関連する全ての事実及び状況を検討し、当該取引への参加を承認又は否認する。委員会は、とりわけ、同一又は類似の状況下における関連のない第三者が一般に利用できる条件と比べて、当該取引の条件が有利なものではないかという要素及び取引における関連当事者の利害関係の範囲を考慮する。

委員会による取引の事前承認が実現可能でない場合、当該取引は、委員会の次の定例会議において追認のため審議される。取引が委員会の委員に関係する場合、当該委員は委員会の審議に参加しない。また、委員会議長(又は、取引が委員会議長に関係する場合は主席取締役)は、取引金額が100万米ドル以下の関連当事者との取引を事前承認又は追認することができる。

以下の種類の取引は、取引総額が120,000米ドルを超える場合でも委員会により事前承認又は追認されたものとみなされる。

- ・当社の取締役又は執行役員としての業務の対価として当社により支払われた報酬。
- ・関連当事者が管理職でない従業員、10%未満の株式所有者又はリミテッド・パートナーとしての関係のみを有している他の会社との取引のうち、100万米ドル又は当該会社の年間収益の2%のいずれか大きい方を上回らない取引。
- ・関連当事者が従業員である慈善団体への当社の寄付のうち、取引が500,000米ドル又は当該慈善団体の年間受領額の2%のいずれか少ない方を上回らない取引。
- ・関連当事者が株式の所有者としての利害関係のみを有し、所有者全員が比例した利益(四半期毎の定期的な配当の支払い等)を受ける取引。
- ・競争入札を伴う取引。
- ・法律又は政府機関により料金又は手数料が規制されている取引。
- ・預託銀行、株主名簿管理人、登録機関、信託証書に基づく受託者、又は類似の銀行業務を行う当事者が関係する取引。

当社の関連当事者との取引方針は、www.investor.jnj.com/gov.cfmで閲覧することができる。

2017年度における関連当事者との取引

エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高科学責任者であるパウルス・ストッフエルズ氏の義姉妹は、当社の完全子会社であるヤンセン・ファーマスーティカ・NVのシニア・マネージャーであり、2017年度において総額164,059米ドル(1ユーロ=1.778米ドルの為替レートによる。)の報酬(基本給与、年次インセンティブ賞与、2017年度に付与された長期インセンティブ報奨の価額及びその他の報酬を含む。)を得ている。また、同氏はヤンセン・ファーマスーティカ・NVの一般的な福祉及び給付制度に参加している。同氏の報酬は、同等の資格及び責任を有し、類似の地位を務める従業員に適用されるヤンセン・ファーマスーティカ・NVの雇用及び報酬慣行に従い設定されている。ストッフエルズ氏は、義姉妹の雇用に関して重要な利害関係を有しておらず、また、同氏と生計を共にしていない。

当社の取締役であるユージン・A・ワシントン氏の娘は、当社の完全子会社であるジョンソン・エンド・ジョンソン・イノベーション・エルエルシーのシニア・アナリストであり、2017年度において総額194,659米ドルの報酬(基本給与、年次インセンティブ賞与、2017年度に付与された長期インセンティブ報奨の価額及びその他の報酬を含む。)を得ている。また、同氏はジョンソン・エンド・ジョンソン・イノベーション・エルエルシーの一般的な福祉及び給付制度に参加している。同氏の報酬は、同等の資格及び責任を有し、類似の地位を務める従業員に適用されるジョンソン・エンド・ジョンソン・イノベーション・エルエルシーの雇用及び報酬慣行に従い設定されている。ワシントン氏は、娘の雇用に関して重要な利害関係を有しておらず、また、同氏と生計を共にしていない。

当社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者であるドミニク・J・カルーソー氏の2人の息子は、当社の子会社に雇用されている。一人はヤンセン・バイオテック・インク(Janssen Biotech, Inc.)のシニア・マニュファクチャリング・チーム・リーダーを務めており、2017年度において総額126,596米ドル(基本給与、年次インセンティブ賞与、2017年度に付与された長期インセンティブ報奨の価額及びその他の報酬を含む。)を得ている。もう一人は、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルスケア・システムズ・インク(Johnson & Johnson Health Care Systems Inc.)のディストリビューション・マネージャーを務めており、2017年度において総額124,563米ドル(基本給与、年次インセンティブ賞与、2017年度に付与された長期インセンティブ報奨の価額及びその他の報酬を含む。)を得ている。両者共に会社従業員向けの一般的な福祉及び給付制度に参加している。各々の会社にそれぞれ14年間及び16年間従業員として勤務しているいずれの者の報酬も、同等の資格及び責任を有し、類似の地位を務める従業員に適用される各会社の雇用及び報酬慣行に従い設定されている。カルーソー氏は、息子の雇用に関して重要な利害関係を有しておらず、また、いずれの者とも生計を共にしていない。

これらの取引は、上記の当社の関連当事者との取引方針に従い、指名・コーポレート・ガバナンス委員会により承認された。

管理及び手続き

開示管理及び手続き 本書の対象である期間の末日において、当社は、当社の開示管理及び手続きの設計及び運営の有効性を評価した。当社の開示管理及び手続きは、当社が証券取引所法の下で提出する報告書において開示しなければならない情報を証券取引委員会の規則及び様式で規定される期間内に確実に記録し、処理し、要約し、かつ、報告するように設計されたものである。開示管理及び手続きには、当社が証券取引所法の下で提出する報告書において開示しなければならない情報が当社の経営陣(所要の開示に関して時宜にかなった決定を行うのにふさわしい主要な役員及び財務責任者又は同様の職務を行う者を含む。)に確実に蓄積され伝達されるよう設計された管理及び手続きが含まれるが、これに限られない。会長兼最高経営責任者であるアレックス・ゴルスキー氏及びエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者であるドミニク・J・カルーソー氏がこの評価に関与し精査を行なった。この評価に基づき、ゴルスキー氏及びカルーソー氏は、本書の対象である期間の末日現在、当社の開示管理及び手続きは有効なものであったと判断した。

財務報告に関する内部統制についての報告書 本項目で求められる情報は、「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」を参照することによりここに組み入れられ、本報告書第8項に含まれる「独立登録会計事務所の監査報告書」に含まれる財務報告に関する内部統制に係る証明書は、米国の年次報告書に含まれる。

財務報告に関する内部統制の変更 2017年12月31日に終了した四半期中に、証券取引所法上のルール13a-15及び15d-15に基づき要求される評価に関連して確認されている当社の財務報告に関する内部統制について、当社の財務報告に関する内部統制に重大な影響を及ぼした、又は、重大な影響を及ぼすであろう変更はなかった。

当社は、人事、情報技術、調達、供給網及び財務機能に関するプロセス及びシステムを統合、簡素化及び標準化するため、複数年にわたる企業規模の計画を実行している。これらは、当社の財務共有サービス機能の発展を支え、財務システムを標準化するための改良である。かかる計画は、当社の財務報告に関する内部統制について特定された欠陥又は欠点に対処するものではない。かかる計画を受けて、当社は、財務管理態勢の設計及び運営を調整及び合理化しており、今後もこれを続けていく。

当社株式の内容

当社の基本定款には、当社が普通株式と優先株式を発行することができる旨が規定されている。当社の普通株式は、当社の普通株式の株主に提議される全ての事項について、1株当たり1個の議決権が付されている。優先株式は、当社の基本定款に規定される通り、1以上のシリーズのあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を有するものとする。当事業年度末現在において、当社の発行済株式は全て普通株式であり、当社は優先株式を発行していない。

独立登録会計事務所及び監査に関する事項

独立登録会計事務所の名称等

独立登録会計事務所の名称	業務を担当した公認会計士の氏名等	提出会社に対する継続監査年数
プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー (PricewaterhouseCoopers LLP)	ジェラルド・M・フリン	該当なし

2016年度及び2017年度中に、プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、当社及びその子会社の独立登録会計事務所として行為した(当社の連結財務書類及び財務報告に関する内部統制の総合的監査に関連する作業)だけでなく、当社及びその子会社のためにその他のサービスも提供した。

サーベンス・オクスリー法に基づき制定された規則は、独立監査人が監査依頼者に関する一定の非監査サービスを提供することを禁止している。プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、適用ある規則及び規制に従ってサービスを提供している。プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、当社及びその子会社に対して、一定の会計、付加的な監査、税務及びその他のサービス(適用ある規則及び規制の下で認められているもの)を引き続き提供する予定である。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー及びその前任者は、少なくとも1920年以降から当社の独立監査人を務めている。監査委員会は、プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを長年にわたり雇用し、同社が有する当社のグローバルな運営及び事業、会計方針及び慣習並びに内部統制に関する組織的な深い知識を利用してきたことがより質の高い監査業務及びより高い運営効率に繋がったと考えている。監査人の継続的な独立性を確保するために、監査委員会は、当社の独立登録会計事務所を定期的に交代すべきか定期的に検討している。さらに、監査委員会及びその委員長は、監査法人の主任委託パートナーの法定の5年毎の交代に関連して、プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの新しい主任委託パートナーの選任に直接関与している。

監査委員会及び取締役会のメンバーは、プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを当社の独立登録会計事務所として継続的に維持することが当社及び当社の株主にとって最良の利益をもたらすと考えている。

監査委員会は、プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの雇用に関連する監査報酬の交渉につき責任を負う。下記の表は、2016年及び2017年にプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーが監査業務及び非監査業務につき請求し又は請求する予定の報酬(及びこれらの業務に関連して発生した現金支払費用)の総額を示すものであり、監査報酬、監査関連報酬、税務報酬及びその他全ての報酬に分類されている。各分類において提供されるサービスの種類は、表以下に記載されている。

監査業務に係る補助者の構成

当社の2017年度の監査業務には約665名の公認会計士及びその他の専門家が関与した。

監査及び非監査サービスの事前承認

2003年度に監査委員会が採択した監査及び非監査サービスの事前承認に関する方針に基づき、監査委員会は、独立監査人により提供される全ての監査及び非監査サービスを事前に承認しなければならない。かかる方針は、以下に記載の通り、上記の独立監査人により提供されるサービスの事前承認に関する手続き及び条件を規定している。かかる方針は、特定のサービスに関する一般的な事前承認及びその他の全てのサービスに関する特定の事前承認の枠組みを活用している。

各年度に、監査委員会は、当該年度の監査サービス、監査関連サービス(監査人による財務書類の精査に合理的に関連する、又は従来から独立監査人により履行されてきた保証及び関連サービス)及び税務サービス(税務の法令遵守、税金に係る対策及び税務に係る助言等)に関する独立監査人の雇用及び見積報酬を事前承認するよう求められる。さらに、特定の定期的かつ継続するその他のサービス(すなわち、契約の遵守を評価する第三者の監査又は精査、リスク管理に関する精査及び評価、ヘルスケアの法令遵守の精査、並びにその他の規制事項及びシステム安全性を評価するための一定のプロジェクト)もまた、当該年度について一般的な事前承認を受けることができる。

かかる会議において承認された報酬金額は、当該年度中の監査委員会の定例会議において必要な範囲で更新される。いずれかのサービスに関する実際の報酬が事前承認された金額を5%上回る場合(為替変動の影響を除く。)には、追加の事前承認が必要である。

上記の一般的な事前承認の対象であるとみなされないその他のサービスに関して独立監査人を雇用することを当社が希望する場合には、監査委員会は、かかる特定の雇用及びその見積報酬を承認しなければならない。かかる特定の承認されたサービスに関する報酬が承認された報酬を上回る場合には、追加の事前承認が必要である。

上記の一般的な事前承認を受けていない追加のサービスに関して独立監査人を雇用することを当社が希望する場合には、かかる雇用は、事前承認を受けるため監査委員会の次回の定例会議に提議される。当該プロジェクトの時期により迅速な決定が必要な場合には、当社は、監査委員会議長に当該雇用の事前承認を求めることができる。かかる議長による事前承認は全て、次回の監査委員会の会議において監査委員会の委員に報告される。いかなる場合においても、監査委員会又は監査委員会議長による雇用の事前承認は、独立監査人の雇用が開始される前に行われなければならない。

2017年度において、わずかな例外(それにより、一定の非監査サービスに関する事前承認が免除される。)に基づきプライスウォーターハウスクーパースに対して報酬が支払われることはなかった。

プライスウォーターハウスクーパースの代表者は、定時株主総会に出席することを期待されており、また、かかる代表者が希望する場合には、意見を述べることができる。さらに、かかる代表者は、定時株主総会において株主からの適当な質問に回答する準備ができている。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社及び 連結子会社	36,700 千米ドル (3,998,098千円)	26,482 千米ドル (2,884,949千円)	42,560千米ドル (4,636,486千円)	[●]千米ドル ([●]千円)

分類の詳細は以下の通りである。

監査報酬 - 当社の連結財務書類の監査、四半期評価、法定監査、コンフォート・レターの発行、承認、並びにSECへの書類提出の支援及びSEC提出書類の精査に関して提供された専門的サービスにより構成される。

監査関連報酬 - 従業員給付制度の監査、合併及び買収に関するデュー・デリジェンス、買収及び処分に関する会計相談及び監査、システムの実施前の精査、内部統制の精査、法令により要求されていない監査証明(アテスト)サービス、法定財務書類の作成に関する助言、並びに財務会計及び報告基準に関する相談に関連する保証及び関連サービスにより構成される。

税務報酬 - 税務の法令遵守(法人税及び外国税の納税申告の精査及び準備、税務監査の支援、一定の費用に関する課税措置の精査、並びに買収に関する法令遵守のための振替価格設定の文書化)、州及び地方税に係る対策、並びに米国内及び米国外の様々な税金に関する事項についての相談により構成される。

その他全ての報酬 - 監査、監査関連又は税務の区分に含まれない報酬により構成され、ヘルスケア業界及びプライバシーに係る基準に関する様々な政府規制の遵守に関する精査、サプライ・チェーンの運営に関する精査、並びにリスク管理に関する精査及び評価が含まれる。

【その他重要な報酬の内容】

該当なし。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況 - 独立登録会計事務所及び監査に関する事項」及び「外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」を参照のこと。

【監査報酬の決定方針】

前記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況 - 独立登録会計事務所及び監査に関する事項」を参照のこと。

第6 【経理の状況】

(イ)本書記載の当社及びその子会社の2017年12月31日及び2017年1月1日現在の連結貸借対照表並びに2017年12月31日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務書類に対する注記(以下「連結財務書類」と総称する。)は、米国GAAP、SECの定めるレギュレーションS-Xに規定された用語、様式及び作成方法に準拠して作成されたものである。当社の採用した会計原則と、日本で一般に公正妥当と認められた会計原則との間の主な相違点に関しては、「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。

本書記載の当社の連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号 - 以下「財務諸表等規則」という。)第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ)本書記載の当社の2017年12月31日及び2017年1月1日並びに2017年12月31日に終了した3年間の各事業年度の連結財務書類及び財務報告に関する内部統制は、米国の独立登録会計事務所であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められるその独立登録会計事務所の監査報告書を添付している。

(ハ)本書記載の当社の連結財務書類のうち、英文(原文)は、当社がSECに提出したものと実質的に同じ内容であり、また監査報告書の英文(原文)は当該連結財務書類に添付された監査報告書(原文)と実質的に同じである。日本文はこれらを翻訳したものである。

(ニ)本書記載の当社の連結財務書類(原文)は、米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、主要な事項について、2018年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=108.94円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円で換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ホ)円換算額及び後記「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」までに記載されている事項は、原文の連結財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記(ロ)の会計監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

(1)連結貸借対照表

(1株当たりの値を除き百万米ドル/百万円単位)(注記1)

科目	期別	2017年12月31日現在		2017年1月1日現在	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
資産					
流動資産					
現金及び現金同等物(注記1及び2)		17,824	1,941,747	18,972	2,066,810
市場性のある有価証券(注記1及び2)		472	51,420	22,935	2,498,539
売掛金 - 貸倒引当金291百万米ドル(31,702百万円) (2016年: 252百万米ドル(27,453百万円))控除後		13,490	1,469,601	11,699	1,274,489
棚卸資産(注記1及び3)		8,765	954,859	8,144	887,207
前払費用及びその他の受取債権		2,537	276,381	3,282	357,541
流動資産合計		43,088	4,694,007	65,032	7,084,586
有形固定資産 - 純額(注記1及び4)		17,005	1,852,525	15,912	1,733,453
無形固定資産 - 純額(注記1及び5)		53,228	5,798,658	26,876	2,927,871
のれん(注記1及び5)		31,906	3,475,840	22,805	2,484,377
繰延税金資産(注記8)		7,105	774,019	6,148	669,763
その他の資産		4,971	541,541	4,435	483,149
資産合計		157,303	17,136,589	141,208	15,383,200
負債及び株主持分					
流動負債					
借入金及び支払手形(注記7)		3,906	425,520	4,684	510,275
買掛金		7,310	796,351	6,918	753,647
未払費用		7,304	795,698	5,635	613,877
割戻し、返品及び促進費引当金		7,210	785,457	5,403	588,603
未払報酬及び従業員関連債務		2,953	321,700	2,676	291,523
未払法人税等(注記8)		1,854	201,975	971	105,781
流動負債合計		30,537	3,326,701	26,287	2,863,706
長期債務(注記7)		30,675	3,341,735	22,442	2,444,831
繰延税金負債(注記8)		8,368	911,610	2,910	317,015
従業員関連債務(注記9及び10)		10,074	1,097,462	9,615	1,047,458
長期未払税金(注記8)		8,472	922,940	—	—
その他の負債		9,017	982,312	9,536	1,038,852
負債合計		97,143	10,582,758	70,790	7,711,863
株主持分					
優先株式 - 無額面(未発行授權株式2,000,000株)		—	—	—	—
普通株式 - 1株当たり額面価額1.00米ドル(注記12) (授權株式: 4,320,000,000株、発行済株式: 3,119,843,000株)		3,120	339,893	3,120	339,893
その他の包括利益(損失)累積額(注記13)		(13,199)	(1,437,899)	(14,901)	(1,623,315)
利益剰余金		101,793	11,089,329	110,551	12,043,426
		91,714	9,991,323	98,770	10,760,004
控除: 自己株式 - 取得原価(注記12) (437,318,000株及び413,332,000株)		31,554	3,437,493	28,352	3,088,667
株主持分合計		60,160	6,553,830	70,418	7,671,337
負債及び株主持分合計		157,303	17,136,589	141,208	15,383,200

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(2)連結損益計算書

(1株当たりの値を除き百万米ドル/百万円単位)(注記1)

科目	2017年度		2016年度		2015年度	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
売上高	76,450	8,328,463	71,890	7,831,697	70,074	7,633,862
売上原価	25,354	2,762,065	21,685	2,362,364	21,536	2,346,132
売上総利益	51,096	5,566,398	50,205	5,469,333	48,538	5,287,730
販売費及び一般管理費	21,420	2,333,495	19,945	2,172,808	21,203	2,309,855
研究開発費	10,554	1,149,753	9,095	990,809	9,046	985,471
仕掛研究開発費	408	44,448	29	3,159	224	24,403
受取利息	(385)	(41,942)	(368)	(40,090)	(128)	(13,944)
支払利息 - 資産計上額控除後 (注記4)	934	101,750	726	79,090	552	60,135
その他の(収益)費用 - 純額	183	19,936	484	52,727	(2,064)	(224,852)
事業再編(注記22)	309	33,662	491	53,490	509	55,450
税引前利益	17,673	1,925,297	19,803	2,157,339	19,196	2,091,212
法人税等(注記8)	16,373	1,783,675	3,263	355,471	3,787	412,556
当期純利益	1,300	141,622	16,540	1,801,868	15,409	1,678,656
1株当たり当期純利益 (注記1及び15)						
基本的	0.48米ドル	52円	6.04米ドル	658円	5.56米ドル	606円
希薄化後	0.47米ドル	51円	5.93米ドル	646円	5.48米ドル	597円
1株当たり現金配当	3.32米ドル	362円	3.15米ドル	343円	2.95米ドル	321円
加重平均発行済株式数(注記1及び15)						
基本的	2,692.0百万株		2,737.3百万株		2,771.8百万株	
希薄化後	2,745.3百万株		2,788.9百万株		2,812.9百万株	

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(3)連結包括利益計算書

(単位：百万米ドル／百万円単位)(注記１)

科目	期別	2017年度		2016年度		2015年度	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
当期純利益		1,300	141,622	16,540	1,801,868	15,409	1,678,656
その他の包括利益(損失) - 税引後							
外貨換算調整額		1,696	184,762	(612)	(66,671)	(3,632)	(395,670)
有価証券：							
当期中に生じた未実現利益(損失)		159	17,321	(52)	(5,665)	471	51,311
損益への組替		(338)	(36,822)	(141)	(15,361)	(124)	(13,509)
純増減		(179)	(19,500)	(193)	(21,025)	347	37,802
従業員給付制度：							
過去勤務収益(費用) - 償却額控除後		2	218	21	2,288	(60)	(6,536)
利益(損失) - 償却額控除後		29	3,159	(862)	(93,906)	931	101,423
為替変動の影響		(201)	(21,897)	159	17,321	148	16,123
純増減		(170)	(18,520)	(682)	(74,297)	1,019	111,010
デリバティブ及びヘッジ：							
当期中に生じた未実現利益(損失)		(4)	(436)	(359)	(39,109)	(115)	(12,528)
損益への組替		359	39,109	110	11,983	(62)	(6,754)
純増減		355	38,674	(249)	(27,126)	(177)	(19,282)
その他の包括利益(損失)		1,702	185,416	(1,736)	(189,120)	(2,443)	(266,140)
包括利益		3,002	327,038	14,804	1,612,748	12,966	1,412,516

その他の包括利益における税効果は、2017年度、2016年度及び2015年度においてそれぞれ、有価証券については96百万米ドル(10,458百万円)、104百万米ドル(11,330百万円)及び187百万米ドル(20,372百万円)、従業員給付制度については83百万米ドル(9,042百万円)、346百万米ドル(37,693百万円)及び519百万米ドル(56,540百万円)、デリバティブ及びヘッジについては191百万米ドル(20,808百万円)、134百万米ドル(14,598百万円)及び95百万米ドル(10,349百万円)であった。

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(4)連結株主持分変動表

(単位：百万米ドル)(注記1)

	合計	利益 剰余金	その他の 包括利益 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2014年12月28日現在残高	69,752	97,245	(10,722)	3,120	(19,891)
当期純利益	15,409	15,409			
現金配当支払額	(8,173)	(8,173)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	1,920	(577)			2,497
普通株式の買戻し	(5,290)				(5,290)
その他	(25)	(25)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	(2,443)		(2,443)		
2016年1月3日現在残高	71,150	103,879	(13,165)	3,120	(22,684)
当期純利益	16,540	16,540			
現金配当支払額	(8,621)	(8,621)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	2,130	(1,181)			3,311
普通株式の買戻し	(8,979)				(8,979)
その他	(66)	(66)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	(1,736)		(1,736)		
2017年1月1日現在残高	70,418	110,551	(14,901)	3,120	(28,352)
当期純利益	1,300	1,300			
現金配当支払額	(8,943)	(8,943)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	2,077	(1,079)			3,156
普通株式の買戻し	(6,358)				(6,358)
その他	(36)	(36)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	1,702		1,702		
2017年12月31日現在残高	60,160	101,793	(13,199)	3,120	(31,554)

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(4)連結株主持分変動表(続き)

(単位:百万円)(注記1)

	合計	利益 剰余金	その他の 包括利益 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2014年12月28日現在残高	7,598,783	10,593,870	(1,168,055)	339,893	(2,166,926)
当期純利益	1,678,656	1,678,656			
現金配当支払額	(890,367)	(890,367)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	209,165	(62,858)			272,023
普通株式の買戻し	(576,293)				(576,293)
その他	(2,724)	(2,724)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	(266,140)		(266,140)		
2016年1月3日現在残高	7,751,081	11,316,578	(1,434,195)	339,893	(2,471,195)
当期純利益	1,801,868	1,801,868			
現金配当支払額	(939,172)	(939,172)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	232,042	(128,658)			360,700
普通株式の買戻し	(978,172)				(978,172)
その他	(7,190)	(7,190)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	(189,120)		(189,120)		
2017年1月1日現在残高	7,671,337	12,043,426	(1,623,315)	339,893	(3,088,667)
当期純利益	141,622	141,622			
現金配当支払額	(974,250)	(974,250)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	226,268	(117,546)			343,815
普通株式の買戻し	(692,641)				(692,641)
その他	(3,922)	(3,922)			
その他の包括利益(損失) - 税引後	185,416		185,416		
2017年12月31日現在残高	6,553,830	11,089,329	(1,437,899)	339,893	(3,437,493)

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万米ドル/百万円単位)(注記1)

科目 期別	2017年度		2016年度		2015年度	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
当期純利益	1,300	141,622	16,540	1,801,868	15,409	1,678,656
当期純利益から営業活動により生じた現金への調整：						
有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費	5,642	614,639	3,754	408,961	3,746	408,089
株式に基づく報酬	962	104,800	878	95,649	874	95,214
ベネズエラに係る調整	—	—	—	—	122	13,291
資産の評価減	795	86,607	283	30,830	624	67,979
資産 / 事業の売却による純利益	(1,307)	(142,385)	(563)	(61,333)	(2,583)	(281,392)
繰延税金	2,406	262,110	(341)	(37,149)	(270)	(29,414)
貸倒引当金	17	1,852	(11)	(1,198)	18	1,961
資産及び負債の変動 - 企業買収及び売却による影響控除後：						
受取債権の増加	(633)	(68,959)	(1,065)	(116,021)	(433)	(47,171)
棚卸資産の減少 / (増加)	581	63,294	(249)	(27,126)	(449)	(48,914)
買掛金及び未払費用の増加	2,725	296,862	656	71,465	287	31,266
その他の流動及び固定資産の増加	(411)	(44,774)	(529)	(57,629)	(103)	(11,221)
その他の流動及び固定負債の増加 / (減少)	8,979	978,172	(586)	(63,839)	2,327	253,503
営業活動から生じた正味現金	21,056	2,293,841	18,767	2,044,477	19,569	2,131,847
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有形固定資産の取得	(3,279)	(357,214)	(3,226)	(351,440)	(3,463)	(377,259)
資産 / 事業の処分による収入 - 純額	1,832	199,578	1,267	138,027	3,464	377,368
買収 - 取得現金控除後(注記20)	(35,151)	(3,829,350)	(4,509)	(491,210)	(954)	(103,929)
投資有価証券の購入	(6,153)	(670,308)	(33,950)	(3,698,513)	(40,828)	(4,447,802)
投資有価証券の売却	28,117	3,063,066	35,780	3,897,873	34,149	3,720,192
その他(主に無形固定資産)	(234)	(25,492)	(123)	(13,400)	(103)	(11,221)
投資活動に使用した正味現金	(14,868)	(1,619,720)	(4,761)	(518,663)	(7,735)	(842,651)
財務活動によるキャッシュ・フロー						
株主に対する配当金	(8,943)	(974,250)	(8,621)	(939,172)	(8,173)	(890,367)
普通株式の買戻し	(6,358)	(692,641)	(8,979)	(978,172)	(5,290)	(576,293)
短期債務発行による収入	869	94,669	111	12,092	2,416	263,199
短期債務の償還	(1,330)	(144,890)	(2,017)	(219,732)	(1,044)	(113,733)
長期債務発行による収入 - 発行費用控除後	8,992	979,588	12,004	1,307,716	75	8,171
長期債務の償還	(1,777)	(193,586)	(2,223)	(242,174)	(68)	(7,408)
ストック・オプションの行使による収入 - 従業員源泉徴収税控除後	1,062	115,694	1,189	129,530	1,005	109,485
その他	(188)	(20,481)	(15)	(1,634)	(57)	(6,210)
財務活動に使用した正味現金	(7,673)	(835,897)	(8,551)	(931,546)	(11,136)	(1,213,156)
現金及び現金同等物に対する為替変動の影響	337	36,713	(215)	(23,422)	(1,489)	(162,212)
現金及び現金同等物の(減少)/増加	(1,148)	(125,063)	5,240	570,846	(791)	(86,172)
現金及び現金同等物の期首残高(注記1)	18,972	2,066,810	13,732	1,495,964	14,523	1,582,136
現金及び現金同等物の期末残高(注記1)	17,824	1,941,747	18,972	2,066,810	13,732	1,495,964

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

(単位：百万米ドル/百万円単位)(注記1)

科目	2017年度		2016年度		2015年度	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
補足キャッシュ・フロー情報						
期中における現金支払額：						
利息	960	104,582	730	79,526	617	67,216
利息 - 資産計上額控除後	866	94,342	628	68,414	515	56,104
法人税等	3,312	360,809	2,843	309,716	2,865	312,113
現金を伴わない投資及び財務活動の内訳						
従業員株式報酬及びストック・オプション・プランに 関して発行された自己株式 - 受取現金 / 従業員源泉徴収 税控除後	2,062	224,634	2,043	222,564	1,486	161,885
債務の転換	16	1,743	35	3,813	16	1,743
買収						
取得資産の公正価値	36,937	4,023,917	4,586	499,599	1,174	127,896
引受負債及び非支配持分の公正価値	(1,786)	(194,567)	(77)	(8,388)	(220)	(23,967)
買収において支払われた正味現金	35,151	3,829,350	4,509	491,210	954	103,929

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

(6) 連結財務書類に対する注記

注記1 重要な会計方針の要約

連結の方針

連結財務書類には、ジョンソン・エンド・ジョンソン及び子会社(以下「当社」という。)の勘定が含まれている。内部の残高及び取引は相殺消去されている。

当社及び事業セグメントの概要

当社は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約134,000名の従業員を世界中に有する。当社は、世界中のほぼ全ての国において事業を行っており、当社が最も重視してきたのは、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品である。

当社は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療用具製品セグメントの3つの事業セグメントにより組織されている。一般消費者向け製品セグメントには、ベビーケア、オーラルケア、美容、市販薬製品、女性用ヘルス及び創傷ケア市場において用いられる広範囲の製品がある。これらの製品は、一般大衆に市販されており、世界中の小売店及び流通業者に販売されている。医薬品セグメントは、免疫、感染症、神経科学、腫瘍、肺高血圧並びに心臓血管疾患及び代謝性疾患を含む6つの治療分野に重点を置いている。このセグメントに含まれる製品は、処方薬用として、小売業者、卸売業者、病院及びヘルスケア専門家に直接流通している。医療用具製品セグメントには、卸売業者、病院及び小売業者に流通し、医師、看護師、病院、アイケア専門家及び診療所により、主に専門的分野において使用される幅広い製品がある。これらには、整形外科、外科、心臓血管、糖尿病治療及びビジョンケア分野がある。

2016年度に適用された会計基準

2016年度第2四半期に、当社は、当事業年度に権利確定した又は行使された株式報酬に係る追加のタックス・ベネフィットの計上について、会計基準アップデート(以下「ASU」という。)第2016-09号「報酬 - 株式報酬：従業員の株式に基づく報酬に関する会計処理の改善」を適用した。当該アップデートにより、全てのタックス・ベネフィット及び未払税金の超過額は、法人税等の減額又は増額として認識される。当社はこれまで、当該ベネフィットを利益剰余金に直接計上していた。2016年度における当社のタックス・ベネフィットは、353百万米ドルであった。当該基準は、当該ベネフィットを過年度の事業年度において連結損益計算書上で遡及的に表示することを認めていない。

新しい会計基準

最近適用された会計基準

ASU第2016-07号：「持分法会計への移行の簡素化」

当該アップデートにおける修正は、投資者の投資先に対する所有持分又は影響力の程度の増加により投資先に対する持分法の適用が認められた場合に、投資者は投資を保有したこれまでの全ての期間において段階法で持分法が適用されていたかのように、投資額、営業利益及び利益剰余金を遡及修正しなくてはならないとする規定を削除するものである。当該アップデートにおける修正は、2016年12月15日より後に開始する事業年度及び当該事業年度に属する期中期間において効力を有する。当該修正は発効日以降、将来に向かって、持分法適用の要因となる投資家の投資先に対する所有持分又は影響力の程度の増加に対して適用される。当該基準の適用による当社の連結財務書類の表示への重要な影響はなかった。

ASU第2015-11号：「棚卸資産の測定の簡素化」

当該アップデートは、棚卸資産を取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定するよう求めている。正味実現可能価額は、通常の事業の過程において合理的に予測可能な完成、処分及び運送に要する費用を控除した、見積売価である。当該アップデートは2016年12月15日より後に開始する当社の全ての年次及び期中の報告期間に効力を有する。当該アップデートにおける修正は将来に向かって適用する必要がある。当該アップデートによる当社の連結財務書類への重要な影響はなかった。

2017年12月31日現在において適用されていない、最近公表された会計基準

ASU第2018-02号：「その他の包括利益累計額に残される税効果の振替容認」

当該アップデートは、2017年12月に成立した税制改革法案より、その他の包括利益累計額に残される税効果を、その他の包括利益累計額から利益剰余金へ振替えることを認めている。当該アップデートは、2018年12月15日より後に開始する当社の事業年度及び当該事業年度に属する期中の期間に効力を有する。早期適用は認められている。当社は当該基準による当社の連結財務書類への重要な影響はないと見込んでいる。

ASU第2017-12号：「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」

当該アップデートは、より多くの金融及び非金融のヘッジ戦略をヘッジ会計の対象とするものである。また、表示及び開示の要件を修正し、会社の有効性評価の手法を変更するものである。当該アップデートは、2018年12月15日より後に開始する当社の事業年度及び当該事業年度に属する期中の期間に効力を有する。早期適用は公表次第、認められる。当社は現在、将来における当該基準の適用が連結財務書類に及ぼす影響を評価中である。

ASU第2017-07号：「純期間年金費用及び純期間退職後給付費用の表示の改善」を公表した。当該アップデートにより、雇用主は勤務費用の要素を純期間給付費用のその他の要素から分離することが求められる。加えて、勤務費用の要素のみ資産計上の対象となる。当該アップデートは2017年12月15日より後に開始する当社の全ての年次及び期中の報告期間に効力を有する。財務書類(年次又は期中)が公表されていない又は公表可能でない年次の報告期間の期首時点における早期適用が認められている。当該アップデートにおける修正は、純期間給付費用の勤務費用の要素及びその他の要素の損益計算書における表示については遡及適用され、また、純期間給付費用のうち勤務費用の要素の資産計上については発効日以降、将来に向かって適用される。当社は修正再表示による遡及適用法及び連結損益計算書上の個別の項目に及ぼす影響を評価中である。当社は当期純利益への重要な影響はないと見込んでいる。

ASU第2017-01号：「事業の定義の明確化」

当該アップデートは、取得された資産及び活動の組合せが事業ではないとされる場合の判断基準を提供することにより事業の定義を狭めるものである。当該判断基準は、取得又は処分した総資産のほぼ全ての公正価値が単一の類似する識別可能資産又は類似する識別可能資産のグループに集中している場合、取得された資産及び活動の組合せは事業ではないとしている。当該アップデートは2017年12月15日より後に開始する当社の年次の報告期間及び当該年次の報告期間に属する期中の報告期間に効力を有する。早期適用は認められる。当該アップデートは将来に向かって適用する必要がある。当社は当該基準による当社の連結財務書類への重要な影響はないと見込んでいる。

ASU第2016-16号：「法人所得税：グループ企業間取引による棚卸資産以外の資産の譲渡」

当該アップデートは、棚卸資産以外の資産の連結グループ内譲渡に関連する法人税等及び法人税等調整額を企業が認識することを禁止する現行の米国GAAPの例外規定を廃止するものである。棚卸資産の連結グループ内譲渡に係る税効果の認識を当該資産が第三者に譲渡されるまで繰延べる例外規定については、現行のままである。当該アップデートにおける修正は、上場企業については2017年12月15日より後に開始する年次の報告期間において効力を有する。事前の評価によると、当該基準の適用は当社の連結経営成績に重要な影響を及ぼさない。当社は、繰延税金に対する純額調整約20億米ドル、その他の資産の減少約7億米ドル及び利益剰余金の増加約13億米ドルを計上する予定である。

ASU第2016-02号：「リース」

当該アップデートは、全てのリース債務について、リース資産及びリース負債を貸借対照表上に認識すること、並びにリース契約に関する重要な情報を開示することを要求している。当該アップデートは、現行の一般に公正妥当と認められた会計原則の下でオペレーティング・リースとして分類されるリースについても、借手がリース資産及びリース負債として認識することを要求している。当該アップデートは、2018年12月15日より後に開始する当社の全ての年次及び期中の報告期間(事業年度に属する期中報告期間を含む)において効力を有する。早期適用は認められる。当社は、オペレーティング・リースの大部分は連結貸借対照表上に追加の資産及び対応する負債の認識を生じさせるものであると考えているが、当該基準は財政状態に重要な影響を及ぼすことはないと予想している。実際の影響は適用時の当社のリース・ポートフォリオによって異なる。当社は、当該基準及び関連する財務上の開示による全ての影響について評価を継続している。

ASU第2016-01号：「金融商品：金融資産及び金融負債の認識及び測定」

当該アップデートにおける修正は、公正価値を容易に算定できる持分証券を異なるカテゴリー(つまり、トレーディング又は売却可能)に分類する指針を置き換えるもので、持分証券を公正価値で測定し、公正価値変動を純利益に認識することを要求している。当該基準は、企業の持分投資に関連する情報を提供し、その他の包括利益に認識される項目数を減少させることにより、財務報告を修正するものである。当該アップデートは2017年12月15日より後に開始する当社の年次の報告期間及び当該年次の報告期間に属する期中の報告期間に効力を有する。当該基準の適用による当社の連結財務書類への重要な影響はない。

ASU第2014-09号：「顧客との契約から生じる収益」

当該修正は、このトピックに関する現行の米国GAAPの指針を実質的に全て置き換え、特定産業向けの指針を削除するものである。当該基準は早期適用が認められているが、当初の発効日より前の適用は認められず、2017年12月15日より後に開始する全ての年次及び期中の報告期間に適用される。当社は、修正遡及適用法を使用し当該基準を適用する予定である。追加開示要件を含め、当該基準の適用による当社の連結財務書類への重要な影響はない。

現金同等物

当社は、購入時点で満期まで3ヶ月以内の流動性の高い投資を全て現金同等物に分類しており、購入時点で満期まで3ヶ月超の流動性の高い投資を全て短期の市場性のある有価証券に分類している。当社は最低でも投資適格級の信用格付を有する事業会社にのみ投資する方針をとっている。当社は、主に政府証券及び債券、社債、マネー・マーケット・ファンド並びに売戻契約(以下「RRA」という。)に現金を投資している。

RRAは、政府証券及び債券といった保証により、その価値の102%以上が担保づけられている。当社は、関連する担保を売却又は再担保することを認められていないため、資産又は負債を計上しない。当社の方針では、担保が最低でも「A」(又は同等)の信用格付を有していなければならない。当社は、資金の交換を管理し、また、受領した担保が該当するRRAの価値の102%を日次ペースで確実に維持できるようにするため、第三者の管理人を利用している。購入時点で満期まで3ヶ月超のRRAは、市場性のある有価証券に分類される。

投資

満期まで保有する投資に分類される投資は償却原価で計上され、実現利益又は実現損失は損益計算書に計上される。売却可能有価証券に分類される投資は見積公正価値で計上され、未実現損益はその他の包括利益累積額の一項目として計上される。事業に利用可能な売却可能有価証券は流動資産に分類されるか、非流動資産に分類される。経営陣は、購入時に負債証券及び持分証券への投資に対する適切な分類を判断し、毎決算期末現在でその判断を再評価している。当社は持分証券への投資について、定期的に減損の有無を検討しており、市場価格の下落が一時的なものではないと判断された場合は、これらの投資を公正価値に調整している。これらの証券についての損失が一時的なものではないとみなされた場合、その損失は損益計算書に認識される。

有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価で計上される。当社は定額法を使用して、以下の資産の見積耐用年数にわたり減価償却を行っている。

建物及び構築物	20 - 30年
土地及び建物附属設備	10 - 20年
機械及び装置	2 - 13年

当社は、特定のコンピュータ・ソフトウェア及び社内利用目的のコンピュータ・ソフトウェアの開発又は取得に関連して生じた開発費を資産計上し、機械及び装置に含めている。資産計上されたソフトウェア費用は、ソフトウェアの見積耐用年数(通常3年から8年)にわたり償却される。

当社は、長期性資産について割引前キャッシュ・フローを用いて回収可能性を評価して見直しを行っている。経営状況又は経済状況に特定の事象又は変化がある場合、当該資産の帳簿価額の回収可能性について減損テストが行われる場合がある。資産が減損したと判断された場合、資産の公正価値と帳簿価額の差額に基づき損失が測定される。相場価格が入手できない場合、当社は、見積将来キャッシュ・フローの割引価値を使用して公正価値を見積もる。

収益認識

当社は、製品が出荷又は引渡された時点、並びに所有権及び損失のリスクが顧客に移転した時点で製品売上による収益を認識している。顧客に対する特定の割引、販売奨励金、販売促進費、クーポン、返品及び割引に対する引当金は、関連する売上が計上される期間に、売上高に対する減額として会計処理される。

提供される割引は、直接、間接及びその他の市場参加者との契約条件、並びに市況(競合他社による価格を含む。)に基づいている。割引(メディケイド(医療扶助制度)を含む。)は、様々な市場における契約条件、過去の実績、患者の転帰、トレンド分析及び予想される市況に基づき見積もられる。当社は、主に卸売業者及びその他の第三者小売業者の分析、市場調査情報、並びに内部情報を通じて、製品又は製品グループに関する市況を評価している。

返品は通常、過去の売上高及び返品情報に基づき見積もられ、計上される。日付、競争又はその他のマーケティング事項により異常な売上高又は返品パターンを示す製品については、返品引当金の会計処理の一環として、特に調査され、分析される。

返品引当金は、期限切れ、現場又は特定分野における破棄、製品回収によって返品される製品に関する引当金を示している。返品引当金は総売上に対する製品毎及び市場毎に過去の返品傾向の割合に基づいている。当社の会計方針に従い、当社は、返品に対し通常顧客に返金する。当社の返品引当金は、返却権が存在する際の収益認識に関する米国GAAP指針に従い、会計処理される。返品引当金は、売却価格の全額で計上される。一般消費者向け製品セグメント及び医薬品セグメントの返品は、ほぼ例外なく再販売できない。医療用具製品セグメントの特定のフランチャイズの返品は、通常再販売できるが、重要性はない。当社が棚卸資産からの製品を返品された製品と交換することはまれにある。当社全体の返品引当金は、2017年度、2016年度及び2015年度の年間売上高の約1.0%であった。

製品リスト引当金及び共同広告契約のような販売促進プログラムは、発生年度に計上されている。継続的な販売促進プログラムには、クーポン及び数量奨励付プログラムが含まれる。顧客クーポンの買戻し費用は製品及び価値毎に過去の買戻し実績に基づいている。数量奨励付プログラムは奨励期間における見積売上数量に基づいており、製品が売れた時点で計上されている。また、当社は、特定の製品の共同プロモーションに関してサービス収益を認識し、売上高に含めている。これらの契約は、繰り延べる又は収益の減少として計上される適切な額を決定するために評価される。

発送及び取扱費用

発送及び取扱費用は、2017年度、2016年度及び2015年度においてそれぞれ1,042百万米ドル、974百万米ドル及び996百万米ドル発生し、販売費及び一般管理費に含まれている。発送及び取扱に対して受け取った収入額は、全ての表示期間において売上高の0.5%未満である。

棚卸資産

棚卸資産は、先入先出法により算定した、取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額で計上される。

無形固定資産及びのれん

米国GAAPの公式文献では、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産について毎年減損の有無を検討することが要求される。当社は2017年度に関する年に1度の減損テストを第4四半期に完了した。今後、減損テストは毎年第4四半期に行われるが、必要であればそれより早く行われることもある。購入した仕掛研究開発は、その対象となるプロジェクトが完了するまで耐用年数が確定できない無形固定資産として会計処理され、完了時に当該無形固定資産は有限の耐用年数を有する無形固定資産として会計処理されるか、あるいは放棄され、その時点で当該無形固定資産は償却されるか、部分的な減損とされる。

有限の耐用年数を有する無形固定資産は、引き続きそれぞれの耐用年数にわたり償却され、経済状況により必要とされる場合は減損の有無が検討される。無形固定資産及びのれんに関する詳細については注記5を参照のこと。

金融商品

米国GAAPに要求される通り、当社は、全てのデリバティブを公正価値で貸借対照表に計上している。公正価値は、資産を売却する際に受け取るであろう、又は債務を譲渡する場合に支払うであろう出口価格である。公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けに使用する仮定を用いて決定される相場に基づく評価基準である。権威ある文献では、公正価値の測定に使用するインプットの優先順位付けのために3つのレベルのヒエラルキーが定義されている。このヒエラルキー・レベルはレベル1の優先順位が最も高く、レベル3の優先順位は最も低い。デリバティブの公正価値の変動は各期において、そのデリバティブがヘッジ取引の一部と指定されているか、また、そうである場合はヘッジ取引の種類により、当期利益又はその他の包括利益に計上される。

当社は、ヘッジ項目とデリバティブとの関係を全て文書化している。全体的なリスク管理戦略には、ヘッジ取引を実施する理由及びデリバティブを締結する理由が含まれる。この戦略の目的は、(1)当社の経営成績に対する為替リスクの影響を最小限にし、(2)当社のキャッシュ・フローを為替相場の不利な変動から守り、(3)金融商品の妥当性を確認し、(4)金融機関に関連した企業リスクを管理することにある。金融商品に関する追加情報については注記6を参照のこと。

製造物責任

製造物責任に関する賠償請求に対する引当金は、既存の情報及び該当する場合は数理計算上算定される見積に基づき負債が発生している可能性が高く、かつその負債額を合理的に見積もることが可能な場合に、割引前の金額で計上される。この引当金は、追加の情報が入手可能となった際に定期的に修正される。当社は、各法的問題の防御に必要な法的防御費用の見積額に関する引当金を、当該費用が発生する可能性が高く、かつその費用を合理的に見積もることが可能な場合に、計上している。

2005年11月1日より、費用及び利用可能な要素の理由により、当社は第三者による製造物責任保険の購入を取りやめた。当社は100%所有の専属保険会社を通して自己保険に加入している。自己保険プログラムの引当金に加えて、保険の補償を超える請求については、損失の可能性が高く金額を合理的に見積もることが可能な場合に引当金が計上される。

研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上される。共同の研究開発に関連して第三者に支払われる前払金及び目標達成報奨金支払は、規制当局の承認を得られるまで発生時に費用計上される。規制当局の承認後に行われた第三者に対する支払は資産計上され、関連製品の残存耐用年数にわたり償却される。これらの支払において資産計上された金額は、償却累計額控除後の金額でその他の無形固定資産に含まれる。

当社は通常、製薬会社他社又はバイオテクノロジー企業と共同制作契約を締結し、候補薬剤又は知的財産の開発及び商品化を行う。このような共同制作契約は通常、二者(三者以上の場合もある)が当事者となって締結する契約であり、当事者は共同制作に積極的に参加し、重要なリスクにさらされ、その利益はこれらの活動がもたらす商業的成功に左右される。こうした共同制作では通常、1社以上の当事者が研究開発、マーケティング及び販売並びに流通を含む様々な活動に関与する。大抵の場合において、これらの共同制作には、開発段階にある資産の成功に関連した特定の将来における事象の発生を条件とした前払金、目標達成報奨金、ロイヤリティー及び利益配分が必要とされる。契約上の開発事業の業績は当事業の中核をなすものではないため、開発活動関連の共同制作パートナーから受け取った貸付金は通常、研究開発費の減少として処理される。一般にこれらの共同制作の損益計算書における表示は、以下の通りである。

共同制作の性質 / 種類	損益計算書の表示
第三者に対する製品販売	売上高
共同制作パートナーに支払われたロイヤリティー / 目標達成報奨金(規制当局の承認後)*	売上原価
共同制作パートナーから受け取ったロイヤリティー	その他の収益(費用) - 純額
共同制作パートナーに支払った前払金及び目標達成報奨金(規制当局の承認前)	研究開発費
共同制作パートナーに支払った研究開発費	研究開発費
共同制作パートナーから受け取った研究開発費	研究開発費の減少

*目標達成報奨金は、無形固定資産として資産計上し、耐用年数にわたり売上原価まで減価償却を行う。

表示されている全ての年度において、研究開発費の年間連結合計額の5%を超える個別のプロジェクトはなかった。

当社は、戦略的パートナーと共同で開発した製品及び化合物を多数有しており、これには、バイエル・ヘルスケア・アーゲー(Bayer HealthCare AG)と共同開発したXARELTO[®]及びアブヴィー(AbbVie)の会社であるファーマサイクリクス・エルエルシー(Pharmacyclics LLC)と共同開発及び共同マーケティングを行ったIMBRUVICA[®]が含まれる。

広告費

広告に関連した費用は、発生した事業年度に費用計上され、販売費及び一般管理費に含まれている。テレビ、ラジオ、印刷媒体及びインターネットによる広告からなる世界中の広告費は、2017年度、2016年度及び2015年度においてそれぞれ25億米ドル、24億米ドル及び25億米ドルであった。

法人税等

法人税等は、当該年度に関して還付されるべき又は支払うべき額に基づき計上され、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上される、米国GAAPに基づく会計処理と申告した税金の差額による影響が含まれる。当社は、繰延税金資産及び繰延税金負債を成立した税法及び税率に基づき見積もっている。税法及び税率の将来の変更により、今後、計上済みの繰延税金資産及び繰延税金負債に影響が及ぼされる可能性がある。

当社は、不確実な税務ポジションに係る未認識タックス・ベネフィットを有している。当社は、納税申告においてとる又はとると予想される税務ポジションの連結財務書類における認識と測定のための認識基準及び測定属性を規定する米国GAAPに従っている。経営陣は、これらの見積りが変更されても当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響を及ぼすことはないと考えている。

2017年度第4四半期において、米国で税収改革法案が成立した。これには過去における全ての海外留保所得に係る規定が含まれる。2017年度に、当社は留保所得に係る暫定的な費用101億米ドルを計上した。さらに、当社は外国の地方税及び源泉税に係る繰延税金負債45億米ドルを計上し、これは、実質的に全ての海外留保所得を配当することにより米国において受けられる外国税額控除に係る繰延税金資産11億米ドルと相殺されている。当該所得は永続的に再投資されると考えられるため、当社は現在、外国の地方税及び源泉税に係る繰延税金を計上していない残りの海外留保所得について評価中である。計上されていない繰延税金の金額に重要性はないと見込んでいる。

法人税等に関する詳細については注記8を参照のこと。

1株当たり当期純利益

基本的1株当たり純利益は、普通株主に帰属する当期純利益を期中の加重平均発行済普通株式数で除して計算される。希薄化後1株当たり純利益は、有価証券が自己株式方式を用いて普通株式に行使又は転換された場合に生じる可能性のある潜在的希薄化効果を反映している。

見積の使用

米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき連結財務書類を作成する際に、経営陣は報告額に影響を及ぼす見積及び仮定を行うことが要求されている。見積は、売上割引、割戻し、引当金及びインセンティブ、製造物責任、法人税等、源泉税、減価償却費、償却費、従業員給付、偶発事象並びに無形固定資産及び負債の評価について会計処理する場合に使用される。実績値はそれらの見積と異なる場合があるが、そうではない場合もある。

当社は、訴訟に関連する偶発債務を計上する際には、米国GAAPの規定に従っている。債務は、損失が発生する可能性が高く、かつ合理的に見積もることが可能な場合に計上される。見積に幅がある場合には最善の見積額が引き当てられる。しかしながら、見積の範囲内の特定金額の発生の可能性が他の金額よりも高いとは言えない場合、最低額が計上される。

決算日

当社は、12月末に最も近い日曜日に終了する事業年度の概念に従っている。各事業年度は、通常52週間で構成されるが、2015年度ないし2020年度に想定されているように5年又は6年毎に53週間から構成されることもあり、当該事業年度においては営業日数が他より長くなる。

組替

一部の過年度における金額は、当年度の表示方法に一致させるために組み替えられている。

注記2 現金、現金同等物及び短期の市場性のある有価証券

2017年度及び2016年度末における現金、現金同等物及び短期の市場性のある有価証券は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度			
	帳簿価額	見積 公正価値	現金及び 現金同等物	短期の 市場性 のある 有価証券
現金	2,929	2,929	2,929	—
米国政府証券(1)	—	—	—	—
その他の政府系証券 (1)	279	279	219	60
米国売戻契約	4,025	4,025	4,025	—
その他の売戻契約	—	—	—	—
社債(1)	289	289	244	45
マネー・マーケット・ ファンド	4,288	4,288	4,288	—
定期預金(1)	1,176	1,176	1,175	1
小計	12,986	12,986	12,880	106
政府証券	4,864	4,864	4,833	31
その他の政府系証券	186	186	80	106
社債	260	260	31	229
売却可能額小計(2)	5,310	5,310	4,944	366
現金、現金同等物 及び短期の市場性 のある有価証券合 計			17,824	472

2017年度において、帳簿価額は見積公正価値と同額である。

2016年度

(単位：百万米ドル)	帳簿価額	未実現利益	未実現損失	見積 公正価値	現金同等物	短期の 市場性の ある 有価証券
現金	1,979	—	—	1,979	1,979	—
米国政府証券(1)	10,832	—	(1)	10,831	2,249	8,583
その他の政府系証券(1)	1,299	—	—	1,299	120	1,179
米国売戻契約	6,103	—	—	6,103	6,103	—
その他の売戻契約	240	—	—	240	240	—
社債(1)	754	—	—	754	—	754
マネー・マーケット・ ファンド	7,187	—	—	7,187	7,187	—
定期預金(1)	1,094	—	—	1,094	1,094	—
小計	29,488	—	(1)	29,487	18,972	10,516

		未実現利益	未実現損失			
政府証券	10,277	5	(51)	10,231	—	10,231
その他の政府系証券	90	—	—	90		90
社債	1,777	1	(12)	1,766	—	1,766
株式投資	34	298	—	332		332
売却可能額小計(2)	12,178	304	(63)	12,419	—	12,419
現金、現金同等物及び 短期の市場性のある有 価証券合計					18,972	22,935

- (1) 満期まで保有する投資は償却原価で計上され、実現利益又は損失は損益計算書に計上される。
 (2) 売却可能証券は公正価値で計上され、未実現損益は税引後の額でその他の包括利益に計上される。

政府証券及び債券並びに社債の公正価値は、ブローカー・プライスの相場で裏付けられた相場価格及びその他観察可能な重要なインプットを用いて見積もられている。

2017年12月31日現在、売却可能負債証券の契約満期は、以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	取得原価	公正価値
1年以内	5,214	5,214
1年超5年以内	96	96
5年超10年以内	—	—
負債証券合計	5,310	5,310

当社は余剰現金を、世界中の主要な銀行への預金及びその他の優良なマネー・マーケット商品のどちらにも投資している。当社は最低でも投資適格級の信用格付を有する事業会社にのみ投資する方針をとっている。

注記3 棚卸資産

2017年度及び2016年度末現在の棚卸資産は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	2016年度
原材料及び貯蔵品	1,140	952
仕掛品	2,317	2,185
製品	5,308	5,007
棚卸資産合計	8,765	8,144

注記4 有形固定資産

2017年度及び2016年度末現在の有形固定資産の取得原価及び減価償却累計額は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	2016年度
土地及び建物付属設備	829	753
建物及び構築物	11,240	10,112
機械及び装置	25,949	23,554
建設仮勘定	3,448	3,354
有形固定資産総額	41,466	37,773
控除：減価償却累計額	24,461	21,861
有形固定資産純額	17,005	15,912

当社は支払利息を、施設及び設備の建設費用の一部として資産計上している。2017年度、2016年度及び2015年度に資産計上された支払利息はそれぞれ、94百万米ドル、102百万米ドル及び102百万米ドルであった。

資産計上された利息の償却を含めた減価償却費は、2017年度、2016年度及び2015年度にそれぞれ26億米ドル、25億米ドル及び25億米ドルであった。

有形固定資産の除却又はその他の処分に伴い、その取得原価及び関連する減価償却累計額は、それぞれ資産及び減価償却累計額勘定から除かれる。純資産価額と受取金額に差額がある場合は、その差額は損益計上される。

注記5 無形固定資産及びのれん

2017年度及び2016年度末現在の無形固定資産の総額及び純額は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	2016年度
耐用年数を確定できる無形固定資産：		
特許権及び商標権 - 総額	36,427	10,521
控除：償却累計額	7,223	5,076
特許権及び商標権 - 純額	29,204	5,445
カスタマー・リレーションシップ及びその他の無形固定資産 - 総額	20,204	17,615
控除：償却累計額	7,463	6,515
カスタマー・リレーションシップ及びその他の無形固定資産 - 純額	12,741	11,100
耐用年数を確定できない無形固定資産：		
商標権	7,082	6,888
購入した仕掛研究開発	4,201	3,443
耐用年数を確定できない無形固定資産合計	11,283	10,331
無形固定資産合計 - 純額	53,228	26,876

2017年12月31日及び2017年1月1日現在ののれんは各事業セグメント別に以下の通り配賦されている。

(単位：百万米ドル)	一般消費者 向け製品	医薬品	医療用具製品	合計
2016年1月3日現在ののれん残高	7,240	2,889	11,500	21,629
買収に係るのれん	1,362	—	210	1,572
売却に係るのれん	(63)	(12)	—	(75)
外貨換算 / その他	(276)	(37)	(8)	(321)
2017年1月1日現在ののれん残高	8,263	2,840	11,702	22,805
買収に係るのれん	102	6,161	2,200	8,463
売却に係るのれん	(74)	(1)	(102)	(177)
外貨換算 / その他	584	109	122	815
2017年12月31日現在ののれん残高	8,875	9,109	13,922	31,906

特許権及び商標権並びにカスタマー・リレーションシップ及びその他の無形固定資産の加重平均償却期間は、それぞれ12年及び23年である。2017年12月31日、2017年1月1日及び2016年1月3日に終了した事業年度の売上原価に含まれる償却可能資産の償却費は税引前でそれぞれ30億米ドル、12億米ドル及び12億米ドルであった。今後5年間の見積償却費は毎年、約44億米ドル(税引前)になる。無形固定資産の評価減はその他の(収益)費用 - 純額に含まれている。

無形固定資産及びのれんの増加の主な要因は、2017年度第2四半期におけるアクテリオンの買収に関連しており、これにより、無形固定資産250億米ドル及びのれん62億米ドルが計上された。アクテリオンの買収に関連する無形固定資産及びのれんの金額は、暫定的な取得価額の配分に基いている。加えて、2017年度第1四半期におけるアボット・メディカル・オプティクス(Abbott Medical Optics)(以下「AMO」という。)の買収により、無形固定資産23億米ドル及びのれん17億米ドルが計上された。AMOの買収に関連する無形固定資産及びのれんは、最終的な取得価額の配分に基いている。

企業買収及び売却に関する詳細については連結財務書類の注記20を参照のこと。

注記6 公正価値の測定

当社は、主に将来の関係会社間及び第三者からの外貨建原材料の購入における為替レートの変動に関連する多様なキャッシュ・フローのエクスポージャーを管理するために外国為替予約を利用している。当社は、主に借入金に関する為替リスクを管理するため通貨・金利スワップを利用する。当社はまた、特定の株式投資に伴う市場リスクのエクスポージャーを管理するため、株式カラー契約を利用する。これら3種類の全てのデリバティブは、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。

さらに、当社は、確定利付債務に係る金利リスクを管理するため金利スワップを利用する。これらのデリバティブは、公正価値ヘッジとして扱われる。当社は、純投資ヘッジに指定される外国為替予約を利用する。さらに当社は、特定の外貨建資産及び負債に係るエクスポージャーを相殺するために外国為替予約を利用している。これらの外国為替予約はヘッジに指定されないため、当該デリバティブの公正価値の変動は損益に認識され、関連する外貨建資産及び負債の当期利益に対する影響を相殺する。

当社は、売買又は投機目的ではデリバティブ契約を締結せず、また、信用リスクに関する条件付条項を含む契約を締結しない。2017年度第2四半期に、当社は特定のデリバティブの取引相手と個々の信用格付け及びネットティング契約に基づき担保の閾値を設定するクレジット・サポート契約を締結した。2017年12月31日現在、クレジット・サポート契約に基づき支払った担保の総額は純額で、162百万米ドルであった。株式カラー契約について、当社は、ヘッジされた市場性のある持分証券を取引相手に担保として差し入れる。当社は継続的に、取引相手の信用格付を監視する。当社は最低でも投資適格級の信用格付を有する事業会社とのみ主に契約を締結するため、信用不履行リスクは低いとみなしている。事業会社に対する売掛金及び買掛金については、本注記に含まれる公正価値で測定される重要な金融資産及び負債の表を参照のこと。2017年12月31日現在、外国為替予約、通貨・金利スワップ及び金利スワップの名目元本残高はそれぞれ、345億米ドル、23億米ドル及び11億米ドルであった。2017年1月1日現在、外国為替予約、通貨・金利スワップ、金利スワップ及び株式カラー契約の名目元本残高はそれぞれ、360億米ドル、23億米ドル、18億米ドル及び3億米ドルであった。

全てのデリバティブは公正価値で貸借対照表に計上される。デリバティブの公正価値の変動は各期において、そのデリバティブがヘッジ取引の一部と指定されているか、また、そうである場合はヘッジ取引の種類により、当期利益又はその他の包括利益に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジの指定は、デリバティブ契約の締結日現在で行われる。ヘッジ開始時には、全てのデリバティブに高い有効性があると考えられる。キャッシュ・フロー・ヘッジに指定され、かつ高い有効性をもつデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼすまでその他の包括利益累積額に計上され、その後ヘッジ取引と同じ勘定で損益に組み替えられる。金利スワップに関連する損益及び金利の変動に帰属するヘッジ対象の債務の公正価値の変動は、発生した期に利息費用に計上される。純投資ヘッジの損益は外貨換算勘定で会計処理が行われる。当社は、ヘッジ項目の変動を相殺することにおいて、各デリバティブが高い有効性をもっているかどうかを継続的に評価している。デリバティブにすでに高い有効性がないと考えられる場合、その時点でヘッジ会計は中止される。外国為替予約、通貨・金利スワップ、純投資ヘッジ及び株式カラー契約にヘッジ非有効部分があれば、当期の収益としてその他の(収益)費用 - 純額に含まれる。公正価値ヘッジに指定される金利スワップにヘッジ非有効部分があれば、当期の収益として利息費用に含まれる。当報告期間において、金利スワップに関連するヘッジ非有効部分は重要ではなかった。

2016年度第2四半期において、当社は、為替レートの変動から生じるボラティリティを軽減するため、2016年5月に発行された償還期日が2022年から2035年にわたるユーロ建て債券を、ユーロを機能通貨とする海外の一部の子会社に対する当社の投資の純投資ヘッジとして指定した。

これらのユーロ建て債券の再測定から生じた帳簿価額の変動により、2017年12月31日に終了した事業年度に597百万米ドルの未実現損失(税引前)が発生し、連結包括利益計算書の外貨換算調整額に反映された。これらのユーロ建て債券の再測定から生じた帳簿価額の変動により、ヘッジ開始時から2017年12月31日に終了した事業年度にかけて222百万米ドルの累積未実現損失(税引前)が連結包括利益計算書の外貨換算調整額に反映された。

2017年12月31日現在、その他の包括利益累積額に含まれるデリバティブに係る繰延純利益の残高は、70百万米ドル(税引後)であった。追加情報については、連結包括利益計算書及び注記13を参照のこと。当社は、今後12ヶ月間で発生すると見込まれる取引の結果、外国為替予約に関連する金額のほぼ全額を同期間にわたり損益に振り替える予定である。金利契約、純投資ヘッジ及び株式カラー契約を除き、当社が取引のエクスポージャーをヘッジする期間は最長で18ヶ月である。最終的な実現損益額は、為替レートの変動により異なる場合がある。最終的に、実現損益はデリバティブの満期時における実際の為替レートに基づき決定される。

2017年12月31日及び2017年1月1日に終了した事業年度においてキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブに関連する活動についての概要は以下の表の通りである。

(単位：百万米ドル) 損益計算書項目別の キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益累積額 において認識された 利益/(損失) (1)		その他の包括利益累積額 から損益に振り替えられた 利益/(損失) (1)		その他の収益/費用に おいて認識された 利益/(損失) (2)	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
売上高(3)	49	(65)	(31)	(47)	(1)	(1)
売上原価(3)	96	(212)	(159)	(3)	(10)	(15)
研究開発費(3)	(199)	(76)	(165)	(90)	5	—
(受取)利息/支払利息 - 純額 (4)	110	66	83	37	—	—
その他の(収益)費用 - 純額(3) (5)	(60)	(72)	(87)	(7)	—	2
合計	(4)	(359)	(359)	(110)	(6)	(14)

上記表の金額は全て税引後の額である。

- (1) 有効部分
- (2) 非有効部分
- (3) 外国為替予約
- (4) 通貨・金利スワップ
- (5) 株式カラー契約を含む

2017年12月31日及び2017年1月1日に終了した事業年度において、ヘッジ手段として指定されない外国為替予約に関して、それぞれ5百万米ドル及び56百万米ドルの損失がその他の(収益)費用 - 純額に認識された。公正価値は、資産を売却する際に受け取るであろう、又は債務を譲渡する場合に支払うであろう出口価格である。公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けに使用する仮定を用いて決定される相場に基づく評価基準である。権威ある文献では、公正価値の測定に使用するインプットの優先順位付けのために3つのレベルのヒエラルキーが定義されている。このヒエラルキー・レベルは以下に示す通り、レベル1の優先順位が最も高く、レベル3の優先順位は最も低い。

デリバティブ(すなわち、外国為替予約、金利契約)の公正価値は、市場実勢金利で現在価値に割り引かれ、その後、為替の現在のスポット・レートで米ドルに換算した全ての将来キャッシュ・フローの通貨別の総額である。当社は、これらデリバティブの公正価値が、決済時又は満期時に実現される額と著しく異なるとは考えておらず、また、公正価値の変動が、当社の経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に重要な影響を与えとも考えていない。また、当社は、レベル1に分類される株式投資及びレベル2に分類される負債証券も保有している。当社は、公正価値で認識され、当該基準に基づき評価方法を変更する必要があるその他の重要な金融資産又は負債を保有していなかった。

公正価値の測定には、以下の3つのレベルのインプットが使用される。

レベル1 - 活発な市場における同一資産及び負債の相場価格

レベル2 - その他観察可能な重要なインプット

レベル3 - 観察不能な重要なインプット

2017年12月31日及び2017年1月1日現在、公正価値で測定された当社の重要な金融資産及び負債は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度				2016年度
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計(1)
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ取引：					
資産：					
外国為替予約(7)	—	342	—	342	747
金利契約(2)(4)(7)	—	7	—	7	31
合計	—	349	—	349	778
負債：					
外国為替予約(7)	—	314	—	314	723
金利契約(3)(4)(7)	—	15	—	15	382
株式カラー契約	—	—	—	—	57
合計	—	329	—	329	1,162
ヘッジ手段に指定されないデリバティブ取引：					
資産：					
外国為替予約(7)	—	38	—	38	34
負債：					
外国為替予約(7)	—	38	—	38	57
売却可能なその他の投資：					
株式投資(5)	751	—	—	751	1,209
負債証券(6)	—	5,310	—	5,310	12,087

- (1) 2016年度の資産及び負債は、レベル1に分類される1,209百万米ドルの株式投資を除き、全てレベル2に分類される。
- (2) 2017年12月31日及び2017年1月1日に終了した事業年度においてそれぞれ、7百万米ドル及び23百万米ドルの資産(固定)を含む。
- (3) 2017年12月31日及び2017年1月1日に終了した事業年度においてそれぞれ、9百万米ドル及び382百万米ドルの負債(固定)を含む。
- (4) 通貨・金利スワップ及び金利スワップを含む。
- (5) その他の固定資産に分類される。2017年12月31日及び2017年1月1日現在、株式投資の帳簿価額はそれぞれ394百万米ドル及び520百万米ドルであった。2017年12月31日及び2017年1月1日現在、未実現利益はそれぞれ367百万米ドル及び757百万米ドルであった。2017年12月31日及び2017年1月1日現在、未実現損失はそれぞれ10百万米ドル及び68百万米ドルであった。
- (6) 現金同等物及び短期の市場性のある有価証券に分類される。
- (7) デリバティブに係るクレジット・サポート契約において交換された担保を含む。

連結貸借対照表上、帳簿価額で保有されている金融資産及び負債については、注記2及び7を参照のこと。

注記7 借入金

長期債務の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	実効利率(%)	2016年度	実効利率(%)
5.55%無担保債 2017年満期	—	—	1,000	5.55
1.125%ノート 2017年満期	—	—	699	1.15
5.15%無担保債 2018年満期	900	5.18	899	5.18
1.65%ノート 2018年満期	597	1.70	600	1.70
4.75%ノート 2019年満期 (10億ユーロ 1.1947)(2) (10億ユーロ 1.0449)(3)	1,192 (2)	5.83	1,041 (3)	5.83
1.875%ノート 2019年満期	496	1.93	499	1.93
0.89%ノート 2019年満期	300	1.75	299	1.20
1.125%ノート 2019年満期	699	1.13	699	1.13
3%ゼロ・クーポン転換劣後債 2020年満期	60	3.00	84	3.00
2.95%無担保債 2020年満期	547	3.15	546	3.15
1.950%ノート 2020年満期	499	1.99	—	—
3.55%ノート 2021年満期	448	3.67	447	3.67
2.45%ノート 2021年満期	349	2.48	348	2.48
1.65%ノート 2021年満期	998	1.65	997	1.65
0.250%ノート 2022年満期 (10億ユーロ 1.1947)(2) (10億ユーロ 1.0449)(3)	1,191 (2)	0.26	1,041 (3)	0.26
2.25%ノート 2022年満期	995	2.31	—	—
6.73%無担保債 2023年満期	250	6.73	249	6.73
3.375%ノート 2023年満期	806	3.17	807	3.17
2.05%ノート 2023年満期	498	2.09	497	2.09
0.650%ノート 2024年満期 (750百万ユーロ 1.1947)(2) (750百万ユーロ 1.0449)(3)	891 (2)	0.68	779 (3)	0.68
5.50%ノート 2024年満期 (500百万英ポンド 1.3444)(2) (500百万英ポンド 1.2237)(3)	666 (2)	6.75	605 (3)	6.75
2.625%ノート 2025年満期	747	2.63	—	—
2.45%ノート 2026年満期	1,990	2.47	1,989	2.47
2.95%ノート 2027年満期	995	2.96	—	—
1.150%ノート 2028年満期 (750百万ユーロ 1.1947)(2) (750百万ユーロ 1.0449)(3)	887 (2)	1.21	775 (3)	1.21
2.900%ノート 2028年満期	1,492	2.91	—	—
6.95%ノート 2029年満期	296	7.14	296	7.14
4.95%無担保債 2033年満期	498	4.95	497	4.95
4.375%ノート 2033年満期	856	4.24	857	4.24

(単位：百万米ドル)	2017年度	実効利率(%)	2016年度	実効利率(%)
1.650% ノート 2035年満期 (15億ユーロ 1.1947)(2) (15億ユーロ 1.0449)(3)	1,774 (2)	1.68	1,549 (3)	1.68
3.55% ノート 2036年満期	987	3.59	987	3.59
5.95% ノート 2037年満期	991	5.99	990	5.99
3.625% ノート 2037年満期	1,486	3.64	—	—
5.85%無担保債 2038年満期	696	5.85	695	5.85
3.400% ノート 2038年満期	990	3.42	—	—
4.50%無担保債 2040年満期	538	4.63	537	4.63
4.85% ノート 2041年満期	296	4.89	296	4.89
4.50% ノート 2043年満期	495	4.52	495	4.52
3.70% ノート 2046年満期	1,971	3.74	1,970	3.74
3.75% ノート 2047年満期	990	3.76	—	—
3.500% ノート 2048年満期	742	3.52	—	—
その他	75	—	77	—
小計	32,174 (4)	3.19 (1)	24,146 (4)	3.33 (1)
控除：1年以内に満期到来	1,499		1,704	
長期債務合計	30,675		22,442	

(1) 加重平均実効利率

(2) 2017年12月31日現在の外貨換算レート

(3) 2017年1月1日現在の外貨換算レート

(4) 債務の帳簿価額に対する公正価値の超過額は、2017年度において20億米ドル及び2016年度において16億米ドルであった。

長期債務の見積公正価値は、ブローカー・プライスの相場及び重要なその他の観察可能なインプットで裏付けされた相場価格を用いて算定している。

当社は世界中の数多くの銀行から十分な資金を調達することができる。2017年9月に、当社は、新規の364日間の信用供与枠を確保した。当社が利用できる借入枠の合計は約100億米ドルであり、これは2018年9月13日に期限が到来する。信用供与枠契約の下での借入金に係る利息は、銀行から提供されるレート、プライム・レート又はロンドン銀行間出し手金利(LIBOR)に適切なマージンを上乗せした率のいずれかを基にしている。契約手数料に重要性はない。

2017年度を通して、当社は、コマーシャルペーパー市場を通して引き続き資金流動性を保持していた。2017年度末現在、短期借入金及び1年以内に返済予定の長期債務は約39億米ドルで、そのうち23億米ドルがコマーシャルペーパー・プログラムのもとで借入れられたもの、15億米ドルが1年以内に返済予定の長期債務であり、残額は主に米国外の子会社の現地借入によるものである。

2016年度を通して、当社は、コマーシャルペーパー市場を通して引き続き資金流動性を保持していた。2016年度末現在、短期借入金及び1年以内に返済予定の長期債務は約47億米ドルで、そのうち27億米ドルがコマーシャルペーパー・プログラムのもとで借入れられたもの、17億米ドルが1年以内に返済予定の長期債務であり、残額は主に米国外の子会社の現地借入によるものである。

2018年度以降に満期が到来する長期債務の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度 より後
	1,499	2,752	1,105	1,797	2,189	22,832

注記8 法人税等

税制改革法案(以下「TCJA」という。)及びSEC職員会計公報(以下「SAB第118号」という。)

2017年12月22日に、米国でTCJAという新たな税制が成立した。当税制には、法定法人所得税率の35%から21%への削減を含む、法人所得税法の包括的な見直しに関する条項が含まれており、2018年1月1日から有効となる。また、この新税制は特定の法人所得控除を廃止又は減額するとともに、米国においてこれまで課税されなかった特定の海外所得を課税対象とする新たな規定を導入した。TCJAにはまた、海外管轄地に拠点を置く米国企業の過去の全ての留保所得に係る税金に関する規定も含まれる。現金及び現金同等物から構成される留保所得は税率15.5%で課税され、その他の留保所得は全て税率8.0%で課税される。当該税金は8年に亘って支払われるもので、経過利息は発生しない。

2017年12月に、SECはTCJAによる影響の会計処理について、SAB第118号という規制上の指針を公表した。SAB第118号の指針の下では、ASC第740号に基づく会計処理が未完了である税効果は、合理的な見積りに基づく暫定的な金額で計上される。この合理的な見積りは、1年を超えない「測定期間」において会計処理が完了するまで調整の対象となる。見積りはまた、TCJAの規定の解釈の進展、特定の子会社の所得及び利益に関連する特定の見積り及び金額の変更並びに税務申告等、特定事項に関連する経営陣の分析が完了していることも条件となる。

TCJAの成立により、当社は2017年度第4四半期に暫定的な税金費用130億米ドルを計上した。この暫定的な費用は2018年1月18日時点で評価され、以下から構成される。

- ・ 2017年12月31日現在の過去の海外留保所得に係る費用101億米ドル
- ・ 外国の地方税及び源泉税に係る繰延税金負債45億米ドル、実質的に全ての海外留保所得の配当に対する米国における外国税額控除に係る繰延税金資産11億米ドルと相殺
- ・ 米国における繰延税金資産及び負債の再測定並びにTCJAによる法人税等引当金への影響に関連するタックス・ベネフィット6億米ドル
- ・ 海外留保所得の配当に対する米国の州税及び地方税に係る費用1億米ドル

この費用の算定に際し、当社は、2018年1月18日時点で当社が評価した外国の地方税及び源泉税に係る費用を含め、税金負債の算定並びに繰延税金資産及び負債に対する影響に関して入手可能な最新の情報及び指針を利用した。新たな指針が公表された場合には、暫定的な費用に対して追加の調整や当社の見積りの変更が必要となる場合がある。暫定的な費用の修正は、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす場合がある。

TCJAにはグローバル無形資産課税所得(以下「GILTI」という。)に対する税金に係る規定も含まれる。TCJAの規定では、GILTIは米国株主の海外所得(純額)の総額が、有形資産から生じるみなし所得を超える部分と説明される。2018年1月に、FASBは複数の会社による照会に応じて、GILTIに係る税金を期間費用処理するか、又は会計と税務の基準額の差異が存在し、その解消時に課税所得に含まれるGILTIの金額に影響を及ぼすことが見込まれる場合に繰延税金資産及び負債を認識するか、会計方針として選択することを会社に認める指針を公表した。当社は新たな税法規定の詳細分析を実施するまで、GILTIを期間費用処理することを暫定的に選択した。

法人税等の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度
当年度分：			
米国税額	11,969	1,896	2,748
米国外税額	1,998	1,708	1,309
当年度分合計	13,967	3,604	4,057
繰延税金：			
米国税額	(1,956)	294	37
米国外税額	4,362	(635)	(307)
繰延税金合計	2,406	(341)	(270)
法人税等	16,373	3,263	3,787

2017年度、2016年度及び2015年度における米国法定税率35%による法人税等と、当社の実効税率との比較は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度
米国	4,865	7,457	8,179
米国外	12,808	12,346	11,017
税引前利益：	17,673	19,803	19,196
税率：			
米国法定税率	35.0%	35.0%	35.0%
米国外業務(1)	(12.8)	(17.2)	(15.4)
研究費及び稀用薬の税額控除	(0.4)	(0.4)	(0.2)
米国の州税及び地方税	0.6	(0.1)	0.4
米国の製造業者控除	(0.8)	(0.6)	(0.6)
米国外の課税所得に対する米国税	0.7	1.3	0.2
株式に基づく報酬に係るタックス・ベネフィット	(2.1)	(1.8)	—
米国の資産／事業の処分によるタックス・ベネフィット	(0.8)	—	—
その他	(0.1)	0.3	0.3
TCJAによる影響	73.3 (2)	—	—
実効税率	92.6%	16.5%	19.7%

- (1) 全表示期間において、当社には、様々な優遇税制のもとプエルトリコで事業活動を行う子会社がある。2017年度において、米国外業務は、特にアイルランド、スイス及びプエルトリコ等、法定税率が米国と異なる管轄地での業務による影響を反映し、これにより、米国の法定税率35.0%と比較して実効税率に有利な影響が及ぶ。2017年度の金額にはベルギーの法定税率の変更に関連した繰延税金残高の再評価による税金費用も含まれ、これにより法人税等が約3.4%増加した。
- (2) TCJAに係る暫定的費用の一部として仮計上された米国の州税及び地方税(実効税率の約0.6%)を含む。

2016年度と比較して2017年度の実効税率が76.1%増加したのは主に、2017年12月の米国におけるTCJAの成立によるものであった。TCJAの成立により、2017年度第4四半期に法人税等が約130億米ドル計上され、実効税率が約73.3パーセンテージ・ポイント上昇した。

2017年度の実効税率が上昇したその他の要因は、2017年12月に成立したベルギーの法定税率の変更によるベルギーにおける当社の繰延税金資産の再測定に関連するものであり、当社のアニマス・コーポレーションのインスリンポンプ事業からの撤退によるタックス・ベネフィットと相殺された。

2015年度と比較して2016年度に実効税率が低下したのは主に、事業年度中に権利確定した又は行使された株式に基づく報酬に係る追加のタックス・ベネフィットの計上に関する新会計基準を適用したことによるものであった。2015年度と比較して、2016年度の実効税率の変更のその他の要因は主に、米国における税引前利益の減少、及びいくつかの不確実な税務ポジションの解消に関連するものであった。

2014年度と比較して2015年度に実効税率が低下したのは主に、課税所得が税率の高い税管轄地と比較してより税率の低い税管轄地において増加し、海外の関係会社の事業再編に起因するタックス・ベネフィットによるものであった。

上記の項目は、税率調整に影響を及ぼす主要なものである。

2017年度及び2016年度の一時差異及び次期繰越額は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度繰延税金		2016年度繰延税金	
	資産	負債	資産	負債
従業員関連債務	2,259		2,958	
株式に基づく報酬	507		749	
減価償却費		(9)		(219)
損金不算入の無形固定資産		(6,506)		(6,672)
税務上資産計上された 米国外の研究開発費	1,307		1,264	
引当金及び負債	1,718		1,857	
税務上の課税所得	1,316		1,309	
米国外の次期繰越営業損失 - 純額	762		717	
米国外留保所得	1,101	(4,457)		
その他 - 米国外	755	(194)	1,135	(15)
その他 - 米国	177		155	
繰延税金合計	9,902	(11,166)	10,144	(6,906)

当社は、累積純損失のある米国外の100%子会社を有する。当社は、当該子会社がこれらの繰延税金資産を利用するのに十分な将来の課税所得を実現する可能性が比較的高いと確信している。

以下の表は未認識タックス・ベネフィットの増減を示したものである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	2016年度	2015年度
期首残高	3,041	3,080	2,465
当年度の税務ポジションによる増加	332	348	570
前年度の税務ポジションによる増加	232	11	182
前年度の税務ポジションによる減少	(416) (1)	(338)	(79)
解消	(2)	(37)	(4)
時効消滅	(36)	(23)	(54)
期末残高	3,151	3,041	3,080

(1) この減少のうち、347百万米ドルはTCJAに関連するものである。

2017年12月31日現在における未認識タックス・ベネフィット32億米ドルは、認識された場合、当社の年次の実効税率に影響を及ぼすこととなる。当社は数多くの国で事業を行い、申告書を提出しており、現在、多数の税当局との税務監査が行われている。IRSは2009年度までの課税年度に関する監査を完了し、現在2010年度から2012年度までの課税年度に関する監査を行っている。当社が事業を行うその他の主な税管轄地においては、課税年度は通常2004年度までさかのぼって決着していない。当社は、いくつかの税管轄地において税務当局による監査が今後12ヶ月間に完了する可能性があると考えている。しかしながら、当社が不確実な税務ポジションに関するその他の将来の納税時期について合理的に信頼のおける見積を提供することは不可能である。

当社は、未認識タックス・ベネフィットに関する負債とそれに関連する利息費用及び課徴金を長期負債として分類している。支払利息及び未認識タックス・ベネフィットに関連する課徴金は法人税等に分類されている。当社は、2017年度、2016年度及び2015年度に、それぞれ税引後で60百万米ドル、7百万米ドル及び44百万米ドルの支払利息を認識した。2017年度及び2016年度における未払利息合計額は、それぞれ436百万米ドル及び344百万米ドルであった。

注記9 従業員関連債務

2017年度及び2016年度末現在の連結貸借対照表に計上された従業員関連債務は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2017年度	2016年度
年金給付	5,343	4,710
退職後給付	2,331	2,733
雇用後給付	2,250	2,050
繰延報酬	475	534
従業員債務合計	10,399	10,027
控除：未払給付債務 - 当年度分	325	412
従業員関連債務 - 固定	10,074	9,615

2017年度及び2016年度の前払従業員関連債務それぞれ526百万米ドル及び227百万米ドルは、連結貸借対照表のその他の資産に含まれる。

注記10 年金及びその他の給付制度

当社は世界中の従業員の大部分を対象とした様々な退職給付及び年金制度を支援しており、確定給付制度、確定拠出制度及び特別退職給付制度が含まれる。当社はまた、米国における全ての適格退職従業員及びその扶養家族全員に対し、医療を主とした退職後給付も提供している。

米国外に所在する多くの従業員は政府の支援するプログラムの対象となっているが、当社が負担する費用に重要性はない。

従業員に関する退職給付制度の給付額は主に、退職前の最後の3年間から5年間の従業員の報酬及び勤続年数に基づいている。2014年度に米国確定給付制度の給付の算定に用いる算定式が改訂されたことにより、2015年1月1日以降に雇用された従業員に対する給付は主に合計勤続年数にわたる従業員の給与を用いて算定される。

米国外子会社の制度においては、資金が信託会社に預けられ、団体契約で年金保険が購入されるか、引当金が設定される。

当社は前払いによる退職者医療保険給付への積立は通常行っていないが、自由裁量により行われる場合がある。当社は将来これらの制度を改定する権利も有する。

2017年度及び2016年度において、当社は、米国及び米国外における全ての退職給付制度並びにその他の給付制度の測定日としてそれぞれ2017年12月31日及び2016年12月31日を使用した。

2017年度、2016年度及び2015年度における当社の確定退職給付制度及びその他の給付制度の純期間給付費用の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	退職給付制度			その他の給付制度		
	2017年度	2016年度	2015年度	2017年度	2016年度	2015年度
勤務費用	1,080	949	1,037	247	224	257
利息費用	927	927	988	159	158	186
制度資産の期待運用収益	(2,041)	(1,962)	(1,809)	(6)	(6)	(7)
過去勤務費用(収益)の償却	2	1	2	(30)	(34)	(33)
認識した数理計算上の損失	609	496	745	138	135	201
制度縮小及び清算	17	11	8	—	—	—
純期間給付費用	594	422	971	508	477	604

当社の確定給付年金制度及びその他の退職後制度に関して、翌年度に純期間給付費用に認識される予測金額は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	
移行時純債務額の償却	—
数理計算上の純損失額の償却	931
過去勤務収益の償却	30

米国年金制度に関する未認識損益は、各制度の将来の平均残存役務期間にわたり償却される。在職従業員がいない制度については、当該未認識損益は平均寿命にわたり償却される。その他の米国の給付制度に関する損益の償却は、資産の時価又は退職後給付債務累積額のいずれか大きい額の10%のコリドーを使用して決定される。コリドーを超過する未償却の損益合計は、将来の平均残存役務期間にわたり償却される。

米国年金制度に関する過年度の勤務費用 / 給付は、制度の改定時における制度加入者の将来の平均残存役務期間にわたり償却される。その他の米国給付制度に関する過年度の勤務費用 / 給付は、制度の改定時における制度加入者の完全受給資格年齢に達するまでの残存役務期間にわたり償却される。

以下の表は加重平均の数値計算上の仮定を示している。

世界の給付制度	退職給付制度			その他の給付制度		
	2017年度	2016年度	2015年度	2017年度	2016年度	2015年度
純期間給付費用						
勤務費用割引率	3.59%	3.98%	3.78%	4.63%	4.77%	4.31%
利息費用割引率	3.98%	4.24%	3.78%	3.94%	4.10%	4.31%
昇給率	4.01%	4.02%	4.05%	4.31%	4.32%	4.11%
制度資産の長期期待運用収益率	8.43%	8.55%	8.53%			
給付債務						
割引率	3.30%	3.78%	4.11%	3.78%	4.42%	4.63%
昇給率	3.99%	4.02%	4.01%	4.30%	4.29%	4.28%

当社の割引率は、高格付で長期の債券による現在のイールド・カーブを考慮して決定される。決定された割引率は、制度負債のデュレーションと一致する。2016年度において、当社は勤務費用及び利息費用を算定する方法を、単一の加重平均割引率による方法からデュレーションに対応する制度負債のキャッシュ・フローのイールド・カーブ上のスポット・レートによる方法へと変更し、経営陣はこの方法はより正確な見積であると結論づけた。方法が変更される前は、当社は制度債務を測定するために用いるイールド・カーブから得られる単一の加重平均割引率を用いて勤務費用及び利息費用を測定していた。当社は当該変更を、会計上の見積の変更として取り扱い、将来に向かって会計処理を行った。当該変更は給付債務に影響を及ぼすものではなく、2016年度通年の経営成績に重要な影響を及ぼすものではない。

制度資産の期待運用収益率の仮定は、世界の分散投資ポートフォリオにおける長期期待運用収益率に対する当社による評価を示している。評価は、外部の金融情報源からの予測、過去の長期平均運用収益、資産クラス別の実際運用収益、及び様々な資産クラスの市場別の配分を用いて決定される。

以下の表は全ての個人の仮定医療保険費用傾向率を示している。

医療保険制度	2017年度	2016年度
次年度の仮定医療保険費用傾向率	6.33%	6.32%
費用傾向率が減少すると仮定される率(最終的な傾向率)	4.55%	4.50%
最終的な傾向率に達する年度	2038年	2038年

仮定医療保険費用傾向率が1パーセント・ポイント上下に変動した場合の影響は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	1パーセント・ ポイントの増加	1パーセント・ ポイントの減少
医療保険制度		
利息及び勤務費用合計	29	(23)
退職後給付債務	355	(291)

以下の表は、当社の確定給付年金制度及びその他の退職後制度の2017年度及び2016年度末現在における給付債務並びに制度資産の公正価値に関連した情報を示している。

(単位：百万米ドル)	退職給付制度		その他の給付制度	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
給付債務の変動				
予測給付債務 - 期首	28,116	25,855	4,605	4,669
勤務費用	1,080	949	247	224
利息費用	927	927	159	158
制度加入者による拠出額	60	54	—	—
改訂	(7)	(48)	(17)	—
数理計算上の(利益)損失	2,996	2,302	(166)	(73)
売却及び買収	201	(24)	88	—
制度縮小、清算及び事業再編	(35)	(25)	2	—
制度からの給付支払額*	(1,050)	(1,210)	(351)	(378)
為替レートによる影響額	933	(664)	15	5
予測給付債務 - 期末	33,221	28,116	4,582	4,605
制度資産の変動				
制度資産の公正価値 - 期首	23,633	22,254	75	74
制度資産の実際運用収益	4,274	2,286	12	7
当社による拠出額	664	838	545	372
制度加入者による拠出額	60	54	—	—
清算	(32)	(25)	—	—
売却及び買収	173	(24)	—	—
制度資産からの給付支払額*	(1,050)	(1,210)	(351)	(378)
為替レートによる影響額	682	(540)	—	—
制度資産の公正価値 - 期末	28,404	23,633	281	75
積立状況 - 期末	(4,817)	(4,483)	(4,301)	(4,530)

*2016年度に、当社は、米国適格確定給付年金制度の権利確定済参加者である一部の適格旧従業員に対して、所定の基準を下回る任意の一括支払オプションを提供した。この一括支払による分配は2017年度末までに完了した。2017年度及び2016年度に分配された金額はそれぞれ約127百万米ドル及び420百万米ドルである。当該制度からの分配は当社の財政状態に重要な影響を及ぼしていない。

(単位：百万米ドル)	退職給付制度		その他の給付制度	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
当社の貸借対照表上で認識された金額は以下の通り：				
固定資産	526	227	—	—
流動負債	(92)	(86)	(228)	(315)
固定負債	(5,251)	(4,624)	(4,073)	(4,215)
連結貸借対照表上で認識された金額の合計 - 期末	(4,817)	(4,483)	(4,301)	(4,530)
その他の包括利益累積額上で認識された金額は以下の通り：				
数理計算上の純損失	8,140	7,749	1,500	1,804
過去勤務費用(収益)	(25)	(12)	(137)	(150)
未認識移行時純債務	—	—	—	—
税効果前合計	8,115	7,737	1,363	1,654
累積給付債務 - 期末	29,793	25,319		
純期間給付費用及びその他の包括利益に認識された金額				
純期間給付費用	594	422	508	477
数理計算上の純(利益)損失	740	1,965	(169)	(72)
数理計算上の純損失の償却	(609)	(496)	(138)	(135)
過去勤務費用(収益)	(7)	(48)	(17)	—
過去勤務(費用)収益の償却	(2)	(1)	30	34
為替レートによる影響額	256	(218)	3	(1)
その他の包括利益に認識された損失 / (利益)の合計(税引前)	378	1,202	(291)	(174)
純期間給付費用及びその他の包括利益に認識された金額の合計	972	1,624	217	303

当社は、2006年年金保護法(Pension Protection Act of 2006)に従って、当社の米国適格制度に引き続き積立を行う計画である。米国外の制度は現地の規制に準拠して積み立てられる。追加的な任意の拠出は、当該制度の長期債務を満たすのに適切であると判断された場合に行われる。一部の年金制度については、積立による経済的利益が提供されないため、積立は一般的な実務ではない。従って、当社には未積立の年金制度がいくつかある。

2017年度に、当社は米国及び米国外の年金制度に対してそれぞれ72百万米ドル及び592百万米ドルを拠出した。

以下の表は、それぞれ2017年12月31日及び2016年12月31日現在における当社の米国適格及び非適格年金制度並びに米国外の積立及び未積立年金制度の積立状況を示している。

(単位：百万米ドル)	米国制度				米国外制度			
	適格制度		非適格制度		積立制度		未積立制度	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
制度資産	18,681	16,057	—	—	9,723	7,576	—	—
予測給付債務	19,652	16,336	2,257	1,905	10,863	9,502	449	373
累積給付債務	17,654	14,759	1,849	1,568	9,893	8,663	397	329
積立超過(不足)								
予測給付債務	(971)	(279)	(2,257)	(1,905)	(1,140)	(1,926)	(449)	(373)
累積給付債務	1,027	1,298	(1,849)	(1,568)	(170)	(1,087)	(397)	(329)

制度資産を上回る累積給付債務を有する制度は、2017年度末現在でそれぞれ38億米ドル、46億米ドル及び7億米ドル並びに2016年度末現在で累積給付債務、予測給付債務及び制度資産をそれぞれ88億米ドル、99億米ドル及び56億米ドル有している。

以下の表は、当社の退職給付制度及びその他の給付制度による将来の予測給付支払額を示している。

(単位：百万米ドル)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度から2027年度
将来の予測給付支払額						
退職給付制度	970	1,007	1,057	1,131	1,190	7,062
その他の給付制度	322	312	306	301	297	1,395

以下の表は、未積立の退職給付制度に対する将来の予測最低拠出額を示している。これらの金額には、当社が将来において拠出を選択する可能性のある裁量的な拠出は含まれていない。

(単位：百万米ドル)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度から2027年度
将来の予測拠出額	88	89	94	100	108	651

それぞれの年金制度は、その年金制度の管理及び投資全体に責任を負う現地の委員会又は理事会が監督している。投資方針、戦略及び目標を決定する上で、各委員会又は理事会は、現地の年金規則及び規定、現地の税法、投資手段(分離勘定、合同運用勘定、保険基金など)の利用可能性、制度の積立状況、在職者対退職者比率、負債の期間に加え、分散、現地市場の流動性及び基準通貨の流動性などのその他の関連要因を考慮する。当社の年金基金の大部分は新規加入者を受け入れており、継続的な制度である予定である。認められる投資は主として流動性のあるもの、及び／又は上場されているものであり、ヘッジファンドなどの流動性のない非伝統的な投資にはほとんど依拠していない。

2017年度及び2016年度の期末現在における当社の退職給付制度資産の配分及び2018年度の目標配分は以下の通りである。

世界の退職給付制度	制度資産の割合		目標配分
	2017年度	2016年度	2018年度
持分証券	76%	75%	73%
負債証券	24	25	27
制度資産合計	100%	100%	100%

制度資産の公正価値の決定

当該制度においては、公正価値を決定するプロセスが規定され、十分に文書化されている。公正価値は、利用可能な場合は相場価格に基づく。相場価格又は相場価格が入手できない場合、公正価値は、イールド・カーブ、金利、ボラティリティ、株価又は債券価格、外国為替相場及びクレジットカーブなどの市場ベースのパラメータ、又は独立して提供される市場パラメータをインプットとして主に使用するモデルに基づく。

当該制度は、その評価方法が適切であり、他の市場参加者と一致したものであると確信しているが、特定の金融商品の公正価値を決定するために異なる方法又は仮定を使用する結果、報告日現在の見積公正価値が異なる場合もあり得る。

評価のヒエラルキー

公式文献では、公正価値の測定に使用するインプットの優先順位付けのために3つのレベルのヒエラルキーが定義される。この階層レベルは以下の表に示す通り、レベル1の優先順位が最も高く、レベル3の優先順位は最も低い。

評価のヒエラルキー内の金融商品の分類は、公正価値の測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのものに基づく。

以下は、公正価値で測定される投資に使用される評価方法の詳細である。

- ・短期投資ファンド - 現金及び相場価格のある短期商品は、終値又は証券保管銀行の保有額で評価される。その他の投資は、投資ピークルを通じ、ファンドの運用者が提供する純資産価値(以下「NAV」という。)を用いて評価される。NAVは、ファンドが所有する原資産の価値からその負債を差し引き、発行済受益証券口数で割った値に基づく。NAVは活発でない市場における相場価格であり、レベル2に分類される。
- ・政府及び政府機関証券 - これらの投資のうち少数は、それぞれの証券が取引される主要市場における終値で評価される。活発な市場における相場価格が入手可能な場合、この投資は評価のヒエラルキーのレベル1に分類される。特定の証券について相場価格が入手できない場合、公正価値は価格決定モデル、同様の性質を持つ証券の相場価格、又は割引キャッシュ・フローを使用して見積もられる。活発な市場における証券の相場価格が入手できない場合は、レベル2に分類される。
- ・負債証券 - これらの投資のうち少数は、それぞれの証券が取引される主要市場における終値で評価される。活発な市場における相場価格が入手可能な場合、この投資はレベル1に分類される。特定の証券について相場価格が入手できない場合、公正価値は価格決定モデル、同様の性質を持つ証券の相場価格、又は割引キャッシュ・フローを使用して見積もられ、レベル2に分類される。レベル3の負債証券は、観察不能なインプットに基づいて価格決定される。

- ・持分証券 - 持分証券は、それぞれの証券が取引される主要市場における終値で評価される。ほぼ全ての普通株式が評価のヒエラルキーのレベル 1 に分類される。
- ・合同運用ファンド - この投資ピークルは、ファンドの運用者が提供するNAVを使用して評価される。NAVは、ファンドが所有する原資産の価値からその負債を差し引き、発行済受益証券口数で割った値に基づく。レベル 2 に分類される資産には、相場価格がある。
- ・保険契約 - この商品は保険会社が発行する。その公正価値は、交渉による額及び分離勘定のポートフォリオに保有される原投資に基づくとともに、発行者の信用状態も考慮される。原投資は、政府証券、資産担保証券及び確定利付証券である。保険契約は、相場価格がなく、価格決定のための観察可能なインプットもないため、一般にレベル 3 に分類される。
- ・その他の資産 - その他の資産は主に、有限責任パートナーシップ及び不動産投資、並びに社債に分類されない商業貸付及び商業用不動産担保貸付などである。上場し活発に取引されているその他の資産はレベル 1 に分類され、活発に取引されていないその他の資産はレベル 2 に分類される。

以下の表は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在の公正価値で測定される退職給付制度の投資を示す。

(単位：百万米ドル)	活発な市場における同一資産の相場価格 (レベル 1)		その他観察可能な重要なインプット (レベル 2)		観察不能な重要なインプット (a) (レベル 3)		純資産価値で測定される投資		資産合計	
	2017 年度	2016 年度	2017 年度	2016 年度	2017 年度	2016 年度	2017 年度	2016 年度	2017 年度	2016 年度
短期投資ファンド	429	145	427	652	—	—	—	—	856	797
政府及び政府機関証券	—	—	3,094	2,655	—	—	—	—	3,094	2,655
負債証券	—	—	2,013	1,237	—	—	—	—	2,013	1,237
持分証券	13,848	11,433	—	12	—	—	—	—	13,848	11,445
合同運用ファンド	—	—	1,780	1,316	57	—	6,158	5,767	7,995	7,083
保険契約	—	—	—	—	199	24	—	—	199	24
その他の資産	—	—	121	—	—	—	278	392	399	392
投資の公正価値	14,277	11,578	7,435	5,872	256	24	6,436	6,159	28,404	23,633

(a) 全ての表示年度においてレベル 3 の資産の増減に重要性はない。

当社のその他の給付制度は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在におけるそれぞれ81百万米ドル及び75百万米ドルの米国の合同運用ファンド(レベル 2)並びに200百万米ドル及び0米ドルの米国の短期投資ファンド(レベル 2)を除き未積立である。

制度資産が直接、保有するジョンソン・エンド・ジョンソン普通株式の公正価値は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在、938百万米ドル(制度資産合計の3.3%)及び847百万米ドル(制度資産合計の3.6%)であった。

注記11 貯蓄制度

当社は、適格従業員を対象とする既存の退職プログラムを強化するために設定された任意の401(k)貯蓄制度を有している。当社は各従業員が加入資格のある制度の規定に合わせて拠出する額の一定割合に対応する拠出を行っている。当該制度への当社のマッチング拠出額合計は、2017年度、2016年度及び2015年度においてそれぞれ214百万米ドル、191百万米ドル及び187百万米ドルであった。

注記12 資本及び自己株式

自己株式の変動は以下の通りである。

(単位：自己株式数(千株)を除いて百万米ドル)	自己株式	
	株数	金額
2014年12月28日現在残高	336,620	19,891
従業員報酬及びストック・オプション・プラン	(24,413)	(2,497)
普通株式の買戻し	52,474	5,290
2016年1月3日現在残高	364,681	22,684
従業員報酬及びストック・オプション・プラン	(30,839)	(3,311)
普通株式の買戻し	79,490	8,979
2017年1月1日現在残高	413,332	28,352
従業員報酬及びストック・オプション・プラン	(25,508)	(3,156)
普通株式の買戻し	49,494	6,358
2017年12月31日現在残高	437,318	31,554

2017年度、2016年度及び2015年度末現在、発行済普通株式総数は約3,119,843,000株であった。

現金配当は、2016年度に1株当たり3.15米ドル及び2015年度に1株当たり2.95米ドルの配当に対して、2017年度に1株当たり3.32米ドルが支払われた。

2015年10月13日に、当社は、当社の普通株式を上限100億米ドルまで買付ける権限を当社に付与する自社株買いプログラムについて、取締役会が承認したことを発表した。当該自社株買いプログラムは2017年7月2日に完了した。

2014年7月21日に、当社は、当社の普通株式を上限50億米ドルまで買付ける権限を当社に付与する自社株買いプログラムについて、取締役会が承認したことを発表した。当該自社株買いプログラムは2015年4月28日に完了した。

注記13 その他の包括利益(損失)累積額

その他の包括利益(損失)の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	外貨換算 調整額	有価証券に係る 利益 / (損失)	従業員 給付制度	デリバティブ及 びヘッジに係る 利益 / (損失)	その他の包括 利益(損失) 累積額合計
2014年12月28日現在	(4,803)	257	(6,317)	141	(10,722)
2015年度の変動 - 純額	(3,632)	347	1,019	(177)	(2,443)
2016年 1 月 3 日現在	(8,435)	604	(5,298)	(36)	(13,165)
2016年度の変動 - 純額	(612)	(193)	(682)	(249)	(1,736)
2017年 1 月 1 日現在	(9,047)	411	(5,980)	(285)	(14,901)
2017年度の変動 - 純額	1,696	(179)	(170)	355	1,702
2017年12月31日現在	(7,351)	232	(6,150)	70	(13,199)

その他の包括利益累積額の金額は、関連する税効果を控除して表示される。外貨換算調整額は、在外子会社への永久投資に関連する場合、税効果会計は行われていない。包括利益に関する詳細については連結包括利益計算書を参照のこと。

その他の包括利益累積額からの振替に関する詳細は以下の通りである。

- ・有価証券に係る利益 / (損失) - その他の(収益)費用 - 純額に振り替える。
- ・従業員給付制度 - 振替は純期間給付費用に含まれる。詳細については注記10を参照のこと。
- ・デリバティブ及びヘッジに係る利益 / (損失) - 利益への振替はヘッジ対象取引と同じ勘定に計上される。詳細については注記 6 を参照のこと。

注記14 外貨換算

米ドル以外の通貨で事業活動を行う当社の子会社の換算について、当社はその米国外子会社の現地通貨を機能通貨としている(但し、過去3年間に累積インフレ率が100%以上である超インフレ経済下の国にある米国外子会社、若しくはキャッシュ・フローのかなりの部分が現地通貨建てでない場合を除く)。当社の大分部の子会社について、現地通貨が機能通貨となっている。

米国外子会社を連結する際、貸借対照表上の換算による影響額はその他の包括利益累積額の構成項目として計上される。この資本勘定には、超インフレ経済下にある在外子会社のものを除き、貸借対照表上の特定の資産及び負債を決算日レートで、また一部の勘定を取引日レートで換算した際の換算差額が含まれる。超インフレ経済下にある子会社の貸借対照表勘定の換算は経営成績に反映される。

2017年度、2016年度及び2015年度における外貨換算調整額の変動の分析については注記13を参照のこと。

為替差損益の純額はその他の(収益)費用に含められ、2017年度、2016年度及び2015年度においてそれぞれ、216百万米ドル、289百万米ドル及び104百万米ドルの損失であった。

注記15 1株当たり利益

2017年12月31日、2017年1月1日及び2016年1月3日に終了した各事業年度における基本的1株当たり当期純利益から希薄化後1株当たり当期純利益への調整は以下の通りである。

(単位：1株当たりの値を除き百万株)	2017年度	2016年度	2015年度
基本的1株当たり純利益	0.48米ドル	6.04米ドル	5.56米ドル
平均発行済株式数 - 基本的	2,692.0	2,737.3	2,771.8
ストック・オプション・プランに基づいて 行使可能な潜在的株式数	139.7	142.4	141.5
控除：自己株式方式に基づいて買い戻す可能性のある株式数	(87.3)	(92.1)	(102.6)
転換社債から転換される株式数	0.9	1.3	2.2
平均発行済株式数 - 希薄化後	2,745.3	2,788.9	2,812.9
希薄化後1株当たり利益	0.47米ドル	5.93米ドル	5.48米ドル

希薄化後1株当たり純利益の計算には、転換社債による希薄化効果が含まれており、それは関連する支払利息がそれぞれ2017年度について1百万米ドル(税引後)、2016年度について2百万米ドル及び2015年度について3百万米ドル減少したことにより相殺された。

全てのオプションの行使価格が当社の株式の平均株価を下回っていたことから、2017年度、2016年度及び2015年度の希薄化後1株当たり純利益の計算には、ストック・オプションに関連する全ての株式が含まれている。

注記16 賃借料及びリース契約

オペレーティング・リースによる事務所、車輛、製造設備、事務機器及びデータ処理設備の賃借料は、2017年度、2016年度及び2015年度においてそれぞれ約372百万米ドル、約330百万米ドル及び約316百万米ドルであった。

2017年12月31日現在、1年超の当初又は残りの中途解約不能リース期間を持つオペレーティング・リースで要求されている最低リース料支払額は概ね以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度より後	合計
	227	184	143	106	76	103	839

キャピタル・リース契約に重要性はない。

[次へ](#)

注記17 普通株式、ストック・オプション・プラン及び株式報酬契約

2017年12月31日現在、当社には2つの株式に基づく報酬制度があった。未行使株式は当社の2005年長期インセンティブ・プラン及び2012年長期インセンティブ・プランに基づく契約に対するものである。2005年長期インセンティブ・プランは、2012年4月26日をもって終了した。同日より後に付与された全てのオプション及び制限付株式は2012年長期インセンティブ・プランに基づく。2012年長期インセンティブ・プランの下で、当社は普通株式を最大650百万株と、これに加えて2012年4月26日より後に2005年長期インセンティブ・プランにおいて取消、失効、喪失又は未発行となった株式を発行することができる。2012年長期インセンティブ・プランの下で、将来付与可能な株式は2017年度末現在で389百万株であった。

これらの制度において、費用として計上された報酬費用は、2017年度では962百万米ドル、2016年度では878百万米ドル、2015年度では874百万米ドルであった。株式に基づく報酬費用について損益計算書上で認識されたタックス・ベネフィットの合計は、2017年度では275百万米ドル、2016年度では256百万米ドル、2015年度では253百万米ドルであった。株式に基づく報酬に係る追加のタックス・ベネフィットの計上に関する新会計基準の適用に伴い、2016年度には追加のタックス・ベネフィット353百万米ドルが認識された。未認識の報酬費用は合計で、2017年度では798百万米ドル、2016年度では749百万米ドル、2015年度では744百万米ドルであった。2017年度、2016年度及び2015年度においてこの費用を認識する加重平均期間は、それぞれ1.76年、1.09年及び0.98年であった。棚卸資産の一部として資産計上された株式に基づく報酬費用は全期間において重要性はなかった。

当社は、従業員給付としての株式の発行に自己株式を充当している。従業員給付としての株式の発行へ充当するために使用される株式数分の自己株式が年間を通して取得される。

ストック・オプション

ストック・オプションは、オプション付与日から10年で失効し、6ヶ月から4年の勤務期間にわたり権利が確定する。全てのオプションは付与日現在のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の高値と安値の平均値で付与される。

各オプション報奨の公正価値は、以下の表に示される仮定を用いるブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して付与日に見積もられた。2017年度、2016年度及び2015年度の付与における予想ボラティリティは、10年間の週次ベースのヒストリカル・ボラティリティとアット・ザ・マネーで取引引きされるジョンソン・エンド・ジョンソンのオプション(オプション期間2年)に基づく5週間のインプライド・ボラティリティの平均値との混合値である。全ての付与におけるヒストリカル・データはオプションの予想期間を決定する際に使用される。無リスク金利は付与時に有効な米国国債のイールド・カーブに基づいていた。

付与されたオプションの平均公正価値は、2017年度では13.38米ドル、2016年度では10.01米ドル、2015年度では10.68米ドルであった。公正価値は、以下の加重平均の仮定に基づいて見積られた。

	2017年度	2016年度	2015年度
無リスク金利	2.25%	1.51%	1.77%
予想ボラティリティ	15.30%	15.76%	15.48%
予想期間(年数)	7.0	7.0	7.0
配当利回り	2.90%	3.10%	2.90%

2017年12月31日、2017年1月1日及び2016年1月3日現在のプランに基づくオプション活動の要約並びに同日に終了する事業年度中の変動は以下の通りである。

	未行使株式数 (単位：千株)	加重平均行使価格 (単位：米ドル)	本源的価値合計 (単位：百万米ドル)
2014年12月28日現在株式数	115,712	70.37	4,014
オプション付与	20,484	100.06	
オプション行使	(16,683)	62.53	
オプション取消 / 喪失	(2,996)	82.22	
2016年1月3日現在株式数	116,517	76.41	3,065
オプション付与	22,491	101.87	
オプション行使	(22,547)	65.66	
オプション取消 / 喪失	(3,006)	92.83	
2017年1月1日現在株式数	113,455	83.16	3,636
オプション付与	19,287	115.67	
オプション行使	(18,975)	70.87	
オプション取消 / 喪失	(2,461)	101.40	
2017年12月31日現在株式数	111,306	90.48	5,480

オプション行使の本源的価値合計は、2017年度、2016年度及び2015年度において、それぞれ1,060百万米ドル、980百万米ドル及び644百万米ドルであった。

以下の表は、2017年12月31日現在の未行使及び行使可能なストック・オプションの要約である。

(単位：千個)		未行使		行使可能	
行使価格の範囲	オプション数	平均期間(1)	平均行使価格	オプション数	平均行使価格
52.13米ドル-62.20米ドル	12,148	1.7	60.37米ドル	12,148	60.37米ドル
62.62米ドル-65.62米ドル	9,548	3.0	63.91米ドル	9,547	63.91米ドル
66.07米ドル-72.54米ドル	14,816	5.0	72.53米ドル	14,816	72.53米ドル
90.44米ドル-100.48米ドル	35,035	6.6	95.48米ドル	15,843	90.49米ドル
101.87米ドル-115.67米ドル	39,759	8.6	108.35米ドル	67	105.91米ドル
	111,306	6.3	90.48米ドル	52,421	73.61米ドル

(1) 契約期間の平均残存年数。

2017年1月1日及び2016年1月3日現在、未行使のストック・オプションはそれぞれ113,455個(平均行使期間6.2年)及び116,517個(平均行使期間5.9年)であった。2017年1月1日及び2016年1月3日現在、行使可能なストック・オプションはそれぞれ50,414個(平均行使価格65.77米ドル)及び48,345個(平均行使価格62.26米ドル)であった。

制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニット

当社は制限付株式ユニットを付与しており、その権利は6ヶ月から3年の勤務期間にわたり確定する。当社はまた、業績連動株式ユニットを付与しており、3年の業績測定期間終了後にジョンソン・エンド・ジョンソン普通株式で支払われる。業績連動株式ユニットの権利確定の有無及び権利確定の額は、6ヶ月から3年の勤務期間の終了及び長期株主総利回りに直接合致又は貢献する、均等に加重された3つの目標(すなわち、営業売上高、調整後1株当たり営業利益及び相対的な株主総利回り)に3年間にわたり連動する。3年の期間終了時に実際に稼得する株数は実際の成果のみに基づき、付与された業績連動株式ユニットが目標とする数の0%から200%の間で変動する。2017年度第4四半期に、当社は2018年1月1日から2018年3月15日の間に権利確定する予定の制限付株式ユニットを変更した。この変更は、同期間中に権利確定が見込まれる全ての報奨について、見込支払総額の時価を下回る場合の最低総額を保証するものであった。保証された金額は当社の財政状態全体に重要な影響を及ぼすものではなかった。

2017年12月31日現在のプランに基づく制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニット活動の要約は以下の通りである。

(単位：千個)	未行使制限付株式 ユニット数	未行使 業績連動株式 ユニット数
2017年 1 月 1 日現在株式数	21,061	2,415
付与	7,248	1,276
発行	(7,205)	(1,361)
取消 / 喪失 / 調整	(943)	295
2017年12月31日現在株式数	20,161	2,625

付与された制限付株式ユニットの平均公正価値は、2017年度、2016年度及び2015年度において、それぞれ107.69米ドル、92.45米ドル及び91.65米ドルであり、付与日の公正市場価格を使用している。制限付株式ユニットの公正価値は、配当について割り引かれ、その配当は権利確定期間中においては制限付株式ユニットに対して支払われない。2017年度、2016年度及び2015年度中に発行した制限付株式ユニットの公正価値はそれぞれ、596.5百万米ドル、587.7百万米ドル及び597.6百万米ドルであった。

2017年度、2016年度及び2015年度において、付与された業績連動株式ユニットの加重平均公正価値はそれぞれ、114.13米ドル、105.30米ドル及び93.54米ドルであり、付与日における3つの目標のそれぞれの公正市場価格の加重平均を使用して計算されている。

各業績連動株式ユニットの売上高及び1株当たり利益の目標の公正価値は、付与日に付与時点の公正市場価格を用いて見積もられ、権利確定期間中には支払われない業績連動株式ユニットの配当について割り引かれている。各業績連動株式ユニットの相対的な株主総利回りの公正価値は、モンテ・カルロ評価モデルを使用し付与日に見積もられている。2017年度、2016年度及び2015年度に発行された業績連動株式ユニットの公正価値はそれぞれ132.5百万米ドル、127.7百万米ドル及び16.7百万米ドルであった。

注記18 事業別セグメント及び地域別セグメント

(単位：百万米ドル)	売上高		
	2017年度	2016年度	2015年度
一般消費者向け製品 - 米国	5,565	5,420	5,222
米国外	8,037	7,887	8,285
合計	13,602	13,307	13,507
医薬品 - 米国	21,474	20,125	18,333
米国外	14,782	13,339	13,097
合計	36,256	33,464	31,430
医療用具製品 - 米国	12,824	12,266	12,132
米国外	13,768	12,853	13,005
合計	26,592	25,119	25,137
総合計	76,450	71,890	70,074

(単位：百万米ドル)	税引前利益			識別可能資産	
	2017年度 (3)	2016年度 (4)	2015年度 (5)	2017年度	2016年度
一般消費者向け製品	2,524	2,441	1,787	25,030	23,971
医薬品	11,083	12,827	11,734	59,450	27,477
医療用具製品	5,392	5,578	6,826	45,413	39,773
合計	18,999	20,846	20,347	129,893	91,221
控除：セグメントに配賦されない費用(1)	1,326	1,043	1,151		
共通(2)				27,410	49,987
総合計	17,673	19,803	19,196	157,303	141,208

(単位：百万米ドル)	有形固定資産の取得			有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費		
	2017年度	2016年度	2015年度	2017年度	2016年度	2015年度
一般消費者向け製品	485	486	544	674	608	559
医薬品	936	927	1,063	2,416	886	929
医療用具製品	1,566	1,472	1,631	2,216	1,928	1,945
セグメント別合計	2,987	2,885	3,238	5,306	3,422	3,433
共通	292	341	225	336	332	313
総合計	3,279	3,226	3,463	5,642	3,754	3,746

(単位：百万米ドル)	売上高			長期性資産(6)	
	2017年度	2016年度	2015年度	2017年度	2016年度
米国	39,863	37,811	35,687	38,556	36,934
ヨーロッパ	17,126	15,770	15,995	56,677	21,996
西半球(米国を除く。)	6,041	5,734	6,045	2,990	2,961
アジア太平洋・アフリカ	13,420	12,575	12,347	2,773	2,512
セグメント別合計	76,450	71,890	70,074	100,996	64,403
共通				1,143	1,190
その他の非長期性資産				55,164	75,615
総合計	76,450	71,890	70,074	157,303	141,208

当社の事業別セグメントの詳細については、注記 1 を参照のこと。

輸出売上高に重要性はない。2017年度において、当社の取引先には、総連結収益の約14.0%及び約10.0%を占める 2 つの卸売会社があり、これらの会社は 3 つの事業セグメント全てに対して商品の販売を行っている。2016年度において、当社の取引先には、総連結収益の約13.5%及び約10.7%を占める 2 つの卸売会社があり、これらの会社は 3 つの事業セグメント全てに対して商品の販売を行っている。2015年度において、当社には、総連結収益の約12.5%を占める 3 つのセグメント全てに商品を流通させる 1 つの卸売業者があった。

(1)セグメントに配賦されない金額には、(受取)利息 / 支払利息及び共通(収益) / 費用が含まれる。

(2)共通には、現金、現金同等物及び市場性のある有価証券が含まれている。

(3)医薬品セグメントにはアクテリオン(Actelion)取得関連費用797百万米ドル、仕掛研究開発費396百万米ドル及び訴訟関連費用 - 純額117百万米ドルが含まれている。医療用具製品セグメントには、訴訟関連費用 - 純額1,139百万米ドル、事業再編費用760百万米ドル、主にインスリンポンプ事業に関連した資産の減損215百万米ドル及びAMO取得関連費用140百万米ドルが含まれている。医療用具製品セグメントにはコドマン・ニューロサージャリー(Codman Neurosurgery)の売却益 7 億米ドルが含まれている。一般消費者向け製品セグメントには、COMPEED[®]の売却益 5 億米ドルが含まれている。

(4)医療用具製品セグメントにおける訴訟関連費用 - 純額806百万米ドル及び事業再編費用685百万米ドルが含まれている。医薬品セグメントには、従前の引当の見積に対する 5 億米ドルのプラスの調整額、仕掛研究開発費29百万米ドル、並びに規制物質の原材料及び医薬品有効成分(API)事業やヨーロッパにおける一部の麻酔製品の売却益が含まれている。

(5)医療用具製品セグメントには、事業再編費用590百万米ドル、アクラレント(Acclarent)に関連する346百万米ドルの無形固定資産の評価減、シンセス統合費用196百万米ドル及びデピュー・ASRTM 股関節(DePuy ASRTM Hip)プログラムの原価に関連する費用148百万米ドルが含まれている。医薬品セグメントにおける214百万米ドル及び医療用具製品セグメントにおける10百万米ドルからなる仕掛研究開発費224百万米ドルが含まれている。医薬品セグメントにおける136百万米ドル及び医療用具製品セグメントにおける 5 百万米ドルからなる訴訟関連費用 - 純額141百万米ドルが含まれ、これには、ガイダント(Guidant)との訴訟和解契約に係る利益600百万米ドルを含む。医療用具製品セグメントにはコーディス事業の売却益13億米ドルが含まれている。医薬品セグメントは米国におけるNUCYNTA[®]の売却益981百万米ドル及びマネージド・メディケイド(医療扶助制度)上の割戻しを含む従前の引当の見積に対する 5 億米ドルのプラスの調整額が含まれる。一般消費者向け製品セグメントには、SPLENDA[®]ブランドの売却益229百万米ドルが含まれている。

(6)長期性資産には、2017年度及び2016年度の有形固定資産 - 純額がそれぞれ17,005百万米ドル及び15,912百万米ドル含まれており、また2017年度及び2016年度の無形固定資産及びのれん - 純額がそれぞれ85,134百万米ドル及び49,681百万米ドル含まれている。

注記19 四半期財務情報抜粋(未監査)

2017年度及び2016年度における未監査の四半期財務情報の抜粋は以下の通りである。

(単位: 1株当たり金額を除き 百万米ドル)	2017年度				2016年度			
	第1 四半期(1)	第2 四半期(2)	第3 四半期(3)	第4 四半期(4)	第1 四半期(5)	第2 四半期(6)	第3 四半期(7)	第4 四半期(8)
セグメント別売上高								
一般消費者向け製品	3,228	3,478	3,356	3,540	3,195	3,419	3,261	3,432
医薬品	8,245	8,635	9,695	9,681	8,178	8,654	8,400	8,232
医療用具製品	6,293	6,726	6,599	6,974	6,109	6,409	6,159	6,442
売上高合計	17,766	18,839	19,650	20,195	17,482	18,482	17,820	18,106
売上総利益	12,380	13,016	12,748	12,952	12,153	13,146	12,334	12,572
税引前利益	5,575	4,748	4,790	2,560	5,294	4,904	5,281	4,324
当期純利益(損失)	4,422	3,827	3,764	(10,713)	4,457	3,997	4,272	3,814
基本的1株当たり利益(損失)	1.63米ドル	1.42米ドル	1.40米ドル	(3.99)米ドル	1.62米ドル	1.46米ドル	1.56米ドル	1.41米ドル
希薄化後1株当たり利益(損失)	1.61米ドル	1.40米ドル	1.37米ドル	(3.99)米ドル	1.59米ドル	1.43米ドル	1.53米ドル	1.38米ドル

- (1)2017年度第1四半期には、121百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前161百万米ドル)及び251百万米ドル(税引後)のAMO取得関連費用(税引前38百万米ドル)が含まれる。
- (2)2017年度第2四半期には、352百万米ドル(税引後)の訴訟関連費用 - 純額(税引前493百万米ドル)、199百万米ドル(税引後)のアクテリオン取得関連費用(税引前213百万米ドル)、101百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前128百万米ドル)及び125百万米ドル(税引後)の資産の減損損失(税引前182百万米ドル)が含まれる。
- (3)2017年度第3四半期には、97百万米ドル(税引後)の訴訟関連費用 - 純額(税引前118百万米ドル)、255百万米ドル(税引後)のアクテリオン取得関連費用(税引前367百万米ドル)及び136百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前187百万米ドル)が含まれる。
- (4)2017年度第4四半期には、506百万米ドル(税引後)の訴訟関連費用 - 純額(税引前645百万米ドル)、313百万米ドル(税引後)のアクテリオン取得関連費用(税引前217百万米ドル)、237百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前284百万米ドル)、266百万米ドル(税引後)の仕掛研究開発費(税引前408百万米ドル)及び116百万米ドル(税引後)のインスリンポンプ事業に関連したベネフィットが含まれる。さらに、2017年度第4四半期には最近制定された税制に対する136百万米ドルの税金の見積計上費用が含まれる。
- (5)2016年度第1四半期には、120百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前137百万米ドル)及び56百万米ドル(税引後)の訴訟費用 - 純額(税引前66百万米ドル)が含まれる。
- (6)2016年度第2四半期には、97百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前141百万米ドル)及び493百万米ドル(税引後)の訴訟費用 - 純額(税引前600百万米ドル)が含まれる。
- (7)2016年度第3四半期には、76百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前109百万米ドル)及び46百万米ドル(税引後)の訴訟費用 - 純額(税引前55百万米ドル)が含まれる。
- (8)2016年度第4四半期には、251百万米ドル(税引後)の事業再編費用(税引前298百万米ドル)及び80百万米ドル(税引後)の訴訟費用 - 純額(税引前96百万米ドル)が含まれる。

注記20 企業結合及び売却

2017年度中に、特定の事業を、現金35,151百万米ドル及び引受負債1,786百万米ドルで取得した。これらの取得は取得法を用いて会計処理されたため、経営成績は各取得日から財務書類に含まれている。

2017年度の取得には主に、肺動脈性肺高血圧症(PAH)のための差別化された革新的な製品の大手フランチャイズを設立しているアクテリオン・リミテッド(Actelion Ltd.)、アボット・ラボラトリーズの完全子会社であり、白内障手術、レーザー屈折矯正手術及び一般消費者向け眼科医療に関連する眼科用製品を含むアボット・メディカル・オプティクス、神経インターベンション治療用の医療機器を開発・販売する株式非公開の医療機器会社であるネウラヴィ・リミテッド(Neuravi Limited)、マイボーム腺機能不全の治療に特化した製品の製造会社であるティア・サイエンス・インク(TearScience Inc.)、消費者とアイケアの専門家をつなぐ定期視力ケアサービス及びコンタクトレンズの販売を展開した株式非公開会社のサイトボックス・インク(Sightbox, Inc.)、胃食道逆流症の外科的治療のためのLINXTM逆流管理システム(LINXTM Reflux Management System)を製造・販売する株式非公開の医療機器会社であるトーラックス・メディカル・インク(Torax Medical, Inc.)並びに電動外科用ツールを開発・製造・販売する株式非公開の医療機器会社であるメガダイン・メディカル・プロダクツ・インク(Megadyne Medical Products, Inc.)が含まれる。

取得した有形資産の見積公正価値に対する取得価額の超過額は34,379百万米ドルであり、識別可能な無形資産に割り当てられ、割当後に残った超過額はのれんに計上された。この額のうち、約1,139百万米ドルは、主にアクテリオン・リミテッドの取得に関連する仕掛研究開発(以下「IPR&D」という。)の価値として認識された。IPR&Dの価値は、キャッシュ・フロー予測からプロジェクトに固有のリスクを割り引いて算出された。

2017年度において、当社は、スイスにおいてアクテリオン・リミテッドを1株当たり280米ドル、総額で296億米ドル(取得現金控除後)で取得する全額現金による株式公開買付を通じての買収を完了した。当該取引の一環として、アクテリオンは、創薬事業及び初期段階の臨床開発資産を、スイスにおける新設の生物薬剤会社であるイドルシア・リミテッド(Idorsia, Ltd.)に、取得が完了する直前にスピンアウトした。イドルシアの株式はスイス証券取引所(SIX)に上場されている。当社は現在、イドルシア株の9.9%を保有しており、さらに元本約5億米ドルの転換型ローンを通じてイドルシアの資本の持分に対する権利を追加で22.1%保有している。転換型ローンは、以下の通り、イドルシア株に転換することができる。()イドルシアの発行済株式の20%超を一部の株主が保有しているため、イドルシア株の保有が合算で16%に達するまで、及び()10年の満期を有する転換型ローンの満期日から20営業日以内の残額に達するまで、又はイドルシアが支配権を変更する場合。イドルシアに対する投資は、原価法による投資として当社の連結貸借対照表のその他の資産に計上された。当社はまた、現在、臨床開発のフェーズ2にある抵抗性高血圧症用を開発されているイドルシアの製品であるACT-132577に関連して取得したオプションを行使した。当社はまた、約250百万米ドルのスイスフラン建てクレジット・ファシリティをイドルシアに提供する契約を締結した。2017年12月31日現在、イドルシアは、当該クレジット・ファシリティに基づく借入を行っていない。アクテリオンはイドルシアとサービスの移行契約を締結した。アクテリオンは、当社の既存のポートフォリオを大きく補完する、肺動脈性肺高血圧症のための差別化された革新的な製品の大手フランチャイズを設立している。アクテリオンの専門的な市場性の高い医薬品及び開発後期にある製品は、魅力的かつ補完的な治療分野において成長し、医療ニーズが満たされていない重病患者の役に立つことを目指す当社の取り組みに一致するものである。

当社は、取得価額の各取得資産及び各引受負債への配分を現在も行っている。当期の貸借対照表に含まれる取得価額の配分は、経営陣の最善の見積に基づいており、暫定的であり変更される可能性がある。経営陣による配分を支援するために、当社は評価の専門家を雇い、評価を行った。当社は、分析を完了するために必要な情報が得られた時点で、認識すべき金額を確定する。当社は、取得日から1年以内に、これらの金額を可能な限り早く確定する予定である。

以下の表は、取得日現在におけるアクテリオンの取得資産及び引受負債並びに2017年12月31日までの調整について認識された暫定的な金額を示したものである。

(単位：百万米ドル)	2017年6月16日	2017年12月31日
現金及び現金同等物	469	469
棚卸資産(1)	759	759
売掛金	485	485
その他の流動資産	93	93
有形固定資産	104	104
のれん	5,986	6,161
無形固定資産	25,010	25,010
繰延税金	3	99
その他の固定資産	19	19
取得資産合計	32,928	33,199
流動負債	531	956
繰延税金	1,960	1,776
その他の固定負債	383	413
引受負債合計	2,874	3,145
取得純資産	30,054	30,054

(1) 取得した棚卸資産を見積公正価値まで引き上げるための調整642百万米ドルが含まれている。

取得日以後に、繰延税金に対する2億米ドルの調整及び流動負債に対する4億米ドルの調整が行われ、のれんと相殺された。

取得資産は、医薬品セグメントに計上されている。アクテリオンの買収により、約62億米ドルののれんが生じた。のれんは、主に買収により期待されるシナジーに帰属している。のれんは税務上控除可能ではないと考えられる。

識別可能な無形固定資産への取得価額の配分は、以下のとおりである。

(単位：百万米ドル)

耐用年数を確定できる無形固定資産：	
特許権及び商標権	24,230
償却可能無形固定資産合計	24,230
仕掛研究開発	
	780
無形固定資産合計	25,010

取得された特許権及び商標権は、加重平均耐用年数が9年の開発技術から成っており、主に市販製品の特許の存続期間に基づいていた。耐用年数を確定できる無形固定資産には、4年から10年の耐用年数が割り当てられた。仕掛研究開発無形固定資産は、未承認製品のための技術プログラムで評価された。

仕掛研究開発の価値は、かかるプロジェクトに固有のリスクで割り引いた、発生可能性により調整されたキャッシュ・フロー予測を用いて算出された。適用された割引率は9%であった。

当該買収は取得法で会計処理されたため、アクテリオンの経営成績は、買収日である2017年6月16日から当社の財務書類において報告された。2017年12月31日に終了した事業年度において、買収日以降のアクテリオンの売上高及び純損失は、それぞれ14億米ドル及び14億米ドルであった。

以下の表は、アクテリオンが2016年1月4日現在買収されていたという仮定に基づいた、2017年12月31日及び2017年1月1日に終了した事業年度のプロフォーマ経営成績を示している。当該プロフォーマ経営成績には、取得した有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費の見積の変更などの一部のパーチェス法に係る調整の影響額が含まれる。しかし、プロフォーマ経営成績には、アクテリオンの統合計画により見込まれるコスト削減やその他の影響額は含まれていない。したがって、これらの金額は必ずしも上述の買収日に買収が行われた場合の経営成績を示すものではなく、又は将来発生する可能性がある経営成績を示すものでもない。

未監査プロフォーマ連結経営成績		
(単位：1株当たり金額を除き百万米ドル)	2017年度	2016年度
売上高 - 純額	77,681	74,339
当期純利益	1,509	13,916
希薄化後1株当たり当期純利益	0.55米ドル	4.99米ドル

2017年度に、当社は約8億米ドル(税引前)のアクテリオンの買収関連費用を計上し、これはその他の(収益)/費用に計上された。

2017年度に、当社はアボット・ラボラトリーズの完全子会社であるアボット・メディカル・オプティクスを43億米ドル(取得現金控除後)で買収した。この買収には、白内障手術、レーザー屈折矯正手術及び一般消費者向け眼科医療に関連する眼科用製品が含まれていた。正味取得価額は、主に23億米ドルが償却可能無形固定資産として、17億米ドルがのれんとして計上された。償却可能無形固定資産合計(主にカスタマー・リレーションシップ)の加重平均耐用年数は、約14.4年である。のれんは、主に事業の取得により期待されるシナジーに帰属しており、税務上控除可能ではない。無形固定資産及びのれんの金額は、最終的な取得価額の配分に基づいている。取得資産は、医療用具製品セグメントに計上された。

2016年度に、いくつかの事業を4,509百万米ドルの現金及び77百万米ドルの引受負債により買収した。これらの買収は取得法で会計処理されたため、各経営成績はそれぞれの買収日から財務書類に含まれている。

2016年度の買収には、ヘアサロンに影響を受けた自然派のヘアケア商品及びその他パーソナルケア商品のマーケティング、開発及び販売に特化した株式非公開の会社である、ヴォーグ・インターナショナル・エルエルシー(Vogue International LLC)、マイクロ波による軟部組織の低侵襲切除機器を製造・販売する株式非公開の医療機器会社であるニュー・ウェーブ・メディカル・インク(Neu Wave Medical, Inc.)、ダーマ・コスメティクスの世界的大手企業であるネオストラタ・カンパニー・インク(NeoStrata Company, Inc.)、並びにアレルギー・スプレーRHINOCORT[®]を米国外で商品化する世界的な権利があった。

取得した有形資産の見積公正価値に対する取得価額の超過額は4,077百万米ドルであり、識別可能な無形資産に割り当てられ、割当後に残った超過額はのれんに計上された。

ヴォーグ・インターナショナル・エルエルシーの正味取得価額33億米ドルは、23億米ドルが償却可能無形資産として、11億米ドルがのれんとして計上された。23億米ドルの償却可能無形資産合計の加重平均耐用年数は約22年である。商標権資産は10年から22年の有限の耐用年数を有するとされており、大部分は22年である。のれんは、事業の取得により期待されるシナジーに基本的に帰属しており、税務上控除可能であると見込まれる。取得資産は一般消費者向け製品セグメントに計上された。

2015年度中に、いくつかの事業を954百万米ドルの現金及び220百万米ドルの引受負債により買収した。引受負債は、主に偶発対価210百万米ドルの公正価値を示している。これらの買収は取得法で会計処理されたため、各経営成績はそれぞれの買収日から財務書類に含まれている。

2015年度の買収には、主に抗トロンビン抗体を開発する、株式非公開の生物薬剤会社であるエックスオーワン・リミテッド(X01 Limited)及び慢性B型肝炎ウイルス感染者の治療処置のための治療薬を開発する、株式非公開の臨床病期生物薬剤会社であるノヴィラ・セラピューティクス・インク(Novira Therapeutics, Inc.)があった。

取得した有形資産の見積公正価値に対する取得価額の超過額は1,173百万米ドルであり、識別可能な無形資産に割り当てられ、割当後に残った超過額はのれんに計上された。この額のうち、約839百万米ドルは、主にエックスオーワン・リミテッド及びノヴィラ・セラピューティクス・インクの取得に関連するIPR&Dの価値として認識された。IPR&Dの価値は、キャッシュ・フロー予測からプロジェクトに固有のリスクを割り引いて算出された。

エックスオーワン・リミテッドの買収に関連する360百万米ドルのIPR&Dは、出血素因がなくても抗凝固状態を作るとされるヒト抗体の活動を再現するために開発された組み換えヒト抗体に係るものである。固有の臨床及び規制リスクを反映して36.0%の成功確率が用いられた。適用された割引率は11.75%であった。

ノヴィラ・セラピューティクス・インクの買収に関連する396百万米ドルのIPR&Dは、ノヴィラ社のリード候補であるNVR3-778に関係するものである。これは、治験段階の低分子化合物で、直接作業型のHBV患者のための経口投与抗ウイルス剤であり、HBVコア又はカプシド・タンパク質を抑制する。固有の臨床及び規制リスクを反映して51.0%の成功確率が用いられた。適用された割引率は16.0%であった。2017年度中に、当社はノヴィラ・セラピューティクス・インクの買収に関連するIPR&Dの減損を計上した。減損は、安全性の懸念により、製品の開発を停止したことから生じたものであった。

2012年度、当社はシンセス・インク(Synthes, Inc.)(以下「シンセス」という。)の買収(現金及び株式による購入価格202億米ドル)を完了した。シンセスの買収に関連し、当社は2件の加速型自社株買い(以下「ASR」という。)契約を締結した。2013年度、当社はASR契約に基づき残っていた負債を決済した。当社は、各ASR契約に基づく取引及び関連する一連の内部取引は、適用法に従い税務上効率的な方法で遂行されると考えるものの、内国歳入庁は税務の観点から取引に対し1つ以上の反対の立場を主張する可能性がある。反対の主張がなされた場合、最高でシンセス株式の購入価格合計に等しい額が、当社における法定税率とほぼ同じ率に利息を加えた上で、米国の税の対象となる可能性がある。

アクテリオン・リミテッドの買収を除き、上記の買収は当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響を及ぼさなかったため、企業結合並びにのれん及びその他の無形固定資産に関連する米国GAAPに従った2017年度、2016年度及び2015年度の補足プロフォーマ情報は提示されていない。

2017年度第1四半期において、当社は、ジョンソン・エンド・ジョンソンの糖尿病ケア会社、具体的にはライフスキャン・インク(LifeScan, Inc.)、アニマス・コーポレーション(Animas Corporation)、及びカリブラ・メディカル・インク(Calibra Medical, Inc.)に関する潜在的な戦略的オプションを評価するプロセスを進めていることを発表した。この戦略的オプションには、オペレーティング・パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー又は戦略的アライアンスの形成、事業売却、若しくは個別又は複合的なその他の代替手段が含まれ得る。2017年度第2四半期において、当社は主にインスリンポンプ事業に関連する減損費用2億米ドルを計上した。2017年度第4四半期において、当社はアニマス・コーポレーションのインスリンポンプ事業からの撤退を決定したと発表した。当社は、ライフスキャン・インクの潜在的な戦略的オプションを引き続き評価し、将来の成長を促進し株主価値を最大化するための最善の機会を判断している。2017年12月31日現在、当該発表に関連する売却目的保有資産はない。

2017年度中に、当社はコドマン・ニュロサージャリーの事業をインテグラ・ライフサイエンス・ホールディングス・コーポレーションに、COMPEED[®]をHRAファーマに売却した。2017年度の売却による税引前利益は約13億米ドルであった。

2016年度中に、当社は、規制物質の原材料及び医薬品有効成分(API)事業、ヨーロッパにおける一部の麻酔製品、並びに一部の非戦略的な一般消費者向け製品ブランドを売却した。2016年度の売却による税引前利益は約6億米ドルであった。

2015年度中に、当社は、コーディス事業をカーディナル・ヘルス(Cardinal Health)へ売却し、SPLENDA[®]ブランドをハートランド・フード・プロダクツ・グループ(Hertland Food Products Group)へ売却し、NUCYNTA[®](一般名、タペントドール)、NUCYNTA[®] ER(一般名、タペントドール持続放出錠剤)及びNUCYNTA[®]経口液剤の米国ライセンス権を売却した。2015年度の売却による税引前利益は約26億米ドルであった。

注記21 訴訟

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社は、製造物責任、知的所有権、商業的及びその他の事項に係る様々な訴訟及び請求、政府による調査、並びに通常の営業過程において随時生じるその他の法的手続きに関与している。

当社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、当該法的事項に関連する偶発事象に係る引当金を計上している。2017年12月31日現在において、当社は、一定の訴訟事項に関連する賠償責任が発生する可能性が高く、合理的に見積可能であると判断している。当社は、これらの事項に関する引当金を計上しており、ASC 450-20-25に従い、関連する各法的问题の監視を継続し、新たな情報や進展に基づき引当金を適正な水準に調整する予定である。これらの事項並びに以下に開示されているその他の訴訟及び規制上の事項で損失が発生する可能性が高いか、損失が合理的に見積可能なものについて、当社は、既に引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲の見積額を算定することはできない。法的偶発事象に対する引当金計上額は、多くの場合、見積りや仮定に大きく依存する将来の事象及び不確実性について複雑な一連の判断を行使することにより算定される。当該見積及び判断を行う能力は、様々な要因(訴訟手続きにおいて要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、訴訟手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、また、多数の当事者が関与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。

これらの事項の検討、これまでの経験及び専門家との討議に基づき、当社の意見として、当社の貸借対照表に引当計上されている債務を控除した法的手続きの最終的な結果が当社の財政状態に重要な負の影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、いずれかの報告期間中にこれら事項のうち1件以上が解決又はこれら事項に関連する引当金が増加した場合、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な負の影響が及ぶ可能性はある。

製造物責任

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社は、複数の製品に関する多数の製造物責任請求及び訴訟に関与している。かかる請求及び訴訟における原告は多額の填補損害賠償金及び懲罰的損害賠償金(請求可能な場合)を求めている。当社は、十分な抗弁があると考えているが、訴訟の最終的な結果を予測することは不可能である。当社は、現在入手可能な情報に基づき、ASC 450-20に従い製造物責任請求及び訴訟に関する引当金を計上しているが、入手可能な情報が限られている場合もある。当社は各事件の防御に必要な訴訟費用の発生可能性が高く、かつ、合理的にその費用を見積もることができる場合に、当該訴訟費用の見積額に関する引当金を計上している。これらの一部について、当社は、和解、損害賠償及びその他の損失に関連する見積費用を追加の引当金として計上している。当社に対して不利な判決が下された場合、当社は、損失の発生可能性が高いと判断し、かつ、その損失金額を合理的に見積もることができるまで引当金を計上しない。製造物責任に関する引当金は、それぞれ訴訟環境や事例が異なる世界中の何千もの製造物責任請求に関して予想される製造物責任を示すことがある。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

これらの訴訟のうち最も重要なものには、デピュー・ASRTM XL寛骨臼システム(DePuy ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(DePuy ASRTM Hip Resurfacing System)、PINNACLE[®]寛骨臼カップ・システム(PINNACLE[®] Acetabular Cup System)、骨盤用メッシュ、RISPERDAL[®]、XARELTO[®]、タルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSONS[®] ベビー・パウダー)及びINVOKANA[®]が含まれる。2017年12月31日現在、米国において、デピュー・ASRTM XL寛骨臼システム及びデピュー・ASRTM股関節再建システムに起因するとされる損害について係属中の訴訟で直接の請求を行っている原告は約2,000名であり、PINNACLE[®]寛骨臼カップ・システムについては約10,000名、骨盤用メッシュについては約53,600名、RISPERDAL[®]については約13,700名、XARELTO[®]については約22,900名、及びタルクを含んだボディー・パウダーについては約6,610名、及びINVOKANA[®]については約1,100名であった。

2010年8月に、デピュー・オーソペディックス・インク(DePuy Orthopaedics, Inc.)(以下、本セクションにおいて「デピュー」という。)は、股関節置換手術において使用されたASRTM XL寛骨臼システム及びデピュー・ASRTM股関節再建システムの世界的な自主回収を発表した。デピュー及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対して人身傷害請求がなされている。係属中の訴訟の数は、特定の訴訟が和解又は棄却され追加の訴訟が提起されるにつれて変動すると見込まれる。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、オハイオ州北部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。米国以外の国(主に、英国、カナダ、オーストラリア、アイルランド、ドイツ及びイタリア)においても訴訟が提起されている。2013年11月に、デピューは、修正手術として知られるASR股関節の再置換手術を2013年8月31日時点で受けていた、米国の適格なASR股関節患者からの請求に対する和解を目的としたプログラムを確立することで、ASR股関節システム(ASR Hip System)の原告を代理する委員会(裁判所が選任した弁護士により構成されている)と合意に達した。2015年2月と2017年3月に、デピューは、この和解プログラムの範囲をさらに拡大して、2013年8月31日より後、かつ2017年2月15日より前に再置換手術を受けたASR股関節患者も対象に含めるための追加的合意に達した。この和解プログラムにより解決された請求は10,000件に達しているが、先の範囲拡大により解決件数はさらに増える見込みのため、米国におけるASR股関節に係る訴訟活動については、その大部分が解決することとなる。しかしながら、米国における訴訟は残っており、当該和解プログラムは米国外の訴訟に対応するものではない。オーストラリアでは、係属中の集団訴訟において和解が成立し、同国におけるASR股関節患者からの請求の大部分が解決した。当社は、この回収に関連する潜在的追加費用に関して引き続き世界的に情報を入手する。当社は、前述した米国の和解プログラムと、デピュー・ASRTM股関節関連の製造物責任訴訟に伴う費用について引当金を計上している。

また、股関節置換手術において使用されたPINNACLE[®]寛骨臼カップ・システムに関連して、デピュー及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対して人身傷害請求がなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、テキサス州北部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。一部の州裁判所及び米国以外の国(主に英国)においても訴訟が提起されている。英国では製造物責任の共通問題に関して審理が継続しており、2018年度上半期に裁定されると見込んでいる。当社は、当該PINNACLE[®]寛骨臼カップ・システムに関連する製造物責任訴訟に伴う訴訟費用に対する引当金を計上している。

腹圧性尿失禁及び骨盤臓器脱の治療に使用されたエチコン・インク(Ethicon, Inc.)(以下「エチコン」という。)の骨盤用メッシュ機器から生じた人身傷害請求がエチコン及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してなされている。当社は、潜在的費用及び追加の訴訟に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ウェストバージニア州南部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。当社は、米国における大半の訴訟については和解若しくは解決しており、これら和解に関連した費用は当社の引当金に反映されている。さらに、エチコンの骨盤用メッシュ機器により生じたとされる損害について損害賠償を求める集団訴訟及び個人の人身傷害訴訟又は請求が米国以外の様々な国(英国、オランダ及びベルギーにおける請求及び訴訟、並びにイスラエル、オーストラリア及びカナダにおける集団訴訟を含む)において開始されている。オーストラリアでは集団訴訟の審理が係属中で、判決は2018年に予定されている。当社は、エチコンの骨盤用メッシュ製品に関連する製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

統合失調症、双極性 型障害に伴う急性躁病及び複数の躁病エピソード、自閉症に伴う興奮性並びに関連する合併症の治療に適応されるRISPERDAL[®]の使用から生じた人身傷害請求がヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Janssen Pharmaceuticals, Inc.)(以下「JPI」という。)及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してなされている。訴訟は主にペンシルバニア州、カリフォルニア州及びミズーリ州の州裁判所において提起されている。その他の訴訟は米国及びカナダにおける様々な裁判所で係属中である。製造物責任訴訟は提起され続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。当社は、RISPERDAL[®]に関連する製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

経口抗凝固剤であるXARELTO[®]の使用から生じた人身傷害請求がJPI、ジョンソン・エンド・ジョンソン、及びXARELTO[®]に関するJPIの業務提携先であるバイエル・アーゲー(Bayer AG)及びその一部の関係会社に対してなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ルイジアナ州東部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。さらに、米国各地の州裁判所においても訴訟が提起されている。多くの訴訟はペンシルベニア州フィラデルフィア郡において州の大規模不法行為訴訟に併合され、デラウェア州、カリフォルニア州及びミズーリ州においていくつかの統合訴訟がある。集団訴訟はカナダにおいても提起されている。当社は、XARELTO[®]の製造物責任訴訟に関する防御費用のための引当金を計上している。

タルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSONS[®]ベビー・パウダー)の使用から生じた人身傷害請求がジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク(Johnson & Johnson Consumer Inc.)及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。訴訟は主にミズーリ州、ニュージャージー州及びカリフォルニア州の州裁判所において提起されている。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。当社は、タルクを含んだボディー・パウダーの製造物責任訴訟に関する防御費用のための引当金を計上している。

2 型糖尿病成人患者の血糖コントロール改善に適用される処方薬である INVOKANA[®] の使用から生じた人身傷害請求が JPI 及びジョンソン・エンド・ジョンソンを含む複数のジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ会社に対してなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。訴訟はペンシルベニア州、カリフォルニア州及びニュージャージー州の州裁判所においても提起されている。集団訴訟がカナダにおいて提起されている。当社は、INVOKANA[®] の製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

知的所有権

一部のジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社は、その時々において、当該子会社の事業により生じる特許権、商標及びその他の知的所有権に関連する法的手続き及び請求の対象となっている。これらの事項の多くは、様々な製品に関する特許の範囲及び / 又は有効性に対する異議申立て並びに当社の一部の製品が第三者の特許権を侵害しているという主張に関係するものである。当該子会社は、全ての重要な特許に関するこれらの異議申立て及び主張に対して十分な抗弁があると考えているが、これらの事項の結末について保証することはできない。これらの訴訟における敗訴は、当該子会社の製品の販売能力に負の影響を与え、市場における独占性が失われることによる売買損失となり、過去の損害賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求され、それは関連する無形資産における現金によらない減損費用となる可能性がある。これらのうち最も重要なものを以下に記載する。

医療用具製品

2009 年 6 月に、レンブラント・ビジョン・テクノロジーズ・エルピー (Rembrandt Vision Technologies, L.P.) (以下「レンブラント」という。)が、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク (Johnson & Johnson Vision Care, Inc.) (以下「JJVCI」という。)による ACUVUE[®] ADVANCE 及び ACUVUE OASYS[®] ハイドロゲル・コンタクトレンズの製造及び販売はレンブラントの米国特許番号第 5,712,327 号を侵害しているため金銭的救済を求めるとして、JJVCI に対し、テキサス州東部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。本件は、フロリダ州中部地区の米国連邦地方裁判所に移送されたが、同裁判所における 2012 年 5 月の公判では非侵害の評決が下され、その後の上訴審においても当該評決が支持された。2014 年 7 月に、レンブラントは、新たな証拠を根拠に新たな審理を求めたが、同裁判所はこれを棄却した。2016 年 4 月には、控訴裁判所が裁定を覆し、新たな審理のため、当該訴訟を同裁判所に差し戻した。新たな審理は 2017 年 8 月に実施され、陪審員団は JJVCI に有利な、非侵害の評決を下した。レンブラントはこの判決に対し、米国連邦巡回控訴裁判所へ上訴を申し立てた。

2013年3月に、メディノール・リミテッド(Medinol Ltd.)(以下「メディノール」という。)は、コーディス・コーポレーション(Cordis Corporation)(以下「コーディス」という。)が2005年より米国で製造しているCYPHERTM及びCYPHER SELECTTMステントのコーディスによる販売がメディノールの4つの特許権(連結式ステントの形状を対象にしたもの)を故意に侵害したとして、コーディス及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。メディノールは、損害賠償及び弁護士費用の支払を求めている。2014年1月に審理が行われた後、地方裁判所は、メディノールが不当に請求権の行使を遅らせた(懈怠抗弁)として、本件を棄却した。2014年9月に、地方裁判所はメディノールによる判決の無効の申立てを退け、新たな審理を認めた。メディノールはこの判決に対し、米国連邦巡回控訴裁判所に上訴し、その後、米国最高裁判所にレビューの申立てを行うために当該上訴を取り下げた。2017年3月に、米国最高裁判所は、懈怠抗弁は特許権に関する訴訟には適用できないとし、メディノールに新たな審理を求める法的権利があるかについてのメディノールによる上訴を検討するため、当該訴訟を米国連邦巡回控訴裁判所に差し戻した。2015年にコーディスは売却され、当社は当該訴訟によって生じる可能性のある負債を留保した。

2016年11月に、メディディア・エルエルシー(MedIdea, L.L.C.)(以下「メディディア」という。)は、ATTUNE[®] 膝関節システム(ATTUNE[®] Knee System)が特許権を侵害したとして、デピュー・オーソペディックス・インクに対してイリノイ州北部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。メディディアは、後方安定型膝関節システム(posterior stabilized knee systems)に関連する米国特許番号第6,558,426号(以下「第426号の特許権」という。)、第8,273,132号、第8,721,730号及び第9,492,280号が侵害されたと主張している。具体的には、メディディアは、ATTUNE[®]の後方安定型膝関節製品のSOFCAMTMコンタクト(SOFCAMTM Contact)設計が、訴訟の対象である特許権を侵害していると主張している。メディディアは、金銭的損害賠償及び差止めによる救済を求めている。2017年6月に、当該訴訟はマサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所に移送された。2017年12月に、デピュー・シンセス・プロダクツ・インク(DePuy Synthes Products, Inc.)は、第426号の特許権の無効を求めて、米国特許商標局(United States Patent and Trademark Office)へ当事者系レビューの申立てを行った。

2016年12月に、エチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery, Inc.)及びエチコン・エンドサージェリー・エルエルシー(Ethicon Endo-Surgery, LLC)(現エチコン・エルエルシー(Ethicon LLC))は、米国特許番号第6,585,735号(以下「第735号の特許権」という。)、第7,118,587号、第7,473,253号、第8,070,748号及び第8,241,284号(以下「第284号の特許権」という。)の無効又はエチコンのENSEAL[®] X1ラージ・ジョー・ティシュー・シーラー製品(ENSEAL[®] X1 Large Jaw Tissue Sealer)による非侵害の確認を求め、コヴィディエン・インク(Covidien, Inc.)に対してマサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所において訴訟を提起した。2017年4月に、コヴィディエン・エルピー(Covidien LP)、コヴィディエン・セールス・エルエルシー(Covidien Sales LLC)及びコヴィディエン・アーゲー(Covidien AG) (以下「コヴィディエン」と総称する。)は、この主張を否定し、第735号の特許権、第284号の特許権並びに米国特許番号第8,323,310号、第9,084,608号、第9,241,759号及び第9,113,882号を故意に侵害しているとして、損害賠償及び差止命令を求めて答弁書及び反訴状を提出した。コヴィディエンは仮差止命令の申立てを行ったものの、2017年10月に棄却された。審理は2019年9月に予定されている。

2017年11月に、ザ・ユニバーシティ・オブ・テキサス・システムの理事会(Board of Regents, The University of Texas System)及びティッシュジェン・インク(Tissuegen, Inc.)は、エチコン・インク及びエチコン・ユーエス・エルエルシー(Ethicon US, LLC)に対して、VICRYL[®] プラス抗菌縫合糸(VICRYL[®] Plus Antibacterial Suture)及びMONOCRYL[®] プラス抗菌縫合糸(MONOCRYL[®] Plus Antibacterial Sutures)の製造・販売が治療薬を含む生分解性ファイバーを取り除く埋込型高分子薬剤に関する原告の米国特許番号第6,596,296号及び第7,033,603号を侵害したとして、テキサス州西部地区の米国地方裁判所において訴訟を提起した。

医薬品

2016年4月、ドイツのバイオテック企業であるモーフォシス・アーゲー(MorphoSys AG)は、ヤンセン・バイオテック・インク(Janssen Biotech, Inc.)(以下「JBI」という。)、ジェンマブ・ユーエス・インク(Genmab U.S. Inc.)及びジェンマブ・エーエス(Genmab A/S)(以下「ジェンマブ」と総称する。))に対し、デラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。モーフォシスは、JBIによるDARZALEX[®](一般名、ダラツムマブ)の製造及び販売がモーフォシスの米国特許番号第8,263,746号、第9,200,061号及び第9,785,590号を故意に侵害していると主張している。モーフォシスは金銭的損害賠償を求めている。JBIはDARZALEX[®]に対する特許及び商権についてジェンマブからライセンスを受けている。当該訴訟の審理は2019年2月に開始される予定である。

2016年8月に、サンド・リミテッド(Sandoz Ltd)及びアクセル・アーゲー(Hexal AG)(以下、本セクションにおいて「サンド」と総称する。))は、(ファイザーの会社である)G.D.サール・エルエルシー(G.D. Searle LLC)及びヤンセン・サイエンス・アイルランド・ユーシー(Janssen Sciences Ireland UC)(以下「JSI」という。))に対して、JSIに独占的に付与されたライセンスであるサールの特許補完証明書SPC/GB07/038(以下「SPC」という。))は無効であり、取り消されるべきとして、英国最高裁判所において訴訟を提起した。ヤンセン・シラグ・リミテッド(Janssen-Cilag Limited)は、当該ライセンスに従い、PREZISTA[®](一般名、ダルナビル)を英国において販売している。2016年10月に、サール及びJSIは、英国におけるジェネリックのダルナビルの発売を計画するサンドの声明によりSPCが侵害される恐れがあるとして、サンドに対して反訴を提起した。サンドは、当該SPCが有効であると認定された場合、自社のジェネリック医薬品であるダルナビルは当該SPCを侵害することとなる旨を認めている。サールとJSIは、当該SPCが失効する前にサンドが自社のジェネリック医薬品であるダルナビルを販売することを禁止する命令を求めている。2017年4月における審理の後に、裁判所は、当該SPCは有効であるとし、最終差止命令を認めた。サンドは裁判所の判決に上訴し、当該上訴により差止命令は延期される。2018年1月に、同裁判所は本件を欧州司法裁判所(Court of Justice for the European Union、以下「CJEU」という。))へ移送し、本件に関するCJEUによる裁定まで手続きは延期される。

REMICADE[®] 関連訴訟

米国における訴訟

2013年9月に、JBI及びNYUランゴーン・メディカル・センター(NYU Langone Medical Center)(以下「NYU」という。)は、米国特許商標局(以下「USPTO」という。)から、第三者による再審手続においてREMICADE[®](一般名、インフリキシマブ)に関係している米国特許番号第6,284,471号(以下「第471号の特許権」という。)の請求を退ける旨の拒絶通知書(Office Action)を受領した。第471号の特許権は、2018年9月に失効するJBIとNYUが共同特許権者の権利で、NYUは、当該特許に基づくNYUの権利に対しJBIに独占的ライセンスを付与した。2度の拒絶を含む特許審査官による拒絶通知書及びJBIの対応の後、USPTOは第471号の特許権の拒絶を支持する更なる通知書を発行した。JBIは、特許審査官による拒絶を支持する決定を2016年11月に下したUSPTOの特許審理及び不服審査委員会(以下「当委員会」という。)に対し控訴通知を提出した。2018年1月に、米国連邦巡回控訴裁判所は当委員会の決定を支持した。

2014年8月に、セルトリオン・ヘルスケア・カンパニー・リミテッド(Celltrion Healthcare Co. Ltd.)とセルトリオン・インク(Celltrion Inc.)(以下「セルトリオン」と総称する。)は、セルトリオン自身の米国におけるインフリキシマブのバイオ後続品の製造及び販売の承認を求める申請書を米国食品医薬品局(以下「FDA」という。)に提出した。2015年3月に、JBIは、マサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所に、セルトリオン及びセルトリオンのインフリキシマブのバイオ後続品の米国における独占販売権を保有するホスピーラ・ヘルスケア・コーポレーション(Hospira Healthcare Corporation)(以下「ホスピーラ」という。)に対し、特に、両社のバイオ後続製品がJBIのいくつかの特許(第471号の特許権及び米国特許番号第7,598,083号(以下「第083号の特許権」という。))を含む。)を侵害している又は侵害する可能性がある旨についての確認判決を求める訴訟を提起した。2016年8月に、地方裁判所はセルトリオン及びホスピーラの両社による第471号の特許権の無効に関する略式判決を求める申立てを認めた。JBIはこれらの判決に対し、米国連邦巡回控訴裁判所に上訴を申し立てた。2018年1月、同巡回裁判所は当委員会の再審査に係る決定を支持し、争訟性を喪失したとして上訴を棄却した。

2016年6月に、JBIは、第083号の特許権の侵害訴訟を、1件はセルトリオン及びホスピーラに対してマサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所において、もう1件はセルトリオンがバイオ後続品の製造に使用していた細胞培養液の製造者であるハイクローン・ラボラトリーズ・インク(HyClone Laboratories, Inc.)に対してユタ州地区米国連邦地方裁判所において、追加で2件提起した。第083号の特許権はセルトリオンに対する既存の訴訟で既に主張されているが、追加の訴訟により、請求は米国で製造された細胞培養液で製造されたセルトリオンのバイオ後続品の米国での販売を含むこととなる。セルトリオンに対する追加の訴訟は、上述の既存の訴訟と併合された。ホスピーラは、同社の第083号の特許権に関する訴訟の全ての訴因の棄却を申し立てた。第083号の特許権の全ての共同特許権者を原告として参加させることができなかったため、第083号の特許権に関する訴訟の全ての訴因の棄却を求めるセルトリオンの申立ては、2017年10月に却下された。審理は2018年7月に開始が予定されている。ユタ州におけるハイクローンに対する訴訟はマサチューセッツ州の訴訟結果が出るまで延期される。

2016年4月に、FDAは、セルトリオンのインフリキシマブのバイオ後続品の米国における販売を認可した。ホスピーラの親会社であるファイザー・インク(Pfizer Inc.)は、2016年の終わりごろに、米国にて、セルトリオンのインフリキシマブのバイオ後続品を発売した。

2017年4月に、JBIは、インフリキシマブのバイオ後続品の米国における販売を求めてサムスン・バイオエピス・カンパニー・リミテッド(Samsung Bioepis Co. Ltd.)(以下「サムスン」という。)が提出した販売申請書を、FDAが認可した旨の通知を受け取った。2017年5月に、JBIはサムスンに対して、同社によるバイオ後続品の販売は、JBIの特許権のうちの3つを侵害する可能性があるとして、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において特許権の侵害訴訟を提起した。2017年7月に、サムスは、米国におけるバイオ後続品(メルク(Merck)が販売営業を行っている)の販売を開始した。2017年11月に、JBIは本訴訟を取り下げた。

簡略医薬品承認申請(以下「ANDA」という。)の提出者に対する訴訟

以下において、ジョンソン・エンド・ジョンソンの様々な子会社が販売している製品を対象とする適用特許が失効する前における当該製品のジェネリック版の販売承認を求めてFDAにANDAを提出している、又は米国外で類似の規制上の手続きを行っているジェネリック医薬品会社に対する係属中の訴訟を要約している。通常、これらのANDAには、当該特許権を侵害していない、当該特許権が無効である、また法的強制力がないという申立てが含まれる。当該子会社が敗訴した場合、又は米国連邦地方裁判所の判決より前にANDAの法定の30ヶ月不競争期間が満了した場合、FDAによる承認に基づいて、関連する第三者の会社が争点となっている製品のジェネリック版を市場にて販売することができるようになり、結果として、当該製品に関する市場シェア及び収益を大幅に喪失する可能性があり、それは関連する無形資産における現金によらない減損費用となる可能性がある。さらに、時によっては、子会社はこれらの訴訟上和解する可能性があり、当該和解により、争点となっている製品のジェネリック版を関連する特許が失効する前に市場にて販売することになる可能性がある。また、2011年米国特許改正法(2011 America Invents Act)により創設されたUSPTOとの当事者系レビューのプロセスも、これらのANDA及び当社の子会社が所有する特許権に対する異議申立ての訴訟と合わせてジェネリック医薬品会社に使用されている。

ZYTIGA[®]

2015年7月に、JBI、ヤンセン・オンコロジー・インク(Janssen Oncology, Inc.)及びヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー(Janssen Research & Development, LLC)(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)並びにビーティージー・インターナショナル・リミテッド(BTG International Ltd.)(以下「BTG」という。)は、米国特許番号第8,822,438号(以下「第438号の特許権」という。)の失効前におけるZYTIGA[®] 250mgのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社(並びにそれらの一部の関係会社及び/又は業者)に対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において開始した。ジェネリック医薬品会社には現在、アムネアル・ファーマスーティカルズ・エルエルシー及びアムネアル・ファーマスーティカルズ・オブ・ニューヨーク・エルエルシー(以下、本セクションにおいて「アムネアル」と総称する。)、アポテクス・インク(Apotex Inc.)及びアポテクス・コープ(Apotex Corp.)、シトロン・ファーマ・エルエルシー(Citron Pharma LLC)、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・リミテッド(Dr. Reddy's Laboratories, Ltd.)及びドクターレディーズ・ラボラトリーズ・インク(Dr. Reddy's Laboratories, Inc.)(以下「ドクターレディーズ」と総称する。)、ミラン・ファーマスーティカルズ・インク(Mylan Pharmaceuticals Inc.)及びミラン・インク(Mylan Inc.)(以下、本セクションにおいて「ミラン」と総称する。)、パー・ファーマスーティカルズ・インク(Par Pharmaceuticals, Inc.)及びパー・ファーマスーティカルズ・カンパニーズ・インク(Par Pharmaceutical Companies, Inc.)、サン・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Sun Pharmaceutical Industries Ltd.)及びサン・ファーマスーティカルズ・インダストリーズ・インク(Sun Pharmaceuticals Industries, Inc.)(以下「サン」と総称する。)、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(Teva Pharmaceuticals USA, Inc.)(以下、本セクションにおいて「テバ」という。)、ウォックハルト・バイオ・アーゲー(Wockhardt Bio A.G.)、ウォックハルト・ユーエスエー・エルエルシー(Wockhardt USA LLC)及びウォックハルト・リミテッド(Wockhardt Ltd.)(以下「ウォックハルト」と総称する。)、ウエストワード・ファーマスーティカル・コープ(West-Ward Pharmaceutical Corp.)(以下「ウエストワード」という。)並びにヒクマ・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(Hikma Pharmaceuticals, LLC)(以下「ヒクマ」という。)が含まれる。2018年2月に、同裁判所は非侵害の略式判決を求める一部の被告による申立てに関する口頭審理を行った。当事者は判決を待っている。不利な判決が下される場合、販売停止は解除され、ZYTIGA[®]のジェネリック版が市場に出回る可能性がある。

ヤンセンとBTGは、いずれも第438号の特許権の失効前におけるZYTIGA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したアメリゲン・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Amerigen Pharmaceuticals Limited)(以下「アメリゲン」という。)及びグレンマーク・ファーマスーティカルズ・インク(Glenmark Pharmaceuticals, Inc.)に対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において2016年5月と2016年6月にそれぞれ開始した。

2015年8月に、ヤンセン及びBTGはウェストバージニア州北部地区の米国連邦地方裁判所において、被告であるミランに対して追加の管轄保護訴訟を提起したが、延期となっている。

2017年8月に、ヤンセン及びBTGは、第438号の特許権の失効前におけるZYTIGA[®]500mgのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したテバに対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において開始した。

2018年1月に、ヤンセンはANDAを撤回したサンに対する訴訟を取り下げた。

上記の各訴訟において、ヤンセンは、第438号の特許権が失効する前に被告がZYTIGA[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

アメリカン、アルゲントウム・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(Argentum Pharmaceuticals LLC)、ミラン、ウォックハルト、アクタビス、アムネアル、ドクターレディーズ、サン、テバ、ウエストワード及びヒクマを含む複数のジェネリック医薬品会社は、第438号の特許権の無効を求め、USPTOにおける当事者系レビュー(以下「IPR」という。)を申し立てた。2018年1月、USPTOは第438号の特許権を無効とする決定を行い、ヤンセンは当該決定に対して上訴を申し立てた。IPRの決定は係属中の訴訟において同地区裁判所に対する拘束力を有するものではない。

2017年10月、ヤンセン・インク(Janssen Inc.)及びヤンセン・オンコロジー・インク(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)は、カナダ特許番号第2,661,422号の失効前におけるZYTIGA[®]250mg及びZYTIGA[®]500mgのジェネリック版の販売承認を求めるための簡略医薬品承認申請(以下「ANDS」という。)を提出したテバ・カナダ・リミテッド(Teva Canada Limited)及びカナダ厚生省に対して、特許医薬(製造販売許可(Notice of Compliance))規則の第6章に基づく2件の出願通知書(Notice of Application)を送達した。

2017年11月、ヤンセンは、カナダ特許番号第2,661,422号の失効前におけるZYTIGA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDSを提出したアボテクス・インク(以下「アボテクス」という。)及びカナダ厚生省に対して、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく1件の出願通知書を送達した。

これらの各出願通知書においてヤンセンは、厚生省がヤンセンの特許権の失効前にテバ・カナダ・リミテッド及びアボテクスによるANDSに関する製造販売許可を発行することを禁止する命令を求めている。

COMPLERA[®]

2015年8月及び9月に、ヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ(Janssen Pharmaceutica NV)及びヤンセン・サイエンシス・アイルランド・ユーシー(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)並びにギリード・サイエンシス・インク(Gilead Sciences, Inc.)及びギリード・サイエンシス・アイルランド・ユーシー(Gilead Sciences Ireland UC)(以下「ギリード」と総称する。)は、米国特許番号第8,841,310号、第7,125,879号及び第8,101,629号の失効前におけるCOMPLERA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したミラン・インク及びミラン・ファーマスーティカルズ・インクに対する特許権侵害訴訟をそれぞれ、デラウェア州及びウェストバージニア州地区米国連邦地方裁判所において開始した。2017年7月に、ウェストバージニア州の訴訟は、当事者の合意により、確定力のない決定として取り下げられた。

デラウェア州の訴訟において、ヤンセン及びギリードは、米国特許番号第8,080,551号、第7,399,856号、第7,563,922号、第8,101,752号及び第8,618,291号の侵害請求を追加するよう訴状を訂正した。2017年11月に、当事者は和解に合意した。

XARELTO[®]

2015年10月以降に、JPI並びにバイエル・ファーマ・アーゲー(Bayer Pharma AG)及びバイエル・インテレクチュアル・プロパティー・ゲーエムベーハー(Bayer Intellectual Property GmbH)(以下「バイエル」と総称する。)は、XARELTO[®]に関するバイエルの米国特許番号第7,157,456号、第7,585,860号及び第7,592,339号の失効前におけるXARELTO[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、デラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。JPIは、主張されている特許権の独占的サブライセンシーである。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、アルビンド・ファーマ・リミテッド(Aurobindo Pharma Limited)及びアルビンド・ファーマ・ユーエスエー・インク(Aurobindo Pharma USA, Inc.)(以下、本セクションにおいて「アルビンド」と総称する。)、ブレッケンリッジ・ファーマスーティカル・インク(Breckenridge Pharmaceutical, Inc.)(以下「ブレッケンリッジ」という。)、インバゲン・ファーマスーティカルズ・インク(InvaGen Pharmaceuticals Inc.)(以下「インバゲン」という。)、マイクロ・ラブス・ユーエスエー・インク(Micro Labs USA Inc.)及びマイクロ・ラブス・リミテッド(Micro Labs Ltd.)(以下「マイクロ」と総称する。)、ミラン・ファーマスーティカルズ・インク(以下、本セクションにおいて「ミラン」という。)、プリンスストン・ファーマスーティカルズ・インク(Prinston Pharmaceuticals, Inc.)、シグマファーマ・ラボラトリーズ・エルエルシー(Sigmapharm Laboratories, LLC)(以下「シグマファーマ」という。)、トレント・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Torrent Pharmaceuticals, Limited)並びにトレント・ファーマ・インク(Torrent Pharma Inc.)(以下「トレント」と総称する。)である。ミラン及びシグマファーマを除く全ての被告は、その他の被告に対する最終判決の結果が出るまで訴訟を延期すること、また当該結果が訴訟に対する拘束力を有することに合意した。審理は2018年3月に予定されている。

2017年4月以降に、JPI並びにバイエル・インテレクチュアル・プロパティー・ゲーエムベーハー及びバイエル・アーゲー(以下「バイエル・アーゲー」と総称する。)は、XARELTO[®]に関するバイエル・アーゲーの米国特許番号第9,539,218号(以下「第218号の特許権」という。)の失効前におけるXARELTO[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、デラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、アレンビック・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Alembic Pharmaceuticals Limited)、アレンビック・グローバル・ホールディング・エスエー(Alembic Global Holding SA)並びにアレンビック・ファーマスーティカルズ・インク(Alembic Pharmaceuticals, Inc)、アルビンド、ブレッケンリッジ、インバゲン、ルピン・リミテッド(Lupin Limited)及びルピン・ファーマスーティカルズ・インク(Lupin Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ルピン」と総称する。)、マイクロ、ミラン、シグマファーマ、タロ・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Taro Pharmaceutical Industries Ltd.)及びタロ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(Taro Pharmaceuticals U.S.A., Inc.)(以下「タロ」と総称する。)並びにトレントである。ルピンは米国特許権番号第9,415,053号の非侵害及び無効の確認判決を求める反訴を提起したが、当該特許権に係る訴権放棄契約によりルピンはこの反訴を取り下げた。アルビンド、タロ、トレント及びマイクロは、その他の被告に対する最終判決の結果が出るまで訴訟を延期すること、また当該結果が訴訟に対する拘束力を有することに合意した。第218号の特許権に関する訴訟は証拠開示手続き及び審理のために併合され、現在のところ審理は2019年4月に予定されている。

これらの各訴訟において、JPIは、被告が関連する特許の失効前にXARELTO[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

PREZISTA[®]

2017年9月に、ヤンセン・サイエンス・アイルランド・ユーシー及びヤンセン・プロダクツ・エルピー(Janssen Products, L.P.)(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)は、米国特許番号第8,518,987号、第7,700,645号、第7,126,015号及び第7,595,408号の失効前におけるPREZISTA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したアルビンド・ファーマ・リミテッド及びアルビンド・ファーマ・ユーエスエー・インクに対し、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を開始した。2018年1月に、当事者は和解に合意した。

2017年11月に、ヤンセン・インクは、カナダ特許番号第2,485,834号及び第2,336,160号(米国及びイリノイ大学の理事会が所有する特許権)の失効前におけるPREZISTA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDSを提出したアボテクス及びカナダ厚生省に対して、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく出願通知書を送達した。ヤンセンは、厚生省が関連する特許権の失効前にアボテクスによるANDSに関する製造販売許可を発行することを禁止する命令を求めている。

RISPERDAL CONSTA[®]

2016年11月に、USPTOは、RISPERDAL CONSTA[®]に関する米国特許番号第6,667,061号の無効化を求めているリュウイエ・ファーマ・グループ・リミテッド(Luye Pharma Group Ltd.)、リュウイエ・ファーマ(ユーエスエー)リミテッド(Luye Pharma (USA) Ltd.)、サンドン・リュウイエ・ファーマスーティカル・カンパニー・リミテッド(Sandong Luye Pharmaceutical Co., Ltd.)及びナンジン・リュウイエ・ファーマスーティカル・カンパニー・リミテッド(Nanjing Luye Pharmaceutical Co., Ltd.)が申し立てた当事者系レビューを開始した。JPIは、アルカーメス・ファーマ・アイルランド・リミテッド(Alkermes Pharma Ireland Ltd.)からのライセンスに従ってRISPERDAL CONSTA[®]を販売している。2017年11月に、USPTOは特許権の有効性を支持する決定を下した。

INVOKANA[®] / INVOKAMET[®]

2017年7月以降、JPI、ヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー、シラグ・ゲーエムベーハー・インターナショナル及びヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)並びに田辺三菱製薬株式会社(以下「MTPC」という。)は、INVOKANA[®]及びINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第7,943,582号及び/又は第8,513,202号の失効前におけるINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所、コロラド州地区米国連邦地方裁判所及びデラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ヤンセンは、主張されている特許権の独占的なライセンシーである。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、アボテクス・インク及びアボテクス・コープ(以下、本セクションにおいて「アボテクス」と総称する。)、アルピンド・ファーマ・ユーエスエー・インク(以下、本セクションにおいて「アルピンド」という。)、マクレオーズ・パーマスティカル・リミテッド(Macleods Pharmaceuticals Ltd.)及びマクレオーズ・ファーマ・ユーエスエー・インク(MacLeods Pharma USA, Inc.)、インバゲン、プリンストン・ファーマスーティカルズ・インク、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・インク及びドクターレディーズ・ラボラトリーズ・リミテッド、ヘテロ・ユーエスエー・インク(Hetero USA, Inc.)、ヘテロ・ラプス・リミテッド・ユニットV(Hetero Labs Limited Unit-V)及びヘテロ・ラプス・リミテッド(Hetero Labs Limited)、エムエスエヌ・ラボラトリーズ・プライベート・リミテッド(MSN Laboratories Private Ltd.)及びエムエスエヌ・ファーマスーティカルズ・インク(MSN Pharmaceuticals, Inc.)、ラウラス・ラプス・リミテッド(Laurus Labs Ltd.)、インドコ・レメディーズ・リミテッド(Indoco Remedies Ltd.)、ザイダス・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(Zydus Pharmaceuticals (USA) Inc.)(以下「ザイダス」という。)、サンド・インク(Sandoz Inc.)(以下、本セクションにおいて「サンド」という。)、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(以下、本セクションにおいて「テバ」という。)並びにルピン・リミテッド(Lupin Ltd.)及びルピン・ファーマスーティカルズ・インクである。

2017年7月以降、ヤンセン及びMTPCは、INVOKANA[®]及びINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第7,943,788号(以下「第788号の特許権」という。)の失効前におけるINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したサンド及びインバゲン、第788号の特許権、INVOKANA[®]及びINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第8,222,219号並びにINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第8,785,403号の失効前におけるINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したザイダス、並びにINVOKANA[®]に関する第788号の特許権及び第219号の特許権の失効前におけるINVOKANA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したアルピンドに対し、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所及びコロラド州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ヤンセンは、主張されている特許権の独占的なライセンシーである。2017年10月に、コロラド州におけるザイダスに対する訴訟は棄却された。2017年12月に、デラウェア州におけるアボテクス及びテバに対する訴訟は棄却された。

これらの各訴訟において、ヤンセン及びMTPCは、被告が関連する特許の失効前にINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

VELETRI[®]

2017年7月に、アクテリオン・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Actelion Pharmaceuticals Ltd.)(以下「アクテリオン」という。)は、米国特許番号第8,598,227号の失効前におけるVELETRI[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したサン・ファーマスーティカルズ・インダストリーズ・インク及びサン・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(以下、本セクションにおいて「サン・ファーマスーティカル」と総称する。)に対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において開始した。アクテリオンは、サン・ファーマスーティカルが関連する特許の失効前にVELETRI[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。審理は2019年6月に開始が予定されている。

OPSUMIT[®]

2018年1月に、アクテリオンは、米国特許番号第7,094,781号の失効前におけるOPSUMIT[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したザイダス・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(以下「ザイダス」という。)及びアムネアル・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(Amneal Pharmaceuticals LLC)(以下「アムネアル」という。)に対し、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を開始した。当該訴訟においてアクテリオンは特許権の失効前にザイダス及びアムネアルがOPSUMIT[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

INVEGA SUSTENNA[®]

2018年1月に、ヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ及びJPI(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)は、米国特許番号第9,439,906号の失効前におけるINVEGA SUSTENNA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したテバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(以下、本セクションにおいて「テバ」という。)に対し、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を開始した。当該訴訟においてヤンセンは特許権の失効前にテバがINVEGA SUSTENNA[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

IMBRUVICA®

2018年1月より、ファーマシクリクス・エルエルシー(Pharmacyclics LLC)(以下「ファーマシクリクス」という。)及びヤンセン・バイオテック・インク(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」という。)は、IMBRUVICA®に関するファーマシクリクスの米国特許番号第8,008,309号、第7,514,444号、第8,697,711号、第8,735,403号、第8,957,079号、第9,181,257号、第8,754,091号、第8,497,277号、第8,925,015号、第8,476,284号、第8,754,090号、第8,999,999号、第9,125,889号、第9,801,881号、第9,801,883号、第9,814,721号、第9,795,604号、第9,296,753号、第9,540,382号、第9,713,617号及び/又は第9,725,455号の失効前におけるIMBRUVICA®のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、デラウェア州地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ヤンセンは、主張されている特許権の独占的なライセンシーである。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、シプラ・リミテッド(Cipla Limited)及びシプラ・ユーエスエー・インク(Cipla USA Inc.)、フレゼニウス・カービ・ユーエスエー・エルエルシー(Fresenius Kabi USA, LLC)、フレゼニウス・カービ・ユーエスエー・インク(Fresenius Kabi USA, Inc.)及びフレゼニウス・カービ・オンコロジー・リミテッド(Fresenius Kabi Oncology Limited)、サンド・インク及びレック・ファーマスーティカルズ・ディディ(Lek Pharmaceuticals d.d.)、シルバ・メディケア・リミテッド(Shilpa Medicare Limited)、サン・ファーマ・グローバル・エフゼットイー(Sun Pharma Global FZE)及びサン・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Sun Pharmaceutical Industries Limited)、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク及びテバ・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Teva Pharmaceutical Industries Limited)並びにザイダス・ワールドワイド・ディーエムシーシー(Zydus Worldwide DMCC)及びキャディラ・ヘルスケア・リミテッド(Cadila Healthcare Limited)である。

各訴訟において、ファーマシクリクス及びヤンセンは関連する特許権の失効前に当該被告がIMBRUVICA®のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

政府手続き

医薬品及び医療用具製品の業界のその他の会社と同様に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社は、米国並びに当社及び当該子会社が営業活動を行っているその他の国の国家、州及び地方自治体の政府機関による広範囲に及ぶ規制の対象となっている。それにより、政府機関とのやりとりが継続中である。政府機関により提起された最も重要な訴訟及び政府機関が行った調査については、以下に記載している。政府による調査又は訴訟により、刑事責任並びに相当な罰金及び／若しくは民事制裁金又は損害賠償が生じる可能性がある。

平均卸売価格(以下「AWP」という。)訴訟

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその製薬子会社の数社(以下「当社AWP被告会社」という。)は、多くのその他の製薬会社と共に、州及び連邦裁判所における一連の訴訟の被告とされており、当該訴訟には、とりわけ、製薬会社が問題となっている薬剤のAWPについて水増し報告を行っているため、特定の医薬品の価格決定及び販売は詐欺的行為又は起訴可能な行為に等しいとの申立てが含まれる。医薬品の代金を支払った者は、供給業者の払戻の水準を算定する際にかかるAWPを使用したと主張した。これらの訴訟の原告には、AWPを基準として問題となっている薬剤の購入代金を支払った個人又は企業の3クラスからなる集団及びAWPを基準として問題となっている薬剤にメディケイドに基づく代金を支払った州政府系機関が含まれていた。連邦裁判所の訴訟及び連邦裁判所に移送された州裁判所の訴訟の両方を含むこれらの訴訟の多くは、審理前手続きのため、マサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所に帰属する広域係属訴訟に併合され、最終的には、当社AWP被告会社に対する全ての請求が退けられた。当社AWP被告会社は、ペンシルベニア州が提起した訴訟においても勝訴した。他のAWP訴訟は、裁判所の命令又は和解を通じて解決済みである。係属中の訴訟は2件で、イリノイ州が提起した訴訟については、当事者が審理日程の決定を待っている段階である。またニュージャージー州においては、セントコア・インク(Centocor, Inc.)及びオーソ・バイオテック・インク(Ortho Biotech Inc.)(現在では、両社ともヤンセン・バイオテック・インク)、ジョンソン・エンド・ジョンソン並びにアルザ・コーポレーション(ALZA Corporation)に対する、AWPに関する主張を基礎とする推定集団訴訟が係属中である。

オピオイド訴訟

2014年から現在に至るまで、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIは、他の製薬会社と共に、DURAGESIC[®]、NUCYNTA[®]及びNUCYNTA[®] ERを含む、オピオイドの販売に関する一部の州及び地方自治体が提起した多くの訴訟において被告となっている。これまでのところ、ルイジアナ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、ニューメキシコ州、オハイオ州及びオクラホマ州において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIを含む製薬会社に対する訴状が州司法長官によって州裁判所へ提出されている。アーカンソー州、カリフォルニア州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、オハイオ州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルベニア州、テネシー州、テキサス州、ワシントン州及びウェストバージニア州においては、製造業者に対する訴状が市、郡及び地方自治体の政府機関によって州又は連邦裁判所へ提出されている。これらの訴訟は、虚偽広告、不正競争、公的不法妨害、消費者への不正防止法違反、詐欺的行為及び活動、虚偽請求及び不当利得を含むオピオイドの販売活動に関する様々な請求を主張している。これらの訴訟は概して、罰金及び／又は差止めによる救済及び金銭的救済を求めるものである。これらの訴訟は、訴訟の早期段階にある。2017年10月、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIの両社は、係属中の66件の訴訟をオハイオ州南部地区連邦広域係属訴訟へ併合する申立てを行った。2017年12月に、当該広域係属訴訟はオハイオ州北部地区において承認され、約190件の訴訟が当該広域係属訴訟へ移送された。

ジョンソン・エンド・ジョンソン、JPI及びその他の製薬会社はまた、アラスカ州、インディアナ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、テネシー州及びワシントン州の司法長官からオピオイドの販売活動に関連する召喚状又は情報提供請求を受領した。2017年9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIは、複数の州にわたる司法長官による調査に関して、約38の州を代表してテキサス州及びコロラド州の司法長官から連絡を受けた。調査の一環として、これらの複数の州はジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIに召喚状を送達した。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIは、米国上院国土安全保障及び政府問題委員会の小委員会からもオピオイドの利用促進に関連する販売、マーケティング及び教育戦略に係る情報請求を受領している。

その他

2012年8月に、デピュー・オーソペディックス・インク、デピュー・インク(DePuy, Inc.)(現デピュー・シンセス・インク(Depuy Synthes, Inc.))及びジョンソン・エンド・ジョンソン・サービシズ・インク(Johnson & Johnson Services, Inc.)は、デピュー・ASRTM XL股関節機器に関連する資料の作成について、マサチューセッツ地区米国連邦検事局及び米国司法省の民事局(以下「米国」という。)から非公式な要請を受けた。2014年7月に、米国は、マサチューセッツ地区の連邦地方裁判所に、両社に対する虚偽請求取締法(False Claims Act)に基づく政府代理訴訟への介入を拒否したと通知した。2016年2月に、地方裁判所は、両社による却下の申立てを確定力のある決定として認め、政府代理請求を公開し、さらに、政府代理告発者の修正請求の提出許可要請を棄却した。政府代理告発者は本件を第1巡回区米国連邦控訴裁判所に上訴した。2017年7月に、第1巡回区裁判所は、地方裁判所による一部棄却及び一部破棄を認め、政府代理告発者による第三修正請求の提出要請の棄却判決を支持した。当該告発者による残りの請求は現在、地方裁判所において係属中である。

2013年10月以降、州の司法長官グループは、いくつかのデピューの股関節製品の開発、販売及びマーケティングに関する民事事件調査の要請書を発行している。州は金銭的救済及び差止めによる救済を求めており、デピュー・オーソペディックスはこれらの州と期間経過停止協定を締結した。2014年7月に、他州とは独立してこれらの問題を調査しているオレゴン州の司法省は、ASRTMXL股関節機器に係るオレゴン州との調査が解決したと公表した。

2012年10月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、ジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社であるエチコン・インク(以下「エチコン」という。)によるヘルニア及び泌尿婦人科目的の外科用メッシュ製品のマーケティングに係る複数の州の司法長官の調査に関して、カリフォルニア州司法長官室から連絡を受けた。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びエチコンはその後、複数の州の調査に参加している47の州及びコロンビア特別区と一連の期間経過停止協定を締結しており、参加州のうち一定の州により送達された民事事件調査の要請書に対応した。州は、金銭的補償及び差止めによる救済を求めている。2016年5月に、カリフォルニア州及びワシントン州はジョンソン・エンド・ジョンソン、エチコン及びエチコン・ユーエス・エルエルシーに対して、消費者保護法に違反したとして民事訴訟を提起した。2016年8月にケンタッキー州が、また2017年10月にミシSSIP州が類似の訴訟を両社に対して提起した。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びエチコンは、残りの43の州及びコロンビア特別区と新たに期間経過停止協定を締結した。

2012年12月に、以前はジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社であり、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・インク(Ortho-Clinical Diagnostics, Inc.)(以下「OCD」という。)のフランチャイズの一部であったセラコス・インク(Therakos, Inc.)(以下「セラコス」という。)は、ペンシルベニア州東部地区の米国連邦検事局の民事課から、米国連邦検事局が2000年から現在までの間のUvadex[®](一般名、メトキサレン)並びにUvar Xts[®]及びCelllex[®]システムの販売・マーケティングを調査していることをセラコスに通知する書簡を受領した。米国連邦検事局は、OCD及びジョンソン・エンド・ジョンソンが当該調査に関連する可能性のある書類を保存することを求めた。セラコスは、その後2013年1月に、ゴアズ・キャピタル・パートナーズ・エルピー(Gores Capital Partners, L.P.)の関係会社によって取得され、OCDは2014年6月に売却された。OCDの売却に伴い、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、セラコスの売却前に発生した活動に関する調査によって生じる可能性がある負債のうち、OCD負担分を留保する。2014年3月及び2016年3月に、米国連邦検事局は、ジョンソン・エンド・ジョンソンに特定の書類を作成するよう要請し、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、当該要請に協力している。

2014年6月に、ミシSSIP州司法長官は、ジョンソン・エンド・ジョンソンとジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・カンパニーズ・インク(Johnson & Johnson Consumer Companies Inc.)(現ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク(Johnson & Johnson Consumer Inc.))、以下「JJCI」という。)に対して、ミシSSIP州ハインズ郡の第一裁判管轄区衡平法裁判所において訴状を提出した。訴状によると、被告がJOHNSON'S[®]ベビー・パウダー及びJOHNSON'S[®]シャワー・トゥ・シャワー(JJCIでは既に販売していない商品)に含まれるタルクの使用に伴う女性消費者への健康リスクの公表を怠ったとして、差止めによる救済及び金銭的救済を求めている。訴訟当事者は、審理日程を延期することで合意しており、現在のところ、審理は、2018年秋に再開される予定となっている。

2016年3月に、JPIは、JPIの医薬品に関する2006年1月1日から現在までのJPIと薬剤給付管理者との間の契約関係に係る民事調査請求書を、ニューヨーク州南部地区の米国連邦検事局から受領した。請求書は、虚偽請求取締法に基づく調査に関連して発行された。

2017年1月に、JPIは、米国司法省から、OLYSIO[®]の販売及びマーケティング活動に係る主張に関する民事調査請求書を受領した。2017年12月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIに対して、OLYSIO[®]並びにNUCYNTA[®]、XARELTO[®]、LEVAQUIN[®]及びREMICADE[®]を含むその他の薬剤に関する適応外の販売促進を主張する内部告発による訴訟がカリフォルニア州中部地区の連邦地方裁判所において提起された。現時点では、連邦政府及び州政府は仲裁を拒否し、民事調査請求書に関連する当該訴訟は会社の元従業員によって告訴されている。JPIは2018年1月に、カリフォルニア州中部地区の連邦地方裁判所において棄却の申立てを行った。

2017年2月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区の米国連邦検事局から、メディケアに加入する患者に助成金を提供する501条(c)項(3)号団体に該当する慈善団体に対する支払に関連する記録の作成を求める召喚状を受領した。複数の製薬会社は、本件及び以下に記載する件に類似の召喚状の受領及び継続中の調査を公式に報告している。

アクテリオン・ファーマスーティカルズ・ユーエス・インク(Actelion Pharmaceuticals US, Inc.)(以下「アクテリオン・ユーエス」という。)は、2016年5月にマサチューセッツ地区の米国連邦検事局から召喚状を受領し、2016年6月及び12月にも追加の要請があった。この召喚状は、メディケアに加入する患者に助成金を提供する501条(c)項(3)号団体に該当する慈善団体に対するアクテリオン・ユーエスの支払に関連する記録の作成を求めるものである。

2017年3月に、JBIは、米国司法省から、REMICADE[®]又はSIMPONI ARIA[®]を購入したリウマチ及び消化器疾患患者に提供している管理及び助言サービスに関する虚偽請求取締法に基づく調査に係る民事調査請求書を受領した。

2017年4月及び9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区の米国連邦検事局から、DARZALEX[®]、OLYSIO[®]、REMICADE[®]、SIMPONI[®]、STELARA[®]及びZYTIGA[®]を対象とする医薬品購入時の自己負担額助成プログラムに広く関係する書類を求める召喚状を受領した。この召喚状は、これらの医薬品と関係のある米国保険福祉省メディケア・メディケイドサービスセンターに報告されるメーカーの平均卸売価格と最安値や、州のメディケイド関連当局へのリベート支払額に関する書類も求めている。

2017年6月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区の米国連邦検事局から、ボストン市の3つの病院におけるデピュー・シンセス・インク脊椎インプラント(DePuy Synthes, Inc. spinal implants)の殺菌に関連する実施状況及び当該病院の外科医と当社従業員とのやりとりに関連する情報を求める召喚状を受領した。ジョンソン・エンド・ジョンソンは当該召喚状に応じ、文書を作成中である。

ジョンソン・エンド・ジョンソンは、様々な連邦議会委員会から、議会による進行中の調査に関連する情報を提出するよう求める要求を随時受領している。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、要求された情報を提供することによりかかる調査に協力する方針である。

一般訴訟

2009年6月に、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・インク(以下「OCD」という。)が終了済みの調査に関して米国司法省の反トラスト局から大陪審の召喚令状を受領したことが公表された後に、価格操作に対する損害賠償を求める複数の集団訴訟の訴状が、直接の購入者によってOCDに対して提出された。これらの訴訟は、審理前手続きのためにペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において、訴訟名「血液試薬反トラスト訴訟について(In re Blood Reagent Antitrust Litigation)」として併合された。当初認められた集団訴訟認定の申立てについては、これを不服とする上訴がなされたが、上訴審では当該認定が破棄されたため、差戻しを受けた地方裁判所は、2015年10月に、原告による集団訴訟認定の申立てを再び認めた。2017年7月に、同裁判所は、OCDによる略式判決の申立ての一部を認め、一部を却下する意見を公表した。同裁判所は2005年及び2008年に設定された価格に係る申立てに関する略式判決を認め、2001年に設定された価格に係る申立てに関する略式判決を棄却した。審理は2018年6月に予定されている。2014年にOCDは売却され、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、これらの訴訟によって生じる可能性がある負債を留保した。

2011年6月に、デビュー・オーソペディックス・インク(以下、本セクションにおいて「デビュー」という。)は、1999年開発契約の下でオーソペディックス・ホスピタル(Orthopaedic Hospital)(以下「OH」という。)に対するロイヤリティの支払義務を負っていなかったことに関する確認判決を求めて、OHに対してインディアナ州北部地区の連邦地方裁判所において訴訟を提起した。2012年1月に、OHはカリフォルニア州連邦裁判所に契約違反の訴訟を提起したが、これは後にインディアナ州の訴訟に併合された。2014年2月に、OHは同様の技術に関する特許権侵害訴訟を提起したが、これもインディアナ州の訴訟に併合された。2017年8月に、同裁判所は略式判決にてデビューの申立てを棄却した。審理の日程は現在のところ確定していない。

2011年9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン、ジョンソン・エンド・ジョンソン・インク(Johnson & Johnson Inc.)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・インクのマクニール・コンシューマー・ヘルスケア部門は、ニック・フィールド(Nick Field)氏がカナダのブリティッシュコロンビア州の最高裁判所に提出した民事請求(以下「ブリティッシュコロンビア州民事請求」という。)の通知を受領した。ブリティッシュコロンビア州民事請求は、ブリティッシュコロンビア州に居住し、2001年9月20日から2010年12月頃までの期間に、ペンシルベニア州のフォート・ワシントンの施設で製造されたマクニールの1つ以上の様々な幼児用又は子供用市販薬を購入した者を代理して提起された推定集団訴訟である。ブリティッシュコロンビア州民事請求では、被告が、安全ではなく、かつ/若しくは効果がないとされるか、又はカナダの医薬品製造管理及び品質管理基準(Canadian Good Manufacturing Practices)を遵守していない薬剤を販売することにより、ブリティッシュコロンビア州の事業慣行及び消費者保護法(BC Business Practices and Consumer Protection Act)並びにその他のカナダの制定法及びコモン・ローに違反したと主張している。2015年10月に予定されていた集団訴訟の認定に関する審理は一時休止された。同裁判所は2017年11月に棄却同意命令を下し、この訴訟を終了とした。加えて、2016年4月には、カムデン郡のニュージャージー州最高裁判所にて、ジョンソン・エンド・ジョンソン、ジョンソン・エンド・ジョンソン・セールス・アンド・ロジスティックス・カンパニー・エルエルシー(Johnson & Johnson Sales and Logistics Company, LLC)及びマクニールPPC・インク(現JJCI)に対する推定集団訴訟が、ニュージャージー州に居住し、2008年12月から現在までの期間中に、マクニールの様々な市販薬を購入した者を代理して提起された。訴状では、ニュージャージー州の消費者詐欺防止法(Consumer Fraud Act)違反が主張されている。却下の申立てが認められ、修正訴状が提出されたことを受け、2017年5月に、裁判所は、修正訴状を却下する申立てを棄却した。証拠開示手続きは進行中である。

2014年5月に、集団訴訟とされる2件の訴訟がジョンソン・エンド・ジョンソンとジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・カンパニーズ・インク(現JJCI)に対して連邦裁判所(1件はカリフォルニア州中部地区の米国連邦地方裁判所、もう1件はイリノイ州南部地区の米国連邦地方裁判所)で提起され、JOHNSON'S[®]ベビー・パウダー及びJOHNSON'S[®]シャワー・トゥ・シャワー(JJCIでは既に販売していない商品)に含まれるタルクに関連するとされる健康リスクを公表しなかったとして、消費者詐欺防止法の違反を主張している。両訴訟とも差止めによる救済と金銭的損害賠償を求めている。どちらの訴訟にも人身傷害に関する請求は含まれていない。2016年10月に、両訴訟とも、新規に組成された連邦広域係属訴訟の一部として、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所に移送された。2017年7月に、裁判所は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJJCIによる当該訴訟のうち1件の却下の申立てを認め、原告はこれに上訴した。2017年9月に、2件目の訴訟の原告は訴訟を取り下げた。

2014年8月に、米国税関・国境警備局(United States Customs and Boarder Protection)(以下「US CBP」という。)は、ヤンセン・オーソ・エルエルシー(Janssen Ortho LLC)(以下「ヤンセン・オーソ」という。)がダルナビルエタノール付加物(PREZISTA[®]に含まれる医薬品有効成分)の米国への輸入に関連して不適切な分類をしたとして罰則金を科す、罰則金通知(Penalty Notice)を発行した。2014年10月に、ヤンセン・オーソは、当該罰則金通知に対して、救済申請を提出した。2015年5月に、US CBPは多額の罰金を課す修正罰則金通知を発行し、2015年7月にヤンセン・オーソは救済申請を提出した。

2015年3月及び4月に、コンタクトレンズ患者は、コンタクトレンズの小売価格を固定する垂直的及び水平的共謀を主張し、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク(以下「JJVCI」という。)及びその他のコンタクトレンズ製造会社、販売業者及び小売業者に対して30を超える推定集団訴訟を米国各地のいくつかの裁判所において提起した。訴状では、製造会社が製造会社間並びに特定の販売業者及び小売業者の間で、顧客に販売されるコンタクトレンズの価格に関して協定が成立していたと主張されている。原告は損害賠償及び差止めによる救済を求めている。全ての集団訴訟は、2015年6月に、フロリダ州中部地区の米国連邦地方裁判所へ移送された。原告は、2015年11月に併合集団訴訟の訴状を提出した。2016年6月に、裁判所は、JJVCI及び他の被告による棄却の申立てを退けた。証拠開示手続きは継続中である。2017年3月に、原告は集団訴訟認定を申し立てた。

2015年8月に、第三者である2名の支払者は、ルイジアナ州東部地区の米国連邦地方裁判所において、ヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー、ヤンセン・オーソ・エルエルシー、JPI、オーソ・マクニール・ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals Inc.)並びにジョンソン・エンド・ジョンソン(及び一部のバイエルの企業)に対して、被告は、リスクを完全に開示することなく、XARELTO[®]はより安価な代替治療薬よりも安全で効果が高いとの不適切な販売及び宣伝を行ったとして集団訴訟とされる訴訟を提起した。当該訴状は、損害賠償を求めるものである。

2017年5月に、集団訴訟とされる1件の訴訟が、ライフスキャン・インク(Lifescan Inc.)、ジョンソン・エンド・ジョンソン、その他の糖尿病用テストストリップ製造会社及び一部の薬剤給付管理者(以下「PBM」という。))に対して、ワシントン州西部地区の米国連邦地方裁判所で提起された。訴状では、製造元がPBMに支払った非公開のリベート及びその他のインセンティブにより、血糖値を測定するテストストリップの価格が高騰し、それを消費者が支払うことになったと主張されている。訴状にはRICO法、ERISA法及び州消費者保護に関する請求が含まれている。当該訴状は、衡平法上の救済と損害賠償を求めるものである。2017年11月に、当該訴訟はニュージャージー州地区の連邦地方裁判所への移送命令を受けた。

2017年5月に、ロンザ・セールス・アーゲー(Lonza Sales AG)(以下「ロンザ」という。))は、ロンドン国際仲裁裁判所において、ヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」という。))との仲裁申立書(Request for Arbitration)を提出した。ロンザは、ヤンセンがダラムマブの製造に使用するロンザの技術の一部をロンザの同意なしにサブライセンスしたことにより、2005年の両社の契約に違反したと主張している。ロンザは金銭的損害賠償を求めている。

2017年9月に、ストラテジック・プロダクツ・グループ・インク(Strategic Products Group, Inc.)(以下「SPG」という。))はフロリダ州北部地区(ペンサコーラ地区)の連邦地方裁判所において、ライフスキャン・インク(Lifescan, Inc.)及びライフスキャン・スコットランド・リミテッド(Lifescan Scotland, Ltd.)(以下「ライフスキャン」と総称する。))に対する反トラスト法に関する申立てを行った。ユニストリップ血糖値試験紙の唯一の販売業者であるSPGは、ライフスキャンの特定の血糖値試験器と互換性のある血糖値試験紙の市場をライフスキャンが独占している又は独占しようとしていると主張しており、損害賠償を求めている。

2017年9月に、ファイザー・インク(以下「ファイザー」という。))はペンシルベニア州東部地区の連邦地方裁判所において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びヤンセン・バイオテック・インク(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。))に対する反トラスト法に関する申立てを行った。ファイザーは、ヤンセンのREMICADE[®]の契約戦略は連邦反トラスト法に違反していると主張している。当該申立ては損害賠償及び差止めによる救済を求めている。2017年11月に、ヤンセンは当該申立ての棄却を求めた。

2017年9月以降、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びヤンセン・バイオテック・インク(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。))に対し、ヤンセンのREMICADE[®]の契約戦略が連邦及び州の反トラスト法及び消費者法に違反したとする複数の推定集団訴訟が損害賠償及び差止めによる救済を求めて提起された。2017年11月に、当該訴訟は審理前手続きのため、ペンシルベニア州東部地区の連邦地方裁判所へ訴訟名「レミケイド反トラスト訴訟について(In re Remicade Antitrust Litigation)」として併合された。

2017年10月に、特定の米軍人及びその家族は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社を含む多くの医薬及び医療機器会社が米国反テロリズム法に違反したと主張する申立てを行った。申立てによると、被告がイラク厚生省と締結した医薬及び医療機器契約に従い、販売業務を通じてテロリスト組織に資金を提供したと主張している。

2017年4月に、アンドーバー・ヘルスケア・インク(Andover Healthcare, Inc.)は、マサチューセッツ州地区の連邦地方裁判所においてジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクに対し、ランハム法(Lanham act)訴訟を提起した。アンドーバーは、COACH®スポーツ・ラップ、BAND-AID®ブランドのSECURE-FLEX®ラップ及びBAND-AID®ブランドのHURT-FREE®ラップにある「天然ゴムラテックスは使用されていない」との商品説明は虚偽であると主張している。アンドーバーは実際の損害賠償及びこれに係る判決前利息、不当利得の返還、3倍賠償、弁護士費用並びに差止めによる救済を求めている。同裁判所は却下の申立てを退け、答弁書が提出され、証拠開示手続きが進行中である。

2018年2月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンがタルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSONS®ベビー・パウダー)にアスベストが含有されているとの適切な開示を怠ったことから連邦証券法に違反したとして、ニュージャージー州地区の連邦裁判所において証券集団訴訟が提起された。当該訴訟は人身傷害に係る広域係属訴訟を管理する地方裁判所判事に割り当てられた。

ジョンソン・エンド・ジョンソン又はその子会社は、一般にスーパーファンド(Superfund)法として知られる包括的環境対処・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act)、及び類似の州、地方自治体又は外国の法律に基づき提起された多数の訴訟(かかる訴訟において求められている主な救済は、過去及び/又は将来の改善の費用である。)の当事者でもある。

注記22 事業再編

当社は、今日の進化するヘルスケア市場における患者及び顧客のニーズにさらに応えるために、医療用具製品セグメント再編の取り組みを発表した。当社は、市場開拓モデル(go-to-market model)を強化し、革新のスピードを加速化させ、主要なプラットフォーム及び地域をさらに優先させ、高い品質を維持しながら業務を効率化するための取り組みに着手している。

当社は、当該計画に関連し、事業再編及びその他費用を約20億米ドルから24億米ドル(税引前)計上すると見積もっている。2017年度において、当社は760百万米ドルの費用(税引前)を計上し、そのうち88百万米ドルは売上原価に含まれており、363百万米ドルはその他の(収益)費用に含まれていた。詳細については以下の表を参照のこと。当該事業再編の発表以降、プロジェクト費用合計20億米ドルが計上されている。

加えて、当該計画の一部として、当該事業再編により、今後15ヶ月間にわたり、必要な場合は各国の協議手続きに従い、医療用具製品セグメントの全世界の従業員の約4%から6%のポジションが廃止になると当社は予測している。当該事業再編の発表以降、約2,400のポジションが削減され、そのうち1,700が退職金の支給を受けている。

当社は、税引前累積費用の約半分は、従業員退職費用約400百万米ドルを含む現金支出になると見積もっている。税引前累積費用の約半分は現金によらない、主に施設合理化、棚卸資産の償却及び無形資産の償却に関連している。

以下の表は、この計画に基づく2017年に終了した事業年度の退職費用及び関連する支出の要約である。

(単位：百万米ドル)	退職費用	資産の償却	その他**	合計
2015年度事業再編費用	484	86	20	590
2015年度の変動		(86)	(3)	(89)
2016年1月3日現在の引当手金残高	484	—	17	501
2016年度の変動	(104)	—	(16)	(120)
2017年1月1日現在の引当手金残高	380	—	1	381
今年度の変動：				
費用		194	656	850
現金支払額	(61)		(619)	(680)
現金によらない決済		(194)		(194)
引当調整額	(90)			(90)
2017年12月31日現在の引当金残高*	229	—	38	267

* 当社の制度及び現地の法律に従い、退職に係る現金支出のほとんどは、今後18ヶ月間にわたり支払われると見込まれる。

**その他には、当該取り組みを支える従業員の給与やコンサルティング費用といったプロジェクト費用が含まれる。

(7) 財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書

2002年サーベンス・オクスリー法の第404条に従い、経営陣は、各事業年度末現在の当社の財務報告に関する内部統制についての有効性を評価し、その評価に基づいて当社の財務報告に関する内部統制が有効であるかどうかを報告するよう要求されている。

当社の経営陣には、財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。当社の財務報告に関する内部統制は、当社の財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した当社の外部向け連結財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備されている。

財務報告に関する内部統制は、いかによく整備されたとしても固有の限界がある。そのため、有効であると判断された財務報告に関する内部統制は、連結財務書類の作成に関する合理的な保証のみを提供するものであり、全ての虚偽記載を防止又は発見しない可能性がある。さらに、将来における有効性の評価の予測には、環境の変化によって統制が不十分となる可能性や方針又は手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

当社の経営陣は、2017年12月31日現在の当社の財務報告に関する内部統制の有効性を評価した。この評価の実施において、当社は、「内部統制—統合的枠組み(2013年)」でトレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が確立した基準を使用した。これらの基準は、内部統制環境、リスク評価、内部統制活動、インフォメーション及びコミュニケーション、並びにモニタリングの領域に関するものである。当社の評価は、当社の財務報告に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性についての広範囲にわたる文書化、評価及びテストを含んでいる。

当社は、アボット・ラボラトリーズの完全子会社であるアボット・メディカル・オブティクス(以下「AMO」という。)並びにアクテリオン・リミテッド(以下「アクテリオン」という。)とその連結子会社をそれぞれ、2017年2月及び6月に買収した。アクテリオンの総資産(無形固定資産及びのれんを除く)及び総収益は、関連する2017年12月31日現在及び同日に終了した期間における連結財務書類のそれぞれ約1%及び2%であった。AMOの総資産(無形固定資産及びのれんを除く)及び総収益は、関連する2017年12月31日現在及び同日に終了した期間における連結財務書類のそれぞれ約1%及び1%であった。買収は2017年度に発生したため、2017年度の財務報告に関する内部統制の整備及び有効性に関する当社の評価の範囲から、上記の買収は除外されている。この除外は、最近買収された事業を買収した年度においては評価範囲から除外することを認める、SECの一般的な指針に準拠している。

上記の当社の手続き及び評価に基づき、経営陣は、当社の財務報告に関する内部統制が、2017年12月31日現在有効であったと判断した。

2017年12月31日現在の当社の財務報告に関する内部統制の有効性については、本報告書に添付されている監査報告書に記載のとおり、独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーにより監査されている。

アレックス・ゴルスキー
取締役会会長
最高経営責任者

ドミニク・J・カルーソー
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
最高財務責任者

[前へ](#)

[次へ](#)

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED BALANCE SHEETS
 At December 31, 2017 and January 1, 2017
 (Dollars in Millions Except Share and Per Share Amounts) (Note 1)

	2017	2016
Assets		
Current assets		
Cash and cash equivalents (Notes 1 and 2)	\$ 17,824	18,972
Marketable securities (Notes 1 and 2)	472	22,935
Accounts receivable trade, less allowances for doubtful accounts \$291 (2016, \$252)	13,490	11,699
Inventories (Notes 1 and 3)	8,765	8,144
Prepaid expenses and other receivables	2,537	3,282
Total current assets	43,088	65,032
Property, plant and equipment, net (Notes 1 and 4)	17,005	15,912
Intangible assets, net (Notes 1 and 5)	53,228	26,876
Goodwill (Notes 1 and 5)	31,906	22,805
Deferred taxes on income (Note 8)	7,105	6,148
Other assets	4,971	4,435
Total assets	\$ 157,303	141,208
Liabilities and Shareholders' Equity		
Current liabilities		
Loans and notes payable (Note 7)	\$ 3,906	4,684
Accounts payable	7,310	6,918
Accrued liabilities	7,304	5,635
Accrued rebates, returns and promotions	7,210	5,403
Accrued compensation and employee related obligations	2,953	2,676
Accrued taxes on income (Note 8)	1,854	971
Total current liabilities	30,537	26,287
Long-term debt (Note 7)	30,675	22,442
Deferred taxes on income (Note 8)	8,368	2,910
Employee related obligations (Notes 9 and 10)	10,074	9,615
Long-term taxes payable (Note 8)	8,472	—
Other liabilities	9,017	9,536
Total liabilities	97,143	70,790
Shareholders' equity		
Preferred stock — without par value (authorized and unissued 2,000,000 shares)	—	—
Common stock — par value \$1.00 per share (Note 12) (authorized 4,320,000,000 shares; issued 3,119,843,000 shares)	3,120	3,120
Accumulated other comprehensive income (loss) (Note 13)	(13,199)	(14,901)
Retained earnings	101,793	110,551
	91,714	98,770
Less: common stock held in treasury, at cost (Note 12) (437,318,000 shares and 413,332,000 shares)	31,554	28,352
Total shareholders' equity	60,160	70,418
Total liabilities and shareholders' equity	\$ 157,303	141,208

See Notes to Consolidated Financial Statements

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF EARNINGS
 (Dollars and Shares in Millions Except Per Share Amounts) (Note 1)

	2017	2016	2015
Sales to customers	\$ 76,450	71,890	70,074
Cost of products sold	25,354	21,685	21,536
Gross profit	51,096	50,205	48,538
Selling, marketing and administrative expenses	21,420	19,945	21,203
Research and development expense	10,554	9,095	9,046
In-process research and development	408	29	224
Interest income	(385)	(368)	(128)
Interest expense, net of portion capitalized (Note 4)	934	726	552
Other (income) expense, net	183	484	(2,064)
Restructuring (Note 22)	309	491	509
Earnings before provision for taxes on income	17,673	19,803	19,196
Provision for taxes on income (Note 8)	16,373	3,263	3,787
Net earnings	\$ 1,300	16,540	15,409
Net earnings per share (Notes 1 and 15)			
Basic	\$ 0.48	6.04	5.56
Diluted	\$ 0.47	5.93	5.48
Cash dividends per share	\$ 3.32	3.15	2.95
Average shares outstanding (Notes 1 and 15)			
Basic	2,692.0	2,737.3	2,771.8
Diluted	2,745.3	2,788.9	2,812.9

See Notes to Consolidated Financial Statements

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME
(Dollars in Millions) (Note 1)

	2017	2016	2015
Net earnings	\$ 1,300	16,540	15,409
Other comprehensive income (loss), net of tax			
Foreign currency translation	1,696	(612)	(3,632)
Securities:			
Unrealized holding gain (loss) arising during period	159	(52)	471
Reclassifications to earnings	(338)	(141)	(124)
Net change	(179)	(193)	347
Employee benefit plans:			
Prior service credit (cost), net of amortization	2	21	(60)
Gain (loss), net of amortization	29	(862)	931
Effect of exchange rates	(201)	159	148
Net change	(170)	(682)	1,019
Derivatives & hedges:			
Unrealized gain (loss) arising during period	(4)	(359)	(115)
Reclassifications to earnings	359	110	(62)
Net change	355	(249)	(177)
Other comprehensive income (loss)	1,702	(1,736)	(2,443)
Comprehensive income	\$ 3,002	14,804	12,966

The tax effects in other comprehensive income for the fiscal years ended 2017, 2016 and 2015 respectively: Securities; \$96 million, \$104 million and \$187 million, Employee Benefit Plans; \$83 million, \$346 million and \$519 million, Derivatives & Hedges; \$191 million, \$134 million and \$95 million.

See Notes to Consolidated Financial Statements

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF EQUITY
(Dollars in Millions) (Note 1)

	Total	Retained Earnings	Accumulated Other Comprehensive Income	Common Stock Issued Amount	Treasury Stock Amount
Balance, December 28, 2014	\$ 69,752	97,245	(10,722)	3,120	(19,891)
Net earnings	15,409	15,409			
Cash dividends paid	(8,173)	(8,173)			
Employee compensation and stock option plans	1,920	(577)			2,497
Repurchase of common stock	(5,290)				(5,290)
Other	(25)	(25)			
Other comprehensive income (loss), net of tax	(2,443)		(2,443)		
Balance, January 3, 2016	71,150	103,879	(13,165)	3,120	(22,684)
Net earnings	16,540	16,540			
Cash dividends paid	(8,621)	(8,621)			
Employee compensation and stock option plans	2,130	(1,181)			3,311
Repurchase of common stock	(8,979)				(8,979)
Other	(66)	(66)			
Other comprehensive income (loss), net of tax	(1,736)		(1,736)		
Balance, January 1, 2017	70,418	110,551	(14,901)	3,120	(28,352)
Net earnings	1,300	1,300			
Cash dividends paid	(8,943)	(8,943)			
Employee compensation and stock option plans	2,677	(1,079)			3,156
Repurchase of common stock	(6,358)				(6,358)
Other	(36)	(36)			
Other comprehensive income (loss), net of tax	1,702		1,702		
Balance, December 31, 2017	\$ 60,160	101,793	(13,199)	3,120	(31,554)

See Notes to Consolidated Financial Statements

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS
 (Dollars in Millions) (Note 1)

	2017	2016	2015
Cash flows from operating activities			
Net earnings	\$ 1,300	16,540	15,409
Adjustments to reconcile net earnings to cash flows from operating activities:			
Depreciation and amortization of property and intangibles	5,642	3,754	3,746
Stock based compensation	962	878	874
Venezuela adjustments	—	—	122
Asset write-downs	795	283	624
Net gain on sale of assets/businesses	(1,307)	(563)	(2,583)
Deferred tax provision	2,406	(341)	(270)
Accounts receivable allowances	17	(11)	18
Changes in assets and liabilities, net of effects from acquisitions and divestitures:			
Increase in accounts receivable	(633)	(1,065)	(433)
Decrease/(Increase) in inventories	581	(249)	(449)
Increase in accounts payable and accrued liabilities	2,725	656	287
Increase in other current and non-current assets	(411)	(529)	(103)
Increase/(Decrease) in other current and non-current liabilities	8,979	(586)	2,327
Net cash flows from operating activities	21,056	18,767	19,569
Cash flows from investing activities			
Additions to property, plant and equipment	(3,279)	(3,226)	(3,463)
Proceeds from the disposal of assets/businesses, net	1,832	1,267	3,464
Acquisitions, net of cash acquired (Note 20)	(35,151)	(4,509)	(954)
Purchases of investments	(6,153)	(33,950)	(40,828)
Sales of investments	28,117	35,780	34,149
Other (primarily intangibles)	(234)	(123)	(103)
Net cash used by investing activities	(14,868)	(4,761)	(7,735)
Cash flows from financing activities			
Dividends to shareholders	(8,943)	(8,621)	(8,173)
Repurchase of common stock	(6,358)	(8,979)	(5,290)
Proceeds from short-term debt	869	111	2,416
Retirement of short-term debt	(1,330)	(2,017)	(1,044)
Proceeds from long-term debt, net of issuance costs	8,992	12,004	75
Retirement of long-term debt	(1,777)	(2,223)	(68)
Proceeds from the exercise of stock options/employee withholding tax on stock awards, net	1,062	1,189	1,005
Other	(188)	(15)	(57)
Net cash used by financing activities	(7,673)	(8,551)	(11,136)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	337	(215)	(1,489)
(Decrease)/Increase in cash and cash equivalents	(1,148)	5,240	(791)
Cash and cash equivalents, beginning of year (Note 1)	18,972	13,732	14,523
Cash and cash equivalents, end of year (Note 1)	\$ 17,824	18,972	13,732
Supplemental cash flow data			
Cash paid during the year for:			
Interest	\$ 960	730	617
Interest, net of amount capitalized	866	628	515
Income taxes	3,312	2,843	2,865

Supplemental schedule of non-cash investing and financing activities

Treasury stock issued for employee compensation and stock option plans, net of cash proceeds/ employee withholding tax on stock awards	\$	2,062	2,043	1,486
Conversion of debt		16	35	16

Acquisitions

Fair value of assets acquired	\$	36,937	4,586	1,174
Fair value of liabilities assumed and noncontrolling interests		(1,786)	(77)	(220)
Net cash paid for acquisitions	\$	35,151	4,509	954

See Notes to Consolidated Financial Statements

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**1. Summary of Significant Accounting Policies****Principles of Consolidation**

The consolidated financial statements include the accounts of Johnson & Johnson and its subsidiaries (the Company). Intercompany accounts and transactions are eliminated.

Description of the Company and Business Segments

The Company has approximately 134,000 employees worldwide engaged in the research and development, manufacture and sale of a broad range of products in the health care field. The Company conducts business in virtually all countries of the world and its primary focus is on products related to human health and well-being.

The Company is organized into three business segments: Consumer, Pharmaceutical and Medical Devices. The Consumer segment includes a broad range of products used in the baby care, oral care, beauty, over-the-counter pharmaceutical, women's health and wound care markets. These products are marketed to the general public and sold both to retail outlets and distributors throughout the world. The Pharmaceutical segment is focused on six therapeutic areas, including immunology, infectious diseases, neuroscience, oncology, pulmonary hypertension, and cardiovascular and metabolic diseases. Products in this segment are distributed directly to retailers, wholesalers, hospitals and health care professionals for prescription use. The Medical Devices segment includes a broad range of products used in the orthopaedic, surgery, cardiovascular, diabetes care and vision care fields, which are distributed to wholesalers, hospitals and retailers, and used principally in the professional fields by physicians, nurses, hospitals, eye care professionals and clinics.

Accounting Standard adopted in 2016

During the fiscal second quarter of 2016, the Company adopted Accounting Standards Update (ASU) 2016-09 Compensation - Stock Compensation: Improvements to Employee Share Based Payment Accounting for the reporting of additional tax benefits on share-based compensation that vested or were exercised during the fiscal year. The update requires all excess tax benefits and deficiencies to be recognized as a reduction or an increase to the provision for taxes on income. Previously, the Company recorded these benefits directly to Retained Earnings. The tax benefit for the Company was \$353 million for the fiscal year 2016. The standard does not permit retroactive presentation of this benefit to prior fiscal years on the Consolidated Statement of Earnings.

New Accounting Standards**Recently Adopted Accounting Standards**

ASU 2016-07: Simplifying the Transition to the Equity Method of Accounting

The amendments in the update eliminate the requirement that when an investment qualifies for the use of the equity method as a result of an increase in the level of ownership interest or degree of influence, an investor must adjust the investment, results of operations, and retained earnings retroactively on a step by step basis as if the equity method had been in effect during all previous periods that the investment had been held. The amendments in this update are effective for all entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2016. The amendments should be applied prospectively upon their effective date to increases in the level of ownership interest or degree of influence that result in the application of the equity method. The adoption of this standard did not have a material impact on the presentation of the Company's consolidated financial statements.

ASU 2015-11: Simplifying the Measurement of Inventory

This update requires inventory to be measured at the lower of cost or net realizable value. Net realizable value is the estimated selling prices in the ordinary course of business, less reasonably predictable costs of completion, disposal and transportation. This update is effective for the Company for all annual and interim periods beginning after December 15, 2016. The amendments in this update should be applied prospectively. This update did not have any material impact on the Company's consolidated financial statements.

Recently Issued Accounting Standards**Not Adopted as of December 31, 2017**

ASU 2018-02: Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income

This update allows a reclassification from accumulated other comprehensive income to retained earnings for stranded tax effects resulting from the Tax Cuts and Job Act enacted in December 2017. This update will be effective for the Company for fiscal years beginning after December 15, 2018 and interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted. The Company does not expect this standard to have a material impact on the Company's consolidated financial statements.

ASU 2017-12: Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities

This update makes more financial and nonfinancial hedging strategies eligible for hedge accounting. It also amends the presentation and disclosure requirements and changes how companies assess effectiveness. This update will be effective for the Company for fiscal years beginning after December 15, 2018, and interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted upon its issuance. The Company is currently assessing the impact of the future adoption of this standard on its financial statements.

ASU 2017-07: Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost

This update requires that an employer disaggregate the service cost component from the other components of net periodic benefit cost ("NPBC"). In addition, only the service cost component will be eligible for capitalization. This update is effective for the Company for all annual and interim periods beginning after December 15, 2017. Early adoption is permitted as of the beginning of an annual period for which financial statements (interim or annual) have not been issued or made available for issuance. The amendments in this Update should be applied retrospectively for the presentation of the service cost component and the other components of NPBC in the income statement and prospectively, on and after the effective date, for the capitalization of the service cost component of NPBC in assets. The Company is assessing the retroactive restatement methodology and impact to the individual line items on Consolidated Statement of Earnings. The Company does not expect there to be a material impact to net earnings.

ASU 2017-01: Clarifying the Definition of a Business

This update narrows the definition of a business by providing a screen to determine when an integrated set of assets and activities is not a business. The screen specifies that an integrated set of assets and activities is not a business if substantially all of the fair value of the gross assets acquired or disposed of is concentrated in a single or a group of similar identifiable assets. This update will be effective for the Company for annual periods beginning after December 15, 2017, including interim periods within those annual periods. Early adoption is permitted. This update should be applied prospectively. The Company does not expect this standard to have a material impact on the Company's consolidated financial statements.

ASU 2016-16: Income Taxes: Intra-Entity Transfers of Assets Other Than Inventory

This update removes the current exception in US GAAP prohibiting entities from recognizing current and deferred income tax expenses or benefits related to transfer of assets, other than inventory, within the consolidated entity. The current exception to defer the recognition of any tax impact on the transfer of inventory within the consolidated entity until it is sold to a third party remains unaffected. The amendments in this update are effective for public entities for annual reporting periods beginning after December 15, 2017. The results from a preliminary assessment indicate that the adoption of the standard will not have a significant impact on the Company's financial results. The Company expects to record net adjustments to deferred taxes of approximately \$2.0 billion, a decrease to Other Assets of approximately \$0.7 billion and an increase to retained earnings of approximately \$1.3 billion.

ASU 2016-02: Leases

This update requires the recognition of lease assets and lease liabilities on the balance sheet for all lease obligations and disclosing key information about leasing arrangements. This update requires the recognition of lease assets and lease liabilities by lessees for those leases classified as operating leases under current generally accepted accounting principles. This update will be effective for the Company for all annual and interim periods beginning after December 15, 2018, including interim periods within those fiscal years. Early application is permitted. The Company anticipates that most of its operating leases will result in the recognition of additional assets and the corresponding liabilities on its Consolidated Balance Sheets, however does not expect the standard to have a material impact on the financial position. The actual impact will depend on the Company's lease portfolio at the time of adoption. The Company continues to assess all implications of the standard and related financial disclosures.

ASU 2016-01: Financial Instruments: Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities

The amendments in this update supersede the guidance to classify equity securities with readily determinable fair values into different categories (that is, trading or available-for-sale) and require equity securities to be measured at fair value with changes in the fair value recognized through net income. The standard amends financial reporting by providing relevant information about an entity's equity investments and reducing the number of items that are recognized in other comprehensive income. This update will be effective for the Company for annual periods beginning after December 15, 2017, and interim periods within those annual periods. The adoption of this standard will not have a material impact on the Company's consolidated financial statements.

ASU 2014-09: Revenue from Contracts with Customers

The amendments replace substantially all current U.S. GAAP guidance on this topic and eliminate industry-specific guidance. Early adoption of this standard is permitted but not before the original effective date for all annual periods and interim reporting

periods beginning after December 15, 2017. The Company will adopt the standard using the modified retrospective method. The adoption of this standard will not have a material impact on the Company's consolidated financial statements including the additional disclosure requirements.

Cash Equivalents

The Company classifies all highly liquid investments with stated maturities of three months or less from date of purchase as cash equivalents and all highly liquid investments with stated maturities of greater than three months from the date of purchase as current marketable securities. The Company has a policy of making investments only with commercial institutions that have at least an investment grade credit rating. The Company invests its cash primarily in government securities and obligations, corporate debt securities, money market funds and reverse repurchase agreements (RRAs).

RRAs are collateralized by deposits in the form of Government Securities and Obligations for an amount not less than 102% of their value. The Company does not record an asset or liability as the Company is not permitted to sell or repledge the associated collateral. The Company has a policy that the collateral has at least an A (or equivalent) credit rating. The Company utilizes a third party custodian to manage the exchange of funds and ensure that collateral received is maintained at 102% of the value of the RRAs on a daily basis. RRAs with stated maturities of greater than three months from the date of purchase are classified as marketable securities.

Investments

Investments classified as held to maturity investments are reported at amortized cost and realized gains or losses are reported in earnings. Investments classified as available-for-sale are carried at estimated fair value with unrealized gains and losses recorded as a component of accumulated other comprehensive income. Available-for-sale securities available for current operations are classified as current assets otherwise, they are classified as long term. Management determines the appropriate classification of its investment in debt and equity securities at the time of purchase and re-evaluates such determination at each balance sheet date. The Company periodically reviews its investments in equity securities for impairment and adjusts these investments to their fair value when a decline in market value is deemed to be other than temporary. If losses on these securities are considered to be other than temporary, the loss is recognized in earnings.

Property, Plant and Equipment and Depreciation

Property, plant and equipment are stated at cost. The Company utilizes the straight-line method of depreciation over the estimated useful lives of the assets:

Building and building equipment	20 - 30 years
Land and leasehold improvements	10 - 20 years
Machinery and equipment	2 - 13 years

The Company capitalizes certain computer software and development costs, included in machinery and equipment, when incurred in connection with developing or obtaining computer software for internal use. Capitalized software costs are amortized over the estimated useful lives of the software, which generally range from 3 to 8 years.

The Company reviews long-lived assets to assess recoverability using undiscounted cash flows. When certain events or changes in operating or economic conditions occur, an impairment assessment may be performed on the recoverability of the carrying value of these assets. If the asset is determined to be impaired, the loss is measured based on the difference between the asset's fair value and its carrying value. If quoted market prices are not available, the Company will estimate fair value using a discounted value of estimated future cash flows.

Revenue Recognition

The Company recognizes revenue from product sales when the goods are shipped or delivered and title and risk of loss pass to the customer. Provisions for certain rebates, sales incentives, trade promotions, coupons, product returns and discounts to customers are accounted for as reductions in sales in the same period the related sales are recorded.

Product discounts granted are based on the terms of arrangements with direct, indirect and other market participants, as well as market conditions, including prices charged by competitors. Rebates, which include Medicaid, are estimated based on contractual terms, historical experience, patient outcomes, trend analysis and projected market conditions in the various markets served. The Company evaluates market conditions for products or groups of products primarily through the analysis of wholesaler and other third-party sell-through and market research data, as well as internally generated information.

Sales returns are generally estimated and recorded based on historical sales and returns information. Products that exhibit unusual sales or return patterns due to dating, competition or other marketing matters are specifically investigated and analyzed as part of the accounting for sales returns accruals.

Sales returns allowances represent a reserve for products that may be returned due to expiration, destruction in the field, or in specific areas, product recall. The returns reserve is based on historical return trends by product and by market as a percent to gross sales. In accordance with the Company's accounting policies, the Company generally issues credit to customers for

returned goods. The Company's sales returns reserves are accounted for in accordance with U.S. GAAP guidance for revenue recognition when right of return exists. Sales returns reserves are recorded at full sales value. Sales returns in the Consumer and Pharmaceutical segments are almost exclusively not resalable. Sales returns for certain franchises in the Medical Devices segment are typically resalable but are not material. The Company infrequently exchanges products from inventory for returned products. The sales returns reserve for the total Company has been approximately 1.0% of annual sales to customers during the fiscal reporting years 2017, 2016 and 2015.

Promotional programs, such as product listing allowances and cooperative advertising arrangements, are recorded in the year incurred. Continuing promotional programs include coupons and volume-based sales incentive programs. The redemption cost of consumer coupons is based on historical redemption experience by product and value. Volume-based incentive programs are based on the estimated sales volumes for the incentive period and are recorded as products are sold. The Company also earns service revenue for co-promotion of certain products and includes it in sales to customers. These arrangements are evaluated to determine the appropriate amounts to be deferred or recorded as a reduction of revenue.

Shipping and Handling

Shipping and handling costs incurred were \$1,042 million, \$974 million and \$996 million in 2017, 2016 and 2015, respectively, and are included in selling, marketing and administrative expense. The amount of revenue received for shipping and handling is less than 0.5% of sales to customers for all periods presented.

Inventories

Inventories are stated at the lower of cost or net realizable value determined by the first-in, first-out method.

Intangible Assets and Goodwill

The authoritative literature on U.S. GAAP requires that goodwill and intangible assets with indefinite lives be assessed annually for impairment. The Company completed the annual impairment test for 2017 in the fiscal fourth quarter. Future impairment tests will be performed annually in the fiscal fourth quarter, or sooner if warranted. Purchased in-process research and development is accounted for as an indefinite lived intangible asset until the underlying project is completed, at which point the intangible asset will be accounted for as a definite lived intangible asset, or abandoned, at which point the intangible asset will be written off or partially impaired.

Intangible assets that have finite useful lives continue to be amortized over their useful lives, and are reviewed for impairment when warranted by economic conditions.

See Note 5 for further details on Intangible Assets and Goodwill.

Financial Instruments

As required by U.S. GAAP, all derivative instruments are recorded on the balance sheet at fair value. Fair value is the exit price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability. Fair value is a market-based measurement determined using assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability. The authoritative literature establishes a three-level hierarchy to prioritize the inputs used in measuring fair value, with Level 1 having the highest priority and Level 3 having the lowest. Changes in the fair value of derivatives are recorded each period in current earnings or other comprehensive income, depending on whether the derivative is designated as part of a hedge transaction, and if so, the type of hedge transaction.

The Company documents all relationships between hedged items and derivatives. The overall risk management strategy includes reasons for undertaking hedge transactions and entering into derivatives. The objectives of this strategy are: (1) minimize foreign currency exposure's impact on the Company's financial performance; (2) protect the Company's cash flow from adverse movements in foreign exchange rates; (3) ensure the appropriateness of financial instruments; and (4) manage the enterprise risk associated with financial institutions. See Note 6 for additional information on Financial Instruments.

Product Liability

Accruals for product liability claims are recorded, on an undiscounted basis, when it is probable that a liability has been incurred and the amount of the liability can be reasonably estimated based on existing information and actuarially determined estimates where applicable. The accruals are adjusted periodically as additional information becomes available. The Company accrues an estimate of the legal defense costs needed to defend each matter when those costs are probable and can be reasonably estimated.

As a result of cost and availability factors, effective November 1, 2005, the Company ceased purchasing third-party product liability insurance. The Company has self insurance through a wholly-owned captive insurance company. In addition to accruals in the self insurance program, claims that exceed the insurance coverage are accrued when losses are probable and amounts can be reasonably estimated.

Research and Development

Research and development expenses are expensed as incurred. Upfront and milestone payments made to third parties in connection with research and development collaborations are expensed as incurred up to the point of regulatory approval.

Payments made to third parties subsequent to regulatory approval are capitalized and amortized over the remaining useful life of the related product. Amounts capitalized for such payments are included in other intangibles, net of accumulated amortization.

The Company enters into collaborative arrangements, typically with other pharmaceutical or biotechnology companies, to develop and commercialize drug candidates or intellectual property. These arrangements typically involve two (or more) parties who are active participants in the collaboration and are exposed to significant risks and rewards dependent on the commercial success of the activities. These collaborations usually involve various activities by one or more parties, including research and development, marketing and selling and distribution. Often, these collaborations require upfront, milestone and royalty or profit share payments, contingent upon the occurrence of certain future events linked to the success of the asset in development. Amounts due from collaborative partners related to development activities are generally reflected as a reduction of research and development expense because the performance of contract development services is not central to the Company's operations. In general, the income statement presentation for these collaborations is as follows:

Nature/Type of Collaboration	Statement of Earnings Presentation
Third-party sale of product	Sales to customers
Royalties/milestones paid to collaborative partner (post-regulatory approval)*	Cost of products sold
Royalties received from collaborative partner	Other income (expense), net
Upfront payments & milestones paid to collaborative partner (pre-regulatory approval)	Research and development expense
Research and development payments to collaborative partner	Research and development expense
Research and development payments received from collaborative partner	Reduction of Research and development expense

* Milestones are capitalized as intangible assets and amortized to cost of products sold over the useful life.

For all years presented, there was no individual project that represented greater than 5% of the total annual consolidated research and development expense.

The Company has a number of products and compounds developed in collaboration with strategic partners including XARELTO®, co-developed with Bayer HealthCare AG and IMBRUVICA®, developed in collaboration and co-marketed with Pharmacytics LLC, an AbbVie company.

Advertising

Costs associated with advertising are expensed in the year incurred and are included in selling, marketing and administrative expenses. Advertising expenses worldwide, which comprised television, radio, print media and Internet advertising, were \$2.5 billion, \$2.4 billion and \$2.5 billion in 2017, 2016 and 2015, respectively.

Income Taxes

Income taxes are recorded based on amounts refundable or payable for the current year and include the results of any difference between U.S. GAAP accounting and tax reporting, recorded as deferred tax assets or liabilities. The Company estimates deferred tax assets and liabilities based on enacted tax regulations and rates. Future changes in tax laws and rates may affect recorded deferred tax assets and liabilities in the future.

The Company has unrecognized tax benefits for uncertain tax positions. The Company follows U.S. GAAP which prescribes a recognition threshold and measurement attribute for the financial statement recognition and measurement of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. Management believes that changes in these estimates would not have a material effect on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

In the fourth quarter of 2017, the United States enacted the TCJA, which includes provisions for a tax on all previously undistributed earnings in foreign jurisdictions. The Company has provisionally booked a \$10.1 billion charge on these undistributed earnings in 2017. Additionally, the Company has provisionally recorded a \$4.5 billion deferred tax liability for foreign local and withholding taxes, offset by a \$1.1 billion deferred tax asset for U.S. foreign tax credits, for repatriation of substantially all undistributed foreign earnings. The Company is currently evaluating the remaining undistributed foreign earnings for which it has not provided deferred taxes for foreign local and withholding tax, as these earnings are considered to be indefinitely reinvested. The amount of these unrecorded deferred taxes is not expected to be material.

See Note 8 for further information regarding income taxes.

Net Earnings Per Share

Basic earnings per share is computed by dividing net earnings available to common shareholders by the weighted average number of common shares outstanding for the period. Diluted earnings per share reflects the potential dilution that could occur if securities were exercised or converted into common stock using the treasury stock method.

Use of Estimates

The preparation of consolidated financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the U.S. requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported. Estimates are used when accounting for sales discounts, rebates, allowances and incentives, product liabilities, income taxes, withholding taxes, depreciation, amortization, employee benefits, contingencies and intangible asset and liability valuations. Actual results may or may not differ from those estimates.

The Company follows the provisions of U.S. GAAP when recording litigation related contingencies. A liability is recorded when a loss is probable and can be reasonably estimated. The best estimate of a loss within a range is accrued; however, if no estimate in the range is better than any other, the minimum amount is accrued.

Annual Closing Date

The Company follows the concept of a fiscal year, which ends on the Sunday nearest to the end of the month of December. Normally each fiscal year consists of 52 weeks, but every five or six years the fiscal year consists of 53 weeks, and therefore includes additional shipping days, as was the case in 2015, and will be the case again in 2020.

Reclassification

Certain prior period amounts have been reclassified to conform to current year presentation.

2. Cash, Cash Equivalents and Current Marketable Securities

At the end of 2017 and 2016, cash, cash equivalents and current marketable securities were comprised of:

(Dollars in Millions)	2017			
	Carrying Amount	Estimated Fair Value	Cash & Cash Equivalents	Current Marketable Securities
Cash	\$ 2,929	2,929	\$ 2,929	—
U.S. Gov't Securities ⁽¹⁾	—	—	—	—
Other Sovereign Securities ⁽¹⁾	279	279	219	60
U.S. Reverse repurchase agreements	4,025	4,025	4,025	—
Other Reverse repurchase agreements	—	—	—	—
Corporate debt securities ⁽¹⁾	289	289	244	45
Money market funds	4,288	4,288	4,288	—
Time deposits ⁽¹⁾	1,176	1,176	1,175	1
Subtotal	\$ 12,986	12,986	12,880	106
Gov't Securities	\$ 4,864	4,864	4,833	31
Other Sovereign Securities	186	186	80	106
Corporate debt securities	260	260	31	229
Subtotal available for sale⁽²⁾	\$ 5,310	5,310	4,944	366
Total cash, cash equivalents and current marketable securities			\$ 17,824	472

In 2017, the carrying amount was the same as the estimated fair value.

(Dollars in Millions)		2016				
	Carrying Amount	Unrecognized Gain	Unrecognized Loss	Estimated Fair Value	Cash Equivalents	Current Marketable Securities
Cash	\$ 1,979	—	—	1,979	1,979	—
U.S. Gov't Securities ⁽¹⁾	10,832	—	(1)	10,831	2,249	8,583
Other Sovereign Securities ⁽¹⁾	1,299	—	—	1,299	120	1,179
U.S. Reverse repurchase agreements	6,103	—	—	6,103	6,103	—
Other Reverse repurchase agreements	240	—	—	240	240	—
Corporate debt securities ⁽¹⁾	754	—	—	754	—	754
Money market funds	7,187	—	—	7,187	7,187	—
Time deposits ⁽²⁾	1,094	—	—	1,094	1,094	—
Subtotal	\$ 29,488	—	(1)	29,487	18,972	10,516
		Unrealized Gain	Unrealized Loss			
Gov't Securities	\$ 10,277	\$ 5	(51)	10,231	—	10,231
Other Sovereign Securities	90	—	—	90	—	90
Corporate debt securities	1,777	1	(12)	1,766	—	1,766
Equity investments	34	298	—	332	—	332
Subtotal available for sale⁽²⁾	\$ 12,178	304	(63)	12,419	—	12,419
Total cash, cash equivalents and current marketable securities					\$ 18,972	22,935

⁽¹⁾ Held to maturity investments are reported at amortized cost and realized gains or losses are reported in earnings.

⁽²⁾ Available for sale securities are reported at fair value with unrealized gains and losses reported net of taxes in other comprehensive income.

Fair value of government securities and obligations and corporate debt securities were estimated using quoted broker prices and significant other observable inputs.

The contractual maturities of the available for sale debt securities at December 31, 2017 are as follows:

(Dollars in Millions)	Cost Basis		Fair Value	
Due within one year	\$	5,214		5,214
Due after one year through five years		96		96
Due after five years through ten years		—		—
Total debt securities	\$	5,310		5,310

The Company invests its excess cash in both deposits with major banks throughout the world and other high-quality money market instruments. The Company has a policy of making investments only with commercial institutions that have at least an investment grade credit rating.

3. Inventories

At the end of 2017 and 2016, inventories were comprised of:

(Dollars in Millions)	2017	2016
Raw materials and supplies	\$ 1,140	952
Goods in process	2,317	2,185
Finished goods	5,308	5,007
Total inventories	\$ 8,765	8,144

4. Property, Plant and Equipment

At the end of 2017 and 2016, property, plant and equipment at cost and accumulated depreciation were:

(Dollars in Millions)	2017	2016
Land and land improvements	\$ 829	753
Buildings and building equipment	11,240	10,112
Machinery and equipment	25,949	23,554
Construction in progress	3,448	3,354
Total property, plant and equipment, gross	\$ 41,466	37,773
Less accumulated depreciation	24,461	21,861
Total property, plant and equipment, net	\$ 17,005	15,912

The Company capitalizes interest expense as part of the cost of construction of facilities and equipment. Interest expense capitalized in 2017, 2016 and 2015 was \$94 million, \$102 million and \$102 million, respectively.

Depreciation expense, including the amortization of capitalized interest in 2017, 2016 and 2015 was \$2.6 billion, \$2.5 billion and \$2.5 billion, respectively.

Upon retirement or other disposal of property, plant and equipment, the costs and related amounts of accumulated depreciation or amortization are eliminated from the asset and accumulated depreciation accounts, respectively. The difference, if any, between the net asset value and the proceeds are recorded in earnings.

5. Intangible Assets and Goodwill

At the end of 2017 and 2016, the gross and net amounts of intangible assets were:

(Dollars in Millions)	2017	2016
Intangible assets with definite lives:		
Patents and trademarks — gross	\$ 36,427	10,521
Less accumulated amortization	7,223	5,076
Patents and trademarks — net	\$ 29,204	5,445
Customer relationships and other intangibles — gross	\$ 20,204	17,615
Less accumulated amortization	7,463	6,515
Customer relationships and other intangibles — net	\$ 12,741	11,100
Intangible assets with indefinite lives:		
Trademarks	\$ 7,082	6,888
Purchased in-process research and development	4,201	3,443
Total intangible assets with indefinite lives	\$ 11,283	10,331
Total intangible assets — net	\$ 53,228	26,876

Goodwill as of December 31, 2017 and January 1, 2017, as allocated by segment of business, was as follows:

(Dollars in Millions)	Consumer	Pharmaceutical	Medical Devices	Total
Goodwill at January 3, 2016	\$ 7,240	2,889	11,500	21,629
Goodwill, related to acquisitions	1,362	—	210	1,572
Goodwill, related to divestitures	(63)	(12)	—	(75)
Currency translation/other	(276)	(37)	(8)	(321)
Goodwill at January 1, 2017	\$ 8,263	2,840	11,702	22,805
Goodwill, related to acquisitions	102	6,161	2,200	8,463
Goodwill, related to divestitures	(74)	(1)	(102)	(177)
Currency translation/other	584	109	122	815
Goodwill at December 31, 2017	\$ 8,875	9,109	13,922	31,906

The weighted average amortization periods for patents and trademarks and customer relationships and other intangible assets are 12 years and 23 years, respectively. The amortization expense of amortizable assets included in cost of products sold was \$3.0 billion, \$1.2 billion and \$1.2 billion before tax, for the fiscal years ended December 31, 2017, January 1, 2017 and January 3, 2016, respectively. The estimated amortization expense for the five succeeding years approximates \$4.4 billion before tax, per year. Intangible asset write-downs are included in Other (income) expense, net.

The primary driver of the increase to intangible assets and goodwill is related to the Actelion acquisition in the fiscal second quarter of 2017, which resulted in the recording of \$25.0 billion to intangible assets and \$6.2 billion to goodwill. The intangible assets and goodwill amounts related to the Actelion acquisition are based on the preliminary purchase price allocation. Additionally, the Abbott Medical Optics (AMO) acquisition in the fiscal first quarter of 2017, resulted in the recording of \$2.3 billion to intangible assets and \$1.7 billion to goodwill. The intangible assets and goodwill amounts related to the AMO acquisition are based on the final purchase price allocation.

See Note 20 to the Consolidated Financial Statements for additional details related to acquisitions and divestitures.

6. Fair Value Measurements

The Company uses forward foreign exchange contracts to manage its exposure to the variability of cash flows, primarily related to the foreign exchange rate changes of future intercompany products and third-party purchases of materials denominated in a foreign currency. The Company uses cross currency interest rate swaps to manage currency risk primarily related to borrowings. The Company also uses equity collar contracts to manage exposure to market risk associated with certain equity investments. All three types of derivatives are designated as cash flow hedges.

Additionally, the Company uses interest rate swaps as an instrument to manage interest rate risk related to fixed rate borrowings. These derivatives are designated as fair value hedges. The Company uses forward foreign exchange contracts designated as net investment hedges. Additionally, the Company uses forward foreign exchange contracts to offset its exposure to certain foreign currency assets and liabilities. These forward foreign exchange contracts are not designated as hedges and therefore, changes in the fair values of these derivatives are recognized in earnings, thereby offsetting the current earnings effect of the related foreign currency assets and liabilities.

The Company does not enter into derivative financial instruments for trading or speculative purposes, or that contain credit risk related contingent features. During the fiscal second quarter of 2017, the Company entered into credit support agreements (CSA) with certain derivative counterparties establishing collateral thresholds based on respective credit ratings and netting agreements. As of December 31, 2017, the total amount of collateral paid under the credit support agreements (CSA) amounted to \$162 million net. For equity collar contracts, the Company pledged the underlying hedged marketable equity securities to the counter-party as collateral. On an ongoing basis, the Company monitors counter-party credit ratings. The Company considers credit non-performance risk to be low, because the Company primarily enters into agreements with commercial institutions that have at least an investment grade credit rating. Refer to the table on significant financial assets and liabilities measured at fair value contained in this footnote for receivables and payables with these commercial institutions. As of December 31, 2017, the Company had notional amounts outstanding for forward foreign exchange contracts, cross currency interest rate swaps and interest rate swaps of \$34.5 billion, \$2.3 billion, and \$1.1 billion respectively. As of January 1, 2017, the Company had notional amounts outstanding for forward foreign exchange contracts, cross currency interest rate swaps, interest rate swaps and equity collar contracts of \$36.0 billion, \$2.3 billion, \$1.8 billion, and \$0.3 billion respectively.

All derivative instruments are recorded on the balance sheet at fair value. Changes in the fair value of derivatives are recorded each period in current earnings or other comprehensive income, depending on whether the derivative is designated as part of a hedge transaction, and if so, the type of hedge transaction.

The designation as a cash flow hedge is made at the entrance date of the derivative contract. At inception, all derivatives are expected to be highly effective. Changes in the fair value of a derivative that is designated as a cash flow hedge and is highly effective are recorded in accumulated other comprehensive income until the underlying transaction affects earnings, and are then reclassified to earnings in the same account as the hedged transaction. Gains and losses associated with interest rate swaps and changes in fair value of hedged debt attributable to changes in interest rates are recorded to interest expense in the period in which they occur. Gains and losses on net investment hedges are accounted for through the currency translation account. On an ongoing basis, the Company assesses whether each derivative continues to be highly effective in offsetting changes of hedged items. If and when a derivative is no longer expected to be highly effective, hedge accounting is discontinued. Hedge ineffectiveness, if any, is included in current period earnings in Other (income) expense, net for forward foreign exchange contracts, cross currency interest rate swaps, net investment hedges and equity collar contracts. For interest rate swaps designated as fair value hedges, hedge ineffectiveness, if any, is included in current period earnings within interest expense. For the current reporting period, hedge ineffectiveness associated with interest rate swaps was not material.

During the fiscal second quarter of 2016, the Company designated its Euro denominated notes issued in May 2016 with due dates ranging from 2022 to 2035 as a net investment hedge of the Company's investments in certain of its international subsidiaries that use the Euro as their functional currency in order to reduce the volatility caused by changes in exchange rates.

The change in the carrying value due to remeasurement of these Euro notes resulted in a \$597 million unrealized pretax loss for the fiscal year ended December 31, 2017, reflected in foreign currency translation adjustment, within the Consolidated Statements of Comprehensive Income. The change in the carrying value due to remeasurement of these Euro notes resulted in a cumulative \$222 million unrealized pretax loss from hedge inception through the fiscal year ended December 31, 2017, reflected in foreign currency translation adjustment, within the Consolidated Statements of Comprehensive Income.

As of December 31, 2017, the balance of deferred net gains on derivatives included in accumulated other comprehensive income was \$70 million after-tax. For additional information, see the Consolidated Statements of Comprehensive Income and Note 13. The Company expects that substantially all of the amounts related to forward foreign exchange contracts will be reclassified into earnings over the next 12 months as a result of transactions that are expected to occur over that period. The maximum length of time over which the Company is hedging transaction exposure is 18 months, excluding interest rate contracts, net investment hedges and equity collar contracts. The amount ultimately realized in earnings may differ as foreign exchange rates change. Realized gains and losses are ultimately determined by actual exchange rates at maturity of the derivative.

The following table is a summary of the activity related to derivatives designated as cash flow hedges for the fiscal years ended December 31, 2017 and January 1, 2017:

(Dollars in Millions)	Gain/(Loss)		Gain/(Loss) Reclassified		Gain/(Loss) Recognized In	
	Recognized In Accumulated OCI ⁽¹⁾		From Accumulated OCI Into Income ⁽²⁾		Other Income/Expense ⁽³⁾	
Cash Flow Hedges by Income Statement Caption	2017	2016	2017	2016	2017	2016
Sales to customers ⁽³⁾	\$ 49	(65)	(31)	(47)	(1)	(1)
Cost of products sold ⁽³⁾	96	(212)	(159)	(3)	(10)	(15)
Research and development expense ⁽³⁾	(199)	(76)	(165)	(90)	5	—
Interest (income)/Interest expense, net ⁽⁴⁾	110	66	83	37	—	—
Other (income) expense, net ⁽³⁾⁽⁵⁾	(60)	(72)	(87)	(7)	—	2
Total	\$ (4)	(359)	(359)	(110)	(6)	(14)

All amounts shown in the table above are net of tax.

⁽¹⁾ Effective portion

⁽²⁾ Ineffective portion

⁽³⁾ Forward foreign exchange contracts

⁽⁴⁾ Cross currency interest rate swaps

⁽⁵⁾ Includes equity collar contracts

For the fiscal years ended December 31, 2017 and January 1, 2017, a loss of \$5 million and \$56 million, respectively, was recognized in Other (income) expense, net, relating to forward foreign exchange contracts not designated as hedging instruments.

Fair value is the exit price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability. Fair value is a market-based measurement determined using assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability. The authoritative literature establishes a three-level hierarchy to prioritize the inputs used in measuring fair value. The levels within the hierarchy are described below with Level 1 having the highest priority and Level 3 having the lowest.

The fair value of a derivative financial instrument (i.e., forward foreign exchange contracts, interest rate contracts) is the aggregation by currency of all future cash flows discounted to its present value at the prevailing market interest rates and subsequently converted to the U.S. Dollar at the current spot foreign exchange rate. The Company does not believe that fair values of these derivative instruments materially differ from the amounts that could be realized upon settlement or maturity, or that the changes in fair value will have a material effect on the Company's results of operations, cash flows or financial position. The Company also holds equity investments which are classified as Level 1 and debt securities which are classified as Level 2. The Company did not have any other significant financial assets or liabilities which would require revised valuations under this standard that are recognized at fair value.

The following three levels of inputs are used to measure fair value:

Level 1 — Quoted prices in active markets for identical assets and liabilities.

Level 2 — Significant other observable inputs.

Level 3 — Significant unobservable inputs.

The Company's significant financial assets and liabilities measured at fair value as of December 31, 2017 and January 1, 2017 were as follows:

(Dollars in Millions)	2017				2016
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Total ⁽¹⁾
Derivatives designated as hedging instruments:					
Assets:					
Forward foreign exchange contracts ⁽¹⁾	\$ —	342	—	342	747
Interest rate contracts ⁽²⁾⁽⁴⁾⁽⁷⁾	—	7	—	7	31
Total	—	349	—	349	778
Liabilities:					
Forward foreign exchange contracts ⁽¹⁾	—	314	—	314	723
Interest rate contracts ⁽²⁾⁽⁴⁾⁽⁷⁾	—	15	—	15	382
Equity collar contracts	—	—	—	—	57
Total	—	329	—	329	1,162
Derivatives not designated as hedging instruments:					
Assets:					
Forward foreign exchange contracts ⁽¹⁾	—	38	—	38	34
Liabilities:					
Forward foreign exchange contracts ⁽¹⁾	—	38	—	38	57
Available For Sale Other Investments:					
Equity investments ⁽³⁾	751	—	—	751	1,209
Debt securities ⁽⁴⁾	\$ —	5,310	—	5,310	12,087

⁽¹⁾ 2016 assets and liabilities are all classified as Level 2 with the exception of equity investments of \$1,209 million, which are classified as Level 1.

⁽²⁾ Includes \$7 million and \$23 million of non-current assets for the fiscal years ending December 31, 2017 and January 1, 2017, respectively.

⁽³⁾ Includes \$9 million and \$382 million of non-current liabilities for the fiscal years ending December 31, 2017 and January 1, 2017, respectively.

⁽⁴⁾ Includes cross currency interest rate swaps and interest rate swaps.

- ⁽⁷⁾ Classified as non-current other assets. The carrying amount of the equity investments were \$394 million and \$520 million as of December 31, 2017 and January 1, 2017, respectively. The unrealized gains were \$367 million and \$757 million as of December 31, 2017 and January 1, 2017, respectively. The unrealized losses were \$10 million and \$68 million as of December 31, 2017 and January 1, 2017, respectively.

- ⁽⁸⁾ Classified as cash equivalents and current marketable securities.

- ⁽⁹⁾ Includes collateral exchanged on the credit support agreements on derivatives.

See Notes 2 and 7 for financial assets and liabilities held at carrying amount on the Consolidated Balance Sheet.

7. Borrowings

The components of long-term debt are as follows:

(Dollars in Millions)	2017	Effective Rate %	2016	Effective Rate %
5.55% Debentures due 2017	\$ —	—	1,000	5.55
1.125% Notes due 2017	—	—	699	1.15
5.15% Debentures due 2018	900	5.18	899	5.18
1.65% Notes due 2018	597	1.70	600	1.70
4.75% Notes due 2019 (1B Euro 1.1947) ⁽¹⁾ (1B Euro 1.0449) ⁽²⁾	1,192 ⁽¹⁾	5.83	1,041 ⁽¹⁾	5.83
1.875% Notes due 2019	496	1.93	499	1.93
0.89% Notes due 2019	300	1.75	299	1.20
1.125% Notes due 2019	699	1.13	699	1.13
3% Zero Coupon Convertible Subordinated Debentures due 2020	60	3.00	84	3.00
2.95% Debentures due 2020	547	3.15	546	3.15
1.950% Notes due 2020	499	1.99	—	—
3.55% Notes due 2021	448	3.67	447	3.67
2.45% Notes due 2021	349	2.48	348	2.48
1.65% Notes due 2021	998	1.65	997	1.65
0.250% Notes due 2022 (1B Euro 1.1947) ⁽¹⁾ (1B Euro 1.0449) ⁽²⁾	1,191 ⁽¹⁾	0.26	1,041 ⁽¹⁾	0.26
2.25% Notes due 2022	995	2.31	—	—
6.73% Debentures due 2023	250	6.73	249	6.73
3.375% Notes due 2023	806	3.17	807	3.17
2.05% Notes due 2023	498	2.09	497	2.09
0.650% Notes due 2024 (750MM Euro 1.1947) ⁽¹⁾ (750MM Euro 1.0449) ⁽²⁾	891 ⁽¹⁾	0.68	779 ⁽¹⁾	0.68
5.50% Notes due 2024 (500MM GBP 1.3444) ⁽³⁾ (500MM GBP 1.2237) ⁽⁴⁾	666 ⁽²⁾	6.75	605 ⁽¹⁾	6.75
2.625% Notes due 2025	747	2.63	—	—
2.45% Notes due 2026	1,090	2.47	1,989	2.47
2.95% Notes due 2027	995	2.96	—	—
1.150% Notes due 2028 (750MM Euro 1.1947) ⁽¹⁾ (750MM Euro 1.0449) ⁽²⁾	887 ⁽¹⁾	1.21	775 ⁽¹⁾	1.21
2.900% Notes due 2028	1,492	2.91	—	—
6.95% Notes due 2029	296	7.14	296	7.14
4.95% Debentures due 2033	498	4.95	497	4.95
4.375% Notes due 2033	856	4.24	857	4.24
1.650% Notes due 2035 (1.5B Euro 1.1947) ⁽¹⁾ (1.5B Euro 1.0449) ⁽²⁾	1,774 ⁽¹⁾	1.68	1,549 ⁽¹⁾	1.68
3.55% Notes due 2036	987	3.59	987	3.59
5.95% Notes due 2037	991	5.99	990	5.99
3.625% Notes due 2037	1,486	3.64	—	—
5.85% Debentures due 2038	696	5.85	695	5.85
3.400% Notes due 2038	990	3.42	—	—
4.50% Debentures due 2040	538	4.63	537	4.63
4.85% Notes due 2041	296	4.89	296	4.89
4.50% Notes due 2043	495	4.52	495	4.52

3.70% Notes due 2046	1,971	3.74	1,970	3.74
3.75% Notes due 2047	990	3.76	—	—
3.500% Notes due 2048	742	3.52	—	—
Other	75	—	77	—
Subtotal	32,174 ⁽¹⁾	3.19% ⁽²⁾	24,146 ⁽³⁾	3.33 ⁽⁴⁾
Less current portion	1,499	—	1,704	—
Total long-term debt	\$ 30,675	—	22,442	—

⁽¹⁾ Weighted average effective rate.

⁽²⁾ Translation rate at December 31, 2017.

⁽³⁾ Translation rate at January 1, 2017.

⁽⁴⁾ The excess of the fair value over the carrying value of debt was \$2.0 billion in 2017 and \$1.6 billion in 2016.

Fair value of the long-term debt was estimated using market prices, which were corroborated by quoted broker prices and significant other observable inputs.

The Company has access to substantial sources of funds at numerous banks worldwide. In September 2017, the Company secured a new 364-day Credit Facility. Total credit available to the Company approximates \$10 billion, which expires on September 13, 2018. Interest charged on borrowings under the credit line agreements is based on either bids provided by banks, the prime rate or London Interbank Offered Rates (LIBOR), plus applicable margins. Commitment fees under the agreements are not material.

Throughout 2017, the Company continued to have access to liquidity through the commercial paper market. Short-term borrowings and the current portion of long-term debt amounted to approximately \$3.9 billion at the end of 2017, of which \$2.3 billion was borrowed under the Commercial Paper Program, \$1.5 billion is the current portion of the long term debt, and the remainder principally represents local borrowing by international subsidiaries.

Throughout 2016, the Company continued to have access to liquidity through the commercial paper market. Short-term borrowings and the current portion of long-term debt amounted to approximately \$4.7 billion at the end of 2016, of which \$2.7 billion was borrowed under the Commercial Paper Program, \$1.7 billion is the current portion of the long term debt, and the remainder principally represents local borrowing by international subsidiaries.

Aggregate maturities of long-term obligations commencing in 2018 are:

(Dollars in Millions)					
2018	2019	2020	2021	2022	After 2022
\$1,499	2,752	1,105	1,797	2,189	22,832

8. Income Taxes

Tax Cuts and Jobs Act (TCJA) and SEC Staff Accounting Bulletin 118 (SAB 118)

On December 22, 2017, the United States enacted into law new U.S. tax legislation, referred to as the TCJA. This law includes provisions for a comprehensive overhaul of the corporate income tax code, including a reduction of the statutory corporate tax rate from 35% to 21%, effective on January 1, 2018. This new legislation also eliminated or reduced certain corporate income tax deductions as well as introduced new provisions that taxed certain foreign income not previously taxed by the United States. The TCJA also includes a provision for a tax on all previously undistributed earnings of U.S. companies located in foreign jurisdictions. Undistributed earnings in the form of cash and cash equivalents is taxed at a rate of 15.5% and all other earnings are taxed at a rate of 8.0%. This tax is payable over 8 years and will not accrue interest.

In December 2017, the SEC provided regulatory guidance for accounting of the impacts of the TCJA, referred to as SAB 118. Under the guidance in SAB 118, the income tax effects, which the accounting under ASC 740 is incomplete, are reported as a provisional amount based on a reasonable estimate. The reasonable estimate is subject to adjustment during a "measurement period", not to exceed one year, until the accounting is complete. The estimate is also subject to the finalization of management's analysis related to certain matters, such as developing interpretations of the provision of the TCJA, changes to certain estimates and amounts related to the earnings and profits of certain subsidiaries and the filing of tax returns.

As a result of the enactment of the TCJA, the Company recorded a provisional tax cost of \$13.0 billion in the fourth quarter of 2017. This provisional charge was assessed as of January 18, 2018 and consisted of:

- a \$10.1 billion charge on previously undistributed foreign earnings as of December 31, 2017
- a \$4.5 billion deferred tax liability for foreign local and withholding taxes, offset by a \$1.1 billion deferred tax asset for U.S. foreign tax credits, for repatriation of substantially all those earnings

- a \$0.6 billion tax benefit relating to the remeasurement of U.S. deferred tax assets and liabilities and the impact of the TCJA on tax reserves, and
- a \$0.1 billion charge for U.S. state and local taxes on the repatriation of these foreign earnings.

In determining this charge, the Company utilized the most recent information and guidance available related to the calculation of the tax liability and the impact to its deferred tax assets and liabilities, including those recorded for foreign local and withholding taxes that the Company assessed as of January 18, 2018. The provisional charge may require further adjustments and changes to the Company's estimates as new guidance is made available. Revisions to the provisional charge may be material to the Company's financial results.

The TCJA also includes provisions for a tax on global intangible low-taxed income (GILTI). GILTI is described as the excess of a U.S. shareholder's total net foreign income over a deemed return on tangible assets, as provided by the TCJA. In January 2018, in response to inquiries by companies, the FASB issued guidance that allows companies to elect as an accounting policy whether to treat the GILTI tax as a period cost or to recognize deferred tax assets and liabilities when basis differences exist that are expected to affect the amount of GILTI inclusion upon reversal. The Company has provisionally elected to treat GILTI as a period expense pending further analysis of this new tax provision.

The provision for taxes on income consists of:

(Dollars in Millions)	2017	2016	2015
Currently payable:			
U.S. taxes	\$ 11,969	1,896	2,748
International taxes	1,998	1,708	1,309
Total currently payable	13,967	3,604	4,057
Deferred:			
U.S. taxes	(1,956)	294	37
International taxes	4,362	(635)	(307)
Total deferred	2,406	(341)	(270)
Provision for taxes on income	\$ 16,373	3,263	3,787

A comparison of income tax expense at the U.S. statutory rate of 35% in 2017, 2016 and 2015, to the Company's effective tax rate is as follows:

(Dollars in Millions)	2017	2016	2015
U.S.	\$ 4,865	7,457	8,179
International	12,808	12,346	11,017
Earnings before taxes on income:	\$ 17,673	19,803	19,196
Tax rates:			
U.S. statutory rate	35.0 %	35.0	35.0
International operations ⁽¹⁾	(12.8)	(17.2)	(15.4)
Research and orphan drug tax credits	(0.4)	(0.4)	(0.2)
U.S. state and local	0.6	(0.1)	0.4
U.S. manufacturing deduction	(0.8)	(0.6)	(0.6)
U.S. tax on international income	0.7	1.3	0.2
Tax benefits on share based compensation	(2.1)	(1.8)	—
U.S. tax benefit on asset/business disposals	(0.8)	—	—
All other	(0.1)	0.3	0.3
TCJA impact	73.3 ⁽¹⁾	—	—
Effective Rate	92.6 %	16.5 %	19.7 %

(1) For all periods presented the Company has subsidiaries operating in Puerto Rico under various tax incentives. In 2017, International operations reflects the impacts of operations in jurisdictions with statutory tax rates different than the United States, particularly Ireland, Switzerland and Puerto Rico, which is a

Unfavorable impact on the effective tax rate as compared with the 35.0% U.S. statutory rate. The 2017 amount also includes tax cost related to the revaluation of deferred tax balances related to the change in the Belgian statutory tax rate increasing the tax provision by approximately 3.4%.

(2) Includes U.S. state and local taxes provisionally recorded as part TCJA provisional charge which was approximately 0.6% of the total effective tax rate.

The 2017 effective tax rate increased by 76.1% as compared to 2016, primarily driven by the enactment of the TCJA in the United States in December 2017. The enactment of the TCJA resulted in a provisional tax charge in the fourth quarter of 2017, of approximately \$13.0 billion or approximately 73.3 percentage point increase to the effective tax rate.

The remainder of the increase in the tax rate for 2017 was related to the remeasurement of the Company's deferred tax assets in Belgium, as a result of changes in the Belgian statutory corporate tax rate enacted in December 2017, offset by a tax benefit for the closure of the Company's Animas insulin pump business.

The decrease in the 2016 effective tax rate, as compared to 2015 was primarily attributable to the Company adopting a new accounting standard for the reporting of additional tax benefits on share-based compensation that vested or were exercised during the fiscal year. The remainder of the change in the effective tax rate was primarily related to the lower earnings before taxes in the United States and the settlement of several uncertain tax positions in 2016 versus 2015.

The decrease in the 2015 effective tax rate, as compared to 2014 was primarily attributable to the increases in taxable income in lower tax jurisdictions relative to higher tax jurisdictions and a tax benefit resulting from a restructuring of international affiliates.

The items noted above reflect the key drivers of the rate reconciliation.

Temporary differences and carryforwards for 2017 and 2016 were as follows:

(Dollars in Millions)	2017 Deferred Tax		2016 Deferred Tax	
	Asset	Liability	Asset	Liability
Employee related obligations	\$ 2,259		2,958	
Stock based compensation	507		749	
Depreciation		(9)		(219)
Non-deductible intangibles		(6,506)		(6,672)
International R&D capitalized for tax	1,307		1,264	
Reserves & liabilities	1,718		1,857	
Income reported for tax purposes	1,316		1,309	
Net operating loss carryforward international	762		717	
Undistributed foreign earnings	1,101	(4,457)		
Miscellaneous international	755	(194)	1,135	(15)
Miscellaneous U.S.	177		155	
Total deferred income taxes	\$ 9,902	(11,166)	10,144	(6,906)

The Company has wholly-owned international subsidiaries that have cumulative net losses. The Company believes that it is more likely than not that these subsidiaries will realize future taxable income sufficient to utilize these deferred tax assets.

The following table summarizes the activity related to unrecognized tax benefits:

(Dollars in Millions)	2017	2016	2015
Beginning of year	\$ 3,041	3,080	2,465
Increases related to current year tax positions	332	348	570
Increases related to prior period tax positions	232	11	182
Decreases related to prior period tax positions	(416) ⁽¹⁾	(338)	(79)
Settlements	(2)	(37)	(4)
Lapse of statute of limitations	(36)	(23)	(54)
End of year	\$ 3,151	3,041	3,080

(1) \$347 million of this decrease is related to the TCJA.

The unrecognized tax benefits of \$3.2 billion at December 31, 2017, if recognized, would affect the Company's annual effective tax rate. The Company conducts business and files tax returns in numerous countries and currently has tax audits in progress with a number of tax authorities. The IRS has completed its audit for the tax years through 2009 and is currently auditing the tax years 2010-2012. In other major jurisdictions where the Company conducts business, the years remain open generally back to the year 2004. The Company believes it is possible that audits may be completed by tax authorities in some

jurisdictions over the next twelve months. However, the Company is not able to provide a reasonably reliable estimate of the timing of any other future tax payments relating to uncertain tax positions.

The Company classifies liabilities for unrecognized tax benefits and related interest and penalties as long-term liabilities. Interest expense and penalties related to unrecognized tax benefits are classified as income tax expense. The Company recognized after tax interest expense of \$60 million, \$7 million and \$44 million in 2017, 2016 and 2015, respectively. The total amount of accrued interest was \$436 million and \$344 million in 2017 and 2016, respectively.

9. Employee Related Obligations

At the end of 2017 and 2016, employee related obligations recorded on the Consolidated Balance Sheets were:

(Dollars in Millions)	2017	2016
Pension benefits	\$ 5,343	4,710
Postretirement benefits	2,331	2,733
Postemployment benefits	2,250	2,050
Deferred compensation	475	534
Total employee obligations	10,399	10,027
Less current benefits payable	325	412
Employee related obligations — non-current	\$ 10,074	9,615

Prepaid employee related obligations of \$526 million and \$227 million for 2017 and 2016, respectively, are included in Other assets on the Consolidated Balance Sheets.

10. Pensions and Other Benefit Plans

The Company sponsors various retirement and pension plans, including defined benefit, defined contribution and termination indemnity plans, which cover most employees worldwide. The Company also provides post-retirement benefits, primarily health care, to all eligible U.S. retired employees and their dependents.

Many international employees are covered by government-sponsored programs and the cost to the Company is not significant.

Retirement plan benefits for employees are primarily based on the employee's compensation during the last three to five years before retirement and the number of years of service. Due to an amendment of the formula used to calculate benefits of the U.S. Defined Benefit Plan that occurred in 2014, benefits for employees hired on or after January 1, 2015, are primarily calculated using employee compensation over total years of service.

International subsidiaries have plans under which funds are deposited with trustees, annuities are purchased under group contracts, or reserves are provided.

The Company does not typically fund retiree health care benefits in advance, but may do so at its discretion. The Company also has the right to modify these plans in the future.

In 2017 and 2016 the Company used December 31, 2017 and December 31, 2016, respectively, as the measurement date for all U.S. and international retirement and other benefit plans.

Net periodic benefit costs for the Company's defined benefit retirement plans and other benefit plans for 2017, 2016 and 2015 include the following components:

(Dollars in Millions)	Retirement Plans			Other Benefit Plans		
	2017	2016	2015	2017	2016	2015
Service cost	\$ 1,080	949	1,037	247	224	257
Interest cost	927	927	988	159	158	186
Expected return on plan assets	(2,041)	(1,962)	(1,809)	(6)	(6)	(7)
Amortization of prior service cost (credit)	2	1	2	(30)	(34)	(33)
Recognized actuarial losses	609	496	745	138	135	201
Curtailments and settlements	17	11	8	—	—	—
Net periodic benefit cost	\$ 594	422	971	508	477	604

Amounts expected to be recognized in net periodic benefit cost in the coming year for the Company's defined benefit retirement plans and other post-retirement plans:

(Dollars in Millions)

Amortization of net transition obligation	\$	—
Amortization of net actuarial losses		931
Amortization of prior service credit		30

Unrecognized gains and losses for the U.S. pension plans are amortized over the average remaining future service for each plan. For plans with no active employees, they are amortized over the average life expectancy. The amortization of gains and losses for the other U.S. benefit plans is determined by using a 10% corridor of the greater of the market value of assets or the accumulated postretirement benefit obligation. Total unamortized gains and losses in excess of the corridor are amortized over the average remaining future service.

Prior service costs/benefits for the U.S. pension plans are amortized over the average remaining future service of plan participants at the time of the plan amendment. Prior service cost/benefit for the other U.S. benefit plans is amortized over the average remaining service to full eligibility age of plan participants at the time of the plan amendment.

The following table represents the weighted-average actuarial assumptions:

Worldwide Benefit Plans	Retirement Plans			Other Benefit Plans		
	2017	2016	2015	2017	2016	2015
Net Periodic Benefit Cost						
Service cost discount rate	3.59%	3.98	3.78	4.63	4.77	4.31
Interest cost discount rate	3.98%	4.24	3.78	3.94	4.10	4.31
Rate of increase in compensation levels	4.01%	4.02	4.05	4.31	4.32	4.11
Expected long-term rate of return on plan assets	8.43%	8.55	8.53			
Benefit Obligation						
Discount rate	3.30%	3.78	4.11	3.78	4.42	4.63
Rate of increase in compensation levels	3.99%	4.02	4.01	4.30	4.29	4.28

The Company's discount rates are determined by considering current yield curves representing high quality, long-term fixed income instruments. The resulting discount rates are consistent with the duration of plan liabilities. For the fiscal year 2016, the Company changed its methodology in determining service and interest cost from the single weighted average discount rate approach to duration specific spot rates along that yield curve to the plans' liability cash flows, which management has concluded is a more precise estimate. Prior to this change in methodology, the Company measured service and interest costs utilizing a single weighted-average discount rate derived from the yield curve used to measure the plan obligations. The Company has accounted for this change as a change in accounting estimate and, accordingly, has accounted for it on a prospective basis. This change does not impact the benefit obligation and did not have a material impact to the 2016 full year results.

The expected rates of return on plan asset assumptions represent the Company's assessment of long-term returns on diversified investment portfolios globally. The assessment is determined using projections from external financial sources, long-term historical averages, actual returns by asset class and the various asset class allocations by market.

The following table displays the assumed health care cost trend rates, for all individuals:

Health Care Plans	2017	2016
Health care cost trend rate assumed for next year	6.33%	6.32%
Rate to which the cost trend rate is assumed to decline (ultimate trend)	4.55%	4.50%
Year the rate reaches the ultimate trend rate	2038	2038

A one-percentage-point change in assumed health care cost trend rates would have the following effect:

(Dollars in Millions)	One-Percentage-Point Increase	One-Percentage-Point Decrease
Health Care Plans		
Total interest and service cost	\$ 29	(23)
Post-retirement benefit obligation	\$ 355	(291)

The following table sets forth information related to the benefit obligation and the fair value of plan assets at year-end 2017 and 2016 for the Company's defined benefit retirement plans and other post-retirement plans:

(Dollars in Millions)	Retirement Plans		Other Benefit Plans	
	2017	2016	2017	2016
Change in Benefit Obligation				
Projected benefit obligation — beginning of year	\$ 28,116	25,855	4,605	4,669
Service cost	1,080	949	247	224
Interest cost	927	927	159	158
Plan participant contributions	60	54	—	—
Amendments	(7)	(48)	(17)	—
Actuarial (gains) losses	2,996	2,302	(166)	(73)
Divestitures & acquisitions	201	(24)	88	—
Curtailments, settlements & restructuring	(35)	(25)	2	—
Benefits paid from plan*	(1,050)	(1,210)	(351)	(378)
Effect of exchange rates	933	(664)	15	5
Projected benefit obligation — end of year	\$ 33,221	28,116	4,582	4,605
Change in Plan Assets				
Plan assets at fair value — beginning of year	\$ 23,633	22,254	75	74
Actual return on plan assets	4,274	2,286	12	7
Company contributions	664	838	545	372
Plan participant contributions	60	54	—	—
Settlements	(32)	(25)	—	—
Divestitures & acquisitions	173	(24)	—	—
Benefits paid from plan assets*	(1,050)	(1,210)	(351)	(378)
Effect of exchange rates	682	(540)	—	—
Plan assets at fair value — end of year	\$ 28,404	23,633	281	75
Funded status — end of year	\$ (4,817)	(4,483)	(4,301)	(4,530)
Amounts Recognized in the Company's Balance Sheet consist of the following:				
Non-current assets	\$ 526	227	—	—
Current liabilities	(92)	(86)	(228)	(315)
Non-current liabilities	(5,251)	(4,624)	(4,073)	(4,215)
Total recognized in the consolidated balance sheet — end of year	\$ (4,817)	(4,483)	(4,301)	(4,530)
Amounts Recognized in Accumulated Other Comprehensive Income consist of the following:				
Net actuarial loss	\$ 8,140	7,749	1,500	1,804
Prior service cost (credit)	(25)	(12)	(137)	(150)
Unrecognized net transition obligation	—	—	—	—
Total before tax effects	\$ 8,115	7,737	1,363	1,654
Accumulated Benefit Obligations — end of year	\$ 29,793	25,319		

*In 2016, the Company offered a voluntary lump-sum payment option below a pre-determined threshold for certain eligible former employees who are vested participants of the U.S. Qualified Defined Benefit Pension Plan. The distribution of the lump-sums was completed by the end of fiscal 2017. The amounts distributed in 2017 and 2016 were approximately \$127 million and \$420 million, respectively. These distributions from the plan did not have a material impact on the Company's financial position.

(Dollars in Millions)	Retirement Plans		Other Benefit Plans	
	2017	2016	2017	2016
Amounts Recognized in Net Periodic Benefit Cost and Other Comprehensive Income				
Net periodic benefit cost	\$ 594	422	508	477
Net actuarial (gain) loss	740	1,965	(169)	(72)
Amortization of net actuarial loss	(609)	(496)	(138)	(135)
Prior service cost (credit)	(7)	(48)	(17)	—
Amortization of prior service (cost) credit	(2)	(1)	30	34
Effect of exchange rates	256	(218)	3	(1)
Total loss/(income) recognized in other comprehensive income, before tax	\$ 378	1,202	(291)	(174)
Total recognized in net periodic benefit cost and other comprehensive income	\$ 972	1,624	217	303

The Company plans to continue to fund its U.S. Qualified Plans to comply with the Pension Protection Act of 2006. International Plans are funded in accordance with local regulations. Additional discretionary contributions are made when deemed appropriate to meet the long-term obligations of the plans. For certain plans, funding is not a common practice, as funding provides no economic benefit. Consequently, the Company has several pension plans that are not funded.

In 2017, the Company contributed \$72 million and \$592 million to its U.S. and international pension plans, respectively.

The following table displays the funded status of the Company's U.S. Qualified & Non-Qualified pension plans and international funded and unfunded pension plans at December 31, 2017 and December 31, 2016, respectively:

(Dollars in Millions)	U.S. Plans				International Plans			
	Qualified Plans		Non-Qualified Plans		Funded Plans		Unfunded Plans	
	2017	2016	2017	2016	2017	2016	2017	2016
Plan Assets	\$ 18,681	16,057	—	—	9,723	7,576	—	—
Projected Benefit Obligation	19,652	16,336	2,257	1,905	10,863	9,502	449	373
Accumulated Benefit Obligation	17,654	14,759	1,849	1,568	9,893	8,663	397	329
Over (Under) Funded Status								
Projected Benefit Obligation	\$ (971)	(279)	(2,257)	(1,905)	(1,140)	(1,926)	(449)	(373)
Accumulated Benefit Obligation	1,027	1,298	(1,849)	(1,568)	(170)	(1,087)	(397)	(329)

Plans with accumulated benefit obligations in excess of plan assets have an accumulated benefit obligation, projected benefit obligation and plan assets of \$3.8 billion, \$4.6 billion and \$0.7 billion, respectively, at the end of 2017, and \$8.8 billion, \$9.9 billion and \$5.6 billion, respectively, at the end of 2016.

The following table displays the projected future benefit payments from the Company's retirement and other benefit plans:

(Dollars in Millions)	2018	2019	2020	2021	2022	2023-2027
Projected future benefit payments						
Retirement plans	\$ 970	1,007	1,057	1,131	1,190	7,062
Other benefit plans	\$ 322	312	306	301	297	1,395

The following table displays the projected future minimum contributions to the unfunded retirement plans. These amounts do not include any discretionary contributions that the Company may elect to make in the future.

(Dollars in Millions)	2018	2019	2020	2021	2022	2023-2027
Projected future contributions	\$ 88	89	94	100	108	651

Each pension plan is overseen by a local committee or board that is responsible for the overall administration and investment of the pension plans. In determining investment policies, strategies and goals, each committee or board considers factors including, local pension rules and regulations; local tax regulations; availability of investment vehicles (separate accounts, commingled accounts, insurance funds, etc.); funded status of the plans; ratio of actives to retirees; duration of liabilities; and other relevant factors including: diversification, liquidity of local markets and liquidity of base currency. A majority of the Company's pension funds are open to new entrants and are expected to be on-going plans. Permitted investments are primarily liquid and/or listed, with little reliance on illiquid and non-traditional investments such as hedge funds.

The Company's retirement plan asset allocation at the end of 2017 and 2016 and target allocations for 2018 are as follows:

	Percent of Plan Assets		Target Allocation
	2017	2016	2018
Worldwide Retirement Plans			
Equity securities	76%	75%	73%
Debt securities	24	25	27
Total plan assets	100%	100%	100%

Determination of Fair Value of Plan Assets

The Plan has an established and well-documented process for determining fair values. Fair value is based upon quoted market prices, where available. If listed prices or quotes are not available, fair value is based upon models that primarily use, as inputs, market-based or independently sourced market parameters, including yield curves, interest rates, volatilities, equity or debt prices, foreign exchange rates and credit curves.

While the Plan believes its valuation methods are appropriate and consistent with other market participants, the use of different methodologies or assumptions to determine the fair value of certain financial instruments could result in a different estimate of fair value at the reporting date.

Valuation Hierarchy

The authoritative literature establishes a three-level hierarchy to prioritize the inputs used in measuring fair value. The levels within the hierarchy are described in the table below with Level 1 having the highest priority and Level 3 having the lowest.

A financial instrument's categorization within the valuation hierarchy is based upon the lowest level of input that is significant to the fair value measurement.

Following is a description of the valuation methodologies used for the investments measured at fair value.

- *Short-term investment funds* — Cash and quoted short-term instruments are valued at the closing price or the amount held on deposit by the custodian bank. Other investments are through investment vehicles valued using the Net Asset Value (NAV) provided by the administrator of the fund. The NAV is based on the value of the underlying assets owned by the fund, minus its liabilities, and then divided by the number of shares outstanding. The NAV is a quoted price in a market that is not active and classified as Level 2.
- *Government and agency securities* — A limited number of these investments are valued at the closing price reported on the major market on which the individual securities are traded. Where quoted prices are available in an active market, the investments are classified within Level 1 of the valuation hierarchy. If quoted market prices are not available for the specific security, then fair values are estimated by using pricing models, quoted prices of securities with similar characteristics or discounted cash flows. When quoted market prices for a security are not available in an active market, they are classified as Level 2.
- *Debt instruments* — A limited number of these investments are valued at the closing price reported on the major market on which the individual securities are traded. Where quoted prices are available in an active market, the investments are classified as Level 1. If quoted market prices are not available for the specific security, then fair values are estimated by using pricing models, quoted prices of securities with similar characteristics or discounted cash flows and are classified as Level 2. Level 3 debt instruments are priced based on unobservable inputs.
- *Equity securities* — Equity securities are valued at the closing price reported on the major market on which the individual securities are traded. Substantially all common stock is classified within Level 1 of the valuation hierarchy.
- *Commingled funds* — These investment vehicles are valued using the NAV provided by the fund administrator. The NAV is based on the value of the underlying assets owned by the fund, minus its liabilities, and then divided by the number of shares outstanding. Assets in the Level 2 category have a quoted market price.

- *Insurance contracts* — The instruments are issued by insurance companies. The fair value is based on negotiated value and the underlying investments held in separate account portfolios as well as considering the credit worthiness of the issuer. The underlying investments are government, asset-backed and fixed income securities. In general, insurance contracts are classified as Level 3 as there are no quoted prices nor other observable inputs for pricing.
- *Other assets* — Other assets are represented primarily by limited partnerships and real estate investments, as well as commercial loans and commercial mortgages that are not classified as corporate debt. Other assets that are exchange listed and actively traded are classified as Level 1, while inactively traded assets are classified as Level 2.

The following table sets forth the Retirement Plans' investments measured at fair value as of December 31, 2017 and December 31, 2016:

(Dollars in Millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)		Significant Other Observable Inputs (Level 2)		Significant Unobservable Inputs ^(a) (Level 3)		Investments Measured at Net Asset Value		Total Assets	
	2017	2016	2017	2016	2017	2016	2017	2016	2017	2016
Short-term investment funds	\$ 429	145	427	652	—	—	—	—	856	797
Government and agency securities	—	—	3,094	2,655	—	—	—	—	3,094	2,655
Debt instruments	—	—	2,013	1,237	—	—	—	—	2,013	1,237
Equity securities	13,848	11,433	—	12	—	—	—	—	13,848	11,445
Commingled funds	—	—	1,780	1,316	57	—	6,158	5,767	7,995	7,083
Insurance contracts	—	—	—	—	199	24	—	—	199	24
Other assets	—	—	121	—	—	—	278	392	399	392
Investments at fair value	\$ 14,277	11,578	7,435	5,872	256	24	6,436	6,159	28,404	23,633

^(a) The activity for the Level 3 assets is not significant for all years presented.

The Company's Other Benefit Plans are unfunded except for U.S. commingled funds (Level 2) of \$81 million and \$75 million and U.S. short-term investment funds (Level 2) of \$200 million and \$0 at December 31, 2017 and December 31, 2016, respectively.

The fair value of Johnson & Johnson Common Stock directly held in plan assets was \$938 million (3.3% of total plan assets) at December 31, 2017 and \$847 million (3.6% of total plan assets) at December 31, 2016.

11. Savings Plan

The Company has voluntary 401(k) savings plans designed to enhance the existing retirement programs covering eligible employees. The Company matches a percentage of each employee's contributions consistent with the provisions of the plan for which he/she is eligible. Total Company matching contributions to the plans were \$214 million, \$191 million and \$187 million in 2017, 2016 and 2015, respectively.

12. Capital and Treasury Stock

Changes in treasury stock were:

(Amounts in Millions Except Treasury Stock Shares in Thousands)	Treasury Stock	
	Shares	Amount
Balance at December 28, 2014	336,620	\$ 19,891
Employee compensation and stock option plans	(24,413)	(2,497)
Repurchase of common stock	52,474	5,290
Balance at January 3, 2016	364,681	22,684
Employee compensation and stock option plans	(30,839)	(3,311)
Repurchase of common stock	79,490	8,979
Balance at January 1, 2017	413,332	28,352
Employee compensation and stock option plans	(25,508)	(3,156)
Repurchase of common stock	49,494	6,358
Balance at December 31, 2017	437,318	\$ 31,554

Aggregate shares of common stock issued were approximately 3,119,843,000 shares at the end of 2017, 2016 and 2015.

Cash dividends paid were \$3.32 per share in 2017, compared with dividends of \$3.15 per share in 2016, and \$2.95 per share in 2015.

On October 13, 2015, the Company announced that its Board of Directors approved a share repurchase program, authorizing the Company to purchase up to \$10.0 billion of the Company's shares of common stock. This share repurchase program was completed as of July 2, 2017.

On July 21, 2014, the Company announced that its Board of Directors approved a share repurchase program, authorizing the Company to purchase up to \$5.0 billion of the Company's shares of common stock. This share repurchase program was completed on April 28, 2015.

13. Accumulated Other Comprehensive Income (Loss)

Components of other comprehensive income (loss) consist of the following:

(Dollars in Millions)	Foreign Currency Translation	Gain/(Loss) On Securities	Employee Benefit Plans	Gain/ (Loss) On Derivatives & Hedges	Total Accumulated Other Comprehensive Income (Loss)
December 28, 2014	\$ (4,803)	257	(6,317)	141	(10,722)
Net 2015 changes	(3,632)	347	1,019	(177)	(2,443)
January 3, 2016	(8,435)	604	(5,298)	(36)	(13,165)
Net 2016 changes	(612)	(193)	(682)	(249)	(1,736)
January 1, 2017	(9,047)	411	(5,980)	(285)	(14,901)
Net 2017 changes	1,696	(179)	(170)	355	1,702
December 31, 2017	\$ (7,351)	232	(6,150)	70	(13,199)

Amounts in accumulated other comprehensive income are presented net of the related tax impact. Foreign currency translation is not adjusted for income taxes where it relates to permanent investments in international subsidiaries. For additional details on comprehensive income see the Consolidated Statements of Comprehensive Income.

Details on reclassifications out of Accumulated Other Comprehensive Income:

Gain/(Loss) On Securities - reclassifications released to Other (income) expense, net.

Employee Benefit Plans - reclassifications are included in net periodic benefit cost. See Note 10 for additional details.

Gain/(Loss) On Derivatives & Hedges - reclassifications to earnings are recorded in the same account as the hedged transaction. See Note 6 for additional details.

14. International Currency Translation

For translation of its subsidiaries operating in non-U.S. Dollar currencies, the Company has determined that the local currencies of its international subsidiaries are the functional currencies except those in highly inflationary economies, which are defined as those which have had compound cumulative rates of inflation of 100% or more during the past three years, or where a substantial portion of its cash flows are not in the local currency. For the majority of the Company's subsidiaries the local currency is the functional currency.

In consolidating international subsidiaries, balance sheet currency effects are recorded as a component of accumulated other comprehensive income. This equity account includes the results of translating certain balance sheet assets and liabilities at current exchange rates and some accounts at historical rates, except for those located in highly inflationary economies. The translation of balance sheet accounts for highly inflationary economies are reflected in the operating results.

A rollforward of the changes during 2017, 2016 and 2015 for foreign currency translation adjustments is included in Note 13.

Net currency transaction gains and losses included in Other (income) expense were losses of \$216 million, \$289 million and \$104 million in 2017, 2016 and 2015, respectively.

15. Earnings Per Share

The following is a reconciliation of basic net earnings per share to diluted net earnings per share for the fiscal years ended December 31, 2017, January 1, 2017 and January 3, 2016:

(In Millions Except Per Share Amounts)	2017	2016	2015
Basic net earnings per share	\$ 0.48	6.04	5.56
Average shares outstanding — basic	2,692.0	2,737.3	2,771.8
Potential shares exercisable under stock option plans	139.7	142.4	141.5
Less: shares repurchased under treasury stock method	(87.3)	(92.1)	(102.6)
Convertible debt shares	0.9	1.3	2.2
Adjusted average shares outstanding — diluted	2,745.3	2,788.9	2,812.9
Diluted net earnings per share	\$ 0.47	5.93	5.48

The diluted net earnings per share calculation included the dilutive effect of convertible debt that is offset by the related reduction in interest expense of \$1 million after-tax for year 2017, \$2 million for year 2016 and \$3 million for year 2015.

The diluted net earnings per share calculation for 2017, 2016 and 2015 included all shares related to stock options, as the exercise price of all options was less than the average market value of the Company's stock.

16. Rental Expense and Lease Commitments

Rentals of space, vehicles, manufacturing equipment and office and data processing equipment under operating leases were approximately \$372 million, \$330 million and \$316 million in 2017, 2016 and 2015, respectively.

The approximate minimum rental payments required under operating leases that have initial or remaining non-cancelable lease terms in excess of one year at December 31, 2017 are:

(Dollars in Millions)

2018	2019	2020	2021	2022	After 2022	Total
\$227	184	143	106	76	103	839

Commitments under capital leases are not significant.

17. Common Stock, Stock Option Plans and Stock Compensation Agreements

At December 31, 2017, the Company had 2 stock-based compensation plans. The shares outstanding are for contracts under the Company's 2005 Long-Term Incentive Plan and the 2012 Long-Term Incentive Plan. The 2005 Long-Term Incentive Plan expired April 26, 2012. All options and restricted shares granted subsequent to that date were under the 2012 Long-Term Incentive Plan. Under the 2012 Long-Term Incentive Plan, the Company may issue up to 650 million shares of common stock, plus any shares canceled, expired, forfeited, or not issued from the 2005 Long-Term Incentive Plan subsequent to April 26, 2012. Shares available for future grants under the 2012 Long-Term Incentive Plan were 389 million at the end of 2017.

The compensation cost that has been charged against income for these plans was \$962 million, \$878 million and \$874 million for 2017, 2016 and 2015, respectively. The total income tax benefit recognized in the income statement for share-based compensation costs was \$275 million, \$256 million and \$253 million for 2017, 2016 and 2015, respectively. An additional tax

benefit of \$353 million was recognized in 2016 due to the adoption of a new accounting standard for the reporting of additional tax benefits on share-based compensation. The total unrecognized compensation cost was \$798 million, \$749 million and \$744 million for 2017, 2016 and 2015, respectively. The weighted average period for this cost to be recognized was 1.76 years, 1.09 years and 0.98 years for 2017, 2016, and 2015, respectively. Share-based compensation costs capitalized as part of inventory were insignificant in all periods.

The Company settles employee benefit equity issuances with treasury shares. Treasury shares are replenished throughout the year for the number of shares used to settle employee benefit equity issuances.

Stock Options

Stock options expire 10 years from the date of grant and vest over service periods that range from 6 months to 4 years. All options are granted at the average of the high and low prices of the Company's Common Stock on the New York Stock Exchange on the date of grant.

The fair value of each option award was estimated on the date of grant using the Black-Scholes option valuation model that uses the assumptions noted in the following table. For 2017, 2016 and 2015 grants, expected volatility represents a blended rate of 10-year weekly historical overall volatility rate, and a 5-week average implied volatility rate based on at-the-money traded Johnson & Johnson options with a life of 2 years. For all grants, historical data is used to determine the expected life of the option. The risk-free rate was based on the U.S. Treasury yield curve in effect at the time of grant.

The average fair value of options granted was \$13.38, \$10.01 and \$10.68, in 2017, 2016 and 2015, respectively. The fair value was estimated based on the weighted average assumptions of:

	2017	2016	2015
Risk-free rate	2.25%	1.51%	1.77%
Expected volatility	15.30%	15.76%	15.48%
Expected life (in years)	7.0	7.0	7.0
Expected dividend yield	2.90%	3.10%	2.90%

A summary of option activity under the Plan as of December 31, 2017, January 1, 2017 and January 3, 2016, and changes during the years ending on those dates is presented below:

(Shares in Thousands)	Outstanding Shares	Weighted Average Exercise Price	Aggregate Intrinsic Value (Dollars in Millions)
Shares at December 28, 2014	115,712	\$ 70.37	\$ 4,014
Options granted	20,484	100.06	
Options exercised	(16,683)	62.53	
Options canceled/forfeited	(2,996)	82.22	
Shares at January 3, 2016	116,517	76.41	3,065
Options granted	22,491	101.87	
Options exercised	(22,547)	65.66	
Options canceled/forfeited	(3,006)	92.83	
Shares at January 1, 2017	113,455	83.16	3,636
Options granted	19,287	115.67	
Options exercised	(18,975)	70.87	
Options canceled/forfeited	(2,461)	101.40	
Shares at December 31, 2017	111,306	\$ 90.48	\$ 5,480

The total intrinsic value of options exercised was \$1,060 million, \$980 million and \$644 million in 2017, 2016 and 2015, respectively.

The following table summarizes stock options outstanding and exercisable at December 31, 2017:

(Shares in Thousands)	Outstanding			Exercisable	
	Options	Average Life ⁽¹⁾	Average Exercise Price	Options	Average Exercise Price
Exercise Price Range					
\$52.13-\$62.20	12,148	1.7	\$60.37	12,148	\$60.37
\$62.62-\$65.62	9,548	3.0	\$63.91	9,547	\$63.91
\$66.07-\$72.54	14,816	5.0	\$72.53	14,816	\$72.53
\$90.44-\$100.48	35,035	6.6	\$95.48	15,843	\$90.49
\$101.87-\$115.67	39,759	8.6	\$108.35	67	\$105.91
	111,306	6.3	\$90.48	52,421	\$73.61

⁽¹⁾ Average contractual life remaining in years.

Stock options outstanding at January 1, 2017 and January 3, 2016 were 113,455 and an average life of 6.2 years and 116,517 and an average life of 5.9 years, respectively. Stock options exercisable at January 1, 2017 and January 3, 2016 were 50,414 at an average price of \$65.77 and 48,345 at an average price of \$62.26, respectively.

Restricted Share Units and Performance Share Units

The Company grants restricted share units which vest over service periods that range from 6 months to 3 years. The Company also grants performance share units, which are paid in shares of Johnson & Johnson Common Stock after the end of a three-year performance period. Whether any performance share units vest, and the amount that does vest, is tied to the completion of service periods that range from 6 months to 3 years and the achievement, over a three-year period, of three equally-weighted goals that directly align with or help drive long-term total shareholder return: operational sales, adjusted operational earnings per share, and relative total shareholder return. The number of shares actually earned at the end of the three-year period will vary, based only on actual performance, from 0% to 200% of the target number of performance share units granted. In the fourth quarter of 2017, the Company modified the restricted share units that are scheduled to vest between January 1, 2018 and March 15, 2018. This modification guaranteed a minimum aggregate value, below the market value of the total expected payout amount, for all awards expected to vest during this period. The amount that was committed was not material to the Company's overall financial position.

A summary of the restricted share units and performance share units activity under the Plans as of December 31, 2017 is presented below:

(Shares in Thousands)	Outstanding Restricted Share Units	Outstanding Performance Share Units
Shares at January 1, 2017	21,061	2,415
Granted	7,248	1,276
Issued	(7,205)	(1,361)
Canceled/forfeited/adjusted	(943)	295
Shares at December 31, 2017	20,161	2,625

The average fair value of the restricted share units granted was \$107.69, \$92.45 and \$91.65 in 2017, 2016 and 2015, respectively, using the fair market value at the date of grant. The fair value of restricted share units was discounted for dividends, which are not paid on the restricted share units during the vesting period. The fair value of restricted share units issued was \$596.5 million, \$587.7 million and \$597.6 million in 2017, 2016 and 2015, respectively.

The weighted average fair value of the performance share units granted was \$114.13, \$105.30 and \$93.54 in 2017, 2016 and 2015, calculated using the weighted average fair market value for each of the three component goals at the date of grant.

The fair values for the sales and earnings per share goals of each performance share unit were estimated on the date of grant using the fair market value of the shares at the time of the award discounted for dividends, which are not paid on the performance share units during the vesting period. The fair value for the relative total shareholder return goal of each performance share unit was estimated on the date of grant using the Monte Carlo valuation model. The fair value of performance share units issued was \$132.5 million, \$127.7 million and \$16.7 million in 2017, 2016 and 2015, respectively.

18. Segments of Business and Geographic Areas

(Dollars in Millions)	Sales to Customers		
	2017	2016	2015
Consumer —			
United States	\$ 5,565	5,420	5,222
International	8,037	7,887	8,285
Total	13,602	13,307	13,507
Pharmaceutical —			
United States	21,474	20,125	18,333
International	14,782	13,339	13,097
Total	36,256	33,464	31,430
Medical Devices —			
United States	12,824	12,266	12,132
International	13,768	12,853	13,005
Total	26,592	25,119	25,137
Worldwide total	\$ 76,450	71,890	70,074

(Dollars in Millions)	Income Before Tax			Identifiable Assets	
	2017 ⁽¹⁾	2016 ⁽¹⁾	2015 ⁽¹⁾	2017	2016
Consumer	\$ 2,524	2,441	1,787	\$ 25,030	23,971
Pharmaceutical	11,083	12,827	11,734	59,450	27,477
Medical Devices	5,392	5,578	6,826	45,413	39,773
Total	18,999	20,846	20,347	129,893	91,221
Less: Expense not allocated to segments ⁽¹⁾	1,326	1,043	1,151		
General corporate ⁽¹⁾				27,410	49,987
Worldwide total	\$ 17,673	19,803	19,196	\$ 157,303	141,208

(Dollars in Millions)	Additions to Property, Plant & Equipment			Depreciation and Amortization		
	2017	2016	2015	2017	2016	2015
Consumer	\$ 485	486	544	\$ 674	608	559
Pharmaceutical	936	927	1,063	2,416	886	929
Medical Devices	1,566	1,472	1,631	2,216	1,928	1,945
Segments total	2,987	2,885	3,238	5,306	3,422	3,433
General corporate	292	341	225	336	332	313
Worldwide total	\$ 3,279	3,226	3,463	\$ 5,642	3,754	3,746

(Dollars in Millions)	Sales to Customers			Long-Lived Assets ⁽¹⁾	
	2017	2016	2015	2017	2016
United States	\$ 39,863	37,811	35,687	\$ 38,556	36,934
Europe	17,126	15,770	15,995	56,677	21,996
Western Hemisphere excluding U.S.	6,041	5,734	6,045	2,990	2,961
Asia-Pacific, Africa	13,420	12,575	12,347	2,773	2,512
Segments total	76,450	71,890	70,074	100,996	64,403
General corporate				1,143	1,190
Other non long-lived assets				55,164	75,615
Worldwide total	\$ 76,450	71,890	70,074	\$ 157,303	141,208

See Note 1 for a description of the segments in which the Company operates.

Export sales are not significant. In 2017, the Company had two wholesalers distributing products for all three segments that represented approximately 14.0% and 10.0% of the total consolidated revenues. In 2016, the Company had two wholesalers distributing products for all three segments that represented approximately 13.5% and 10.7% of the total consolidated revenues. In 2015, the Company had one wholesaler distributing products for all three segments that represented approximately 12.5% of the total consolidated revenues.

⁽¹⁾ Amounts not allocated to segments include interest (income) expense and general corporate (income) expense.

⁽²⁾ General corporate includes cash, cash equivalents and marketable securities.

⁽³⁾ The Pharmaceutical segment includes \$797 million for Actelion acquisition related costs, an in-process research and development expense of \$396 million and net litigation expense of \$117 million. The Medical Devices segment includes net litigation expense of \$1,139 million, a restructuring related charge of \$760 million, an asset impairment of \$215 million primarily related to the insulin pump business and \$140 million for AMO acquisition related costs. The Medical Devices segment includes a gain of \$0.7 billion from the divestiture of Codman Neurosurgery. The Consumer segment includes a gain of \$0.5 billion from the divestiture of COMPEED[®].

⁽⁴⁾ Includes net litigation expense of \$806 million and a restructuring related charge of \$685 million in the Medical Devices segment. The Pharmaceutical segment includes a positive adjustment of \$0.5 billion to previous reserve estimates, an in-process research and development expense of \$29 million, and gains from the divestitures of the controlled substance raw material and active pharmaceutical ingredient (API) business and certain anesthetic products in Europe.

⁽⁵⁾ The Medical Devices segment includes a restructuring related charge of \$590 million, an intangible asset write-down of \$346 million related to Acclarent, Synthes integration costs of \$196 million and \$148 million expense for the cost associated with the DePuy ASR[™] Hip program. Includes \$224 million of in-process research and development expense, comprised of \$214 million and \$10 million in the Pharmaceutical and Medical Devices segments, respectively. Includes net litigation expense of \$141 million comprised of \$136 million in the Pharmaceutical segment and \$5 million in the Medical Devices segment, which included the gain from the litigation settlement agreement with Guidant for \$600 million. The Medical Devices Segment includes a gain of \$1.3 billion from the divestiture of the Cordis business. The Pharmaceutical segment includes a gain of \$981 million from the U.S. divestiture of NUCYNTA[®] and a positive adjustment of \$0.5 billion to previous reserve estimates, including Managed Medicaid rebates. The Consumer segment includes a gain of \$229 million from the divestiture of SPLENDA[®] brand.

⁽⁶⁾ Long-lived assets include property, plant and equipment, net for 2017, and 2016 of \$17,005 and \$15,912, respectively, and intangible assets and goodwill, net for 2017 and 2016 of \$85,134 and \$49,681, respectively.

19. Selected Quarterly Financial Data (unaudited)

Selected unaudited quarterly financial data for the years 2017 and 2016 are summarized below:

(Dollars in Millions Except Per Share Data)	2017				2016			
	First Quarter ⁽¹⁾	Second Quarter ⁽²⁾	Third Quarter ⁽³⁾	Fourth Quarter ⁽⁴⁾	First Quarter ⁽⁵⁾	Second Quarter ⁽⁶⁾	Third Quarter ⁽⁷⁾	Fourth Quarter ⁽⁸⁾
Segment sales to customers								
Consumer	\$ 3,228	3,478	3,356	3,540	3,195	3,419	3,261	3,432
Pharmaceutical	8,245	8,635	9,695	9,681	8,178	8,654	8,400	8,232
Medical Devices	6,293	6,726	6,599	6,974	6,109	6,409	6,159	6,442
Total sales	17,766	18,839	19,650	20,195	17,482	18,482	17,820	18,106
Gross profit	12,380	13,016	12,748	12,952	12,153	13,146	12,334	12,572
Earnings before provision for taxes on income	5,575	4,748	4,790	2,560	5,294	4,904	5,281	4,324
Net earnings (loss)	4,422	3,827	3,764	(10,713)	4,457	3,997	4,272	3,814
Basic net earnings (loss) per share	\$ 1.63	1.42	1.40	(3.99)	1.62	1.46	1.56	1.41
Diluted net earnings (loss) per share	\$ 1.61	1.40	1.37	(3.99)	1.59	1.43	1.53	1.38

⁽¹⁾ The first quarter of 2017 includes a restructuring charge of \$121 million after-tax (\$161 million before-tax) and an AMO acquisition related cost of \$251 million after-tax (\$38 million before-tax).

⁽²⁾ The second quarter of 2017 includes a net litigation expense of \$352 million after-tax (\$493 million before-tax), Actelion acquisition related costs of \$199 million after-tax (\$213 million before-tax) a restructuring charge of \$101 million after-tax (\$128 million before-tax) and an asset impairment charge of \$125 million after-tax (\$182 million before-tax).

⁽³⁾ The third quarter of 2017 includes a net litigation expense of \$97 million after-tax (\$118 million before-tax), Actelion acquisition related costs of \$255 million after-tax (\$367 million before-tax) and a restructuring charge of \$136 million after-tax (\$187 million before-tax).

⁽⁴⁾ The fourth quarter of 2017 includes a net litigation expense of \$506 million after-tax (\$645 million before-tax), Actelion acquisition related costs of \$313 million after-tax (\$217 million before-tax), a restructuring charge of \$237 million after-tax (\$284 million before-tax), an in-process research and development expense of \$266 million after-tax (\$408 million before-tax) and an after-tax benefit of \$116 million related to the insulin pump business. Additionally, the fourth quarter of 2017 includes a provisional charge of \$13.6 billion for recently enacted tax legislation.

⁽⁵⁾ The first quarter of 2016 includes a restructuring charge of \$120 million after-tax (\$137 million before-tax) and net litigation expense of \$56 million after-tax (\$66 million before-tax).

⁽⁶⁾ The second quarter of 2016 includes a restructuring charge of \$97 million after-tax (\$141 million before-tax) and net litigation expense of \$493 million after-tax (\$600 million before-tax).

⁽⁷⁾ The third quarter of 2016 includes a restructuring charge of \$76 million after-tax (\$109 million before-tax) and net litigation expense of \$46 million after-tax (\$55 million before-tax).

⁽⁸⁾ The fourth quarter of 2016 includes a restructuring charge of \$251 million after-tax (\$298 million before-tax) and net litigation expense of \$80 million after-tax (\$96 million before-tax).

20. Business Combinations and Divestitures

Certain businesses were acquired for \$35,151 million in cash and \$1,786 million of liabilities assumed during 2017. These acquisitions were accounted for using the acquisition method and, accordingly, results of operations have been included in the financial statements from their respective dates of acquisition.

The 2017 acquisitions primarily included: Actelion Ltd an established leading franchise of differentiated, innovative products for pulmonary arterial hypertension (PAH); Abbott Medical Optics (AMO), a wholly-owned subsidiary of Abbott Laboratories, which included ophthalmic products related to: cataract surgery, laser refractive surgery and consumer eye health; Neuravi Limited, a privately-held medical device company that develops and markets medical devices for neurointerventional therapy; TearScience Inc., a manufacturer of products dedicated to treating meibomian gland dysfunction; Sightbox, Inc., a privately-held company that developed a subscription vision care service that connects consumers with eye care professionals and a supply of contact lenses; Torax Medical, Inc., a privately-held medical device company that manufactures and markets the LINX™ Reflux Management System for the surgical treatment of gastroesophageal reflux disease and Megadyne Medical Products, Inc., a privately-held medical device company that develops, manufactures and markets electrosurgical tools.

The excess of purchase price over the estimated fair value of tangible assets acquired amounted to \$34,379 million and has been assigned to identifiable intangible assets, with any residual recorded to goodwill. Of this amount, approximately \$1,139 million has been identified as the value of IPR&D primarily associated with the acquisition of Actelion Ltd. The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the inherent risk in the projects.

During 2017, the Company completed the acquisition of Actelion Ltd through an all cash tender offer in Switzerland for \$280 per share, amounting to \$29.6 billion, net of cash acquired. As part of the transaction, immediately prior to the completion of the acquisition, Actelion spun out its drug discovery operations and early-stage clinical development assets into a newly created Swiss biopharmaceutical company, Idorsia Ltd. The shares of Idorsia are listed on the SIX Swiss Exchange (SIX). The Company currently holds 9.9% of the shares of Idorsia and has rights to an additional 22.1% of Idorsia equity through a convertible loan with a principal amount of approximately \$0.5 billion. The convertible loan may be converted into Idorsia shares as follows: (i) up to an aggregate shareholding of 16% of Idorsia shares as a result of certain shareholders holding more than 20% of the issued Idorsia shares, and (ii) up to the balance of the remaining amount within 20 business days of the maturity date of the convertible loan, which has a 10 year term, or if Idorsia undergoes a change of control transaction. The investment in Idorsia was recorded as a cost method investment in Other assets in the Company's consolidated Balance Sheet. The Company also exercised the option acquired on ACT-132577, a product within Idorsia being developed for resistant hypertension currently in phase 2 of clinical development. The Company has also entered into an agreement to provide Idorsia with a Swiss franc denominated credit facility of approximately \$250 million. As of December 31, 2017, Idorsia has not made any draw-downs under the credit facility. Actelion has entered into a transitional services agreement with Idorsia. Actelion has established a leading franchise of differentiated, innovative products for pulmonary arterial hypertension (PAH) that are highly complementary to the existing portfolio of the Company. The addition of Actelion's specialty in-market medicines and late-stage products is consistent with the Company's efforts to grow in attractive and complementary therapeutic areas and serve patients with serious illnesses and significant unmet medical need.

The Company is still finalizing the allocation of the purchase price to the individual assets acquired and liabilities assumed. The allocation of the purchase price included in the current period balance sheet is based on the best estimate of management and is preliminary and subject to change. To assist management in the allocation, the Company engaged valuation specialists to prepare appraisals. The Company will finalize the amounts recognized as the information necessary to complete the analysis is obtained. The Company expects to finalize these amounts as soon as possible but no later than one year from the acquisition date.

The following table presents the preliminary amounts recognized for assets acquired and liabilities assumed for Actelion as of the acquisition date as well as the adjustments made up to December 31, 2017:

(Dollars in Millions)	June 16, 2017	December 31, 2017
Cash & Cash equivalents	\$ 469	469
Inventory ⁽¹⁾	759	759
Accounts Receivable	485	485
Other current assets	93	93
Property, plant and equipment	104	104
Goodwill	5,986	6,161
Intangible assets	25,010	25,010
Deferred Taxes	3	99
Other non-current assets	19	19
Total Assets Acquired	32,928	33,199
Current liabilities	531	956
Deferred Taxes	1,960	1,776
Other non-current liabilities	383	413
Total Liabilities Assumed	2,874	3,145
Net Assets Acquired	\$ 30,054	30,054

⁽¹⁾ Includes adjustment of \$642 million to write-up the acquired inventory to its estimated fair value.

Subsequent to the date of acquisition there was an adjustment of \$0.2 billion to the deferred taxes and \$0.4 billion to the current liabilities with the offset to goodwill. The assets acquired are recorded in the Pharmaceutical segment. The acquisition of Actelion resulted in approximately \$6.2 billion of goodwill. The goodwill is primarily attributable to synergies expected to arise from the acquisition. The goodwill is not expected to be deductible for tax purposes.

The purchase price allocation to the identifiable intangible assets is as follows:

(Dollars in Millions)	
Intangible assets with definite lives:	
Patents and trademarks	\$ 24,230
Total amortizable intangibles	24,230
In-process research and development	780
Total intangible assets	\$ 25,010

The patents and trademarks acquired are comprised of developed technology with a weighted average life of 9 years and was primarily based on the patent life of the marketed products. The intangible assets with definite lives were assigned asset lives ranging from 4 to 10 years. The in-process research and development intangible assets were valued for technology programs for unapproved products.

The value of the IPR&D was calculated using probability adjusted cash flow projections discounted for the risk inherent in such projects. The discount rate applied was 9%.

The acquisition was accounted for using the acquisition method and, accordingly, the results of operations of Actelion were reported in the Company's financial statements beginning on June 16, 2017, the date of acquisition. For the year ended December 31, 2017 total sales and a net loss for Actelion from the date of acquisition were \$1.4 billion and \$1.4 billion, respectively.

The following table provides pro forma results of operations for the fiscal year ended December 31, 2017 and January 1, 2017, as if Actelion had been acquired as of January 4, 2016. The pro forma results include the effect of certain purchase accounting adjustments such as the estimated changes in depreciation and amortization expense on the acquired tangible and intangible assets. However, pro forma results do not include any anticipated cost savings or other effects of the planned

integration of Actelion. Accordingly, such amounts are not necessarily indicative of the results if the acquisition had occurred on the dates indicated or which may occur in the future.

(Dollars in Millions Except Per Share Data)	Unaudited Pro forma Consolidated Results	
	2017	2016
Net Sales	77,681	74,339
Net Earnings	1,509	13,916
Diluted Net Earnings per Common Share	0.55	4.99

In 2017, the Company recorded Actelion acquisition related costs before tax of approximately \$0.8 billion, which was recorded in Other (income)/expense and Cost of products sold.

During 2017, the Company acquired Abbott Medical Optics (AMO), a wholly-owned subsidiary of Abbott Laboratories, for \$4.3 billion, net of cash acquired. The acquisition included ophthalmic products related to: cataract surgery, laser refractive surgery and consumer eye health. The net purchase price was primarily recorded as amortizable intangible assets for \$2.3 billion and goodwill for \$1.7 billion. The weighted average life of total amortizable intangibles, the majority being customer relationships, is approximately 14.4 years. The goodwill is primarily attributable to synergies expected to arise from the business acquisition and is not deductible for tax purposes. The intangible assets and goodwill amounts are based on the final purchase price allocation. The assets acquired were recorded in the Medical Devices segment.

Certain businesses were acquired for \$4,509 million in cash and \$77 million of liabilities assumed during 2016. These acquisitions were accounted for using the acquisition method and, accordingly, results of operations have been included in the financial statements from their respective dates of acquisition.

The 2016 acquisitions primarily included: Vogue International LLC, a privately-held company focused on the marketing, development and distribution of salon-influenced and nature inspired hair care and other personal products; NeuWave Medical, Inc., a privately-held medical device company that manufactures and markets minimally invasive soft tissue microwave ablation systems; NeoStrata Company, Inc., a global leader in dermocosmetics, and the global rights for the commercialization of RHINOCORT® allergy spray outside the United States.

The excess of purchase price over the estimated fair value of tangible assets acquired amounted to \$4,077 million and has been assigned to identifiable intangible assets, with any residual recorded to goodwill.

The net purchase price for Vogue International LLC of \$3.3 billion was primarily recorded as amortizable intangible assets for \$2.3 billion and goodwill for \$1.1 billion. The weighted average life for the \$2.3 billion of total amortizable intangibles is approximately 22 years. The trademark asset values were determined to have definite lives ranging from 10 to 22 years, with the majority being 22 years. The goodwill is primarily attributable to synergies expected to arise from the business acquisition and is expected to be deductible for tax purposes. The assets acquired were recorded in the Consumer segment.

Certain businesses were acquired for \$954 million in cash and \$220 million of liabilities assumed during 2015. The assumed liabilities primarily represent the fair value of the contingent consideration of \$210 million. These acquisitions were accounted for using the acquisition method and, accordingly, results of operations have been included in the financial statements from their respective dates of acquisition.

The 2015 acquisitions primarily included: XO1 Limited, a privately-held biopharmaceutical company developing an anti-thrombin antibody and Novira Therapeutics, Inc., a privately held clinical-stage biopharmaceutical company developing innovative therapies for curative treatment of chronic hepatitis B virus infection.

The excess of purchase price over the estimated fair value of tangible assets acquired amounted to \$1,173 million and has been assigned to identifiable intangible assets, with any residual recorded to goodwill. Of this amount, approximately \$839 million has been identified as the value of IPR&D primarily associated with the acquisitions of XO1 Limited and Novira Therapeutics, Inc. The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the inherent risk in the projects.

The IPR&D related to the acquisition of XO1 Limited of \$360 million is associated with a recombinant human antibody developed to mimic the activity of a human antibody which appears to produce an anticoagulated state without predisposition to bleeding. A probability of success factor of 36.0% was used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 11.75%.

The IPR&D related to the acquisition of Novira Therapeutics, Inc. of \$396 million is associated with its lead candidate NVR 3-778 which is an investigational small molecule, direct-acting antiviral, for oral administration in patients with HBV that inhibits the HBV core or capsid protein. A probability of success factor of 51.0% was used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 16.0%. During 2017, the Company recorded a charge for the impairment of the IPR&D related to the acquisition of Novira Therapeutics, Inc. The impairment was the result of the cancellation of product development due to safety concerns.

In 2012, the Company completed the acquisition of Synthes, Inc. for a purchase price of \$20.2 billion in cash and stock. In connection with the acquisition of Synthes, Inc. the Company entered into two accelerated share repurchase (ASR) agreements. In 2013, the Company settled the remaining liabilities under the ASR agreements. While the Company believes that the transactions under each ASR agreement and a series of related internal transactions were consummated in a tax efficient manner in accordance with applicable law, it is possible that the Internal Revenue Service could assert one or more contrary positions to challenge the transactions from a tax perspective. If challenged, an amount up to the total purchase price for the Synthes shares could be treated as subject to applicable U.S. tax at approximately the statutory rate to the Company, plus interest.

With the exception of the Actelion Ltd acquisition, supplemental pro forma information for 2017, 2016 and 2015 in accordance with U.S. GAAP standards related to business combinations, and goodwill and other intangible assets, is not provided, as the impact of the aforementioned acquisitions did not have a material effect on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

During the fiscal first quarter of 2017, the Company announced it is engaging in a process to evaluate potential strategic options for the Johnson & Johnson Diabetes Care Companies, specifically LifeScan, Inc., Animas Corporation, and Calibra Medical, Inc. Strategic options may include the formation of operating partnerships, joint ventures or strategic alliances, a sale of the businesses, or other alternatives either separately or together. During the fiscal second quarter of 2017, the Company recorded an impairment charge of \$0.2 billion, primarily related to the insulin pump business. During the fiscal fourth quarter of 2017, the Company announced its decision to exit the Animas insulin pump business. The Company is continuing to evaluate potential strategic options for LifeScan, Inc. and determine the best opportunity to drive future growth and maximize shareholder value. There were no assets held for sale as of December 31, 2017 related to the announcement.

During 2017, the Company divestitures primarily included: the Codman Neurosurgery business, to Integra LifeSciences Holdings Corporation and the divestiture of COMPEED® to HRA Pharma. In 2017, the pre-tax gains on the divestitures were approximately \$1.3 billion.

During 2016, the Company divestitures included: the controlled substance raw material and active pharmaceutical ingredient (API) business; certain anesthetic products in Europe; and certain non-strategic Consumer brands. In 2016, the pre-tax gains on the divestitures were approximately \$0.6 billion.

During 2015, the Company divestitures included: the Cordis business to Cardinal Health; the SPLENDIA® brand to Heartland Food Products Group; and the U.S. license rights to NUCYNTA® (tapentadol), NUCYNTA® ER (tapentadol extended-release tablets), and NUCYNTA® (tapentadol) oral solution. In 2015, the pre-tax gains on the divestitures were approximately \$2.6 billion.

21. Legal Proceedings

Johnson & Johnson and certain of its subsidiaries are involved in various lawsuits and claims regarding product liability, intellectual property, commercial and other matters; governmental investigations; and other legal proceedings that arise from time to time in the ordinary course of their business.

The Company records accruals for loss contingencies associated with these legal matters when it is probable that a liability will be incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. As of December 31, 2017, the Company has determined that the liabilities associated with certain litigation matters are probable and can be reasonably estimated. The Company has accrued for these matters and will continue to monitor each related legal issue and adjust accruals as might be warranted based on new information and further developments in accordance with ASC 450-20-25. For these and other litigation and regulatory matters discussed below for which a loss is probable or reasonably possible, the Company is unable to estimate the possible loss or range of loss beyond the amounts already accrued. Amounts accrued for legal contingencies often result from a complex series of judgments about future events and uncertainties that rely heavily on estimates and assumptions. The ability to make such estimates and judgments can be affected by various factors, including whether damages sought in the proceedings are unsubstantiated or indeterminate; scientific and legal discovery has not commenced or is not complete; proceedings are in early stages; matters present legal uncertainties; there are significant facts in dispute; or there are numerous parties involved.

In the Company's opinion, based on its examination of these matters, its experience to date and discussions with counsel, the ultimate outcome of legal proceedings, net of liabilities accrued in the Company's balance sheet, is not expected to have a material adverse effect on the Company's financial position. However, the resolution of, or increase in accruals for, one or more of these matters in any reporting period may have a material adverse effect on the Company's results of operations and cash flows for that period.

PRODUCT LIABILITY

Johnson & Johnson and certain of its subsidiaries are involved in numerous product liability claims and lawsuits involving multiple products. Claimants in these cases seek substantial compensatory and, where available, punitive damages. While the Company believes it has substantial defenses, it is not feasible to predict the ultimate outcome of litigation. The Company has

established accruals for product liability claims and lawsuits in compliance with ASC 450-20 based on currently available information, which in some cases may be limited. The Company accrues an estimate of the legal defense costs needed to defend each matter when those costs are probable and can be reasonably estimated. For certain of these matters, the Company has accrued additional amounts such as estimated costs associated with settlements, damages and other losses. To the extent adverse verdicts have been rendered against the Company, the Company does not record an accrual until a loss is determined to be probable and can be reasonably estimated. Product liability accruals can represent projected product liability for thousands of claims around the world, each in different litigation environments and with different fact patterns. Changes to the accruals may be required in the future as additional information becomes available.

The most significant of these cases include: the DePuy ASR™ XL Acetabular System and DePuy ASR™ Hip Resurfacing System; the PINNACLE® Acetabular Cup System; pelvic meshes; RISPERDAL®; XARELTO®; body powders containing talc, primarily JOHNSONS® Baby Powder; and INVOKANA®. As of December 31, 2017, in the U.S. there were approximately 2,000 plaintiffs with direct claims in pending lawsuits regarding injuries allegedly due to the DePuy ASR™ XL Acetabular System and DePuy ASR™ Hip Resurfacing System, 10,000 with respect to the PINNACLE® Acetabular Cup System, 53,600 with respect to pelvic meshes, 13,700 with respect to RISPERDAL®, 22,900 with respect to XARELTO®, 6,610 with respect to body powders containing talc; and 1,100 with respect to INVOKANA®.

In August 2010, DePuy Orthopaedics, Inc. (DePuy) announced a worldwide voluntary recall of its ASR™ XL Acetabular System and DePuy ASR™ Hip Resurfacing System used in hip replacement surgery. Claims for personal injury have been made against DePuy and Johnson & Johnson. The number of pending lawsuits is expected to fluctuate as certain lawsuits are settled or dismissed and additional lawsuits are filed. Cases filed in federal courts in the United States have been organized as a multi-district litigation in the United States District Court for the Northern District of Ohio. Litigation has also been filed in countries outside of the United States, primarily in the United Kingdom, Canada, Australia, Ireland, Germany and Italy. In November 2013, DePuy reached an agreement with a Court-appointed committee of lawyers representing ASR Hip System plaintiffs to establish a program to settle claims with eligible ASR Hip patients in the United States who had surgery to replace their ASR Hips, known as revision surgery, as of August 31, 2013. DePuy reached additional agreements in February 2015 and March 2017, which further extended the settlement program to include ASR Hip patients who had revision surgeries after August 31, 2013 and prior to February 15, 2017. This settlement program has resolved more than 10,000 claims, with more expected from the recent extension, therefore bringing to resolution significant ASR Hip litigation activity in the United States. However, lawsuits in the United States remain, and the settlement program does not address litigation outside of the United States. In Australia, a class action settlement was reached that resolved the claims of the majority of ASR Hip patients in that country. The Company continues to receive information with respect to potential additional costs associated with this recall on a worldwide basis. The Company has established accruals for the costs associated with the United States settlement program and DePuy ASR™ Hip-related product liability litigation.

Claims for personal injury have also been made against DePuy Orthopaedics, Inc. and Johnson & Johnson relating to the PINNACLE® Acetabular Cup System used in hip replacement surgery. The number of pending product liability lawsuits continues to increase, and the Company continues to receive information with respect to potential costs and the anticipated number of cases. Cases filed in federal courts in the United States have been organized as a multi-district litigation in the United States District Court for the Northern District of Texas. Litigation has also been filed in some state courts and in countries outside of the United States, primarily in the United Kingdom. In the United Kingdom, a trial is ongoing regarding common issues of liability and a decision is expected in the first half of 2018. The Company has established an accrual for defense costs in connection with product liability litigation associated with the PINNACLE® Acetabular Cup System.

Claims for personal injury have been made against Ethicon, Inc. (Ethicon) and Johnson & Johnson arising out of Ethicon's pelvic mesh devices used to treat stress urinary incontinence and pelvic organ prolapse. The Company continues to receive information with respect to potential costs and additional cases. Cases filed in federal courts in the United States have been organized as a multi-district litigation in the United States District Court for the Southern District of West Virginia. The Company has settled or otherwise resolved a majority of the United States cases and the costs associated with these settlements are reflected in the Company's accruals. In addition, class actions and individual personal injury cases or claims have been commenced in various countries outside of the United States, including claims and cases in the United Kingdom, the Netherlands and Belgium, and class actions in Israel, Australia and Canada, seeking damages for alleged injury resulting from Ethicon's pelvic mesh devices. In Australia, a trial of class action issues is ongoing and a decision is expected in 2018. The Company has established accruals with respect to product liability litigation associated with Ethicon's pelvic mesh products.

Claims for personal injury have been made against Janssen Pharmaceuticals, Inc. and Johnson & Johnson arising out of the use of RISPERDAL®, indicated for the treatment of schizophrenia, acute manic or mixed episodes associated with bipolar I disorder and irritability associated with autism, and related compounds. Lawsuits have been primarily filed in state courts in Pennsylvania, California, and Missouri. Other actions are pending in various courts in the United States and Canada. Product

liability lawsuits continue to be filed, and the Company continues to receive information with respect to potential costs and the anticipated number of cases. The Company has established an accrual with respect to product liability litigation associated with RISPERDAL[®].

Claims for personal injury arising out of the use of XARELTO[®], an oral anticoagulant, have been made against Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI); Johnson & Johnson; and JPI's collaboration partner for XARELTO[®] Bayer AG and certain of its affiliates. The number of pending product liability lawsuits continues to increase, and the Company continues to receive information with respect to potential costs and the anticipated number of cases. Cases filed in federal courts in the United States have been organized as a multi-district litigation in the United States District Court for the Eastern District of Louisiana. In addition, cases have been filed in state courts across the United States. Many of these cases have been consolidated into a state mass tort litigation in Philadelphia, Pennsylvania; and there are coordinated proceedings in Delaware, California and Missouri. Class action lawsuits also have been filed in Canada. The Company has established an accrual for defense costs in connection with product liability litigation associated with XARELTO[®].

Claims for personal injury have been made against Johnson & Johnson Consumer Inc. and Johnson & Johnson arising out of the use of body powders containing talc, primarily JOHNSONS[®] Baby Powder. The number of pending product liability lawsuits continues to increase, and the Company continues to receive information with respect to potential costs and the anticipated number of cases. Lawsuits have been primarily filed in state courts in Missouri, New Jersey and California. Cases filed in federal courts in the United States have been organized as a multi-district litigation in the United States District Court for the District of New Jersey. The Company has established an accrual for defense costs in connection with product liability litigation associated with body powders containing talc.

Claims for personal injury have been made against a number of Johnson & Johnson companies, including Janssen Pharmaceuticals, Inc. and Johnson & Johnson, arising out of the use of INVOKANA[®], a prescription medication indicated to improve glycemic control in adults with Type 2 diabetes. The number of pending product liability lawsuits continues to increase, and the Company continues to receive information with respect to potential costs and the anticipated number of cases. Cases filed in federal courts in the United States have been organized as a multi-district litigation in the United States District Court for the District of New Jersey. Cases have also been filed in state courts in Pennsylvania, California and New Jersey. Class action lawsuits have been filed in Canada. The Company has established an accrual with respect to product liability litigation associated with INVOKANA[®].

INTELLECTUAL PROPERTY

Certain subsidiaries of Johnson & Johnson are subject, from time to time, to legal proceedings and claims related to patent, trademark and other intellectual property matters arising out of their businesses. Many of these matters involve challenges to the coverage and/or validity of the patents on various products and allegations that certain of the Company's products infringe the patents of third parties. Although these subsidiaries believe that they have substantial defenses to these challenges and allegations with respect to all significant patents, there can be no assurance as to the outcome of these matters. A loss in any of these cases could adversely affect the ability of these subsidiaries to sell their products, result in loss of sales due to loss of market exclusivity, require the payment of past damages and future royalties, and may result in a non-cash impairment charge for any associated intangible asset. The most significant of these matters are described below.

Medical Devices

In June 2009, Rembrandt Vision Technologies, L.P. (Rembrandt) filed a patent infringement lawsuit against Johnson & Johnson Vision Care, Inc. (JJVCI) in the United States District Court for the Eastern District of Texas alleging that JJVCI's manufacture and sale of its ACUVUE[®] ADVANCE and ACUVUE OASYS[®] Hydrogel Contact Lenses infringed Rembrandt's United States Patent No. 5,712,327 and seeking monetary relief. The case was transferred to the United States District Court for the Middle District of Florida, where a trial in May 2012 resulted in a verdict of non-infringement that was subsequently upheld on appeal. In July 2014, Rembrandt sought a new trial based on alleged new evidence, which the District Court denied. In April 2016, the Court of Appeals overturned that ruling and remanded the case to the District Court for a new trial. A new trial was held in August 2017, and the jury returned a verdict of non-infringement in favor of JJVCI. Rembrandt has appealed the verdict to the United States Court of Appeals for the Federal Circuit.

In March 2013, Medinol Ltd. (Medinol) filed a patent infringement lawsuit against Cordis Corporation (Cordis) and Johnson & Johnson in the United States District Court for the Southern District of New York alleging that Cordis's sales of the CYPHER[™] and CYPHER SELECT[™] stents made in the United States since 2005 willfully infringed four of Medinol's patents directed to the geometry of articulated stents. Medinol is seeking damages and attorneys' fees. After trial in January 2014, the District Court dismissed the case, finding Medinol unreasonably delayed bringing its claims (the laches defense). In September 2014,

the District Court denied a motion by Medinol to vacate the judgment and grant it a new trial. Medinol appealed the decision to the United States Court of Appeals for the Federal Circuit, then dismissed the appeal in order to file a petition for review with the United States Supreme Court. In March 2017, the United States Supreme Court held that the laches defense is not available in patent cases and remanded this case to the United States Court of Appeals for the Federal Circuit to consider Medinol's appeal of whether Medinol is entitled to seek a new trial. Cordis was divested in 2015, and the Company retained any liability that may result from this case.

In November 2016, Medidea, L.L.C. (Medidea) filed a patent infringement lawsuit against DePuy Orthopaedics, Inc. in the United States District Court for the Northern District of Illinois alleging infringement by the ATTUNE® Knee System. Medidea alleges infringement of United States Patent Nos. 6,558,426 ('426); 8,273,132; 8,721,730 and 9,492,280 relating to posterior stabilized knee systems. Specifically, Medidea alleges that the SOFCAM™ Contact feature of the ATTUNE® posterior stabilized knee products infringes the patents-in-suit. Medidea is seeking monetary damages and injunctive relief. In June 2017, the case was transferred to the United States District Court for the District of Massachusetts. In December 2017, DePuy Synthes Products, Inc. filed a Petition for Inter Partes Review with the United States Patent and Trademark Office, seeking to invalidate the '426 patent.

In December 2016, Ethicon Endo-Surgery, Inc. and Ethicon Endo-Surgery, LLC (now known as Ethicon LLC) sued Covidien, Inc. in the United States District Court for the District of Massachusetts seeking a declaration that United States Patent Nos. 6,585,735 (the '735 patent); 7,118,587; 7,473,253; 8,070,748 and 8,241,284 (the '284 patent), are either invalid or not infringed by Ethicon's ENSEAL® X1 Large Jaw Tissue Sealer product. In April 2017, Covidien LP, Covidien Sales LLC, and Covidien AG (collectively, Covidien) answered and counterclaimed, denying the allegations, asserting willful infringement of the '735 patent, the '284 patent and United States Patent Nos. 8,323,310; 9,084,608; 9,241,759 and 9,113,882, and seeking damages and an injunction. Covidien filed a motion for preliminary injunction, which was denied in October 2017. Trial is scheduled for September, 2019.

In November 2017, Board of Regents, The University of Texas System and Tissuegen, Inc. filed a lawsuit in the United States District Court for the Western District of Texas against Ethicon, Inc. and Ethicon US, LLC alleging the manufacture and sale of VICRYL® Plus Antibacterial Sutures and MONOCRYL® Plus Antibacterial Sutures infringe plaintiffs' United States Patent Nos. 6,596,296 and 7,033,603 directed to implantable polymer drug releasing biodegradable fibers containing a therapeutic agent.

Pharmaceutical

In April 2016, MorphoSys AG, a German biotech company, filed a patent infringement lawsuit against Janssen Biotech, Inc. (JBI), Genmab U.S. Inc. and Genmab A/S (collectively, Genmab) in the United States District Court for the District of Delaware. MorphoSys alleges that JBI's manufacture and sale of DARZALEX® (daratumumab) willfully infringes MorphoSys' United States Patent Nos. 8,263,746, 9,200,061 and 9,785,590. MorphoSys is seeking money damages. JBI licenses patents and the commercial rights to DARZALEX® from Genmab. Trial in the case is scheduled to commence in February 2019.

In August 2016, Sandoz Ltd and Hexal AG (collectively, Sandoz) filed a lawsuit in the English High Court against G.D. Searle LLC (a Pfizer company) and Janssen Sciences Ireland UC (JSI) alleging that Searle's supplementary protection certificate SPC/GB07/038 (SPC), which is exclusively licensed to JSI, is invalid and should be revoked. Janssen-Cilag Limited sells PREZISTA® (darunavir) in the United Kingdom pursuant to this license. In October 2016, Searle and JSI counterclaimed against Sandoz for threatened infringement of the SPC based on statements of its plans to launch generic darunavir in the United Kingdom. Sandoz admitted that its generic darunavir product would infringe the SPC if it is found valid. Searle and JSI are seeking an order enjoining Sandoz from marketing its generic darunavir before the expiration of the SPC. Following a trial in April 2017, the Court entered a decision holding that the SPC is valid and granting a final injunction. Sandoz has appealed the Court's decision and the injunction will be stayed pending the appeal. In January 2018, the Court referred the issue on appeal to the Court of Justice for the European Union (CJEU) and stayed the proceedings pending the CJEU's ruling on the issue.

REMICADE® Related Cases

United States Proceedings

In September 2013, Janssen Biotech, Inc. (JBI) and NYU Langone Medical Center (NYU) received an Office Action from the United States Patent and Trademark Office (USPTO) rejecting the claims in United States Patent No. 6,284,471 relating to REMICADE® (infliximab) (the '471 patent) in a reexamination proceeding instituted by a third party. The '471 patent expires in September 2018 and is co-owned by JBI and NYU, with NYU having granted JBI an exclusive license to NYU's rights under the patent. Following several office actions by the patent examiner, including two further rejections, and responses by

JB1, the USPTO issued a further action maintaining its rejection of the '471 patent. JB1 filed a notice of appeal to the USPTO's Patent Trial and Appeal Board (the Board), which issued a decision in November 2016 upholding the examiner's rejection. In January 2018, the United States Court of Appeals for the Federal Circuit affirmed the Board's decision.

In August 2014, Celltrion Healthcare Co. Ltd. and Celltrion Inc. (collectively, Celltrion) filed an application with the United States Food and Drug Administration (FDA) for approval to make and sell its own infliximab biosimilar. In March 2015, JB1 filed a lawsuit in the United States District Court for the District of Massachusetts against Celltrion and Hospira Healthcare Corporation (Hospira), which has exclusive marketing rights for Celltrion's infliximab biosimilar in the United States, seeking, among other things, a declaratory judgment that their biosimilar product infringes or potentially infringes several JB1 patents, including the '471 patent and United States Patent No. 7,598,083 (the '083 patent). In August 2016, the District Court granted both Celltrion's and Hospira's motions for summary judgment of invalidity of the '471 patent. JB1 appealed those decisions to the United States Court of Appeals for the Federal Circuit. In January 2018, the Federal Circuit dismissed the appeal as moot based on its affirmation of the Board's reexamination decision.

In June 2016, JB1 filed two additional patent infringement lawsuits asserting the '083 patent, one against Celltrion and Hospira in the United States District Court for the District of Massachusetts and the other against HyClone Laboratories, Inc., the manufacturer of the cell culture media that Celltrion uses to make its biosimilar product, in the United States District Court for the District of Utah. Although the '083 patent is already asserted in the existing lawsuit against Celltrion, the additional lawsuit expands the claims to include the sale in the United States of Celltrion's biosimilar product manufactured with cell culture media made in the United States. This additional lawsuit against Celltrion has been consolidated with the existing lawsuit discussed above. Hospira has moved to dismiss all counts of the lawsuit related to the '083 patent as to it. Celltrion's motion to dismiss all counts of the lawsuit related to the '083 patent for failure to join all the co-owners of the '083 patent as plaintiffs was denied in October 2017. Trial is scheduled to begin in July 2018. The litigation against HyClone in Utah is stayed pending the outcome of the Massachusetts actions.

The FDA approved Celltrion's infliximab biosimilar for sale in the United States in April 2016. Hospira's parent company, Pfizer Inc., launched Celltrion's infliximab biosimilar in the United States in late 2016.

In April 2017, JB1 received notice that the FDA approved a marketing application submitted by Samsung Bioepis Co. Ltd. (Samsung) for the sale of its infliximab biosimilar in the United States. In May 2017, JB1 filed a patent infringement lawsuit against Samsung in the United States District Court for the District of New Jersey alleging that the sale of its biosimilar product may infringe three of JB1's patents. In July 2017, Samsung launched its biosimilar product (commercialized by Merck) in the United States. In November 2017, JB1 voluntarily dismissed this lawsuit.

Litigation Against Filers of Abbreviated New Drug Applications (ANDAs)

The following summarizes lawsuits pending against generic companies that have filed Abbreviated New Drug Applications (ANDAs) with the FDA, or undertaken similar regulatory processes outside of the United States, seeking to market generic forms of products sold by various subsidiaries of Johnson & Johnson prior to expiration of the applicable patents covering those products. These ANDAs typically include allegations of non-infringement, invalidity and unenforceability of the applicable patents. In the event the subsidiaries are not successful in these actions, or the statutory 30-month stays of the ANDAs expire before the United States District Court rulings are obtained, the third-party companies involved will have the ability, upon approval of the FDA, to introduce generic versions of the products at issue to the market, resulting in the potential for substantial market share and revenue losses for those products, and which may result in a non-cash impairment charge in any associated intangible asset. In addition, from time to time, subsidiaries may settle these actions and such settlements can involve the introduction of generic versions of the products at issue to the market prior to the expiration of the relevant patents. The inter partes review (IPR) process with the United States Patent and Trademark Office (USPTO), created under the 2011 America Invents Act, is also being used by generic companies in conjunction with these ANDAs and lawsuits to challenge patents held by the Company's subsidiaries.

ZYTIGA®

In July 2015, Janssen Biotech, Inc., Janssen Oncology, Inc. and Janssen Research & Development, LLC (collectively, Janssen) and BTG International Ltd. (BTG) initiated a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of New Jersey against a number of generic companies (and certain of their affiliates and/or suppliers) who filed ANDAs seeking approval to market a generic version of ZYTIGA® 250mg before the expiration of United States Patent No. 8,822,438 (the '438 patent). The generic companies currently include Amneal Pharmaceuticals, LLC and Amneal Pharmaceuticals of New York, LLC (collectively, Amneal); Apotex Inc. and Apotex Corp. (collectively, Apotex); Citron Pharma LLC (Citron); Dr. Reddy's Laboratories, Ltd. and Dr. Reddy's Laboratories, Inc. (collectively, Dr. Reddy's); Mylan Pharmaceuticals Inc. and Mylan Inc.

(collectively, Mylan); Par Pharmaceuticals, Inc. and Par Pharmaceutical Companies, Inc. (collectively, Par); Sun Pharmaceutical Industries Ltd. and Sun Pharmaceuticals Industries, Inc. (collectively, Sun); Teva Pharmaceuticals USA, Inc. (Teva); Wockhardt Bio A.G.; Wockhardt USA LLC and Wockhardt Ltd. (collectively, Wockhardt); West-Ward Pharmaceutical Corp. (West-Ward) and Hikma Pharmaceuticals, LLC (Hikma). In February 2018, the court heard oral arguments on a motion for summary judgment of non-infringement filed by certain defendants. The parties await a decision. If the decision is unfavorable, the stay could be lifted and a generic version of ZYTIGA® could enter the market.

Janssen and BTG also initiated patent infringement lawsuits in the United States District Court for the District of New Jersey against Amerigen Pharmaceuticals Limited (Amerigen) in May 2016, and Glenmark Pharmaceuticals, Inc. in June 2016, each of whom filed an ANDA seeking approval to market its generic version of ZYTIGA® before the expiration of the '438 patent.

In August 2015, Janssen and BTG filed an additional jurisdictional protective lawsuit against the Mylan defendants in the United States District Court for the Northern District of West Virginia, which has been stayed.

In August 2017, Janssen and BTG initiated a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of New Jersey against Teva, who filed an ANDA seeking approval to market a generic version of ZYTIGA® 500mg before the expiration of the '438 patent.

In January 2018, Janssen dismissed its lawsuit against Sun after it withdrew its ANDA.

In each of the above lawsuits, Janssen is seeking an order enjoining the defendants from marketing their generic versions of ZYTIGA® before the expiration of the '438 patent.

Several generic companies including Amerigen, Argentum Pharmaceuticals LLC (Argentum), Mylan, Wockhardt, Actavis, Amneal, Dr. Reddy's, Sun, Teva, West-Ward and Hikma filed Petitions for Inter Partes Review (IPR) with the USPTO, seeking to invalidate the '438 patent. In January 2018, the USPTO issued decisions invalidating the '438 patent, and Janssen is appealing this decision. The IPR decisions are not binding on the district court in the pending litigation.

In October 2017, Janssen Inc. and Janssen Oncology, Inc. (collectively, Janssen) initiated two Notices of Application under Section 6 of the Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations against Teva Canada Limited (Teva) and the Minister of Health in Canada in response to Teva's filing Abbreviated New Drug Submissions (ANDS) and seeking approval to market generic versions of ZYTIGA® 250mg and ZYTIGA® 500mg before the expiration of Canadian Patent No. 2,661,422.

In November 2017, Janssen initiated a Notice of Application under Section 6 of the Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations against Apotex Inc. (Apotex) and the Minister of Health in Canada in response to Apotex's filing of an Abbreviated New Drug Submission (ANDS) seeking approval to market a generic version of ZYTIGA® before the expiration of Canadian Patent No. 2,661,422.

In each of these Notices of Application, Janssen is seeking an order prohibiting the Minister of Health from issuing a Notice of Compliance with respect to Teva's and Apotex's ANDS before the expiration of Janssen's patent.

COMPLERA®

In August and September 2015, Janssen Pharmaceutica NV and Janssen Sciences Ireland UC (collectively, Janssen) and Gilead Sciences, Inc. and Gilead Sciences Ireland UC (collectively, Gilead) initiated patent infringement lawsuits in the United States District Courts for the District of Delaware and the District of West Virginia, respectively, against Mylan, Inc. and Mylan Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Mylan), who filed an ANDA seeking approval to market a generic version of COMPLERA® before the expiration of United States Patent Nos. 8,841,310, 7,125,879 and 8,101,629. In July 2017, the West Virginia lawsuit was dismissed without prejudice by stipulation of the parties.

In the Delaware lawsuit, Janssen and Gilead amended their complaint to add claims for patent infringement with respect to United States Patent Nos. 8,080,551; 7,399,856; 7,563,922; 8,101,752 and 8,618,291. In November 2017, the parties entered into a settlement agreement.

XARELTO®

Beginning in October 2015, Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI) and Bayer Pharma AG and Bayer Intellectual Property GmbH (collectively, Bayer) filed patent infringement lawsuits in the United States District Court for the District of Delaware against a number of generic companies who filed ANDAs seeking approval to market generic versions of XARELTO® before expiration.

of Bayer's United States Patent Nos. 7,157,456, 7,585,860 and 7,592,339 relating to XARELTO[®]. JPI is the exclusive sublicensee of the asserted patents. The following generic companies are named defendants: Aurobindo Pharma Limited and Aurobindo Pharma USA, Inc. (collectively, Aurobindo); Breckenridge Pharmaceutical, Inc. (Breckenridge); InvaGen Pharmaceuticals Inc. (InvaGen); Micro Labs USA Inc. and Micro Labs Ltd (collectively, Micro); Mylan Pharmaceuticals Inc. (Mylan); Princeton Pharmaceuticals, Inc.; Sigmapharm Laboratories, LLC (Sigmapharm); Torrent Pharmaceuticals, Limited and Torrent Pharma Inc. (collectively, Torrent). All defendants except Mylan and Sigmapharm have agreed to have their cases stayed and to be bound by the outcome of any final judgment rendered against any of the other defendants. Trial is scheduled for March 2018.

Beginning in April 2017, JPI and Bayer Intellectual Property GmbH and Bayer AG (collectively, Bayer AG) filed patent infringement lawsuits in the United States District Court for the District of Delaware against a number of generic companies who filed ANDAs seeking approval to market generic versions of XARELTO[®] before expiration of Bayer AG's United States Patent No. 9,539,218 ('218) relating to XARELTO[®]. The following generic companies are named defendants: Alembic Pharmaceuticals Limited, Alembic Global Holding SA and Alembic Pharmaceuticals, Inc.; Aurobindo; Breckenridge; InvaGen; Lupin Limited and Lupin Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Lupin); Micro; Mylan; Sigmapharm; Taro Pharmaceutical Industries Ltd. and Taro Pharmaceuticals U.S.A., Inc. (collectively, Taro) and Torrent. Lupin has counterclaimed for a declaratory judgment of noninfringement and invalidity of United States Patent No. 9,415,053, but Lupin dismissed its counterclaims after it was provided a covenant not to sue on that patent. Aurobindo, Taro, Torrent and Micro have agreed to have their cases stayed and to be bound by the outcome of any final judgment rendered against any of the other defendants. The '218 cases have been consolidated for discovery and trial, and are currently set for trial in April 2019.

In each of these lawsuits, JPI is seeking an order enjoining the defendants from marketing their generic versions of XARELTO[®] before the expiration of the relevant patents.

PREZISTA[®]

In September 2017, Janssen Sciences Ireland UC and Janssen Products, L.P. (collectively, Janssen) initiated a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of New Jersey against Aurobindo Pharma Ltd. and Aurobindo Pharma USA Inc. (collectively, Aurobindo), who filed an ANDA seeking approval to market a generic version of PREZISTA[®] before the expiration of United States Patent Nos. 8,518,987; 7,700,645; 7,126,015; and 7,595,408. In January 2018, the parties entered into a settlement agreement.

In November 2017, Janssen Inc. initiated Notices of Application under Section 6 of the Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations against Apotex Inc. (Apotex) and the Minister of Health in Canada in response to Apotex's filing of an Abbreviated New Drug Submission (ANDS) seeking approval to market a generic version of PREZISTA[®] before the expiration of Canadian Patent Nos. 2,485,834 and 2,336,160, which is owned by the United States and the Board of Trustees of the University of Illinois. Janssen is seeking an order prohibiting the Minister of Health from issuing a Notice of Compliance with respect to Apotex's ANDS before the expiration of the relevant patents.

RISPERDAL CONSTA[®]

In November 2016, the United States Patent and Trademark Office (USPTO) instituted an Inter Partes Review filed by Luye Pharma Group Ltd., Luye Pharma (USA) Ltd., Sandong Luye Pharmaceutical Co., Ltd. and Nanjing Luye Pharmaceutical Co., Ltd., seeking to invalidate United States Patent No. 6,667,061 relating to RISPERDAL CONSTA[®]. Janssen Pharmaceuticals, Inc. markets RISPERDAL CONSTA[®] pursuant to a license from Alkermes Pharma Ireland Ltd. In November 2017, the USPTO issued a decision upholding the validity of the patent.

INVOKANA®/INVOKAMET®

Beginning in July 2017, Janssen Pharmaceuticals, Inc., Janssen Research & Development, LLC, Cilag GmbH International and Janssen Pharmaceutica NV (collectively, Janssen) and Mitsubishi Tanabe Pharma Corporation (MTPC) filed patent infringement lawsuits in the United States District Court for the District of New Jersey, the United States District Court for the District of Colorado and the United States District Court for the District of Delaware against a number of generic companies who filed ANDAs seeking approval to market generic versions of INVOKANA® and/or INVOKAMET® before expiration of MTPC's United States Patent Nos. 7,943,582 and/or 8,513,202 relating to INVOKANA® and INVOKAMET®. Janssen is the exclusive licensee of the asserted patents. The following generic companies are named defendants: Apotex Inc. and Apotex Corp. (Apotex); Aurobindo Pharma USA Inc. (Aurobindo); Macleods Pharmaceuticals Ltd. and MacLeods Pharma USA, Inc.; InvaGen Pharmaceuticals, Inc. (InvaGen); Princeton Pharmaceuticals Inc.; Dr. Reddy's Laboratories, Inc. and Dr. Reddy's Laboratories Ltd; Hetero USA, Inc., Hetero Labs Limited Unit-V and Hetero Labs Limited; MSN Laboratories Private Ltd. and MSN Pharmaceuticals, Inc.; Laurus Labs Ltd.; Indoco Remedies Ltd.; Zydus Pharmaceuticals (USA) Inc. (Zydus); Sandoz, Inc. (Sandoz); Teva Pharmaceuticals USA, Inc.; and Lupin Ltd. and Lupin Pharmaceuticals, Inc.

Beginning in July 2017, Janssen and MTPC filed patent infringement lawsuits in the United States District Court for the District of New Jersey and the United States District Court for the District of Colorado against Sandoz and InvaGen, who filed ANDAs seeking approval to market generic versions of INVOKANA® and/or INVOKAMET® before expiration of MTPC's United States Patent No. 7,943,788 (the '788 patent) relating to INVOKANA® and INVOKAMET® and against Zydus, who filed ANDAs seeking approval to market generic versions of INVOKANA® and INVOKAMET® before expiration of the '788 patent, MTPC's United States Patent No. 8,222,219 relating to INVOKANA® and INVOKAMET® and MTPC's United States Patent No. 8,785,403 relating to INVOKAMET®, and against Aurobindo, who filed an ANDA seeking approval to market a generic version of INVOKANA® before expiration of the '788 patent and the '219 patent relating to INVOKANA®. Janssen is the exclusive licensee of the asserted patents. In October 2017, the Colorado lawsuits against Sandoz were dismissed. In December 2017, the Delaware lawsuits against Apotex and Teva were dismissed.

In each of these lawsuits, Janssen and MTPC are seeking an order enjoining the defendants from marketing their generic versions of INVOKANA® and/or INVOKAMET® before the expiration of the relevant patents.

VELETRI®

In July 2017, Actelion Pharmaceuticals Ltd. (Actelion) initiated a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of New Jersey against Sun Pharmaceutical Industries, Inc. and Sun Pharmaceutical Industries Limited (collectively, Sun Pharmaceutical), who filed an ANDA seeking approval to market a generic version of VELETRI® before the expiration of United States Patent No. 8,598,227. Actelion is seeking an order enjoining Sun Pharmaceutical from marketing its generic version of VELETRI® before the expiration of the patent. Trial is scheduled to commence in June 2019.

OPSUMIT®

In January 2018, Actelion Pharmaceuticals Ltd. (Actelion) initiated a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of New Jersey against Zydus Pharmaceuticals (USA) Inc. (Zydus) and Amneal Pharmaceuticals LLC (Amneal), who filed an ANDA seeking approval to market a generic version of OPSUMIT® before the expiration of United States Patent No. 7,094,781. In the lawsuit, Actelion is seeking an order enjoining Zydus and Amneal from marketing generic versions of OPSUMIT® before the expiration of the patent.

INVEGA SUSTENNA®

In January 2018, Janssen Pharmaceutica NV and Janssen Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Janssen) initiated a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of New Jersey against Teva Pharmaceuticals USA, Inc. (Teva), who filed an ANDA seeking approval to market a generic version of INVEGA SUSTENNA® before the expiration of United States Patent No. 9,439,906. In the lawsuit, Janssen is seeking an order enjoining Teva from marketing a generic version of INVEGA SUSTENNA® before the expiration of the patent.

IMBRUVICA®

Beginning in January 2018, Pharmacyclics LLC (Pharmacyclics) and Janssen Biotech, Inc. (Janssen) filed patent infringement lawsuits in the United States District Court for the District of Delaware against a number of generic companies who filed ANDAs seeking approval to market generic versions of IMBRUVICA® before expiration of Pharmacyclics' United States Patent Nos. 8,008,309, 7,514,444, 8,697,711, 8,735,403, 8,957,079, 9,181,257, 8,754,091, 8,497,277, 8,925,015, 8,476,284, 8,754,090, 8,999,999, 9,125,889, 9,801,881, 9,801,883, 9,814,721, 9,795,604, 9,296,753, 9,540,382, 9,713,617 and/or 9,725,455 relating to IMBRUVICA®. Janssen is the exclusive licensee of the asserted patents. The following generic companies are named defendants: Cipla Limited and Cipla USA Inc. (Cipla); Fresenius Kabi USA, L.L.C., Fresenius Kabi USA, Inc., and Fresenius Kabi Oncology Limited (Fresenius Kabi); Sandoz Inc. and Lek Pharmaceuticals d.d. (Sandoz); Shilpa Medicare Limited (Shilpa); Sun Pharma Global FZE and Sun Pharmaceutical Industries Limited (Sun); Teva Pharmaceuticals USA, Inc. and Teva Pharmaceutical Industries Limited (Teva); and Zydus Worldwide DMCC and Cadila Healthcare Limited (Zydus).

In each of the lawsuits, Pharmacyclics and Janssen are seeking an order enjoining the defendants from marketing generic versions of IMBRUVICA® before the expiration of the relevant patents.

GOVERNMENT PROCEEDINGS

Like other companies in the pharmaceutical and medical devices industries, Johnson & Johnson and certain of its subsidiaries are subject to extensive regulation by national, state and local government agencies in the United States and other countries in which they operate. As a result, interaction with government agencies is ongoing. The most significant litigation brought by, and investigations conducted by, government agencies are listed below. It is possible that criminal charges and substantial fines and/or civil penalties or damages could result from government investigations or litigation.

Average Wholesale Price (AWP) Litigation

Johnson & Johnson and several of its pharmaceutical subsidiaries (the J&J AWP Defendants), along with numerous other pharmaceutical companies, were named as defendants in a series of lawsuits in state and federal courts involving allegations that the pricing and marketing of certain pharmaceutical products amounted to fraudulent and otherwise actionable conduct because, among other things, the companies allegedly reported an inflated Average Wholesale Price (AWP) for the drugs at issue. Payors alleged that they used those AWP's in calculating provider reimbursement levels. The plaintiffs in these cases included three classes of private persons or entities that paid for any portion of the purchase of the drugs at issue based on AWP, and state government entities that made Medicaid payments for the drugs at issue based on AWP. Many of these cases, both federal actions and state actions removed to federal court, were consolidated for pre-trial purposes in a multi-district litigation in the United States District Court for the District of Massachusetts, where all claims against the J&J AWP Defendants were ultimately dismissed. The J&J AWP Defendants also prevailed in a case brought by the Commonwealth of Pennsylvania. Other AWP cases have been resolved through court order or settlement. Two cases remain pending. In a case brought by Illinois, the parties are awaiting assignment of a trial date. In New Jersey, a putative class action based upon AWP allegations is pending against Centocor, Inc. and Ortho Biotech Inc. (both now Janssen Biotech, Inc.), Johnson & Johnson and ALZA Corporation.

Opioids Litigation

Beginning in 2014 and continuing to the present, Johnson & Johnson and Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI), along with other pharmaceutical companies, have been named in numerous lawsuits brought by certain state and local governments related to the marketing of opioids, including DURAGESIC®, NUCYNTA® and NUCYNTA® ER. To date, complaints against pharmaceutical companies, including Johnson & Johnson and JPI, have been filed in state court by the state Attorneys General in Louisiana, Mississippi, Missouri, New Mexico, Ohio and Oklahoma. Complaints against the manufacturers also have been filed in state or federal court by city, county and local government agencies in the following states: Arkansas; California; Connecticut; Florida; Georgia; Illinois; Kentucky; Louisiana; Mississippi; Missouri; Nevada; New Hampshire; New Jersey; New Mexico; New York; Ohio; Oklahoma; Oregon; Pennsylvania; Tennessee; Texas; Washington and West Virginia. These actions allege a variety of claims related to opioids marketing practices, including false advertising, unfair competition, public nuisance, consumer fraud violations, deceptive acts and practices, false claims and unjust enrichment. The suits generally seek penalties and/or injunctive and monetary relief. These cases are in early stages of litigation. In October 2017, Johnson & Johnson and JPI were both served with a motion to consolidate 66 pending matters into a federal Multi District Litigation in the Southern District of Ohio. In December 2017, the MDL was approved in the Northern District of Ohio and there are approximately 190 cases that have been transferred to the MDL.

Johnson & Johnson, JPI and other pharmaceutical companies have also received subpoenas or requests for information related to opioids marketing practices from the following state Attorney Generals: Alaska, Indiana, New Hampshire, New Jersey, Tennessee and Washington. In September 2017, Johnson & Johnson and JPI were contacted by the Texas and Colorado Attorney General's Offices on behalf of approximately 38 states regarding a multi-state Attorney General investigation. The multi-state coalition served Johnson & Johnson and JPI with subpoenas as part of the investigation. Johnson & Johnson and JPI have also received requests for information from the ranking minority member of the United States Senate Committee on Homeland Security and Governmental Affairs regarding the sales, marketing, and educational strategies related to the promotion of opioids use.

Other

In August 2012, DePuy Orthopaedics, Inc., DePuy, Inc. (now DePuy Synthes, Inc.), and Johnson & Johnson Services, Inc. received an informal request from the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts and the Civil Division of the United States Department of Justice (the United States) for the production of materials relating to the DePuy ASR™ XL Hip device. In July 2014, the United States notified the United States District Court for the District of Massachusetts that it had declined to intervene in a qui tam case filed pursuant to the False Claims Act against the companies. In February 2016, the District Court granted the companies' motion to dismiss with prejudice, unsealed the qui tam complaint, and denied the qui tam relators' request for leave to file a further amended complaint. The qui tam relators appealed the case to the United States Court of Appeals for the First Circuit. In July 2017, the First Circuit affirmed the District Court's dismissal in part, reversed in part, and affirmed the decision to deny the relators' request to file a third amended complaint. The relators' remaining claims are now pending before the District Court.

Since October 2013, a group of State Attorneys General have issued Civil Investigative Demands relating to the development, sales and marketing of several of DePuy Orthopaedics, Inc.'s hip products. The states are seeking monetary and injunctive relief, and DePuy Orthopaedics, Inc. has entered into a tolling agreement with the states. In July 2014, the Oregon Department of Justice, which was investigating these matters independently of the other states, announced a settlement of its ASR™ XL Hip device investigation with the State of Oregon.

In October 2012, Johnson & Johnson was contacted by the California Attorney General's office regarding a multi-state Attorney General investigation of the marketing of surgical mesh products for hernia and urogynecological purposes by Johnson & Johnson's subsidiary, Ethicon, Inc. (Ethicon). Johnson & Johnson and Ethicon have since entered into a series of tolling agreements with the 47 states and the District of Columbia participating in the multi-state investigation and have responded to Civil Investigative Demands served by certain of the participating states. The states are seeking monetary and injunctive relief. In May 2016, California and Washington filed civil complaints against Johnson & Johnson, Ethicon Inc. and Ethicon US, LLC alleging violations of their consumer protection statutes. Similar complaints were filed against the companies by Kentucky in August 2016 and by Mississippi in October 2017. Johnson & Johnson and Ethicon have entered into a new tolling agreement with the remaining 43 states and the District of Columbia.

In December 2012, Therakos, Inc. (Therakos), formerly a subsidiary of Johnson & Johnson and part of the Ortho-Clinical Diagnostics, Inc. (OCD) franchise, received a letter from the civil division of the United States Attorney's Office for the Eastern District of Pennsylvania informing Therakos that the United States Attorney's Office was investigating the sales and marketing of Uvadex® (methoxsalen) and the Uvar Xts® and Cellex® Systems during the period 2000 to the present. The United States Attorney's Office requested that OCD and Johnson & Johnson preserve documents that could relate to the investigation. Therakos was subsequently acquired by an affiliate of Gores Capital Partners III, L.P. in January 2013, and OCD was divested in June 2014. Following the divestiture of OCD, Johnson & Johnson retains OCD's portion of any liability that may result from the investigation for activity that occurred prior to the sale of Therakos. In March 2014 and March 2016, the United States Attorney's Office requested that Johnson & Johnson produce certain documents, and Johnson & Johnson is cooperating with those requests.

In June 2014, the Mississippi Attorney General filed a complaint in Chancery Court of The First Judicial District of Hinds County, Mississippi against Johnson & Johnson and Johnson & Johnson Consumer Companies, Inc. (now Johnson & Johnson Consumer Inc.) (JJCI). The complaint alleges that defendants failed to disclose alleged health risks associated with female consumers' use of talc contained in JOHNSON'S® Baby Powder and JOHNSON'S® Shower to Shower (a product no longer sold by JJCI) and seeks injunctive and monetary relief. The parties have agreed to adjourn the trial date and currently expect the trial to be re-scheduled to the fall of 2018.

In March 2016, Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI) received a Civil Investigative Demand from the United States Attorney's Office for the Southern District of New York related to JPI's contractual relationships with pharmacy benefit managers over the

period from January 1, 2006 to the present with regard to certain of JPI's pharmaceutical products. The demand was issued in connection with an investigation under the False Claims Act.

In January 2017, Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI) received a Civil Investigative Demand from the United States Department of Justice relating to allegations concerning the sales and marketing practices of OLYSIO®. In December 2017, Johnson & Johnson and JPI were served with a whistleblower lawsuit filed in the United States District Court for the Central District of California alleging the off-label promotion of OLYSIO® and additional products, including NUCYNTA®, XARELTO®, LEVAQUIN® and REMICADE®. At this time, the federal and state governments have declined to intervene and the lawsuit, which is related to the Civil Investigative Demand, is being prosecuted by a former company employee. JPI filed a motion to dismiss in the United States District Court for the Central District of California in January 2018.

In February 2017, Johnson & Johnson received a subpoena from the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts seeking the production of records pertaining to payments to any 501(c)(3) charitable organization that provides financial assistance to Medicare patients. Multiple pharmaceutical companies have publicly reported receipt of subpoenas and ongoing inquiries similar to this one and the one described below.

Actelion Pharmaceuticals US, Inc. (Actelion US), received a subpoena in May 2016, with follow-up requests in June and December 2016, from the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts. The subpoena seeks the production of records pertaining to Actelion US' payments to 501(c)(3) charitable organizations that provide financial assistance to Medicare patients.

In March 2017, Janssen Biotech, Inc. received a Civil Investigative Demand from the United States Department of Justice regarding a False Claims Act investigation concerning management and advisory services provided to rheumatology and gastroenterology practices that purchased REMICADE® or SIMPONI ARIA®.

In April and September 2017, Johnson & Johnson received subpoenas from the United States Attorney for the District of Massachusetts seeking documents broadly relating to pharmaceutical copayment support programs for DARZALEX®, OLYSIO®, REMICADE®, SIMPONI®, STELARA® and ZYTIGA®. The subpoenas also seek documents relating to Average Manufacturer Price and Best Price reporting to the Center for Medicare and Medicaid Services related to those products, as well as rebate payments to state Medicaid agencies.

In June 2017, Johnson & Johnson received a subpoena from the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts seeking information regarding practices pertaining to the sterilization of DePuy Synthes, Inc. spinal implants at three hospitals in Boston as well as interactions of Company employees with physicians at these hospitals. Johnson & Johnson is producing documents in response to this subpoena.

From time to time, Johnson & Johnson has received requests from a variety of United States Congressional Committees to produce information relevant to ongoing congressional inquiries. It is the policy of Johnson & Johnson to cooperate with these inquiries by producing the requested information.

GENERAL LITIGATION

In June 2009, following the public announcement that Ortho-Clinical Diagnostics, Inc. (OCD) had received a grand jury subpoena from the United States Department of Justice, Antitrust Division, in connection with an investigation that has since been closed, multiple class action complaints were filed against OCD by direct purchasers seeking damages for alleged price fixing. These cases were consolidated for pre-trial purposes in the United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania as In re Blood Reagent Antitrust Litigation. Following the appeal and reversal of its initial grant of a motion for class certification, on remand, the District Court in October 2015 again granted a motion by the plaintiffs for class certification. In July 2017, the Court issued an opinion granting in part and denying in part OCD's motion for summary judgment. The Court granted summary judgment concerning allegations of price fixing in 2005 and 2008, and denied summary judgment concerning allegations of price fixing in 2001. Trial has been set for June 2018. OCD was divested in 2014 and Johnson & Johnson retained any liability that may result from these cases.

In June 2011, DePuy Orthopaedics, Inc. (DePuy) filed suit against Orthopaedic Hospital (OH) in the United States District Court for the Northern District of Indiana seeking a declaratory judgment that DePuy did not owe OH royalties under a 1999 development agreement. In January 2012, OH filed a breach of contract case in California federal court, which was later consolidated with the Indiana case. In February 2014, OH brought suit for patent infringement relating to the same technology, and that action was also consolidated with the Indiana case. In August 2017, the court denied DePuy's motions for summary judgment. A trial date has not been set.

In September 2011, Johnson & Johnson, Johnson & Johnson Inc. and McNeil Consumer Healthcare Division of Johnson & Johnson Inc. received a Notice of Civil Claim filed by Nick Field in the Supreme Court of British Columbia, Canada (the BC Civil Claim). The BC Civil Claim is a putative class action brought on behalf of persons who reside in British Columbia and who purchased during the period between September 20, 2001 and in or about December 2010 one or more various McNeil infants' or children's over-the-counter medicines that were manufactured at the Fort Washington, Pennsylvania facility. The BC Civil Claim alleges that the defendants violated the BC Business Practices and Consumer Protection Act, and other Canadian statutes and common laws, by selling medicines that were allegedly not safe and/or effective or did not comply with Canadian Good Manufacturing Practices. The class certification hearing scheduled for October 2015 was adjourned, and the Court entered a Consent Order of Dismissal in November 2017 concluding this action. In addition, in April 2016, a putative class action was filed against Johnson & Johnson, Johnson & Johnson Sales and Logistics Company, LLC and McNeil PPC, Inc. (now known as Johnson & Johnson Consumer, Inc.) in New Jersey Superior Court, Camden County on behalf of persons who reside in the state of New Jersey who purchased various McNeil over-the-counter products from December 2008 through the present. The complaint alleges violations of the New Jersey Consumer Fraud Act. Following the grant of a motion to dismiss and the filing of an amended complaint, in May 2017, the Court denied a motion to dismiss the amended complaint. Discovery is underway.

In May 2014, two purported class actions were filed in federal court, one in the United States District Court for the Central District of California and one in the United States District Court for the Southern District of Illinois, against Johnson & Johnson and Johnson & Johnson Consumer Companies, Inc. (now Johnson & Johnson Consumer Inc.) (JJCI) alleging violations of state consumer fraud statutes based on nondisclosure of alleged health risks associated with talc contained in JOHNSON'S® Baby Powder and JOHNSON'S® Shower to Shower (a product no longer sold by JJCI). Both cases seek injunctive relief and monetary damages; neither includes a claim for personal injuries. In October 2016, both cases were transferred to the United States District Court for the District Court of New Jersey as part of a newly created federal multi-district litigation. In July 2017, the Court granted Johnson & Johnson's and JJCI's motion to dismiss one of the cases. The plaintiff has appealed. In September 2017, the plaintiff in the second case voluntarily dismissed their complaint.

In August 2014, United States Customs and Border Protection (US CBP) issued a Penalty Notice against Janssen Ortho LLC (Janssen Ortho), assessing penalties for the alleged improper classification of darunavir ethanolate (the active pharmaceutical ingredient in PREZISTA®) in connection with its importation into the United States. In October 2014, Janssen Ortho submitted a Petition for Relief in response to the Penalty Notice. In May 2015, US CBP issued an Amended Penalty Notice assessing substantial penalties and Janssen Ortho filed a Petition for Relief in July 2015.

In March and April 2015, over 30 putative class action complaints were filed by contact lens patients in a number of courts around the United States against Johnson & Johnson Vision Care, Inc. (JJVCI) and other contact lens manufacturers, distributors, and retailers, alleging vertical and horizontal conspiracies to fix the retail prices of contact lenses. The complaints allege that the manufacturers reached agreements with each other and certain distributors and retailers concerning the prices at which some contact lenses could be sold to consumers. The plaintiffs are seeking damages and injunctive relief. All of the class action cases were transferred to the United States District Court for the Middle District of Florida in June 2015. The plaintiffs filed a consolidated class action complaint in November 2015. In June 2016, the Court denied motions to dismiss filed by JJVCI and other defendants. Discovery is ongoing. In March 2017, the plaintiffs filed a motion for class certification.

In August 2015, two third-party payors filed a purported class action in the United States District Court for the Eastern District of Louisiana against Janssen Research & Development, LLC, Janssen Ortho LLC, Janssen Pharmaceuticals, Inc., Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc. and Johnson & Johnson (as well as certain Bayer entities), alleging that the defendants improperly marketed and promoted XARELTO® as safer and more effective than less expensive alternative medications while failing to fully disclose its risks. The complaint seeks damages.

In May 2017, a purported class action was filed in the United States District Court for the Western District of Washington against Lifescan Inc., Johnson & Johnson, other diabetes test strip manufacturers and certain Pharmacy Benefit Managers (PBMs). The complaint alleges that consumers paid inflated prices for glucose monitor test strips as a consequence of undisclosed rebates and other incentives paid by manufacturers to PBMs. The complaint includes RICO, ERISA, and state consumer protection claims. The complaint seeks equitable relief and damages. In November 2017, the case was ordered transferred to United States District Court for the District of New Jersey.

In May 2017, Lonza Sales AG (Lonza) filed a Request for Arbitration with the London Court of International Arbitration against Janssen Research & Development, LLC (Janssen). Lonza alleges that Janssen breached a 2005 agreement between the parties by sublicensing certain Lonza technology used in the manufacture of daratumumab without Lonza's consent. Lonza seeks monetary damages.

In September 2017, Strategic Products Group, Inc. (SPG) filed an antitrust complaint against Lifescan, Inc. and Lifescan Scotland, Ltd. (collectively, Lifescan) in the United States District Court for the Northern District of Florida (Pensacola Division). SPG, the exclusive distributor of Unistrip blood glucose meter test strips, alleges that Lifescan has monopolized or is attempting to monopolize the market for blood glucose meter test strips compatible with certain Lifescan meters. The complaint seeks damages.

In September 2017, Pfizer, Inc. (Pfizer) filed an antitrust complaint against Johnson & Johnson and Janssen Biotech, Inc. (collectively Janssen) in United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania. Pfizer alleges that Janssen has violated federal antitrust laws through its contracting strategies for REMICADE[®]. The complaint seeks damages and injunctive relief. In November 2017, Janssen moved to dismiss the complaint.

Beginning in September 2017, multiple purported class actions were filed against Johnson & Johnson and Janssen Biotech, Inc. (collectively Janssen) alleging that Janssen's REMICADE[®] contracting strategies violated federal and state antitrust and consumer laws and seeking damages and injunctive relief. In November 2017, the cases were consolidated for pre-trial purposes in United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania as *In re Remicade Antitrust Litigation*.

In October 2017, certain United States service members and their families brought a complaint against a number of pharmaceutical and medical devices companies, including Johnson & Johnson and certain of its subsidiaries, alleging that the defendants violated the United States Anti-Terrorism Act. The complaint alleges that the defendants provided funding for terrorist organizations through their sales practices pursuant to pharmaceutical and medical device contracts with the Iraqi Ministry of Health.

Andover Healthcare, Inc. filed a Lanham act case against Johnson & Johnson Consumer Inc. in April 2017 in the United States District Court for the District of Massachusetts. Andover asserts that the claim "not made with natural rubber latex" on COACH[®] Sports Wrap, BAND-AID[®] Brand SECURE-FLEX[®] Wrap and BAND-AID[®] Brand HURT-FREE[®] Wrap is false. Andover seeks actual damages and pre-judgment interest thereon, disgorgement of profits, treble damages, attorney's fees and injunctive relief. The Court denied a motion to dismiss, an answer was filed and discovery is underway.

In February 2018, a securities class action lawsuit was filed against Johnson & Johnson in the United States District Court for the District of New Jersey alleging that Johnson & Johnson violated the federal Securities laws by failing to adequately disclose the alleged asbestos contamination in body powders containing talc, primarily JOHNSONS[®] Baby Powder. The lawsuit was assigned to the District Court Judge managing the personal injury multi-district litigation.

Johnson & Johnson or its subsidiaries are also parties to a number of proceedings brought under the Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act, commonly known as Superfund, and comparable state, local or foreign laws in which the primary relief sought is the cost of past and/or future remediation.

22. Restructuring

The Company announced restructuring actions in its Medical Devices segment to better serve the needs of patients and customers in today's evolving healthcare marketplace. The Company is undertaking actions to strengthen its go-to-market model, accelerate the pace of innovation, further prioritize key platforms and geographies, and streamline operations while maintaining high quality standards.

The Company estimates that, in connection with its plans, it will record pre-tax restructuring related charges of approximately \$2.0 billion to \$2.4 billion. In 2017, the Company recorded a pre-tax charge of \$760 million, of which \$88 million was included in cost of products sold and \$363 million was included in other (income) expense. See table below for additional details. Total project costs of \$2.0 billion have been recorded since the restructuring has been announced.

Additionally, as part of the plan, the Company expects that the restructuring actions will result in position eliminations of approximately 4 to 6 percent of the Medical Devices segment's global workforce over the next 15 months. Approximately 2,400 positions have been eliminated of which 1,700 received separation payments since the restructuring announcement.

The Company estimates that approximately one-half of the cumulative pre-tax costs will result in cash outlays, including approximately \$400 million of employee severance. Approximately one half of the cumulative pre-tax costs are non-cash, relating primarily to facility rationalization, inventory write-offs and intangible asset write-offs.

The following table summarizes the severance charges and the associated spending under this initiative through the fiscal year ended 2017:

(Dollars in Millions)	Severance	Asset Write-offs	Other**	Total
2015 restructuring charge	\$ 484	86	20	590
2015 activity		(86)	(3)	(89)
Reserve balance, January 3, 2016	484	—	17	501
2016 activity	(104)	—	(16)	(120)
Reserve balance, January 1, 2017	380	—	1	381
Current year activity:				
Charges		194	656	850
Cash payments	(61)		(619)	(680)
Settled non cash		(194)		(194)
Accrual adjustment	(90)			(90)
Reserve balance, December 31, 2017*	\$ 229	—	38	267

*Cash outlays for severance are expected to be substantially paid out over the next 18 months in accordance with the Company's plans and local laws.

**Other includes project expense such as salaries for employees supporting the initiative and consulting expenses.

Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting

Under Section 404 of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, management is required to assess the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting as of the end of each fiscal year and report, based on that assessment, whether the Company's internal control over financial reporting is effective.

Management of the Company is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. The Company's internal control over financial reporting is designed to provide reasonable assurance as to the reliability of the Company's financial reporting and the preparation of external financial statements in accordance with generally accepted accounting principles.

Internal controls over financial reporting, no matter how well designed, have inherent limitations. Therefore, internal control over financial reporting determined to be effective can provide only reasonable assurance with respect to financial statement preparation and may not prevent or detect all misstatements. Moreover, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

The Company's management has assessed the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting as of December 31, 2017. In making this assessment, the Company used the criteria established by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in "Internal Control-Integrated Framework (2013)." These criteria are in the areas of control environment, risk assessment, control activities, information and communication, and monitoring. The Company's assessment included extensive documenting, evaluating and testing the design and operating effectiveness of its internal controls over financial reporting.

The Company acquired Abbott Medical Optics (AMO), a wholly-owned subsidiary of Abbott Laboratories and Actelion Ltd. and its consolidated subsidiaries (Actelion) in February and June 2017, respectively. Actelion's total assets, excluding intangible assets and goodwill, and total revenues represented approximately 1% and 2%, respectively, of the related consolidated financial statements as of and for the period ended December 31, 2017. AMO's total assets, excluding intangible assets and goodwill, and total revenues represented approximately 1% and 1%, respectively, of the related consolidated financial statements as of and for the period ended December 31, 2017. As the acquisitions occurred in the fiscal year 2017, the scope of the Company's assessment of the design and effectiveness of internal control over financial reporting for the fiscal year 2017 excluded the above mentioned acquisitions. This exclusion is in accordance with the SEC's general guidance that an assessment of a recently acquired business may be omitted from the scope in the year of acquisition.

Based on the Company's processes and assessment, as described above, management has concluded that, as of December 31, 2017, the Company's internal control over financial reporting was effective.

The effectiveness of the Company's internal control over financial reporting as of December 31, 2017 has been audited by PricewaterhouseCoopers LLP, an independent registered public accounting firm, as stated in their report, which appears herein.

/s/ Alex Gorsky

Alex Gorsky
Chairman, Board of Directors
Chief Executive Officer

/s/ Dominic J. Caruso

Dominic J. Caruso
Executive Vice President, Chief Financial Officer

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

前記「1 財務書類 - (6) 連結財務書類に対する注記」を参照のこと。

3 【その他】

(1) 後発事象

該当事項なし。

(2) 訴訟

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社は、製造物責任、知的所有権、商業的及びその他の事項に係る様々な訴訟及び請求、政府による調査、並びに通常の営業過程において随時生じるその他の法的手続きに關与している。

当社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、当該法的事項に關連する偶発事象に係る引当金を計上している。2018年4月1日現在において、当社は、一定の訴訟事項に關連する賠償責任が発生する可能性が高く、合理的に見積可能であると判断している。当社は、これらの事項に關する引当金を計上しており、ASC 450-20-25に従い、關連する各法的问题の監視を継続し、新たな情報や進展に基づき引当金を適正な水準に調整する予定である。これらの事項並びに以下に開示されているその他の訴訟及び規制上の事項で損失が発生する可能性が高いか、損失が合理的に見積可能なものについて、当社は、既に引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲の見積額を算定することはできない。法的偶発事象に対する引当金計上額は、多くの場合、見積りや仮定に大きく依存する将来の事象及び不確実性について複雑な一連の判断を行使することにより算定される。当該見積り及び判断を行う能力は、様々な要因(訴訟手続きにおいて要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、訴訟手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、また、多数の当事者が關与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。

これらの事項の検討、これまでの経験及び専門家との討議に基づき、当社の意見として、当社の貸借対照表に引当計上されている債務を控除した法的手続きの最終的な結果が当社の財政状態に重要な負の影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、いずれかの報告期間中にこれら事項のうち1件以上が解決又はこれら事項に關連する引当金が増加した場合、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な負の影響が及ぶ可能性はある。

製造物責任

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社は、複数の製品に関する多数の製造物責任請求及び訴訟に関与している。かかる請求及び訴訟における原告は多額の填補損害賠償金及び懲罰的損害賠償金(請求可能な場合)を求めている。当社は、十分な抗弁があると考えているが、訴訟の最終的な結果を予測することは不可能である。当社は、現在入手可能な情報に基づき、ASC 450-20に従い製造物責任請求及び訴訟に関する引当金を計上しているが、入手可能な情報が限られている場合もある。当社は各事件の防御に必要な訴訟費用の発生可能性が高く、かつ、合理的にその費用を見積もることができる場合に、当該訴訟費用の見積額に関する引当金を計上している。これらの一部について、当社は、和解、損害賠償及びその他の損失に関連する見積費用を追加の引当金として計上している。当社に対して不利な判決が下された場合、当社は、損失の発生可能性が高いと判断し、かつ、その損失金額を合理的に見積もることができるまで引当金を計上しない。製造物責任に関する引当金は、それぞれ訴訟環境や事例が異なる世界中の何千もの製造物責任請求に関して予想される製造物責任を示すことがある。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

これらの訴訟のうち最も重要なものには、デピュー・ASRTM XL寛骨臼システム(DePuy ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(DePuy ASRTM Hip Resurfacing System)、PINNACLE[®]寛骨臼カップ・システム(PINNACLE[®] Acetabular Cup System)、骨盤用メッシュ、RISPERDAL[®]、XARELTO[®]、タルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSONS[®]ベビー・パウダー)及びINVOKANA[®]が含まれる。2018年4月1日現在、米国において、デピュー・ASRTM XL寛骨臼システム及びデピュー・ASRTM股関節再建システム、PINNACLE[®]寛骨臼カップ・システム、骨盤用メッシュ、RISPERDAL[®]、XARELTO[®]、タルクを含んだボディー・パウダー並びにINVOKANA[®]の各々に起因するとされる損害に関する係争中の訴訟において、それぞれ約2,000人、10,200人、54,000人、14,000人、26,300人、9,100人及び1,100人の原告が直接請求を行っている。

2010年8月に、デピュー・オーソペディックス・インク(DePuy Orthopaedics, Inc.)(以下「デピュー」という。)は、股関節置換手術において使用されたASRTM XL寛骨臼システム及びデピュー・ASRTM 股関節再建システムの世界的な自主回収を発表した。デピュー及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対して人身傷害請求がなされている。係属中の訴訟の数は、特定の訴訟が和解又は棄却され追加の訴訟が提起されるにつれて変動すると見込まれる。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、オハイオ州北部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。米国以外の国(主に、英国、カナダ、オーストラリア、アイルランド、ドイツ及びイタリア)においても訴訟が提起されている。2013年11月に、デピューは、修正手術として知られるASR股関節の再置換手術を2013年8月31日時点で受けていた、米国の適格なASR股関節患者からの請求に対する和解を目的としたプログラムを確立することで、ASR股関節システム(ASR Hip System)の原告を代理する委員会(裁判所が選任した弁護士により構成されている)と合意に達した。2015年2月と2017年3月に、デピューは、この和解プログラムの範囲をさらに拡大して、2013年8月31日より後、かつ2017年2月15日より前に再置換手術を受けたASR股関節患者も対象に含めるための追加的合意に達した。この和解プログラムにより解決された請求は10,000件に達しているが、先の範囲拡大により解決件数はさらに増える見込みのため、米国におけるASR股関節に係る訴訟活動については、その大部分が解決することとなる。しかしながら、米国における訴訟は残っており、当該和解プログラムは米国外の訴訟に対応するものではない。オーストラリアでは、係属中の集団訴訟において和解が成立し、同国におけるASR股関節患者からの請求の大部分が解決した。カナダにおいて、当社は係争中であった2件の集団訴訟の和解に合意し、2018年5月にケベック州最高裁判所とブリティッシュ・コロンビア州最高裁判所の各々に対して和解案が提出され、各裁判所から承認を得ることになっている。当社は、この回収に関連する潜在的追加費用に関して引き続き世界的に情報を入手する。当社は、前述した米国の和解プログラムと、デピュー・ASRTM 股関節関連の製造物責任訴訟に伴う費用について引当金を計上している。

また、股関節置換手術において使用されたPINNACLE[®] 寛骨臼カップ・システムに関連して、デピュー及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対して人身傷害請求がなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、テキサス州北部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。一部の州裁判所及び米国以外の国(主に英国)においても訴訟が提起されている。英国では、製造物責任の共通問題に関する審理が完了し、2018年度上半期に裁定されると見込んでいる。当社は、当該PINNACLE[®] 寛骨臼カップ・システムに関連する製造物責任訴訟に伴う訴訟費用に対する引当金のみ計上している。

腹圧性尿失禁及び骨盤臓器脱の治療に使用されたエチコン・インク(Ethicon, Inc.)(以下「エチコン」という。)の骨盤用メッシュ機器から生じた人身傷害請求がエチコン及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してなされている。当社は、潜在的費用及び追加の訴訟に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ウェストバージニア州南部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。当社は、米国における大半の訴訟については和解若しくは解決しており、これら和解に関連した費用は当社の引当金に反映されている。さらに、エチコンの骨盤用メッシュ機器により生じたとされる損害について損害賠償を求める集団訴訟及び個人の人身傷害訴訟又は請求が米国以外の様々な国(英国、オランダ及びベルギーにおける請求及び訴訟、並びにイスラエル、オーストラリア及びカナダにおける集団訴訟を含む)において開始されている。オーストラリアでは集団訴訟の審理が係属中で、判決は2018年に予定されている。当社は、エチコンの骨盤用メッシュ製品に関連する製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

統合失調症、双極性 型障害に伴う急性躁病及び複数の躁病エピソード、自閉症に伴う興奮性並びに関連する合併症の治療に適応されるRISPERDAL[®]の使用から生じた人身傷害請求がヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Janssen Pharmaceuticals, Inc.)(以下「JPI」という。)及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してなされている。訴訟は主にペンシルバニア州、カリフォルニア州及びミズーリ州の州裁判所において提起されている。その他の訴訟は米国及びカナダにおける様々な裁判所で係属中である。製造物責任訴訟は提起され続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。当社は、RISPERDAL[®]に関連する製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

経口抗凝固剤であるXARELTO[®]の使用から生じた人身傷害請求がJPI、ジョンソン・エンド・ジョンソン、及びXARELTO[®]に関するJPIの業務提携先であるバイエル・アーゲー(Bayer AG)及びその一部の関係会社に対してなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ルイジアナ州東部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。さらに、米国各地の州裁判所においても訴訟が提起されている。多くの訴訟はペンシルベニア州フィラデルフィア郡において州の大規模不法行為訴訟に併合され、デラウェア州、カリフォルニア州及びミズーリ州においていくつかの統合訴訟がある。集団訴訟はカナダにおいても提起されている。当社は、XARELTO[®]の製造物責任訴訟に関する防御費用のための引当金のみ計上している。

タルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSONS[®]ベビー・パウダー)の使用から生じた人身傷害請求がジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク(Johnson & Johnson Consumer Inc.)及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。訴訟は主にミズーリ州、ニュージャージー州及びカリフォルニア州の州裁判所において提起されている。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。当社は、タルクを含んだボディー・パウダーの製造物責任訴訟に関する防御費用のための引当金のみ計上している。

2 型糖尿病成人患者の血糖コントロール改善に適用される処方薬である INVOKANA[®] の使用から生じた人身傷害請求が JPI 及びジョンソン・エンド・ジョンソンを含む複数のジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ会社に対してなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。

米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。訴訟はペンシルベニア州、カリフォルニア州及びニュージャージー州の州裁判所においても提起されている。集団訴訟がカナダにおいて提起されている。当社は、INVOKANA[®] の製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

知的所有権

一部のジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社は、その時々において、当該子会社の事業により生じる特許権、商標及びその他の知的所有権に関連する法的手続き及び請求の対象となっている。これらの事項の多くは、様々な製品に関する特許の範囲及び / 又は有効性に対する異議申立て並びに当社の一部の製品が第三者の特許権を侵害しているという主張に関係するものである。当該子会社は、全ての重要な特許に関するこれらの異議申立て及び主張に対して十分な抗弁があると考えているが、これらの事項の結末について保証することはできない。これらの訴訟における敗訴は、当該子会社の製品の販売能力に負の影響を与え、市場における独占性が失われることによる売買損失となり、過去の損害賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求され、それは関連する無形資産における現金によらない減損費用となる可能性がある。これらのうち最も重要なものを以下に記載する。

医療用具製品

2009 年 6 月に、レンブラント・ビジョン・テクノロジーズ・エルピー (Rembrandt Vision Technologies, L.P.) (以下「レンブラント」という。)が、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク (Johnson & Johnson Vision Care, Inc.) (以下「JJVCI」という。)による ACUVUE[®] ADVANCE 及び ACUVUE OASYS[®] ハイドロゲル・コンタクトレンズの製造及び販売はレンブラントの米国特許番号第 5,712,327 号を侵害しているため金銭的救済を求めるとして、JJVCI に対し、テキサス州東部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。本件は、フロリダ州中部地区の米国連邦地方裁判所に移送されたが、同裁判所における 2012 年 5 月の公判では非侵害の評決が下され、その後の上訴審においても当該評決が支持された。2014 年 7 月に、レンブラントは、新たな証拠を根拠に新たな審理を求めたが、同裁判所はこれを棄却した。2016 年 4 月には、控訴裁判所が裁定を覆し、新たな審理のため、当該訴訟を同裁判所に差し戻した。新たな審理は 2017 年 8 月に実施され、陪審員団は JJVCI に有利な、非侵害の評決を下した。レンブラントはこの判決に対し、米国連邦巡回控訴裁判所へ上訴を申し立てた。

2013年3月に、メディノール・リミテッド(Medinol Ltd.)(以下「メディノール」という。)は、コーディス・コーポレーション(Cordis Corporation)(以下「コーディス」という。)が2005年より米国で製造しているCYPHERTM及びCYPHER SELECTTMステントのコーディスによる販売がメディノールの4つの特許権(連結式ステントの形状を対象にしたもの)を故意に侵害したとして、コーディス及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対してニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。メディノールは、損害賠償及び弁護士費用の支払を求めている。2014年1月に審理が行われた後、地方裁判所は、メディノールが不当に請求権の行使を遅らせた(懈怠抗弁)として、本件を棄却した。2014年9月に、地方裁判所はメディノールによる判決の無効の申立てを退け、新たな審理を認めた。メディノールはこの判決に対し、米国連邦巡回控訴裁判所に上訴を申し立てた。2017年3月に、米国最高裁判所は懈怠抗弁は特許権に関する訴訟には適用できないとし、2018年4月に、米国連邦巡回控訴裁判所は、メディノールによる新たな審理の申立てについての再検討のため、本件を地方裁判所に差し戻した。

2016年11月に、メディディア・エルエルシー(MedIdea, L.L.C.)(以下「メディディア」という。)は、ATTUNE[®] 膝関節システム(ATTUNE[®] Knee System)が特許権を侵害したとして、デピュー・オーソペディックス・インクに対してイリノイ州北部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2017年4月に、メディディアは修正訴状を提出し、デピュー・シンセス・プロダクツ・インク(DePuy Synthes Products, Inc)及びデピュー・シンセス・セールス・インク(DePuy Synthes Sales, Inc)を訴訟の被告に追加した。メディディアは、後方安定型膝関節システム(posterior stabilized knee systems)に関連する米国特許番号第6,558,426号(以下「第426号の特許権」という。)、第8,273,132号、第8,721,730号及び第9,492,280号が侵害されたと主張している。具体的には、メディディアは、ATTUNE[®]の後方安定型膝関節製品のSOFCAMTMコンタクト(SOFCAMTM Contact)設計が、訴訟の対象である特許権を侵害していると主張している。メディディアは、金銭的損害賠償及び差止めによる救済を求めている。2017年6月に、当該訴訟はマサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所に移送された。2017年12月に、デピュー・シンセス・プロダクツ・インクは、第426号の特許権の無効を求めて、米国特許商標局(United States Patent and Trademark Office)へ当事者系レビューの申立てを行った。

2016年12月に、エチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery, Inc.)及びエチコン・エンドサージェリー・エルエルシー(Ethicon Endo-Surgery, LLC)(現エチコン・エルエルシー(Ethicon LLC))は、米国特許番号第6,585,735号(以下「第735号の特許権」という。)、第7,118,587号、第7,473,253号、第8,070,748号及び第8,241,284号(以下「第284号の特許権」という。)の無効又はエチコンのENSEAL[®] X1ラージ・ジョー・ティシュー・シーラー製品(ENSEAL[®] X1 Large Jaw Tissue Sealer)による非侵害の確認を求め、コヴィディエン・インク(Covidien, Inc.)に対してマサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所において訴訟を提起した。2017年4月に、コヴィディエン・エルピー(Covidien LP)、コヴィディエン・セールス・エルエルシー(Covidien Sales LLC)及びコヴィディエン・アーゲー(Covidien AG)(以下「コヴィディエン」と総称する。)は、この主張を否定し、第735号の特許権、第284号の特許権並びに米国特許番号第8,323,310号、第9,084,608号、第9,241,759号及び第9,113,882号を故意に侵害しているとして、損害賠償及び差止命令を求めて答弁書及び反訴状を提出した。コヴィディエンは仮差止命令の申立てを行ったものの、2017年10月に棄却された。審理は2019年9月の開始が予定されている。

2017年11月に、ザ・ユニバーシティ・オブ・テキサス・システムの理事会(Board of Regents, The University of Texas System)及びティッシュジェン・インク(Tissuegen, Inc.)は、エチコン・インク及びエチコン・ユーエス・エルエルシー(Ethicon US, LLC)に対して、VICRYL[®]プラス抗菌縫合糸(VICRYL[®] Plus Antibacterial Sutures)、MONOCRYL[®]プラス抗菌縫合糸(MONOCRYL[®] Plus Antibacterial Sutures)、PDS[®]プラス抗菌縫合糸(PDS[®] Plus Antibacterial Sutures)、STRATAFIX[®] POS[®]抗菌縫合糸(STRATAFIX[®] POS[®] Antibacterial Sutures)及びSTRATAFIX[®] MONOCRYL[®]プラス抗菌縫合糸(STRATAFIX[®] MONOCRYL[®] Plus Antibacterial Sutures)の製造及び販売が、治療薬を含む生分解性ファイバーを取り除く埋込型高分子薬剤に関する原告の米国特許番号第6,596,296号及び第7,033,603号を侵害したとして、テキサス州西部地区の米国地方裁判所において訴訟を提起した。クレーム解釈に関する審理は2018年10月に予定されている。

医薬品

2016年4月、ドイツのバイオテック企業であるモーフォシス・アーゲー(MorphoSys AG)は、ヤンセン・バイオテック・インク(Janssen Biotech, Inc.)(以下「JBI」という。)、ジェンマブ・ユーエス・インク(Genmab U.S. Inc.)及びジェンマブ・エーエス(Genmab A/S)(以下「ジェンマブ」と総称する。)に対し、デラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。モーフォシスは、JBIによるDARZALEX[®](一般名、ダラツムマブ)の製造及び販売がモーフォシスの米国特許番号第8,263,746号、第9,200,061号及び第9,785,590号を故意に侵害していると主張している。モーフォシスは金銭的損害賠償を求めている。JBIはDARZALEX[®]に対する特許及び商権についてジェンマブからライセンスを受けている。本件に係る法的責任及び損害賠償に関する審理は2019年2月に開始される予定である。

2016年8月に、サンド・リミテッド(Sandoz Ltd)及びアクセル・アーゲー(Hexal AG)(以下、本セクションにおいて「サンド」と総称する。)は、(ファイザーの会社である)G.D. サール・エルエルシー(G.D. Searle LLC、以下「サール」という。)及びヤンセン・サイエンス・アイルランド・ユーシー(Janssen Sciences Ireland UC)(以下「JSI」という。)に対して、JSIに独占的に付与されたライセンスであるサールの特許補完証明書SPC/GB07/038(以下「SPC」という。)は無効であり、取り消されるべきとして、英国最高裁判所において訴訟を提起した。ヤンセン・シラグ・リミテッド(Janssen-Cilag Limited)は、当該ライセンスに従い、PREZISTA[®](一般名、ダルナビル)を英国において販売している。2016年10月に、サール及びJSIは、英国におけるジェネリックのダルナビルの発売を計画するサンドの声明によりSPCが侵害される恐れがあるとして、サンドに対して反訴を提起した。サンドは、当該SPCが有効であると認定された場合、自社のジェネリック医薬品であるダルナビルは当該SPCを侵害することとなる旨を認めている。サールとJSIは、当該SPCが失効する前にサンドが自社のジェネリック医薬品であるダルナビルを販売することを禁止する命令を求めている。2017年4月における審理の後に、裁判所は、当該SPCは有効であるとし、最終差止命令を認めた。サンドは裁判所の判決に上訴し、当該上訴により差止命令は延期される。2018年1月に、同裁判所は本件を欧州司法裁判所(Court of Justice for the European Union、以下「CJEU」という。)へ移送し、本件に関するCJEUによる裁定まで手続きは延期される。

REMICADE[®] 関連訴訟

2014年8月に、セルトリオン・ヘルスケア・カンパニー・リミテッド(Celltrion Healthcare Co. Ltd.)とセルトリオン・インク(Celltrion Inc.)(以下「セルトリオン」と総称する。)は、セルトリオン自身の米国におけるインフリキシマブのバイオ後続品の製造及び販売の承認を求める申請書を米国食品医薬品局(以下「FDA」という。)に提出した。2015年3月に、ヤンセン・バイオテック・インク(以下「JBI」という。)は、マサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所に、セルトリオン及びセルトリオンのインフリキシマブのバイオ後続品の米国における独占販売権を保有するホスピーラ・ヘルスケア・コーポレーション(Hospira Healthcare Corporation)(以下「ホスピーラ」という。)に対し、特に、両社のバイオ後続製品がJBIのいくつかの特許(REMICADE[®](インフリキシマブ)に関する米国特許番号第6,284,471号(以下「第471号の特許権」という。))及び米国特許番号第7,598,083号(以下「第083号の特許権」という。))を含む。)を侵害している又は侵害する可能性がある旨についての確認判決を求める訴訟を提起した。2016年8月に、地方裁判所はセルトリオン及びホスピーラの両社による第471号の特許権の無効に関する略式判決を求める申立てを認めた。JBIはこれらの判決に対し、米国連邦巡回控訴裁判所に上訴を申し立てた。2018年1月に、同巡回裁判所は、USPTO特許公判審判部による第471号の特許権の無効を認める決定を支持し、争訟性を喪失したとして上訴を棄却した。

2016年6月に、JBIは、第083号の特許権の侵害訴訟を、1件はセルトリオン及びホスピーラに対してマサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所において、もう1件はセルトリオンがバイオ後続品の製造に使用していた細胞培養液の製造者であるハイクローン・ラボラトリーズ・インク(HyClone Laboratories, Inc.)に対してユタ州地区米国連邦地方裁判所において、追加で2件提起した。第083号の特許権はセルトリオンに対する既存の訴訟で既に主張されているが、追加の訴訟により、請求は米国で製造された細胞培養液で製造されたセルトリオンのバイオ後続品の米国での販売を含むこととなる。セルトリオンに対する追加の訴訟は、上述の既存の訴訟と併合された。ホスピーラは、同社の第083号の特許権に関する訴訟の全ての訴因の棄却を申し立てた。審理は2018年7月に開始が予定されている。ユタ州におけるハイクローンに対する訴訟はマサチューセッツ州の訴訟結果が出るまで延期される。

2016年に、FDAがインフリキシマブの初のバイオ後続品の米国における販売を認可したため、多くの当該製品が発売された。

簡略医薬品承認申請(以下「ANDA」という。)の提出者に対する訴訟

以下において、ジョンソン・エンド・ジョンソンの様々な子会社が販売している製品を対象とする適用特許が失効する前における当該製品のジェネリック版の販売承認を求めてFDAにANDAを提出している、又は米国外で類似の規制上の手続きを行っているジェネリック医薬品会社に対する係属中の訴訟を要約している。通常、これらのANDAには、当該特許権を侵害していない、当該特許権が無効である、また法的強制力がないという申立てが含まれる。当該子会社が敗訴した場合、又は米国連邦地方裁判所の判決より前にANDAの法定の30ヶ月不競争期間が満了した場合、FDAによる承認に基づいて、関連する第三者の会社が争点となっている製品のジェネリック版を市場にて販売することができるようになり、結果として、当該製品に関する市場シェア及び収益を大幅に喪失する可能性があり、それは関連する無形資産における現金によらない減損費用となる可能性がある。さらに、時によっては、子会社はこれらの訴訟上和解する可能性があり、当該和解により、争点となっている製品のジェネリック版を関連する特許が失効する前に市場にて販売することになる可能性がある。また、2011年米国特許改正法(2011 America Invents Act)により創設されたUSPTOとの当事者系レビューのプロセスも、これらのANDA及び当社の子会社が所有する特許権に対する異議申立ての訴訟と合わせてジェネリック医薬品会社に使用されている。

ZYTIGA[®]

2015年7月に、JBI、ヤンセン・オンコロジー・インク(Janssen Oncology, Inc.)及びヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー(Janssen Research & Development, LLC)(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)並びにビーティージー・インターナショナル・リミテッド(BTG International Ltd.)(以下「BTG」という。)は、米国特許番号第8,822,438号(以下「第438号の特許権」という。)の失効前におけるZYTIGA[®] 250mgのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社(並びにそれらの一部の関係会社及び/又は業者)に対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において開始した。ジェネリック医薬品会社には現在、アムネアル・ファーマスーティカルズ・エルエルシー及びアムネアル・ファーマスーティカルズ・オブ・ニューヨーク・エルエルシー(以下、本セクションにおいて「アムネアル」と総称する。)、アポテクス・インク(Apotex Inc.)及びアポテクス・コープ(Apotex Corp.)、シトロン・ファーマ・エルエルシー(Citron Pharma LLC)、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・リミテッド(Dr. Reddy's Laboratories, Ltd.)及びドクターレディーズ・ラボラトリーズ・インク(Dr. Reddy's Laboratories, Inc.)(以下「ドクターレディーズ」と総称する。)、ミラン・ファーマスーティカルズ・インク(Mylan Pharmaceuticals Inc.)及びミラン・インク(Mylan Inc.)(以下、本セクションにおいて「ミラン」と総称する。)、パー・ファーマスーティカルズ・インク(Par Pharmaceuticals, Inc.)及びパー・ファーマスーティカルズ・カンパニーズ・インク(Par Pharmaceutical Companies, Inc.)、サン・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Sun Pharmaceutical Industries Ltd.)及びサン・ファーマスーティカルズ・インダストリーズ・インク(Sun Pharmaceuticals Industries, Inc.)(以下、本セクションにおいて「サン」と総称する。)、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(Teva Pharmaceuticals USA, Inc.)(以下、本セクションにおいて「テバ」という。)、ウォックハルト・バイオ・アーゲー(Wockhardt Bio A.G.)、ウォックハルト・ユーエスエー・エルエルシー(Wockhardt USA LLC)及びウォックハルト・リミテッド(Wockhardt Ltd.)(以下「ウォックハルト」と総称する。)、ウエストワード・ファーマスーティカル・コープ(West-Ward Pharmaceutical Corp.)(以下「ウエストワード」という。)並びにヒクマ・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(Hikma Pharmaceuticals, LLC)(以下「ヒクマ」という。)が含まれる。

ヤンセンとBTGは、いずれも第438号の特許権の失効前におけるZYTIGA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したアメリゲン・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Amerigen Pharmaceuticals Limited)(以下「アメリゲン」という。)及びグレンマーク・ファーマスーティカルズ・インク(Glenmark Pharmaceuticals, Inc.)(以下「グレンマーク」という。)に対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において2016年5月と2016年6月にそれぞれ開始した。

2015年8月に、ヤンセン及びBTGはウェストバージニア州北部地区の米国連邦地方裁判所において、被告であるミランに対して追加の管轄保護訴訟を提起したが、延期となっている。

2017年8月に、ヤンセン及びBTGは、第438号の特許権の失効前におけるZYTIGA[®] 500mgのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したテバに対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において開始した。

2018年2月に、ヤンセン及びBTGは、第438号の特許権の失効前におけるZYTIGA[®]のジェネリック版の承認を求めるためのANDAに基づき、エムエスエヌ・ファーマスーティカルズ・インク(MSN Pharmaceuticals, Inc)及びエムエスエヌ・ラボラトリーズ・プライベート・リミテッド(MSN Laboratories Private Limited)に対する特許権侵害訴訟を提起した。

2018年2月に、同裁判所は非侵害の略式判決を求める一部の被告による申立てに関する口頭審理を行った。当事者は判決を待っている。不利な判決が下される場合、販売停止は解除され、ZYTIGA[®]のジェネリック版が市場に出回る可能性がある。本件の審理は2018年7月に予定されている。

2017年12月に、ヤンセン及びBTGはグレンマークとの和解合意に達した。2018年1月に、ヤンセンはANDAを撤回したサンに対する訴訟を取り下げた。2018年4月に、ヤンセン及びBTGはアボテクスとの和解合意に達した。

上記の各訴訟において、ヤンセンは、第438号の特許権が失効する前に被告がZYTIGA[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

アメリカン、アルグメントゥム・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(Argentum Pharmaceuticals LLC)、ミラン、ウォックハルト、アクタビス、アムネアル、ドクターレディーズ、サン、テバ、ウエストワード及びヒクマを含む複数のジェネリック医薬品会社は、第438号の特許権の無効を求め、USPTOにおける当事者系レビュー(以下「IPR」という。)を申し立てた。2018年1月に、USPTOは第438号の特許権のクレームには特許性がないとする決定を下し、ヤンセンは再審を求めた。IPRの決定は係属中の訴訟において同地区裁判所に対する拘束力を有するものではない。

2017年10月、ヤンセン・インク(Janssen Inc.)及びヤンセン・オンコロジー・インク(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)は、カナダ特許番号第2,661,422号の失効前におけるZYTIGA[®] 250mg及びZYTIGA[®] 500mgのジェネリック版の販売承認を求めるための簡略医薬品承認申請(以下「ANDS」という。)を提出したテバ・カナダ・リミテッド(Teva Canada Limited)及びカナダ厚生省に対して、特許医薬(製造販売許可(Notice of Compliance))規則の第6章に基づく2件の出願通知書(Notice of Application)を送達した。カナダの連邦裁判所は、最終審理を2019年5月に設定した。

2017年11月、ヤンセンは、カナダ特許番号第2,661,422号の失効前におけるZYTIGA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDSを提出したアボテクス・インク(以下、本セクションにおいて「アボテクス」という。)及びカナダ厚生省に対して、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく1件の出願通知書を送達した。カナダの連邦裁判所は、最終審理を2019年4月に設定した。

これらの各出願通知書においてヤンセンは、厚生省がヤンセンの特許権の失効前にテバ・カナダ・リミテッド及びアボテクスによるANDSに関する製造販売許可を発行することを禁止する命令を求めている。

XARELTO[®]

2015年10月以降に、JPI並びにバイエル・ファーマ・アーゲー(Bayer Pharma AG)及びバイエル・インテレクチュアル・プロパティー・ゲーエムベーハー(Bayer Intellectual Property GmbH)(以下「バイエル」と総称する。)は、XARELTO[®]に関するバイエルの米国特許番号第7,157,456号、第7,585,860号及び第7,592,339号の失効前におけるXARELTO[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、デラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。JPIは、主張されている特許権の独占的サブライセンシーである。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、アルビンド・ファーマ・リミテッド(Aurobindo Pharma Limited)及びアルビンド・ファーマ・ユーエスエー・インク(Aurobindo Pharma USA, Inc.)(以下、本セクションにおいて「アルビンド」と総称する。)、ブレッケンリッジ・ファーマスーティカル・インク(Breckenridge Pharmaceutical, Inc.)(以下「ブレッケンリッジ」という。)、インバゲン・ファーマスーティカルズ・インク(InvaGen Pharmaceuticals Inc.)(以下「インバゲン」という。)、マイクロ・ラブス・ユーエスエー・インク(Micro Labs USA Inc.)及びマイクロ・ラブス・リミテッド(Micro Labs Ltd.)(以下「マイクロ」と総称する。)、ミラン・ファーマスーティカルズ・インク(以下、本セクションにおいて「ミラン」という。)、プリンストン・ファーマスーティカルズ・インク(Princeton Pharmaceuticals, Inc.)、シグマファーマ・ラボラトリーズ・エルエルシー(Sigmapharm Laboratories, LLC)(以下「シグマファーマ」という。)、トレント・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Torrent Pharmaceuticals, Limited)並びにトレント・ファーマ・インク(Torrent Pharma Inc.)(以下「トレント」と総称する。)である。ミラン及びシグマファーマを除く全ての被告は、その他の被告に対する最終判決の結果が出るまで訴訟を延期すること、また当該結果が訴訟に対する拘束力を有することに合意した。本件は2018年4月に結審し、当事者は判決を待っている。

2017年4月以降に、JPI並びにバイエル・インテレクチュアル・プロパティー・ゲーエムベーハー及びバイエル・アーゲー(以下「バイエル・アーゲー」と総称する。)は、XARELTO[®]に関するバイエル・アーゲーの米国特許番号第9,539,218号(以下「第218号の特許権」という。)の失効前におけるXARELTO[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、デラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、アレンビック・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Alembic Pharmaceuticals Limited)、アレンビック・グローバル・ホールディング・エスエー(Alembic Global Holding SA)並びにアレンビック・ファーマスーティカルズ・インク(Alembic Pharmaceuticals, Inc.)、アルビンド、ブレッケンリッジ、インバゲン、ルピン・リミテッド(Lupin Limited)及びルピン・ファーマスーティカルズ・インク(Lupin Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ルピン」と総称する。)、マイクロ、ミラン、シグマファーマ、タロ・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Taro Pharmaceutical Industries Ltd.)及びタロ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(Taro Pharmaceuticals U.S.A., Inc.)(以下「タロ」と総称する。)並びにトレントである。ルピンは米国特許権番号第9,415,053号の非侵害及び無効の確認判決を求める反訴を提起したが、当該特許権に係る訴権放棄契約によりルピンはこの反訴を取り下げた。アルビンド、タロ、トレント、マイクロ及びブレッケンリッジは、その他の被告に対する最終判決の結果が出るまで訴訟を延期すること、また当該結果が訴訟に対する拘束力を有することに合意した。第218号の特許権に関する訴訟は証拠開示手続き及び審理のために併合され、現在のところ審理は2019年4月に予定されている。

これらの各訴訟において、JPIは、被告が関連する特許の失効前にXARELTO[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

PREZISTA[®]

2017年11月に、ヤンセン・インクは、カナダ特許番号第2,485,834号及び第2,336,160号(米国及びイリノイ大学の理事会が所有する特許権)の失効前におけるPREZISTA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDSを提出したアボテクス及びカナダ厚生省に対して、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく出願通知書を送達した。ヤンセンは、厚生省が関連する特許権の失効前にアボテクスによるANDSに関する製造販売許可を発行することを禁止する命令を求めている。

INVOKANA[®] / INVOKAMET[®]

2017年7月以降、JPI、ヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー、シラグ・ゲーエムベーハー・インターナショナル及びヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)並びに田辺三菱製薬株式会社(以下「MTPC」という。)は、INVOKANA[®]及びINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第7,943,582号及び/又は第8,513,202号の失効前におけるINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所、コロラド州地区米国連邦地方裁判所及びデラウェア州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ヤンセンは、主張されている特許権の独占的なライセンシーである。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、アボテクス・インク及びアボテクス・コープ(以下、本セクションにおいて「アボテクス」と総称する。)、アルビンド・ファーマ・ユーエスエー・インク(以下、本セクションにおいて「アルビンド」という。)、マクレオーズ・パーマスティカル・リミテッド(Macleods Pharmaceuticals Ltd.)及びマクレオーズ・ファーマ・ユーエスエー・インク(MacLeods Pharma USA, Inc.)、インバゲン、プリンストン・ファーマスーティカルズ・インク、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・インク及びドクターレディーズ・ラボラトリーズ・リミテッド、ヘテロ・ユーエスエー・インク(Hetero USA, Inc.)、ヘテロ・ラブス・リミテッド・ユニットV(Hetero Labs Limited Unit-V)及びヘテロ・ラブス・リミテッド(Hetero Labs Limited)、エムエスエヌ・ラボラトリーズ・プライベート・リミテッド(MSN Laboratories Private Ltd.)及びエムエスエヌ・ファーマスーティカルズ・インク(MSN Pharmaceuticals, Inc.)、ラウラス・ラブス・リミテッド(Laurus Labs Ltd.)、インドコ・レメディーズ・リミテッド(Indoco Remedies Ltd.)、ザイダス・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(Zydus Pharmaceuticals (USA) Inc.)(以下「ザイダス」という。)、サンド・インク(Sandoz Inc.)(以下、本セクションにおいて「サンド」という。)、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(以下、本セクションにおいて「テバ」という。)並びにルピン・リミテッド(Lupin Ltd.)及びルピン・ファーマスーティカルズ・インクである。

2017年7月以降、ヤンセン及びMTPCは、INVOKANA[®]及びINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第7,943,788号(以下「第788号の特許権」という。)の失効前におけるINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したサンド及びインバゲン、第788号の特許権、INVOKANA[®]及びINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第8,222,219号並びにINVOKAMET[®]に関するMTPCの米国特許番号第8,785,403号の失効前におけるINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したザイダス、並びにINVOKANA[®]に関する第788号の特許権及び第219号の特許権の失効前におけるINVOKANA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したアルピンドに対し、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所及びコロラド州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ヤンセンは、主張されている特許権の独占的なライセンシーである。2017年10月に、コロラド州におけるザイダスに対する訴訟は棄却された。2017年12月に、デラウェア州におけるアポテクス及びテバに対する訴訟は棄却された。

2018年4月に、ヤンセン及びMTPCは、INVOKANA[®]に関する第788号の特許権の失効前におけるINVOKANA[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したプリンストンに対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所に提起した。

これらの各訴訟において、ヤンセン及びMTPCは、被告が関連する特許の失効前にINVOKANA[®]及び/又はINVOKAMET[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

VELETRI[®]

2017年7月に、アクテリオン・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Actelion Pharmaceuticals Ltd.)(以下「アクテリオン」という。)は、米国特許番号第8,598,227号の失効前におけるVELETRI[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したサン・ファーマスーティカルズ・インダストリーズ・インク及びサン・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(以下「サン・ファーマスーティカル」と総称する。)に対する特許権侵害訴訟を、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において開始した。アクテリオンは、サン・ファーマスーティカルが関連する特許の失効前にVELETRI[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。審理は2019年6月に開始が予定されている。

OPSUMIT[®]

2018年1月に、アクテリオンは、米国特許番号第7,094,781号の失効前におけるOPSUMIT[®]のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したザイダス・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(以下「ザイダス」という。)及びアムネアル・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(Amneal Pharmaceuticals LLC)(以下、本セクションにおいて「アムネアル」という。)に対し、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を開始した。当該訴訟においてアクテリオンは特許権の失効前にザイダス及びアムネアルがOPSUMIT[®]のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

INVEGA SUSTENNA®

2018年1月に、ヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ及びJPIは、米国特許番号第9,439,906号の失効前におけるINVEGA SUSTENNA®のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出したテバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク(以下、本セクションにおいて「テバ」という。)に対し、ニュージャージー州地区米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を開始した。当該訴訟においてヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ及びJPIは特許権の失効前にテバがINVEGA SUSTENNA®のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

2018年2月、ヤンセン・インク及びヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ(Janssen Pharmaceutica NV)は、カナダ特許番号第2,309,629号及び第2,655,335号の失効前におけるINVEGA SUSTENNA®のジェネリック版の販売承認を求めるための簡略医薬品承認申請(以下「ANDS」という。)を提出したテバ・カナダ・リミテッド(以下、本セクションにおいて「テバ」という。)及びカナダ厚生省に対して、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく1件の出願通知書を送達した。ヤンセン・インク及びヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィは、これらの特許権の失効前にテバによるANDSに関する製造販売許可をカナダ厚生省が発行することを禁止する命令を求めている。裁判所は、最終審理を2019年9月に設定した。

IMBRUVICA®

2018年1月より、ファーマシクリクス・エルエルシー(Pharmacyclics LLC)(以下「ファーマシクリクス」という。)及びヤンセン・バイオテック・インク(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」という。)は、IMBRUVICA®に関するファーマシクリクスの米国特許番号第8,008,309号、第7,514,444号、第8,697,711号、第8,735,403号、第8,957,079号、第9,181,257号、第8,754,091号、第8,497,277号、第8,925,015号、第8,476,284号、第8,754,090号、第8,999,999号、第9,125,889号、第9,801,881号、第9,801,883号、第9,814,721号、第9,795,604号、第9,296,753号、第9,540,382号、第9,713,617号及び/又は第9,725,455号の失効前におけるIMBRUVICA®のジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出した複数のジェネリック医薬品会社に対し、デラウェア州地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ヤンセンは、主張されている特許権の独占的なライセンシーである。本訴訟の被告とされているジェネリック医薬品会社は、シプラ・リミテッド(Cipla Limited)及びシプラ・ユーエスエー・インク(Cipla USA Inc.)、フレゼニウス・カービ・ユーエスエー・エルエルシー(Fresenius Kabi USA, LLC)、フレゼニウス・カービ・ユーエスエー・インク(Fresenius Kabi USA, Inc.)及びフレゼニウス・カービ・オンコロジー・リミテッド(Fresenius Kabi Oncology Limited)、サンド・インク及びレック・ファーマスーティカルズ・ディディ(Lek Pharmaceuticals d.d.)、シルバ・メディケア・リミテッド(Shilpa Medicare Limited)、サン・ファーマ・グローバル・エフゼットイー(Sun Pharma Global FZE)及びサン・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Sun Pharmaceutical Industries Limited)及びテバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク並びにザイダス・ワールドワイド・ディーエムシーシー(Zydus Worldwide DMCC)及びキャディラ・ヘルスケア・リミテッド(Cadila Healthcare Limited)である。

各訴訟において、ファーマシクリクス及びヤンセンは関連する特許権の失効前に当該被告がIMBRUVICA®のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

政府手続き

医薬品及び医療用具製品の業界のその他の会社と同様に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社は、米国並びに当社及び当該子会社が営業活動を行っているその他の国の国家、州及び地方自治体の政府機関による広範囲に及ぶ規制の対象となっている。それにより、政府機関とのやりとりが継続中である。政府機関により提起された最も重要な訴訟及び政府機関が行った調査については、以下に記載している。政府による調査又は訴訟により、刑事責任並びに相当な罰金及び／若しくは民事制裁金又は損害賠償が生じる可能性がある。

平均卸売価格(以下「AWP」という。)訴訟

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその製薬子会社の数社(以下「当社AWP被告会社」という。)は、多くのその他の製薬会社と共に、州及び連邦裁判所における一連の訴訟の被告とされており、当該訴訟には、とりわけ、製薬会社が問題となっている薬剤のAWPについて水増し報告を行っているため、特定の医薬品の価格決定及び販売は詐欺的行為又は起訴可能な行為に等しいとの申立てが含まれる。医薬品の代金を支払った者は、供給業者の払戻の水準を算定する際にかかるAWPを使用したと主張した。これらの訴訟の原告には、AWPを基準として問題となっている薬剤の購入代金を支払った個人又は企業の3クラスからなる集団及びAWPを基準として問題となっている薬剤にメディケイドに基づく代金を支払った州政府系機関が含まれていた。連邦裁判所の訴訟及び連邦裁判所に移送された州裁判所の訴訟の両方を含むこれらの訴訟の多くは、審理前手続きのため、マサチューセッツ州地区米国連邦地方裁判所に帰属する広域係属訴訟に併合され、最終的には、当社AWP被告会社に対する全ての請求が退けられた。当社AWP被告会社は、ペンシルベニア州が提起した訴訟においても勝訴した。他のAWP訴訟は、裁判所の命令又は和解を通じて解決済みである。係属中の訴訟は2件で、イリノイ州が提起した訴訟については、当事者が審理日程の決定を待っている段階である。またニュージャージー州においては、セントコア・インク(Centocor, Inc.)及びオーソ・バイオテック・インク(Ortho Biotech Inc.)(現在では、両社ともヤンセン・バイオテック・インク)、ジョンソン・エンド・ジョンソン並びにアルザ・コーポレーション(ALZA Corporation)に対する、AWPに関する主張を基礎とする推定集団訴訟が係属中である。

オピオイド訴訟

2014年から現在に至るまで、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIは、他の製薬会社と共に、DURAGESIC[®]、NUCYNTA[®]及びNUCYNTA[®] ERを含む、オピオイドの販売に関する一部の州及び地方自治体が提起した多くの訴訟において被告となっている。これまでのところ、アーカンソー州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、ニューメキシコ州、オハイオ州及びオクラホマ州において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIを含む製薬会社に対する訴状が州司法長官によって州裁判所へ提出されている。アラバマ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コネチカット州、フロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、オハイオ州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルベニア州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、バージニア州、ワシントン州、ウィスコンシン州及びウェストバージニア州においては、製造業者に対する訴状も市、郡及び地方自治体の政府機関によって州又は連邦裁判所へ提出されている。これらの訴訟は、虚偽広告、不正競争、公的不法妨害、消費者への不正防止法違反、詐欺的行為及び活動、虚偽請求及び不当利得を含むオピオイドの販売活動に関する様々な請求を主張している。これらの訴訟は概して、罰金及び/又は差止めによる救済及び金銭的救済を求めるものである。これらの訴訟は、訴訟の早期段階にある。2017年10月、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIの両社は、係属中の66件の訴訟をオハイオ州南部地区連邦広域係属訴訟へ併合する申立てを行った。2017年12月に、当該広域係属訴訟はオハイオ州北部地区において承認され、300件超の訴訟が当該広域係属訴訟へ移送された。

ジョンソン・エンド・ジョンソン、JPI及びその他の製薬会社はまた、アラスカ州、インディアナ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州、テネシー州及びワシントン州の司法長官からオピオイドの販売活動に関連する召喚状又は情報提供請求を受領した。2017年9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIは、複数の州にわたる司法長官による調査に関して、約38の州を代表してテキサス州及びコロラド州の司法長官から連絡を受けた。調査の一環として、これらの複数の州はジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIに召喚状を送達した。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIは、米国上院国土安全保障及び政府問題委員会の小委員会からもオピオイドの利用促進に関連する販売、マーケティング及び教育戦略に係る情報請求を受領している。

その他

2012年8月に、デピュー・オーソペディックス・インク、デピュー・インク(DePuy, Inc.)(現デピュー・シンセス・インク(Depuy Synthes, Inc.))及びジョンソン・エンド・ジョンソン・サービシズ・インク(Johnson & Johnson Services, Inc.)(以下、本セクションにおいて「デピュー」と総称する。)は、デピュー・ASRTM XL股関節機器に関連する資料の作成について、マサチューセッツ地区米国連邦検事局及び米国司法省の民事局(以下「米国」という。)から非公式な要請を受けた。2014年7月に、米国は、マサチューセッツ地区の連邦地方裁判所に、両社に対する虚偽請求取締法(False Claims Act)に基づく政府代理訴訟への介入を拒否したと通知した。2016年2月に、地方裁判所は、両社による却下の申立てを確定力のある決定として認め、政府代理請求を公開し、さらに、政府代理告発者の修正請求の提出許可要請を棄却した。政府代理告発者は本件を第1巡回区米国連邦控訴裁判所に上訴した。2017年7月に、第1巡回区裁判所は、地方裁判所による一部棄却及び一部破棄を認め、政府代理告発者による第三修正請求の提出要請の棄却判決を支持した。当該告発者による残りの請求は現在、地方裁判所において係属中である。デピューは、第1巡回区裁判所が下した決定の見直しを求め、米国最高裁判所に対し事件移送命令の発令を請願した。最高裁判所は、2018年4月に、この請願を退けた。

2013年10月以降、州の司法長官グループは、いくつかのデピューの股関節製品の開発、販売及びマーケティングに関する民事事件調査の要請書を発行している。州は金銭的救済及び差止めによる救済を求めており、デピュー・オーソペディックスはこれらの州と期間経過停止協定を締結した。2014年7月に、他州とは独立してこれらの問題を調査しているオレゴン州の司法省は、ASRTM XL股関節機器に係るオレゴン州との調査が解決したと公表した。

2012年10月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、ジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社であるエチコン・インク(以下「エチコン」という。)によるヘルニア及び泌尿婦人科目的の外科用メッシュ製品のマーケティングに係る複数の州の司法長官の調査に関して、カリフォルニア州司法長官室から連絡を受けた。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びエチコンはその後、複数の州の調査に参加している47の州及びコロンビア特別区と一連の期間経過停止協定を締結しており、参加州のうち一定の州により送達された民事事件調査の要請書に対応した。州は、金銭的補償及び差止めによる救済を求めている。2016年5月に、カリフォルニア州及びワシントン州はジョンソン・エンド・ジョンソン、エチコン及びエチコン・ユーエス・エルエルシーに対して、消費者保護法に違反したとして民事訴訟を提起した。2016年8月にケンタッキー州が、また2017年10月にミシシッピ州が類似の訴訟を両社に対して提起した。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びエチコンは、残りの43の州及びコロンビア特別区と新たに期間経過停止協定を締結した。

2012年12月に、以前はジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社であり、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・インク(Ortho-Clinical Diagnostics, Inc.)(以下「OCD」という。)のフランチャイズの一部であったセラコス・インク(Therakos, Inc.)(以下「セラコス」という。)は、ペンシルベニア州東部地区の米国連邦検事局の民事課から、米国連邦検事局が2000年から現在までの間のUvadex[®](一般名、メトキサレン)並びにUvar Xts[®]及びCelllex[®]システムの販売・マーケティングを調査していることをセラコスに通知する書簡を受領した。米国連邦検事局は、OCD及びジョンソン・エンド・ジョンソンが当該調査に関連する可能性のある書類を保存することを求めた。セラコスは、その後2013年1月に、ゴアズ・キャピタル・パートナーズ・エルピー(Gores Capital Partners, L.P.)の関係会社によって取得され、OCDは2014年6月に売却された。OCDの売却に伴い、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、セラコスの売却前に発生した活動に関する調査によって生じる可能性がある負債のうち、OCD負担分を留保する。2014年3月及び2016年3月に、米国連邦検事局は、ジョンソン・エンド・ジョンソンに特定の書類を作成するよう要請し、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、当該要請に協力している。

2014年6月に、ミシシッピ州司法長官は、ジョンソン・エンド・ジョンソンとジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・カンパニーズ・インク(Johnson & Johnson Consumer Companies Inc.)(現ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク(Johnson & Johnson Consumer Inc.))、以下「JJCI」という。)に対して、ミシシッピ州ハインズ郡の第一裁判管轄区衡平法裁判所において訴状を提出した。訴状によると、被告がJOHNSON'S[®]ベビー・パウダー及びJOHNSON'S[®]シャワー・トゥ・シャワー(JJCIでは既に販売していない商品)に含まれるタルクの使用に伴う女性消費者への健康リスクの公表を怠ったとして、差止めによる救済及び金銭的救済を求めている。審理は現在のところ、2019年秋に開始される予定である。

2016年3月に、JPIは、JPIの医薬品に関する2006年1月1日から現在までのJPIと薬剤給付管理者との間の契約関係に係る民事調査請求書を、ニューヨーク州南部地区の米国連邦検事局から受領した。請求書は、虚偽請求取締法に基づく調査に関連して発行された。

2017年1月に、JPIは、米国司法省から、OLYSIO[®]の販売及びマーケティング活動に係る主張に関する民事調査請求書を受領した。2017年12月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIに対して、OLYSIO[®]並びにNUCYNTA[®]、XARELTO[®]、LEVAQUIN[®]及びREMICADE[®]を含むその他の薬剤に関する適応外の販売促進を主張する内部告発による訴訟がカリフォルニア州中部地区の連邦地方裁判所において提起された。現時点では、連邦政府及び州政府は仲裁を拒否し、民事調査請求書に関連する訴訟は当社の元従業員によって告訴されている。カリフォルニア州中部地区の米国連邦地方裁判所は、2018年4月に本件請求を退けた。

2017年2月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区の米国連邦検事局から、メディアケアに加入する患者に助成金を提供する501条(c)項(3)号団体に該当する慈善団体に対する支払に関連する記録の作成を求める召喚状を受領した。複数の製薬会社は、本件及び以下に記載する件に類似の召喚状の受領及び継続中の調査を公式に報告している。

アクテリオン・ファーマスーティカルズ・ユーエス・インク(Actelion Pharmaceuticals US, Inc.)(以下「アクテリオン・ユーエス」という。)は、2016年5月にマサチューセッツ州地区の米国連邦検事局から召喚状を受領し、追加書類の要請を受けた。この召喚状は、メディケアに加入する患者に助成金を提供する501条(c)項(3)号団体に該当する慈善団体に対するアクテリオン・ユーエスの支払に関連する記録の作成を求めるものである。

2017年3月に、JBIは、米国司法省から、REMICADE[®]又はSIMPONI ARIA[®]を購入したりウマチ及び消化器疾患患者に提供している管理及び助言サービスに関する虚偽請求取締法に基づく調査に係る民事調査請求書を受領した。

2017年4月及び9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区の米国連邦検事局から、DARZALEX[®]、OLYSIO[®]、REMICADE[®]、SIMPONI[®]、STELARA[®]及びZYTIGA[®]を対象とする医薬品購入時の自己負担額助成プログラムに広く関係する書類を求める召喚状を受領した。この召喚状は、これらの医薬品と関係のある米国保険福祉省メディケア・メディケイドサービスセンターに報告されるメーカーの平均卸売価格と最安値や、州のメディケイド関連当局へのリベート支払額に関する書類も求めている。

2017年6月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区の米国連邦検事局から、ボストン市の3つの病院におけるデピュー・シンセス・インク脊椎インプラント(DePuy Synthes, Inc. spinal implants)の殺菌に関連する実施状況及び当該病院の外科医と当社従業員とのやりとりに関連する情報を求める召喚状を受領した。

当社は、様々な連邦議会委員会から、議会による進行中の調査に関連する情報を提出するよう求める要求を随時受領している。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、要求された情報を提供することによりかかる調査に協力する方針である。

一般訴訟

2009年6月に、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・インク(以下「OCD」という。)が終了済みの調査に関して米国司法省の反トラスト局から大陪審の召喚令状を受領したことが公表された後に、価格操作に対する損害賠償を求める複数の集団訴訟の訴状が、直接の購入者によってOCDに対して提出された。これらの訴訟は、審理前手続きのためにペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において、訴訟名「血液試薬反トラスト訴訟について(In re Blood Reagent Antitrust Litigation)」として併合された。当初認められた集団訴訟認定の申立てについては、これを不服とする上訴がなされたが、上訴審では当該認定が破棄されたため、差戻しを受けた地方裁判所は、2015年10月に、原告による集団訴訟認定の申立てを再び認めた。2017年7月に、同裁判所は、OCDによる略式判決の申立ての一部を認め、一部を却下する意見を公表した。同裁判所は2005年及び2008年に設定された価格に係る申立てに関する略式判決を認め、2001年に設定された価格に係る申立てに関する略式判決を棄却した。審理は2018年6月に予定されている。2014年にOCDは売却され、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、これらの訴訟によって生じる可能性がある負債を留保した。

2011年6月に、デピュー・オーソペディックス・インク(以下「デピュー」という。)は、1999年開発契約の下でオーソペディックス・ホスピタル(Orthopaedic Hospital)(以下「OH」という。)に対するロイヤリティの支払義務を負っていなかったことに関する確認判決を求めて、OHに対してインディアナ州北部地区の連邦地方裁判所において訴訟を提起した。2012年1月に、OHはカリフォルニア州連邦裁判所に契約違反の訴訟を提起したが、これは後にインディアナ州の訴訟に併合された。2014年2月に、OHは同様の技術に関する特許権侵害訴訟を提起したが、これもインディアナ州の訴訟に併合された。2017年8月に、同裁判所は略式判決にてデピューの申立てを棄却した。審理の日程は現在のところ確定していない。

2016年4月には、カムデン郡のニュージャージー州最高裁判所にて、ジョンソン・エンド・ジョンソン、ジョンソン・エンド・ジョンソン・セールス・アンド・ロジスティックス・カンパニー・エルエルシー(Johnson & Johnson Sales and Logistics Company, LLC)及びマクニールPPC・インク(現JJCI)に対する推定集団訴訟が、ニュージャージー州に居住し、2008年12月から現在までの期間中に、マクニールの様々な市販薬を購入した者を代理して提起された。訴状では、ニュージャージー州の消費者詐欺防止法(Consumer Fraud Act)違反が主張されている。却下の申立てが認められ、修正訴状が提出されたことを受け、2017年5月に、裁判所は、修正訴状を却下する申立てを棄却した。証拠開示手続きは進行中である。

2014年5月に、集団訴訟とされる2件の訴訟がジョンソン・エンド・ジョンソンとジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・カンパニーズ・インク(現JJCI)に対して連邦裁判所(1件はカリフォルニア州中部地区の米国連邦地方裁判所、もう1件はイリノイ州南部地区の米国連邦地方裁判所)で提起され、JOHNSON'S[®] ベビー・パウダー及びJOHNSON'S[®] シャワー・トゥ・シャワー(JJCIでは既に販売していない商品)に含まれるタルクに関連するとされる健康リスクを公表しなかったとして、消費者詐欺防止法の違反を主張している。両訴訟とも差止めによる救済と金銭的損害賠償を求めている。どちらの訴訟にも人身傷害に関する請求は含まれていない。2016年10月に、両訴訟とも、新規に組成された連邦広域係属訴訟の一部として、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所に移送された。2017年7月に、裁判所は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJJCIによる当該訴訟のうち1件の却下の申立てを認め、原告はこれに上訴した。2017年9月に、2件目の訴訟の原告は訴訟を取り下げた。2018年3月に、2件目の訴訟の原告はイリノイ州裁判所に再訴した。

2014年8月に、米国税関・国境警備局(United States Customs and Boarder Protection)(以下「US CBP」という。)は、ヤンセン・オーソ・エルエルシー(Janssen Ortho LLC)(以下「ヤンセン・オーソ」という。)がダルナビルエタノール付加物(PREZISTA[®]に含まれる医薬品有効成分)の米国への輸入に関連して不適切な分類をしたとして罰則金を科す、罰則金通知(Penalty Notice)を発行した。2014年10月に、ヤンセン・オーソは、当該罰則金通知に対して、救済申請を提出した。2015年5月に、US CBPは多額の罰金を課す修正罰則金通知を発行し、2015年7月にヤンセン・オーソは救済申請を提出した。

2015年3月及び4月に、コンタクトレンズ患者は、コンタクトレンズの小売価格を固定する垂直的及び水平的共謀を主張し、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク(以下「JJVCI」という。)及びその他のコンタクトレンズ製造会社、販売業者及び小売業者に対して30を超える推定集団訴訟を米国各地のいくつかの裁判所において提起した。訴状では、製造会社が製造会社間並びに特定の販売業者及び小売業者の間で、顧客に販売されるコンタクトレンズの価格に関して協定が成立していたと主張されている。原告は損害賠償及び差止めによる救済を求めている。全ての集団訴訟は、2015年6月に、フロリダ州中部地区の米国連邦地方裁判所へ移送された。原告は、2015年11月に併合集団訴訟の訴状を提出した。2016年6月に、裁判所は、JJVCI及び他の被告による棄却の申立てを退けた。証拠開示手続きは継続中である。2017年3月に、原告は集団訴訟認定を申し立てた。集団訴訟認定に関する審理は2018年7月に予定されている。

2015年8月に、第三者である2名の支払者は、ルイジアナ州東部地区の米国連邦地方裁判所において、ヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー、ヤンセン・オーソ・エルエルシー、JPI、オーソ・マクニール・ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals Inc.)並びにジョンソン・エンド・ジョンソン(及び一部のバイエルの企業)に対して、被告は、リスクを完全に開示することなく、XARELTO[®]はより安価な代替治療薬よりも安全で効果が高いとの不適切な販売及び宣伝を行ったとして集団訴訟とされる訴訟を提起した。当該訴状は、損害賠償を求めるものである。

2017年5月に、集団訴訟とされる1件の訴訟が、ライフスキャン・インク(Lifescan Inc.)、ジョンソン・エンド・ジョンソン、その他の糖尿病用テストストリップ製造会社及び一部の薬剤給付管理者(以下「PBM」という。)に対して、ワシントン州西部地区の米国連邦地方裁判所で提起された。訴状では、製造元がPBMに支払った非公開のリポート及びその他のインセンティブにより、血糖値を測定するテストストリップの価格が高騰し、それを消費者が支払うことになったと主張されている。訴状にはRICO法、ERISA法及び州消費者保護に関する請求が含まれている。当該訴状は、衡平法上の救済と損害賠償を求めるものである。2017年11月に、当該訴訟はニュージャージー州地区の連邦地方裁判所への移送命令を受けた。

2017年5月に、ロンザ・セールス・アーゲー(Lonza Sales AG)(以下「ロンザ」という。)は、ロンドン国際仲裁裁判所において、ヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」という。)との仲裁申立書(Request for Arbitration)を提出した。ロンザは、ヤンセンがダラムマブの製造に使用するロンザの技術の一部をロンザの同意なしにサブライセンスしたことにより、2005年の両社の契約に違反したと主張している。ロンザは金銭的損害賠償を求めている。

2017年9月に、ストラテジック・プロダクツ・グループ・インク(Strategic Products Group, Inc.)(以下「SPG」という。)はフロリダ州北部地区(ペンサコラ地区)の連邦地方裁判所において、ライフスキャン・インク(Lifescan, Inc.)及びライフスキャン・スコットランド・リミテッド(Lifescan Scotland, Ltd.)(以下「ライフスキャン」と総称する。)に対する反トラスト法に関する申立てを行った。ユニストリップ血糖値試験紙の唯一の販売業者であるSPGは、ライフスキャンの特定の血糖値試験器と互換性のある血糖値試験紙の市場をライフスキャンが独占している又は独占しようとしていると主張しており、損害賠償を求めている。

2017年9月に、ファイザー・インク(以下「ファイザー」という。)はペンシルベニア州東部地区の連邦地方裁判所において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びヤンセン・バイオテック・インク(以下、本セクションにおいて「ヤンセン」と総称する。)に対する反トラスト法に関する申立てを行った。ファイザーは、ヤンセンのREMICADE[®]の契約戦略は連邦反トラスト法に違反していると主張している。当該申立ては損害賠償及び差止めによる救済を求めている。

2017年9月以降、ヤンセンに対し、ヤンセンのREMICADE[®]の契約戦略が連邦及び州の反トラスト法及び消費者法に違反したとする複数の推定集団訴訟が損害賠償及び差止めによる救済を求めて提起された。2017年11月に、当該訴訟は審理前手続きのため、ペンシルベニア州東部地区の連邦地方裁判所へ訴訟名「レミケイド反トラスト訴訟について(In re Remicade Antitrust Litigation)」として併合された。

2017年10月に、特定の米軍人及びその家族は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社を含む多くの医薬及び医療機器会社が米国反テロリズム法に違反したと主張する申立てを行った。申立てによると、被告がイラク厚生省と締結した医薬及び医療機器契約に従い、販売業務を通じてテロリスト組織に資金を提供したと主張している。

2017年4月に、アンドーバー・ヘルスケア・インク(Andover Healthcare, Inc.)は、マサチューセッツ州地区の連邦地方裁判所においてジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インクに対し、ランハム法(Lanham act)訴訟を提起した。アンドーバーは、COACH[®]スポーツ・ラップ、BAND-AID[®]ブランドのSECURE-FLEX[®]ラップ及びBAND-AID[®]ブランドのHURT-FREE[®]ラップにある「天然ゴムラテックスは使用されていない」との商品説明は虚偽であると主張している。アンドーバーは実際の損害賠償及びこれに係る判決前利息、不当利得の返還、3倍賠償、弁護士費用並びに差止めによる救済を求めている。

2018年2月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンがタルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSONS[®]ベビー・パウダー)にアスベストが含有されているとの適切な開示を怠ったことから連邦証券法に違反したとして、ニュージャージー州地区の連邦裁判所において証券集団訴訟が提起された。当該訴訟は人身傷害に係る広域係属訴訟を管理する地方裁判所判事に割り当てられた。

ジョンソン・エンド・ジョンソン又はその子会社は、一般にスーパーファンド(Superfund)法として知られる包括的環境対処・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act)、及び類似の州、地方自治体又は外国の法律に基づき提起された多数の訴訟(かかる訴訟において求められている主な救済は、過去及び/又は将来の改善の費用である。)の当事者でもある。

4 【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違】

本書記載の連結財務書類は米国で一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計慣行に準拠して作成されている。従って、日本で一般に公正妥当と認められた会計原則と相違する場合がある。主たる相違点は次の通りである。

(1) 収益認識基準

米国においては、会計基準成文化(以下「ASC」という。)605「収益認識」に従い、収益は、(1)契約締結の確証が存在する、(2)製品等の引渡し、あるいはサービスの提供がなされている、(3)買主に対する売主の価格が決定されているか、あるいは確定できる、(4)代金の回収可能性が合理的に保証されている、といった要件全てが満たされた場合に認識される。

日本においては、ASC 605に類似する明示的な規定はないが、企業会計原則により、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の提供がされたときに収益を認識している。

(2) 販売奨励金及び取引促進費

米国においては、ASC 605「収益認識」に従い、販売奨励金及び取引促進費は販売費及び一般管理費から売上高の控除又は売上原価の増加へ組み替えられている。

日本においては、販売奨励金及び取引促進費は一般的に販売費及び一般管理費に含まれる。

(3) のれん及びその他の無形固定資産

米国においては、企業結合会計の取得法により、買収価額(引受負債の公正価額を含む。)が被買収会社の買収時における純資産の公正価値を超える額は、のれんに計上される。ASC 350「無形固定資産 - のれん及びその他」に従い、のれん及び利用期間が確定できない無形固定資産は償却されずに、少なくとも年に一度、又は一定の事象が生じた際に、減損の有無が判定される。ASC 350はまた、のれんの潜在的な将来の減損を評価するために報告単位で識別することを要求している。

日本においては、のれんについて「企業結合に関する会計基準」が適用されており、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。また、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

(4) 年金

米国においては、ASC 715「報酬 - 退職給付」により、年金費用は勤務費用、利子費用、年金資産の実際収益、過去勤務債務の償却及びその他について表している。数理計算上の純損益が期首時点での予測給付債務(以下「PBO」という。)と年金資産の市場価格のいずれか大きい方の10%を超えた場合、純損益の償却は純期間年金費用に含まれる(コリドーアプローチ)。また、PBOが年金資産の市場価格を超過する場合、雇用主は超過額を未積立の予測給付債務として負債に計上する。年金資産の市場価格がPBOを超過する場合、雇用主は超過額を積立超過の予測給付債務として資産に計上する。純期間年金費用の1項目として即時に認識されない損益は、発生時にその他の包括利益の増加又は減少として認識しなければならない。これらの損益はその後、ASC 715の償却条項に従い純期間年金費用の1項目として認識される。

日本においては、「退職給付に関する会計基準」が適用されており、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は貸借対照表に認識され、過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累積額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。コリドーアプローチは認められない。

(5) 年金以外の退職後給付

米国においては、ASC 715「報酬 - 退職給付」が退職後給付に関する費用を現金主義でなく発生主義により認識することを要求している。

また、ASC 715により、正味期間退職後給付費用として認識されていない未認識損益は税効果考慮後の金額でその他の包括利益の1項目として計上することとされている。

日本においては、当該費用は発生時に認識される。

(6) 長期性資産の減損

米国においては、ASC 360「有形固定資産」により、長期性資産は事業又は状況の変化が帳簿価額を回収できない可能性を示す場合(例、将来予測キャッシュ・フローが資産の帳簿価額を下回る場合)、その都度減損が生じていないか見直しを要求されている。減損が必要な場合は、長期性資産の公正価値を帳簿価額が超過する額により長期性資産の減損費用が計上される。ASC 360は長期性資産の定義から、ASC 350「無形固定資産 - のれん及びその他」に準拠して償却されないのれん及びその他の耐用年数が確定できない無形固定資産を除外している。

日本においては、長期性資産の減損会計について「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、処分予定の資産を区分していないこと、減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額(資産の正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額)を使用していること等の差異はあるが、根本的な考え方はASC 360と大きな差異はない。

(7) 撤退あるいは処分活動に関する費用

米国においては、ASC 420「事業の撤退又は処分費用の債務」は、撤退あるいは処分活動に関連する費用の債務につき、債務が生じた期間に認識することを求めている。公正価値を合理的に見積もることができないまれな場合には、公正価値の合理的な見積りが可能な期間に初めて債務を認識することが求められる。

日本においては、撤退あるいは処分活動に関する費用に関する包括的な会計基準は設定されていないが、そのような費用は発生時に費用として認識される。

(8) 債務保証

米国においては、ASC 460「保証」は、特定の種類の保証を提供する際の保証人の会計処理及び開示に関連している。ASC 460は、保証提供時にその保証の下で引き受けた債務の公正価値で負債を認識することを要求している。

日本において債務保証は、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行われず、財務諸表において注記として開示される。

(9) 変動持分事業体の連結

米国においては、ASC 810「連結」が、事業体の変動持分事業体を連結すべきかどうかの判断基準、並びに第一受益者によって連結されるべき報告事業体の判断基準を定めている。

日本においては、(1)他の会社の議決権の過半数を所有している場合、(2)他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、高い比率の議決権を所有しており、かつ、意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合のいずれかの場合に連結されることが要求される。なお、投資事業組合の連結については企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」が適用されている。実務対応報告第20号は、企業に投資事業組合に対する支配及び影響に関する要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することを要求している。ただし、変動持分事業体の連結に関する会計基準はない。

(10) 利子費用の資産化

米国においては、ASC 835「利子」により、適格な支払利息を以下の種類の資産の一部として資産計上することが要求されている。すなわち、(1)事業体の使用のために建設又は生産された資産(第三者が事業体のために建設又は生産した資産のうち、前払いや出来高支払いがなされたものを含む。)、(2)別のプロジェクトとして建設又は生産された、売却又はリース目的の資産、及び(3)持分法による投資(持分、貸付金及び前渡金)(但し、被投資会社が予定される主要な事業を開始するために必要な活動を実施中であり、被投資会社の活動に事業の適格な資産を取得するための資金の利用が含まれる場合)である。

日本においては、利子費用の資産化についての包括的な会計基準は設定されておらず、特定の資産、業種について規定があるのみである。

(11)負債及び資本双方の性質を有する金融商品

米国においては、ASC 480「負債と資本の区別」により、負債及び資本の両方の特徴を併せ持つ特定の金融商品を発行体がどのように分類及び測定するかの基準を規定している。この基準の対象となる金融商品については、発行体の債務を表すことから、発行体は負債(若しくは状況によっては資産)として区分することが要求されている。

日本においては、負債及び資本双方の性質を有する金融商品についての包括的な会計基準はない。

(12)法人所得税の不確実性の会計処理

米国においては、ASC 740「法人所得税」に基づき、法人所得税法における不確実性に関する会計処理及び報告を明確にしている。当該解釈指針は、法人所得税申告においてとる又はとると予想される不確実な税務ポジションの財務書類における認識、測定、表示及び開示に関する包括的モデルについて規定している。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は設定されていない。

(13)公正価値の測定

米国においては、ASC 820「公正価値の測定及び開示」が、公正価値を定義し、公正価値の測定に係る枠組みを確立し、さらに、公正価値測定に関する特定の開示を要求している。ASC 825「金融商品」は、適格な金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを認めている。さらに、当該基準に従い、企業はその選択日に個々の適格な項目について公正価値オプションを選択するかどうかを決定できる。あるいは企業は、特定の適格な項目について従前の方針に従い公正価値オプションを選択することもできる。

日本においては、特定の有価証券やデリバティブ取引を除き、公正価値に関する詳細な基準は制定されていない。また、金融資産及び金融負債について公正価値オプションは認められていない。

(14)株式報酬

米国においては、ASC 718「報酬 - 株式報酬」により、全てのタックス・ベネフィット及び未払税金の超過額は、法人税等の減額又は増額として認識することが求められる。タックス・ベネフィット又は未払税金は、営業活動によるキャッシュ・インフロー/アウトフローとして分類・表示されることが求められている。また、税務当局に対して支払われた従業員の株式に基づく報酬に係る現金は全て、財務活動によるキャッシュ・フローとして分類すべきことが明確化されている。さらに、希薄化後の1株当たり当期純利益の計算において、買戻し可能な株式に自己株式方式を適用する場合、見込まれる収入にはタックス・ベネフィット超過額が含まれないことになる。当社は、2016年度第2四半期において当該基準を適用した。

日本においては、企業会計基準委員会 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」が適用される。ただし、上記のような明示的な規定はない。

(15)債券発行費用

米国においては、ASC 835「利息」により、資産計上された債券発行費用を、繰延費用として分類する代わりに、債券の帳簿価額からの控除として表示することが求められる。

日本においては、債券発行費用は、原則として、支出時に費用（営業外費用）として処理する。ただし、債券発行費用を繰延資産に計上することができる。この場合には、債券の償還までの期間にわたり利息法により償却をしなければならない。

第 7 【外国為替相場の推移】

当社の財務書類の表示に用いられた通貨(米ドル)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

第 8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 株主名簿への登録

新株式は、その株主の名義で当社の株主名簿上に登録される。

2 株式の譲渡の手続き

当社の名簿上において、当社の株式の譲渡は、(1) 登録株主が、本人、正式に授権された代理人又はかかる株式の相続、譲渡若しくは移転の権限及びこれらの場合における対応する株式数の株券の消却の正式な証明となるものを提示する者による、適切な株券の提示及び引渡しによるか又は (2) 株券の発行されない株式の場合、登録株主若しくは正式に授権された代理人により適切な譲渡指示を受領するか又は当該株式の相続、譲渡若しくは移転の権限の正式な証明となるものを提示することによってのみ行われるものとする。

3 株主に対する通知

当社は、株主に対して、株主名簿上に記載されたその住所宛てに通知を送付することにより、通知をなすものとする。

4 株主による議決権行使の手続き

株主総会開催通知は、総会開催日に指定された日の10日以上60日以内に(当社の付属定款に規定される場合を除く。)、かかる総会の開催日時、場所及び目的を記載した書面又は印刷物にて、議決権を有する各登録株主宛てに郵便、電報、無線電報、テレックス又は海外電報で送付されるものとする。

5 配当支払の手続き及び基準日

当社は、取締役会決議により、株主に対して配当を支払うものとする。配当支払のための基準日は、取締役会により決定され、その支払基準日現在の株主名簿上の株主に対して配当が支払われる。

6 株主名簿管理人及び名義書換取扱場所

当社は、日本には、株主名簿管理人又は名義書換取扱場所を設けていない。

7 会計年度の終了日

毎年12月末日直近の日曜日。

8 公告

株式に関する公告は、日本においてなされない。

9 株式の譲渡制限

なし。

10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

日本国の居住者である個人であって当社の株式(以下本第10項において「本株式」という。)を保有する当社の実質株主(以下本第10項において「個人株主」という。)が、日本における取引口座を通じて取得し保有する本株式について、日本における支払の取扱者を通じて交付を受ける配当及びかかる本株式の売買損益に係る所得税・地方住民税、並びに個人株主が保有する本株式について相続が開始した場合における相続税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下の通りである。但し、所得税・地方住民税に関する以下の記述は、(イ)本株式が上場株式であり、かつ(ロ)個人株主は、本株式について支払われる配当については日本における支払の取扱者を通じて交付を受けることを前提とするものであって、(イ)又は(ロ)のいずれかの前提を満たさない可能性がある場合について記述するものではない。

なお、以下の記述は、本書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであるに過ぎない。また、以下の記述の内容は、適用ある諸法令の改正により変更されることがあり、かつ例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合がある。課税上の取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

(1) 配当

個人株主が日本における支払の取扱者を通じて交付を受ける配当については、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税の額(もしあれば)を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常20%(所得税15%及び地方住民税5%)に復興特別所得税(但し、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計20.315%の税率で、源泉徴収(地方住民税については特別徴収)により課税される(この源泉徴収を、以下「支払取扱者源泉徴収」という。)

個人株主が受領した本株式の配当について支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、当該配当の金額については、確定申告を要する所得に含めないことができるとされているので、かかる個人株主が本株式について受領する配当に関しては、日本で累進税率(最高限界税率は、所得税と地方住民税を合計した55%に復興特別所得税(但し、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計55.945%である。)により総合課税の対象となる課税所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度(以下「配当申告分離課税」という。)を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記の総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、適用ある法令に定める要件及び制限に従って当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。さらに、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税が選択された場合の損益通算の対象に、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子、平成28年1月1日以後に償還された特定公社債の償還差損益、及び平成28年1月1日以後に譲渡された特定公社債の譲渡損益等が原則として含まれることになる。他方、個人株主が本株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20%(所得税15%及び地方住民税5%)に復興特別所得税(但し、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計20.315%である。

なお、個人株主が本株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた本株式の配当に課された米国源泉所得税(もしあれば)は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた本株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された所得税額は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、申告納付すべき所得税の額から控除される。

(2) 売買損益

個人株主による本株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様である。

(3) 相続税・贈与税

日本に住所を有する個人、又は日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人、相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）又は贈与をした者が、相続若しくは遺贈に係る相続の開始又は贈与前10年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）若しくは日本国籍を有しない個人（相続若しくは遺贈に係る被相続人又は贈与をした者が、相続若しくは遺贈に係る相続開始若しくは贈与の時において日本に住所を有していた場合又は相続若しくは遺贈に係る相続の開始若しくは贈与前10年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）が、本株式を相続するか若しくは本株式の遺贈を受けるか又は本株式について贈与を受けた場合には、日本に住所を有する一時居住者（相続開始の時又は贈与の時において出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格を有する者であって相続の開始前又は贈与前15年以内において日本に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。）である個人が一時居住被相続人（相続開始の時において上記在留資格を有し、かつ、日本に住所を有していたものであって相続の開始前15年以内において日本に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。）又は一時居住贈与者（贈与の時において上記在留資格を有し、かつ、日本に住所を有していた贈与をした者であって贈与前15年以内において日本に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。）から相続若しくは遺贈又は贈与により本株式を取得した場合その他一定の場合を除き、原則として日本の相続税法に基づき相続税又は贈与税が課されるが、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国で課された相続税又は贈与税に相当する税の税額につき控除が認められる場合がある。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2 【その他の参考情報】

当社は、当該事業年度の開始日から本書の提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長殿に提出している。

書類名	提出日
(1) 臨時報告書 (金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書)	平成29年4月11日
(2) 有価証券届出書 (ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式の取得に係 る新株予約権証券の2017年に行われた募集に係る有価証券届出書)	平成29年5月9日
(3) 有価証券報告書 (自平成28年1月4日至平成29年1月1日)	平成29年6月30日
(4) 半期報告書 (自平成29年1月2日至平成29年7月2日)	平成29年9月29日
(5) 訂正報告書 (自平成28年1月4日至平成29年1月1日)	平成30年3月27日
(6) 臨時報告書 (金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書)	平成30年5月1日
(7) 有価証券届出書 (ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式の取得に係 る新株予約権証券の2018年に行われた募集に係る有価証券届出書)	平成30年5月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)
独立登録会計事務所の監査報告書

ジョンソン・エンド・ジョンソン
株主及び取締役会 各位

財務書類及び財務報告に関する内部統制に対する意見

私どもは、添付のジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社の2017年12月31日及び2017年1月1日現在の連結貸借対照表、2017年12月31日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに関連する注記(以下「連結財務書類」と総称する。)の監査を行った。私どもはまた、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が公表した「内部統制—統合的枠組み(2013年)」で定められている基準に基づいて、2017年12月31日現在の会社の財務報告に関する内部統制の監査を行った。

私どもの意見によれば、上記の連結財務書類は、全ての重要な点において、会社の2017年12月31日及び2017年1月1日現在の財政状態、並びに2017年12月31日に終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。さらに、私どもの意見によれば、会社は2017年12月31日現在、COSOが公表した「内部統制—統合的枠組み(2013年)」で定められている基準に基づいて、全ての重要な点において、財務報告に関する有効な内部統制を維持していた。

会計方針の変更

連結財務書類に対する注記1に記載の通り、会社は2016年度において株式に基づく報酬の特定の要素について会計処理と表示の方法を変更した。

監査意見の根拠

これらの連結財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持、並びに添付されている「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」に含まれる財務報告に関する内部統制の有効性の評価についての責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、会社の連結財務書類及び会社の財務報告に関する内部統制について意見を表明することである。私どもは公開企業会計監視委員会(米国)(以下「PCAOB」という。)に登録している会計事務所であり、米国連邦証券法並びに証券取引委員会及びPCAOBの適正規則及び規程に準拠して、会社に対して独立性を保持していることが求められる。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、連結財務書類に誤謬又は不正による重要な虚偽の表示がないかどうか、及び財務報告に関する有効な内部統制が全ての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

私どもの連結財務書類の監査は、誤謬又は不正による連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価手続及び当該リスクに対応した手続の実施が含まれる。かかる手続には、連結財務書類の金額及び開示に関する証拠の試査による検証が含まれる。私どもの監査には、適用された会計原則及び経営陣が行った重要な見積の検討、並びに連結財務書類全体としての表示に関する評価も含んでいる。私どもの財務報告に関する内部統制の監査は、財務報告に関する内部統制についての理解を得ること、重要な欠陥の存在に関するリスクの評価、並びに評価したリスクに基づいた内部統制の整備及びその運用状況の有効性の検証及び評価を含んでいる。私どもの監査は、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続の実施も含んでいる。私どもは、私どもの監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供していると確信している。

財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書に記載の通り、2017年度において会社はアボット・メディカル・オプティクス及びアクテリオン・リミテッドを買収により取得したため、経営陣はこれらの会社を、2017年12月31日現在の会社の財務報告に関する内部統制評価から除外している。また、私どもはアボット・メディカル・オプティクス及びアクテリオン・リミテッドを、財務報告に関する内部統制監査から除外している。アボット・メディカル・オプティクス及びアクテリオン・リミテッドは完全子会社であり、経営陣の財務報告に関する内部統制評価及び私どもの財務報告に関する内部統制監査から除外されているこれらの総資産は、2017年12月31日現在の関連する連結財務書類上の金額のそれぞれ約1%及び1%、並びに総収益は同日に終了した事業年度の関連する連結財務書類上の金額のそれぞれ約1%及び2%である。

財務報告に関する内部統制の定義及び制限

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するために整備された手続である。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続を含んでいる。()会社の取引及び資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に係るもの、(ii)一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また会社の収入及び支出は会社の経営陣及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに(iii)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分となるか、方針又は手続への準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー
フローハム・パーク、ニュージャージー
2018年2月21日

私どもは少なくとも1920年より、会社の会計監査人として従事している。私どもは会社の会計監査人として従事し始めた年度を特定していない。

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and Board of Directors of Johnson & Johnson

Opinions on the Financial Statements and Internal Control over Financial Reporting

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Johnson & Johnson and its subsidiaries as of December 31, 2017 and January 1, 2017, and the related consolidated statements of earnings, of comprehensive income, of equity, and of cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2017, including the related notes (collectively referred to as the “consolidated financial statements”). We also have audited the Company's internal control over financial reporting as of December 31, 2017, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO).

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2017 and January 1, 2017, and the results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2017 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2017 based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the COSO.

Change in Accounting Principle

As discussed in Note 1 to the consolidated financial statements, the Company changed the manner in which it accounts for and presents certain elements of share based payments in 2016.

Basis for Opinions

The Company's management is responsible for these consolidated financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying Management's Report on Internal Control over Financial Reporting. Our responsibility is to express opinions on the Company's consolidated financial statements and on the Company's internal control over financial reporting based on our audits. We are a public accounting firm registered with the Public Company Accounting Oversight Board (United States) ("PCAOB") and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud, and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects.

Our audits of the consolidated financial statements included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

As described in Management's Report on Internal Control over Financial Reporting, management has excluded Abbott Medical Optics and Actelion Ltd. from its assessment of internal control over financial reporting as of December 31, 2017, because they were acquired by the Company in purchase business combinations during 2017. We have also excluded Abbott Medical Optics and Actelion Ltd. from our audit of internal control over financial reporting. Abbott Medical Optics and Actelion Ltd. are wholly-owned subsidiaries whose total assets and total revenues excluded from management's assessment and our audit of internal control over financial reporting represent approximately 1% and 1% of total assets, respectively and approximately 1% and 2% of total revenues, respectively, of the related consolidated financial statement amounts as of and for the year ended December 31, 2017.

Definition and Limitations of Internal Control over Financial Reporting

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

/s/ PricewaterhouseCoopers LLP

Florham Park, New Jersey
February 21, 2018

We have served as the Company's auditor since at least 1920. We have not determined the specific year we began serving as auditor of the Company.

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。